

# 平成 23 年第 2 回定例会会議録

平成23年 第2回菊池市議会定例会会期日程表（会期13日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
6月17日	金	本会議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定 議案上程・提案理由説明
6月18日	土	休 会	（市の休日）
6月19日	日	休 会	（市の休日）
6月20日	月	休 会	議案調査
6月21日	火	本会議	質疑・委員会付託・一般質問
6月22日	水	本会議	一般質問
6月23日	木	本会議	一般質問
6月24日	金	委員会	総務文教常任委員会（第1委員会室） 福祉厚生常任委員会（第2委員会室） 経済建設常任委員会（第4委員会室）
6月25日	土	休 会	（市の休日）
6月26日	日	休 会	（市の休日）
6月27日	月	委員会	総務文教常任委員会（第1委員会室） 経済建設常任委員会（第4委員会室）
6月28日	火	休 会	議事整理
6月29日	水	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣言

## 平成23年 第2回菊池市議会定例会会議録（目次）

<b>6月17日（金曜日）本会議</b>		<b>頁</b>
1. 議事日程第1号	55	55
2. 本日の会議に付した事件	56	56
3. 出席議員氏名	58	58
4. 欠席議員氏名	59	59
5. 説明のため出席した者の職氏名	59	59
6. 事務局職員出席者	59	59
7. 開 会	60	60
8. 開 議	63	63
9. 日程第1 会議録署名議員の指名	63	63
10. 日程第2 会期の決定	63	63
11. 日程第3 企業誘致促進特別委員会の中間報告	64	64
12. 日程第4 議案第54号から議案第66号まで一括上程・説明	66	66
13. 日程第5 議案第67号上程・説明・質疑・討論・採決	75	75
14. 日程第6 議案第68号上程・説明・質疑・討論・採決	76	76
15. 日程第7 議案第69号上程・説明・質疑・討論・採決	77	77
16. 日程第8 議案第70号から議案第74号まで上程・説明・質疑・討論・採決	79	79
17. 日程第9 議案第75号上程・説明・質疑・討論・採決	81	81
18. 日程第10 報告第5号から報告第8号まで一括上程・報告	82	82
19. 日程第11 請願第1号から請願第3号まで及び陳情第1号一括上程	85	85
20. 日程通告 散会	85	85
 <b>6月18日（土曜日）休会</b>		
<b>6月19日（日曜日）休会</b>		
<b>6月20日（月曜日）休会</b>		
 <b>6月21日（火曜日）本会議</b>		<b>頁</b>
1. 議事日程第2号	89	89
2. 本日の会議に付した事件	89	89
3. 出席議員氏名	89	89
4. 欠席議員氏名	90	90

5. 説明のため出席した者の職氏名	90
6. 事務局職員出席者	90
7. 開 議	91
8. 日程第1 質疑	91
(1) 東 裕人君質疑	91
○教育長 倉原久義君答弁	92
東 裕人君再質問	95
○教育長 倉原久義君答弁	95
9. 日程第2 委員会付託	96
10. 日程第3 一般質問	98
(1) 怒留湯健蓉さん質問	98
職員の人事管理と人事行政運営について	98
○総務部長 谷口 誠君答弁	99
怒留湯健蓉さん再質問	99
○総務部長 谷口 誠君答弁	102
○副市長 永田明紘君答弁	103
怒留湯健蓉さん再々質問	103
○総務部長 谷口 誠君答弁	105
○市長 福村三男君答弁	106
(2) 怒留湯健蓉さん質問	107
人事評価制度について	107
○総務部長 谷口 誠君答弁	108
怒留湯健蓉さん再質問	109
○総務部長 谷口 誠君答弁	110
怒留湯健蓉さん再々質問	111
○総務部長 谷口 誠君答弁	113
○市長 福村三男君答弁	114
昼食休憩	114
開 議	115
(1) 城 典臣君質問	115
安心安全な防災対策について	115
○総務部長 谷口 誠君答弁	116
城 典臣君再質問	118
○総務部長 谷口 誠君答弁	119

城 典臣君再々質問	120
○市長 福村三男君答弁	120
(2) 城 典臣君質問	121
買い物弱者の支援について	121
○経済部長 平野國臣君答弁	121
城 典臣君再質問	123
○市民部長 宮本誠一君答弁	123
城 典臣君再々質問	124
○市長 福村三男君答弁	125
(3) 城 典臣君質問	125
各種事業の進捗状況について	125
○企画部長 野口祐成君答弁	126
○建設部長 山田憲章君答弁	128
城 典臣君再質問	129
○企画部長 野口祐成君答弁	129
休憩	129
開 議	129
(1) 樋口正博君質問	130
菊池市総合防災訓練実施について	130
○総務部長 谷口 誠君答弁	131
○市長 福村三男君答弁	131
樋口正博君再質問	132
○総務部長 谷口 誠君答弁	132
樋口正博君再々質問	133
○総務部長 谷口 誠君答弁	133
(2) 樋口正博君質問	134
環境エネルギー政策について	134
○企画部長 野口祐成君答弁	135
樋口正博君再質問	136
休憩	137
開 議	137
○企画部長 野口祐成君答弁	138
(3) 樋口正博君質問	138
温泉施設使用料等請求訴訟の和解事案について	139

○総務部長 谷口 誠君答弁	139
(1) 工藤圭一郎君質問	140
光回線の契約について	140
○企画部長 野口祐成君答弁	141
工藤圭一郎君再質問	142
○企画部長 野口祐成君答弁	143
工藤圭一郎君再々質問	144
○市長 福村三男君答弁	144
(2) 工藤圭一郎君質問	144
高齢者向けの配食サービスについて	144
○市民部長 宮本誠一君答弁	145
工藤圭一郎君再質問	145
○市民部長 宮本誠一君答弁	146
工藤圭一郎君再々質問	146
○市長 福村三男君答弁	147
(3) 工藤圭一郎君質問	147
高齢者の入所施設等について	147
○市民部長 宮本誠一君答弁	147
工藤圭一郎君再質問	148
○市民部長 宮本誠一君答弁	149
工藤圭一郎君再々質問	149
○市長 福村三男君答弁	149
休 憩	150
開 議	150
(1) 泉田栄一朗君質問	150
レジ袋有料化について	150
○市民部長 宮本誠一君答弁	151
泉田栄一朗君再質問	152
○市長 福村三男君答弁	152
(2) 泉田栄一朗君質問	153
節電対策について	153
○市民部長 宮本誠一君答弁	154
泉田栄一朗君再質問	155
○総務部長 谷口 誠君答弁	155

(3) 泉田栄一郎君質問	155
職員採用について	155
○総務部長 谷口 誠君答弁	155
泉田栄一郎君再質問	156
○総務部長 谷口 誠君答弁	157
泉田栄一郎君再々質問	159
休 憩	159
開 議	159
○総務部長 谷口 誠君答弁	159
(4) 泉田栄一郎君質問	160
専門職職員の活用について	160
○総務部長 谷口 誠君答弁	160
泉田栄一郎君再質問	160
○市長 福村三男君答弁	161
(5) 泉田栄一郎君質問	162
公園づくりについて	162
○建設部長 山田憲章君答弁	163
11. 日程通告 散会	164

<b>6月22日（水曜日）本会議</b>	<b>頁</b>
1. 議事日程第3号	167
2. 本日の会議に付した事件	167
3. 出席議員氏名	167
4. 欠席議員氏名	168
5. 説明のため出席した者の職氏名	168
6. 事務局職員出席者	168
7. 開 議	169
発言の申し出	169
8. 日程第1 一般質問	169
(1) 東 裕人君質問	169
市長の政治姿勢・認識について	169
○市長 福村三男君答弁	170
東 裕人君再質問	174
○市長 福村三男君答弁	175

東 裕人君再々質問	176
○市長 福村三男君答弁	177
(2) 東 裕人君質問	178
指定管理者制度について	178
○総務部長 谷口 誠君答弁	178
東 裕人君再質問	179
○総務部長 谷口 誠君答弁	179
東 裕人君再々質問	180
○総務部長 谷口 誠君答弁	180
(3) 東 裕人君質問	181
公立保育所民営化問題について	181
○市民部長 宮本誠一君答弁	181
東 裕人君再質問	181
○市民部長 宮本誠一君答弁	182
東 裕人君再々質問	185
○市民部長 宮本誠一君答弁	185
休 憩	186
開 議	186
発言の申し出	186
(1) 坂井正次君質問	186
新市建設計画と社会資本整備総合交付金事業	186
○企画部長 野口祐成君答弁	187
坂井正次君再質問	188
○企画部長 野口祐成君答弁	188
(2) 坂井正次君質問	189
企業誘致について	189
○企画部長 野口祐成君答弁	190
坂井正次君再質問	190
○建設部長 山田憲章君答弁	191
○副市長 永田明紘君答弁	191
○市長 福村三男君答弁	191
(3) 坂井正次君質問	192
ブランド推進について	192
○経済部長 平野國臣君答弁	193



坂井正次君再質問	193
○市長 福村三男君答弁	194
坂井正次君再々質問	195
○市長 福村三男君答弁	196
(4) 坂井正次君質問	197
入札について	197
○総務部長 谷口 誠君答弁	197
坂井正次君再質問	198
○総務部長 谷口 誠君答弁	198
坂井正次君再々質問	198
○総務部長 谷口 誠君答弁	199
(5) 坂井正次君質問	200
グラウンド使用について	200
○教育長 倉原久義君答弁	200
昼食休憩	201
開 議	201
(1) 中原 繁君質問	201
田島工業団地について	201
○企画部長 野口祐成君答弁	202
中原 繁君再質問	203
○企画部長 野口祐成君答弁	203
(2) 中原 繁君質問	203
べんりカーについて	203
○企画部長 野口祐成君答弁	204
中原 繁君再質問	204
○市長 福村三男君答弁	205
(3) 中原 繁君質問	205
九州産廃との調停について	205
○総務部長 谷口 誠君答弁	206
中原 繁君再質問	207
○総務部長 谷口 誠君答弁	207
中原 繁君再々質問	207
休 憩	208
開 議	208

○総務部長 谷口 誠君答弁	208
(1) 中山繁雄君質問	209
市の情報発信について	209
○総務部長 谷口 誠君答弁	209
中山繁雄君再質問	209
○経済部長 平野國臣君答弁	210
(2) 中山繁雄君質問	211
菊池の観光振興について	211
○企画部長 野口祐成君答弁	212
中山繁雄君再質問	212
○企画部長 野口祐成君答弁	212
(3) 中山繁雄君質問	213
防災について	213
○総務部長 谷口 誠君答弁	213
休憩	214
開議	214
(1) 葛原勇次郎君質問	214
福島原発の事故と菊池市電力の関係について	215
○総務部長 谷口 誠君答弁	215
葛原勇次郎君再質問	216
○総務部長 谷口 誠君答弁	216
葛原勇次郎君再々質問	217
○総務部長 谷口 誠君答弁	218
(2) 葛原勇次郎君質問	218
農山村の活性化について	218
○企画部長 野口祐成君答弁	218
葛原勇次郎君再質問	219
○企画部長 野口祐成君答弁	220
葛原勇次郎君再々質問	220
○市長 福村三男君答弁	221
(1) 大賀慶一君質問	222
本市の災害対策について	222
○総務部長 谷口 誠君答弁	222
大賀慶一君再質問	223

○総務部長 谷口 誠君答弁	224
○教育長 倉原久義君答弁	225
大賀慶一君再々質問	225
○市長 福村三男君答弁	226
(2) 大賀慶一君質問	227
合併浄化槽の使用料金について	227
○建設部長 山田憲章君答弁	227
大賀慶一君再質問	228
○建設部長 山田憲章君答弁	229
大賀慶一君再々質問	230
○市長 福村三男君答弁	230
休 憩	231
開 議	231
(1) 隈部忠宗君質問	231
本市の活性化について	231
○総務部長 谷口 誠君答弁	232
○教育長 倉原久義君答弁	234
隈部忠宗君再質問	234
○企画部長 野口祐成君答弁	236
○総務部長 谷口 誠君答弁	237
○教育長 倉原久義君答弁	237
隈部忠宗君再々質問	238
○市長 福村三男君答弁	239
(2) 隈部忠宗君質問	239
「稼げる農業」をどう実現するか	239
○経済部長 平野國臣君答弁	240
隈部忠宗君再質問	240
○経済部長 平野國臣君答弁	241
隈部忠宗君再々質問	241
○市長 福村三男君答弁	242
9. 日程通告 散会	243
<b>6月23日(木曜日)本会議</b>	頁
1. 議事日程第4号	247

2. 本日の会議に付した事件	247
3. 出席議員氏名	247
4. 欠席議員氏名	248
5. 説明のため出席した者の職氏名	248
6. 事務局職員出席者	248
7. 開 議	249
発言の申し出	249
8. 日程第1 一般質問	249
(1) 坂本昭信君質問	249
中小企業振興基本条例について	249
○総務部長 谷口 誠君答弁	249
坂本昭信君再質問	250
○総務部長 谷口 誠君答弁	251
坂本昭信君再々質問	252
○副市長 永田明紘君答弁	253
○市長 福村三男君答弁	253
(2) 坂本昭信君質問	254
自主防災について	254
○総務部長 谷口 誠君答弁	254
坂本昭信君再質問	255
○総務部長 谷口 誠君答弁	256
(1) ニノ文伸元君質問	257
防災対策について	257
○総務部長 谷口 誠君答弁	258
ニノ文伸元君再質問	259
○総務部長 谷口 誠君答弁	259
ニノ文伸元君再々質問	260
○総務部長 谷口 誠君答弁	260
(2) ニノ文伸元君質問	261
節電について	261
○市長 福村三男君答弁	261
(3) ニノ文伸元君質問	262
教育について	262
○教育長 倉原久義君答弁	264

二ノ文伸元君再質問	264
○教育長 倉原久義君答弁	265
二ノ文伸元君再々質問	266
○教育長 倉原久義君答弁	266
昼食休憩	267
開 議	267
発言の申し出	267
(1) 森 清孝君質問	267
農業生産基盤の維持管理について	267
○経済部長 平野國臣君答弁	268
森 清孝君再質問	269
○経済部長 平野國臣君答弁	269
○市長 福村三男君答弁	270
(2) 森 清孝君質問	270
下水道事業について	270
○建設部長 山田憲章君答弁	270
森 清孝君再質問	272
○建設部長 山田憲章君答弁	272
森 清孝君再々質問	273
○建設部長 山田憲章君答弁	273
(3) 森 清孝君質問	274
市総合計画について	274
○企画部長 野口祐成君答弁	274
森 清孝君再質問	275
○市長 福村三男君答弁	275
(1) 東 英俊君質問	276
本市の農業振興について	277
○経済部長 平野國臣君答弁	279
東 英俊君再質問	281
○経済部長 平野國臣君答弁	283
東 英俊君再々質問	284
○市長 福村三男君答弁	285
(2) 東 英俊君質問	287
道路整備について	287

○建設部長 山田憲章君答弁	287
東 英俊君再質問	288
○建設部長 山田憲章君答弁	288
東 英俊君再々質問	288
○建設部長 山田憲章君答弁	289
(3) 東 英俊君質問	289
公共施設における需用費について	289
○総務部長 谷口 誠君答弁	289
東 英俊君再質問	290
○総務部長 谷口 誠君答弁	290
休憩	291
開議	291
(1) 木下雄二君質問	291
道路整備について	291
○建設部長 山田憲章君答弁	292
(2) 木下雄二君質問	293
子育て支援について	293
○市民部長 宮本誠一君答弁	294
木下雄二君再質問	294
○市長 福村三男君答弁	295
(3) 木下雄二君質問	295
小水力発電について	296
○企画部長 野口祐成君答弁	296
木下雄二君再質問	297
○市長 福村三男君答弁	297
木下雄二君再々質問	298
○市長 福村三男君答弁	298
(4) 木下雄二君質問	299
ゆうり基金について	299
○教育長 倉原久義君答弁	299
木下雄二君再質問	300
○市長 福村三男君答弁	301
(5) 木下雄二君質問	302
老人福祉センターについて	302

○市民部長 宮本誠一君答弁	302
木下雄二君再質問	304
○市長 福村三男君答弁	305
(6) 木下雄二君質問	305
環境問題について	305
○市民部長 宮本誠一君答弁	306
木下雄二君再質問	307
○市長 福村三男君答弁	307
9. 日程通告 散会	308

6月24日(金曜日) 常任委員会(総務文教・福祉厚生・経済建設)

6月25日(土曜日) 休会

6月26日(日曜日) 休会

6月27日(月曜日) 常任委員会(総務文教・経済建設)

6月28日(火曜日) 休会

6月29日(水曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第5号	311
2. 本日の会議に付した事件	311
3. 出席議員氏名	312
4. 欠席議員氏名	312
5. 説明のため出席した者の職氏名	312
6. 事務局職員出席者	313
7. 開 議	314
8. 日程第1 各常任委員長報告	314
・総務文教常任委員長報告	314
・福祉厚生常任委員長報告	316
・経済建設常任委員長報告	317
委員長報告に対する質疑	319
(1) 境 和則君質疑	319
(2) 東 英俊君質疑	321
(3) 東 裕人君質疑	321
討 論	323
(1) 東 裕人君討論	323

採 決	324
討 論	324
(1) 東 裕人君討論	325
採 決	326
9. 日程第2 報告第9号から報告第16号まで上程・報告	326
10. 日程第3 議事第1号 庁舎等検討特別委員会の設置について	333
休 憩	334
開 議	334
11. 日程第4 意見書案第1号上程・説明・質疑・討論・採決	334
討 論	335
(1) 樋口正博君討論	335
採 決	336
12. 日程第5 議員の派遣について	336
13. 日程第6 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	336
14. 閉 会	337



第 1 号

6 月 1 7 日

## 平成23年第2回菊池市議会定例会

### 議事日程 第1号

平成23年6月17日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 企業誘致促進特別委員会の中間報告
- 第4 議案第54号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第55号 菊池市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第56号 菊池市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第57号 平成23年度菊池市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第58号 平成23年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第59号 平成23年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第1号）
- 議案第60号 平成23年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第61号 平成23年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第62号 平成23年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第63号 平成23年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第64号 平成23年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）
- 議案第65号 平成23年度菊池市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第66号 字の区域の変更について
- まで一括上程・説明
- 第5 議案第67号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について  
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第6 議案第68号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第7 議案第69号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第8 議案第70号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつ

- いて
- 議案第 7 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第 7 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第 7 3 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第 7 4 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

- 第 9 議案第 7 5 号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

- 第 1 0 報告第 5 号 繰越明許費繰越計算書について

報告第 6 号 事故繰越し繰越計算書について

報告第 7 号 継続費繰越計算書について

報告第 8 号 専決処分の報告について

まで一括上程・報告

- 第 1 1 請願第 1 号 建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する請願

請願第 2 号 田島工業団地と林原・蘇崎工業団地に関する請願

請願第 3 号 隈府小学校の中学校区割りに関する請願書

陳情第 1 号 住宅の新築・リフォームに対する助成制度の創設を求める陳情書

まで一括上程



## 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 企業誘致促進特別委員会の中間報告

日程第 4 議案第 5 4 号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第 5 5 号 菊池市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5 6 号 菊池市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5 7 号 平成 2 3 年度菊池市一般会計補正予算（第 3 号）

議案第 5 8 号 平成 2 3 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

- 議案第59号 平成23年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第1号）
- 議案第60号 平成23年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第61号 平成23年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第62号 平成23年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第63号 平成23年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第64号 平成23年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）
- 議案第65号 平成23年度菊池市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第66号 字の区域の変更について

まで一括上程・説明

- 日程第5 議案第67号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について  
上程・説明・質疑・討論・採決
- 日程第6 議案第68号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
上程・説明・質疑・討論・採決
- 日程第7 議案第69号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
上程・説明・質疑・討論・採決
- 日程第8 議案第70号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
議案第71号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
議案第72号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
議案第73号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
議案第74号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

- 日程第9 議案第75号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて  
上程・説明・質疑・討論・採決

- 日程第10 報告第5号 繰越明許費繰越計算書について  
報告第6号 事故繰越し繰越計算書について  
報告第7号 継続費繰越計算書について  
報告第8号 専決処分の報告について

まで一括上程・報告

- 日程第11 請願第1号 建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する請願  
請願第2号 田島工業団地と林原・蘇崎工業団地に関する請願  
請願第3号 隈府小学校の中学校区割りに関する請願書  
陳情第1号 住宅の新築・リフォームに対する助成制度の創設を求める陳情書

まで一括上程



出席議員（23名）

- 1番 工藤圭一郎君  
2番 城典臣君  
3番 大賀慶一君  
4番 岡崎俊裕君  
5番 水上彰澄君  
6番 東英俊君  
7番 東裕人君  
8番 泉田栄一朗君  
9番 森清孝君  
10番 中原繁君  
11番 樋口正博君  
12番 二ノ文伸元君  
13番 中山繁雄君  
14番 怒留湯健蓉さん  
15番 坂本昭信君  
16番 隈部忠宗君  
17番 葛原勇次郎君  
18番 木下雄二君  
19番 坂井正次君  
20番 森隆博君  
21番 山瀬義也君

22番 境 和 則 君

23番 北 田 彰 君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市 長	福 村 三 男 君
副 市 長	永 田 明 紘 君
総 務 部 長	谷 口 誠 君
企 画 部 長	野 口 祐 成 君
市 民 部 長	宮 本 誠 一 君
経 済 部 長	平 野 國 臣 君
建 設 部 長	山 田 憲 章 君
七城総合支所長	田 代 武 則 君
旭志総合支所長	三 池 繁 廣 君
泗水総合支所長	春 木 義 臣 君
財 政 課 長	小 川 秀 臣 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	藤 本 辰 広 君
市 長 公 室 長	原 和 徳 君
教 育 長	倉 原 久 義 君
教 育 次 長	原 誠 也 君
農業委員会事務局長	齋 藤 誠 君
水 道 局 長	山 田 浩 文 君
監 査 事 務 局 長	大 塚 茂 幸 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	永 田 哲 士 君
議 事 課 長	城 主 一 君

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。



午前10時00分 開会

○議長（山瀬義也君） ただいまの出席議員は23名です。定足数に達していますので、ただいまから平成23年第2回菊池市議会定例会を開会します。

ここで日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

去る5月30日、第245回熊本県市議会議長会が本市で開催されました。会務の報告及び九州議長会提出議案に、宇土市提出のTPP交渉参加について、熊本市提出の中九州地域の交通網の整備促進について、本市提出の農業の振興と農村の再生についてが全会一致で採択されました。

また、6月2日に北九州市で第86回九州市議会議長会定期総会、6月14日には第40回全国温泉所在都市議会議長会総会、第246回熊本県市議会議長会、15日には第87回全国市議会議長会定期総会がそれぞれ東京都において開催されました。その概要は、事務局備えつけの書類によりご承諾いただきたいと思います。

次に、3月11日に発生しました東日本大震災を受け、友好都市であります岩手県遠野市を6月5日と6日にかけて、市長と訪問いたしました。遠野市においても本庁舎が大きな被害を受け、閉鎖ということで、仮庁舎で業務を行っておられました。震災の後方支援活動の拠点として、市民、執行部、議会一丸となって取り組んでおられました。

次に、監査委員から平成23年4月分の一般会計・特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査報告があつておりますので、ご報告いたします。

なお、詳細につきましては、事務局に備えつけの書類によりご承諾いただきたいと思います。

ここで、6月15日に開催されました第87回全国市議会議長会定期総会において、北田 彰君が市議会議長として8年、葛原勇次郎君、怒留湯健蓉さん、二ノ文伸元君、樋口正博君がそれぞれ市議会議員として10年、市政の発展に努められ、その功績に対し、全国市議会議長会より表彰の栄に浴されました。併せて、北田彰君は、全国市議会議長会建設運輸委員会委員として感謝状が贈られております。心からお喜びを申し上げます。

ただいまから表彰並びに感謝状の伝達を行います。

受賞者の方々は前にお進みください。

表彰状

菊池市

北田 彰 殿

あなたは市議会議長として八年の長きにわたって市政の発展に尽くされその功績は特に著しいものがありますので第八十七回定期総会にあたり本会表彰規程によって特別表彰をいたします

平成二十三年六月十五日

全国市議会議長会

会長 関谷 博

表彰状

菊池市

葛原 勇次郎 殿

あなたは市議会議員として十年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第八十七回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします

平成二十三年六月十五日

全国市議会議長会

会長 関谷 博

表彰状

菊池市

怒留湯 健蓉 殿

あなたは市議会議員として十年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第八十七回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします

平成二十三年六月十五日

全国市議会議長会

会長 関谷 博



表彰状

菊池市

二ノ文 伸元 殿

あなたは市議会議員として十年  
市政の振興に努められその功績は  
著しいものがありますので第八十七回  
定期総会にあたり本会表彰規程に  
より表彰いたします

平成二十三年六月十五日

全国市議会議長会

会長 関谷 博

表彰状

菊池市

樋口 正博 殿

あなたは市議会議員として十年  
市政の振興に努められその功績は  
著しいものがありますので第八十七回  
定期総会にあたり本会表彰規程に  
より表彰いたします

平成二十三年六月十五日

全国市議会議長会

会長 関谷 博

感謝状

菊池市

北田 彰 殿

あなたは全国市議会議長会建設運輸委員会  
委員として会務運営の重責に  
あたられ本会の使命達成に尽くされた  
功績は誠に顕著なものがありますので  
第八十七回定期総会にあたり深甚な  
感謝の意を表します

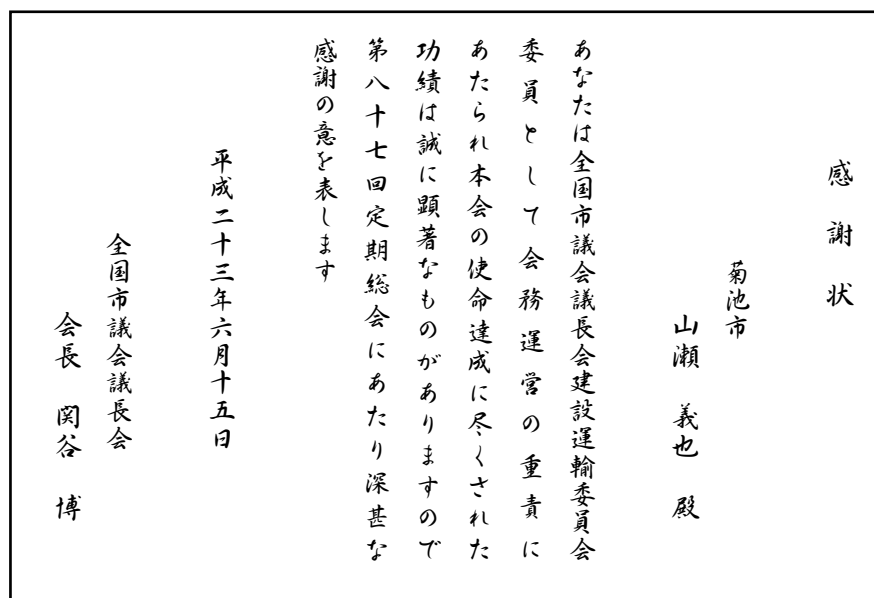
平成二十三年六月十五日

全国市議会議長会

会長 関谷 博

○議長（山瀬義也君） ここで、都合により副議長と交代します。

○副議長（坂井正次君） 同じく第87回全国市議会議長会定期総会におきまして、山瀬議長に建設運輸委員会委員として感謝状が贈られております。伝達したいと思っておりますので、議長は前にお進みください。



○副議長（坂井正次君） 議長におかれましては、おめでとうございます。

ここで、議長をかわります。

○議長（山瀬義也君） 受賞されました皆様には、本席から重ねてお祝いを申し上げます。誠におめでとうございます。

以上で諸般の報告を終わります。

○  
午前10時10分 開議

○議長（山瀬義也君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○  
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山瀬義也君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、大賀慶一君及び岡崎俊裕君を指名します。

○  
日程第2 会期の決定

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期につきましては、去る6月10日の議会運営委員会におきまして、本日から6月29日までの13日間とすることに結論を見ており

ますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月29日までの13日間と決定しました。

○

### 日程第3 企業誘致促進特別委員会の中間報告

○議長（山瀬義也君） 次に日程第3、企業誘致促進特別委員会の中間報告を議題とします。

企業誘致促進特別委員会から付託中の案件について中間報告の申し出があつております。

お諮りします。本件は、申し出のとおり中間報告を受けることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、企業誘致促進特別委員会の中間報告を受けることを決定しました。

特別委員長の発言を許します。

企業誘致促進特別委員会委員長、樋口正博君。

[登壇]

○企業誘致促進特別委員会委員長（樋口正博君） 議会の許可をいただきましたので、会議規則第45条第2項の規定に基づき、企業誘致促進特別委員会の中間報告をさせていただきます。

企業誘致促進特別委員会は、執行部の企業誘致への取り組みを促し、側面的に支援するために、昨年の6月定例会で設置されたものであります。設置から1年を経過しますので、これまでの取り組みを報告し、今後の企業誘致につなげるものであります。

9月14日、現在の企業誘致状況について担当課長より説明を受けました。企業誘致は将来の菊池市発展を左右する大きな問題である。執行部・議会ともに力を合わせて取り組むべきであるとの認識を確認いたしました。

また、9月22日午前、企画部長、企業誘致対策課長、山瀬議長及び委員会全員で蘇綺・林原工業団地、田島工業団地、県営菊池テクノパーク予定地の現地調査を行いました。

現在、幾つかの企業より土地リース方式による問い合わせがあるとの報告に、旧市町村では条例化されていたはずとの意見に対し、合併後条例変更がなされ、現状ではリース契約の対応は無理であるとの報告でありました。

また、年間の土地開発公社の金利負担はどのくらいかという問いに、約2,500万円程度であるということでありました。

午後は県庁を訪問。前川県議同席のもと、商工観光労働部長及び新産業振興局長、企業立地課長と県内における企業誘致の情報交換を行いました。

この席においても、リーマンショック後、企業誘致における条件が一層厳しさを増しており、できれば企業が新設、増設を決断する際のリスク回避ニーズとして、土地リース方式等ウルトラC的なものが必要との話に、市執行部に対しての要求はもちろん、議会としても万全の協力体制を整えるとの意見が交換されました。

また、菊池テクノパーク造成についても、菊池市役所はもちろん、地元議員についても協力を借しまない。ぜひとも1日も早い完成と速やかな誘致をお願いするとともに、より一層の連絡体制の強化を確認をいたしました。

2月21日には、企業誘致対策課長、議長、委員長、副委員長にて熊本県大阪事務所を訪問し、佐伯所長、菅原参事と関西・中部における企業誘致の情報交換を行いました。

翌22日には東京事務所木村所長と面談をし、関東における企業情報及び誘致活動の協力依頼を行いました。午後からは、中小企業長高原長官と面談後、長官室にて中村立地環境整備課長より、企業誘致における迅速な対応を可能とするための法改正、日本における企業実績・動向等の説明を受けた後、今後の協力と緊急時におけるダイレクトでの対応の確認を行いました。

23日には銀座事務所渡辺次長及びくまもとビジネス推進課内藤課長と面談、企業誘致における現状として、景気の先行き感は依然不透明だが、リーマンショック直後とでは格段に企業の業績も上がっており、必ずチャンスがあるとの見解に、菊池市として万全の協力体制の確認と誘致における理解を求めました。

6月8日には委員会を開催いたしました。冒頭、5月24日の臨時議会で、市から企業立地協定調印式の発言がなされたことに対し、議長、本特別委員会正副委員長にも連絡はなく、唐突なものであったこと理由について報告を受けました。5月16日に県の企業立地課から森北工業団地内の民間と民間の間での売買の連絡があり、27日の企業立地協定調印になったもので、急きよ本会議での報告となったものであるが、今後は充分注意しながら、報告できるものは報告していくとのことでした。

委員会の審議では、執行部より次の事項について報告を受けました。1、企業誘致状況について。2、株式会社サンユウ九州工場敷地追加購入について。3、菊池テクノパークの状況について。4、飲料水工場建設予定について。

企業の誘致状況では、県と立地協定を締結した企業の立地先について報告があり、

さらに合併後の本市の企業誘致状況で、新設 9 件、増設 8 件の報告を受けました。

株式会社サンユウ九州工場敷地追加購入は、林原・蘇崎工業団地、A 区画 5. 2 ヘクタールのうち、9, 0 0 0 平方メートルを追加購入したもので、以前から排水が問題となっていたと思うがとの質疑に対し、道路の下を配水管が布設されており、最終的には合志川に流れており、問題はないとのことでした。

熊本県営の工業団地であります菊池テクノパークの状況については、用地交渉の調印が終了し、2 4 年 1 月より造成工事に着手するという報告でありました。

飲料水工場建設予定につきましては、場所は旭志麓地内で、面積は 3, 8 9 3. 7 4 平方メートル。天然水ペットボトル製造・販売、1 カ月のペットボトル製造を 5 0 0 万本予定しているとのことでありました。

土地契約が賃貸借契約になっているが、その金額は幾らか、また水量に問題はないかという質疑がありました。賃貸借契約料は年間 1 1 6 万 8, 0 0 0 円であり、水量については、会社の水質調査によると、可能用水量は 1 日 4 3 2 トンであり、会社の 1 日の使用量は 1 2 0 トンのため、余裕はあるということでありました。

さらに執行部から、世界同時不況により需要が落ち込んでいた時期からすると、8 割、9 割生産が回復してきたが、東日本大震災により、今後は不透明な状況である。しかし、企業からは熊本県に多くの問い合わせがあることなどから、今後は企業誘致フェア等へ出展を行い、企業誘致を図っていききたいとのことありました。

先ほど申し述べましたとおり、リースでも土地の賃貸については 9 月の議会で条例改正を行いました。さらに、土地開発公社の金利の問題については 3 月で基金を積み立てて対応いたしております。企業誘致はデリケートな問題であり、執行部としてはどこまで公表できるかなど、課題はあるにしても、議長を初め本特別委員会にも通知することなく公表するのは本特別委員会の意味もなく、今後は、定期的に本委員会を開催していくので、可能な限り報告をいただくこともお願いをいたしました。

今後も本委員会といたしましては、初期の目的を達成できますよう努めてまいりますので、議員各位のご協力をお願い申し上げ、中間報告といたします。

○議長（山瀬義也君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○

#### 日程第 4 議案第 5 4 号から議案第 6 6 号まで一括上程・説明

○議長（山瀬義也君） 次に日程第 4、議案第 5 4 号から議案第 6 6 号までを一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） おはようございます。

本日、平成23年第2回菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては本会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本定例会の会期につきましては、先ほどご決定をいただきましたように、本日から6月29日までの13日間の日程でご審議をお願いするものでございます。よろしく申し上げます。

初めに、先ほど全国市議会議長会より永年勤続表彰の栄に浴されました北田 彰議員、葛原勇次郎議員、怒留湯健蓉議員、二ノ文伸元議員及び樋口正博議員に対しまして、永年のご功績に心から敬意を表し、お祝いを申し上げます。おめでとうございます。

また、北田議員、山瀬義也議長におかれましては、全国市議会議長会より建設運輸委員会委員として感謝状が贈呈をされて、重ねてお祝いを申し上げます。

今後とも健康にご留意をいただきまして、ますますのご活躍を期待するものでございます。

次に、3月11日に発生をいたしました東日本の大震災から3カ月を経過し、先ほどの議長の報告にもありましたように、去る6月5日から6日にかけて、本市の友好都市であります岩手県遠野市へ議長と訪問いたしまして、遠野・本田市長を初め、職員の皆様にお見舞いと激励を申し上げてまいりました。

また、明るい話題では、本市出身の江里口匡史さんが陸上の世界選手権代表選考会を兼ねた日本選手権で100メートル走において見事3連覇を果たされました。今後は、7月3日から始まりますアジア選手権を初め、世界を舞台にした活躍が期待をされます。

それでは、ただいま上程をされました議案第54号から議案第66号についてご説明申し上げます。

議案第54号、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本市の関係する条例の一部を改正するものであります。

また、議案第55号、菊池市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定については、平成25年4月1日に菊池市立水源小学校、菊池市立迫水小学校及び菊池市立龍門小学校を廃止し、菊池市立菊池北小学校に統合予定の一部改正でありま

す。

次に、議案第56号、菊池市立図書館条例の一部を改正する条例の制定については、図書館法に基づき設置された菊池市立図書館の館長の規定の整備をするため、条例の一部を改正するものです。

次に、議案第57号から議案第65号までの9議案につきましては、平成23年度菊池市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計補正予算でございます。

補正予算9議案とも4月の人事異動に伴う人件費の組み替えが主なものですが、一般会計では、そのほか自然エネルギーの推進としまして、太陽光発電施設設置費補助金を1,500万円、事業仕分けで手続がおくれておりました宝くじの収益を財源としたコミュニティ助成事業補助金に2,430万円を計上しております。

次に、議案第66号、字の区域の変更については、県営花房中部地区畑地帯総合整備事業の実施に伴い、本市の字の区域に変更が生じたので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。

以上、上程されました議案につきましてご説明申し上げます。

内容の詳細につきましては、総務部長に説明をいたさせますので、慎重審議の上、速やかにご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） おはようございます。

それでは、議案第54号から議案第66号まで、一括してご説明をいたします。議案書の1ページをお願いいたします。

まず、議案第54号、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

提案理由といたしましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する本市条例の整備を図るため、制定するものでございます。

あけていただきまして、2ページが制定する条例案でございます。

改正点は二つございます。

まず、第1条で、菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部改正を行うもので、同条例の第8条第2項に、土地の占有者は、その占有し、または管理する土地または場所において、他の者によって不適正に処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかにその旨を市長に通報するように努めなければならないとする市長への通報努力義務を規定するものであります。

また、第2条では、菊池市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正を行うもので、同条例の第1条中第8項を第9項に、第7項を第8項に改めるものでございます。この第2条は、引用する法令の項目を改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上、議案第54号の説明といたします。

次に、3ページをごらんください。

議案第55号、菊池市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

提案理由といたしましては、菊池市立水源小学校、菊池市立迫水小学校及び菊池市立龍門小学校を廃止し、菊池市立菊池北小学校に統合するため、条例の一部を改正するものでございます。

本市では、平成21年4月の菊池市学校規模適正化審議会答申を受け、小学校の規模適正化に向けて取り組んでまいりました結果、関係します保護者、地域の両方から同意をいただきました水源小、迫水小、龍門小学校を廃止いたしまして、菊池北小学校に統合するものでございます。

あけていただきまして、4ページが制定する条例案でございます。

改正の内容は、条例別表1、小学校の中の菊池市立水源小学校の項、菊池市立迫水小学校の項及び菊池市立龍門小学校の項を削除するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するとなっておりますが、これは円滑な統合に向けて十分な諸準備期間も必要なことから、統合の時期につきましては平成25年4月1日とするものでございます。

以上、議案第55号の説明といたします。

次に、5ページをごらんください。

議案第56号、菊池市立図書館条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

提案理由といたしましては、図書館法に基づき設置された菊池市立図書館の館長の規定を整備するため、条例の一部を改正するものでございます。

あけていただきまして、6ページが制定する条例案でございます。

改正の内容といたしましては、まず第7条第2号中、「菊池市教育委員会」を「教育委員会」に改めるという文言の整理を行います。

次に、第10条に次の1項を加えるというのが主な改正内容でございますが、これは図書館の管理を指定管理者に行わせる場合、本市条例には館長の読みかえ規定がありませんでしたので、関係条文中、「館長」とあるところを「指定管理者が定



めた館長」と読みかえる規定を設けるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上、議案第56号の説明といたします。

なお、議案第54号から議案第56号までにつきましては、別冊の新旧対照表に掲載しておりますので、後ほどご参照ください。

次に、7ページをごらんください。

議案第57号、平成23年度菊池市一般会計補正予算（第3号）でございます。

次の8ページをお願いいたします。

今回の補正は、2億6,589万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ238億1,019万5,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、事項別明細書で主なものを説明いたします。

16、17ページをお願いいたします。

歳入でございます。

中ほどの款15県支出金、目2総務費県補助金、節1総務管理費補助金の602万8,000円は、地域づくり夢チャレンジ推進補助金でございます。これは熊本市の政令市移行後を見据えた地域の活性化を目指し、市町村や地域住民の自主的な地域づくりを後押しするため、県が平成23年度から補助するものでございます。

次に、款18繰入金、目1財政調整基金繰入金の7,887万6,000円は、今回の補正の財源とするものでございます。

次に、下の方の款20諸収入、目3雑入の2,434万円のうち2,430万円は、宝くじ事業の収益金を財源とし、財団法人自治総合センターが市を通じて地域の活性化を目的とし、市内の行政区等に対し助成を行うコミュニティ助成金でございます。

次のページでございますが、款21市債、目7土木債の1億6,000万円は、市道整備の財源とする辺地対策事業債1,000万円と、都市計画道路整備の財源とする合併特例事業債1億5,000万円でございます。

次に、20、21ページをお開きください。

歳出でございます。

個別の主なものを説明します前に、職員人件費の補正についてご説明をいたします。

款1議会費、目1議会費をごらんください。

この中で、節2給料、節3職員手当等、節4共済費について計上しておりますが、これは4月の定期人事異動により調整を行ったものでございまして、人件費としましては、一般会計・特別会計を合わせました総額に変わりはありません。このこ

とから、一般会計の次の総務費以降につきまして、また後ほどご説明いたします特別会計につきまして人件費を計上しているところがございますが、内容につきましての説明は省略をさせていただきますのでご了承ください。

それでは、歳出の主なものを説明させていただきます。

款2総務費、目7財産管理費の64万5,000円は、旧市営牧場跡地について不動産鑑定を行うための調査委託料でございます。これは5月の月例会でご報告いたしました。3月に水迫地区等から市に対し土地の買い取りに係る陳情が行われましたことに伴い、市として、今後土地の購入を検討するに当たり価格の把握が必要なため、調査を行うものでございます。

次に、22、23ページをお開きください。

款2総務費、一番上の欄でございますが、目8企画費、節19の負担金補助及び交付金は、個人の住宅へ1件当たり15万円を上限として助成する太陽光発電施設設置費補助金1,500万円でございます。これは当初予算で65件分の975万円を予算措置しておりましたが、市民の方のクリーンエネルギー利用を推進する観点から、今回さらに100件分を追加するものでございます。

次に、目9地域振興費、節19負担金補助及び交付金の2,439万9,000円のうち2,430万円は、公民館整備や地区祭りの備品整備等、市内6行政区及び1協議会、合計7団体が実施します事業に対するコミュニティ助成事業補助金でございます。この財源は、宝くじ受託事業収益を活用した財団法人自治総合センターからの助成金でございますが、平成23年度分は昨年の国におきます事業仕分けの影響で助成金の交付手続がおくれたため、今回補正予算で計上するものでございます。

次に、36、37ページをお開きください。

款7土木費、項2道路橋梁費、目2道路橋梁新設改良費、節15工事請負費の1,000万円は、柏・木護線の改良舗装工事を行うものです。この事業につきましては、平成22年度の経済対策事業により繰り越し事業で対応する予定でしたが、舗装の新設が国の交付金対象外となったため、改めて平成23年度の辺地債対象事業として事業実施を行うものでございます。

次に、38、39ページをお開きください。

款7土木費、項4都市計画費、目2街路事業費の1億5,818万1,000円は、都市計画道路隈府中央線の用地取得に係る公有財産購入費及び建物移転補償費等でございます。このたび、地権者との交渉が整いましたので、予算計上を行うものでございます。

次に、42、43ページをお開きください。

上の表になりますが、款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節15の工事請負費2,144万8,000円は、隈府小学校建てかえに伴う外構手すり設置工事、駐車場整備費でございます。

以上、歳出の主なものをご説明いたしました。

それでは、12ページにお戻りください。

第2表地方債補正でございますが、今回の補正により補正後の限度額を29億260万円とするものでございます。

以上、議案第57号の説明とさせていただきます。

次に、49ページをお願いいたします。

議案第58号、平成23年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

次の50ページをお願いいたします。

今回の補正は、17万8,000円を減額し、予算の総額を48億1,223万9,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、4月の人事異動に伴います職員人件費の調整のみでございます。

以上、議案第58号の説明といたします。

次に、59ページをお開きください。

議案第59号、平成23年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第1号）でございます。

60ページをお願いいたします。

今回の補正は、226万6,000円を追加し、予算の総額を3億7,495万9,000円とするものでございます。

66、67ページをお開きください。

補正の内容といたしましては、4月の人事異動に伴います職員人件費の調整と、そのほかの補正といたしまして、下の表の歳出、款1総務費、目2事業費をごらんください。

補正額はゼロですが、旭志北部地区簡易水道事業の事業費の調整を行っております。

以上、議案第59号の説明といたします。

次に、69ページをお開きください。

議案第60号、平成23年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

次の70ページをお願いいたします。

今回の補正は、245万6,000円を追加し、予算の総額を10億6,900万7,000円とするものでございます。

76、77ページをお開きください。

補正の内容といたしましては、まず4月の人事異動に伴います人件費の調整を行っております。そのほか、主なものといたしまして、下の表、歳出の款1事業費、目2維持管理費、節16原材料費の253万2,000円は、市道の道路改良工事に伴います道路管理者に支給するマンホール蓋等の原材料費でございます。

以上、議案第60号の説明といたします。

次に、79ページをお開きください。

議案第61号、平成23年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

次の80ページをお開きください。

今回の補正は、261万円を追加し、予算の総額を5億6,134万6,000円とするものでございます。

86、87ページをお開きください。

補正の内容といたしましては、まず4月の人事異動に伴います人件費の調整を行っております。そのほか、主なものといたしまして、下の表、歳出の款1事業費、目2維持管理費、節16原材料費の68万1,000円は、市道の道路改良工事に伴い、道路管理者に支給しますマンホール蓋等の原材料費でございます。

以上、議案第61号の説明といたします。

次に、89ページをお願いいたします。

議案第62号、平成23年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

次の90ページをお願いいたします。

今回の補正は、216万9,000円を減額し、予算の総額を1億3,221万5,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、主に4月の人事異動に伴います人件費の調整を行うものでございます。

以上、議案第62号の説明といたします。

次に、99ページをお開きください。

議案第63号、平成23年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

次の100ページをお願いいたします。

今回の補正は、828万7,000円を減額し、予算の総額を4億5,462万

2, 000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、4月の人事異動に伴います職員人件費の調整のみでございます。

以上、議案第63号の説明といたします。

次に、109ページをお開きください。

議案第64号、平成23年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）でございます。

次の110ページをお願いいたします。

今回の補正は、1,457万6,000円を減額し、予算の総額を6億6,308万9,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、4月の人事異動に伴います職員人件費の調整のみでございます。

以上、議案第64号の説明といたします。

次に、119ページをお開きください。

議案第65号、平成23年度菊池市水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

次の120ページをお願いいたします。

今回の補正は、第2条で平成23年度菊池市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、また第3条で同予算第8条に定めました経費の金額をそれぞれ4万8,000円増額するものでございます。

内容といたしましては、4月の人事異動によります人件費の調整によるものでございます。

以上、議案第65号の説明といたします。

次に、125ページをお開きください。

議案第66号、字の区域の変更についてでございます。

提案理由といたしましては、市の区域内の字の変更を、字の区域を変更するため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。これは土地改良法に基づき、県営花房中部地区畑地帯総合整備事業として区画整理事業を実施いたしますが、これに伴い、菊池市出田、森北地内の字の区域の変更を行うものでございます。

次の126ページから128ページまでがその字界変更調書でございます。

以上、議案第66号の説明といたします。

これで議案第54号から議案第66号までの説明を終わらせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 以上で、議案の説明を終わります。

○

---

日程第5 議案第67号上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第5、議案第67号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

議案書の129ページです。

議案第67号、熊本縣市町村総合事務組合同約の一部変更についてにつきましては、当組合の構成団体であります玉名市玉東町病院組合及び球磨郡公立多良木病院組合の名称変更に伴う同文議決となっております。

内容の詳細につきましては、総務部長に説明をいたさせますので、議員各位におかれましては、慎重審議の上、速やかにご賛同いただきますようお願い申し上げます、提案理由とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） それでは、議案第67号についてご説明をいたします。

議案書の129ページをお開きください。

議案第67号、熊本縣市町村総合事務組合同約の一部変更についてでございますが、地方自治法の規定により、熊本縣市町村総合事務組合同約の一部を変更するものでございます。

変更します内容は、熊本縣市町村総合事務組合同約の別表第1及び別表第2の中の「玉名市玉東町病院組合」を「公立玉名中央病院企業団」に、また「球磨郡公立多良木病院組合」を「球磨郡公立多良木病院企業団」に名称を改めるものでございます。

それでは、新旧対照表、別冊でございますが、そちらの方の4ページをお開きください。

この4ページから6ページまでが規約の別表の新旧対照表でございます。4ページが別表第1、5ページ、6ページが別表第2でございます。下線部の病院の名称を変更するものでございます。

それでは、議案書の129ページへお戻りください。

今回の規約の一部変更は、組合の構成団体であります病院組合が地方公営企業法の全部適用団体となったことによる名称変更に伴い、規約の変更を行うものでございまして、提案理由にありますように、地方自治法第290条の規定により、関係

市町村等と同文議決を行うものでございます。

また、中ほどの附則にありますとおり、適用日は、球磨郡公立多良木病院組合を球磨郡公立多良木病院企業団に改める部分につきましては平成22年4月1日、また玉名市玉東町病院組合を公立玉名中央病院企業団に改める部分につきましては平成23年4月1日となっております。

以上、議案第67号の説明といたします。

○議長（山瀬義也君） 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第67号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第67号については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第6 議案第68号上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第6、議案第68号を議題とします。

本案については、地方自治法第117条の規定に関わる議員は除斥する必要がありますが、第117条に係る議員はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ただいま上程されました議案第68号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

議案書は131ページです。

教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして6人の委員をもって組織され、運営がなされております。その中のお一人、有田征二委員が、同法律施行令第20条の規定により4年の任期が満了するため、その後任の委員につきましてご同意をお願いするものでございます。

教育委員会委員は、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者とされており、十分検討いたしました結果、1期4年の経験とこれまでのPTA役員の実績から、再度、有田征二氏を任命いたしたくご提案申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第68号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第68号については原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。よって、議案第68号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

日程第7 議案第69号上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第7、議案第69号を議題とします。



本案については、地方自治法 117 条の規定に関わる議員は除斥する必要がありますが、第 117 条に係る議員はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 議案第 69 号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

議案書の 133 ページです。

公平委員会は、地方公務員法の規定に基づき、3 人の委員をもって組織されております。その職務は、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益を審査し、並びにこれらについて必要な措置を講ずる委員会でございます。今回、来月の 7 日をもって 4 年の任期が満了する白井幹郎委員の後任につきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

委員は、人格高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し識見を有する者とされており、十分検討いたしました結果、長年にわたり熊本県庁で農政部門に携わり、また本市行政改革懇談会委員を務めいただきました菊池市泗水町豊水 3299 番地 4、小川芳久氏を選任いたしたく、ご提案申し上げるものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第 69 号は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第69号については原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(山瀬義也君) 起立多数です。よって、議案第69号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

日程第8 議案第70号から議案第74号まで上程・説明・質疑・討論・採決

○議長(山瀬義也君) 次に、日程第8、議案第70号から議案第74号までを一括議題とします。

本案については、地方自治法第117条の規定に関わる議員は除斥する必要がありますが、第117条に係る議員はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山瀬義也君) 関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長(福村三男君) ただいま上程いただきました議案第70号から議案第74号についてご説明申し上げます。

議案書は135ページからでございます。

これらの議案は、本市の固定資産評価審査委員会委員の任期が来月の7日をもって満了するため、後任の委員につきまして議会の同意をお願いするものでございます。

固定資産評価審査委員会委員は、地方税法の規定により、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために設けられた機関で、本市では5名の委員で構成がなされております。委員は市の住民、市税の納税義務がある者または固定資産の評価について学識経験を有する者とされており、十分検討いたしました結果、議案番号順に、議案第70号、菊池市袈裟尾1063番地、城直輝氏、議案第71号、菊光市七城町山崎123番地、石本利治氏、以上、お二人は1期3年の実績から再度選任いたしたく、ご提案するものがございます。

次に、議案第72号、菊池市旭志新明2688番地2、中村道夫氏につきましては、旭志村役場時代に税務課長等を歴任された実績から、また議案第73号、菊池市隈府895番地5、高宗政禎氏については、長きにわたり土地家屋調査士をなされ、市内の固定資産に関し詳しいことから、また議案第74号、菊池市泗水町豊水2050番地、松本憲子さんについては、泗水町役場時代からの豊富な経験により

地域の実情に精通されていることから、新たに3名の方を選任したく、ご提案する  
ものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第70号から議案第74号までは、会議規則第37条第3項の規定によって  
委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略すること  
に決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

採決は1議案ずつ起立により行います。

お諮りします。議案第70号について、原案のとおり同意することに賛成の方は  
起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。よって、議案第70号は原案のとおり同意する  
ことに決定しました。

次に、議案第71号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお  
願いします。

(賛成者起立)

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。よって、議案第71号は原案のとおり同意する  
ことに決定しました。

次に、議案第72号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお  
願いします。

(賛成者起立)

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。よって、議案第72号は原案のとおり同意する  
ことに決定しました。

次に、議案第73号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお  
願いします。

(賛成者起立)

○議長(山瀬義也君) 起立多数です。よって、議案第73号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第74号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(山瀬義也君) 起立多数です。よって、議案第74号は原案のとおり同意することに決定しました。

—————○—————

#### 日程第9 議案第75号上程・説明・質疑・討論・採決

○議長(山瀬義也君) 次に、日程第9、議案第75号を議題とします。

本案については、地方自治法第117条の規定に関わる議員は除斥する必要がありますが、第117条に係る議員はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山瀬義也君) 関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長(福村三男君) ただいま上程されました議案第75号、固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

議案書の145ページです。

固定資産評価員は、地方税法第404条の規定に基づき、市長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ価格の決定を補助するために設置されることとされ、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから選任することとされており、本市では、菊池市固定資産評価員規則により、これまで税務課長がその職を兼務しております。

今回、4月の人事異動に伴い、税務課長に異動がありましたので、新たに菊池市泗水町吉富394番地4、志水康隆税務課長を選任いたしたく、ご提案申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長(山瀬義也君) 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山瀬義也君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第75号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略した

と思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第75号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。よって、議案第75号は原案のとおり同意することに決定しました。



#### 日程第10 報告第5号から報告第8号まで一括上程・報告

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第10、報告第5号から報告第8号まで、一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） それでは、報告第5号から報告第8号まで、一括して説明をいたします。

議案書の147ページをお開きください。

まず、報告第5号、繰越明許費繰越計算書についてでございますが、地方自治法施行令の規定により、平成22年度菊池市繰越明許費繰越計算書を報告するものでございます。

次の148ページをお願いいたします。

この148ページから150ページまでが繰越明許費繰越計算書でございます。一般会計が20事業で、翌年度の繰越額合計が149ページに記載しておりますとおり、16億7,886万3,000円となっております。また、150ページが特別会計でございますが、4事業を合計いたしますと、1億8,418万7,000円、また一般会計、特別会計を合わせました総合計が24事業で18億6,305万円となっております。

それでは、平成22年度に事業完了が困難になった主な事業の繰り越し理由についてご説明をいたします。

まず、148ページの上から2番目の歴史的回廊浪漫再発見事業、きめ細かな交付金でございますが、これは昨年12月の国の経済対策により実施をしているものでございますが、年度内に工期が十分確保できなかったことや、菊池公園の整備計画との調整及び工法選定により、各種協議に時間を要したものでございます。

次に、同じページの上から5番目の介護基盤緊急整備特別対策事業でございますが、これは特別養護老人ホームの建設について、既存建物を改修する予定でありましたが、改修せずに新築としたため、設計の変更により時間を要したものでございます。

次に、149ページの上から3番目の道路橋梁整備事業、追加経済対策であります。これは昨年12月の経済対策により実施するものであり、市の管内の橋梁補修工事を計画しておりましたが、年度内に工期が十分確保できなかったことや測量等に不測の時間を要したものでございます。

次に、その下の道路橋梁維持整備事業、きめ細かな交付金でございますが、これも昨年12月の経済対策により実施しているものであり、管内の道路の舗装及び側溝等の工事を計画しておりましたが、年度内に工期が十分確保できなかったことや測量等に不測の時間を要したものでございます。

次に、その二つ下の小学校耐震推進事業でございますが、小学校側と業者との間で工事手法等に係る協議に不測の時間を要したものでございます。

ただいま説明をいたしました以外の事業につきましても、平成22年12月に国の経済対策が打ち出されたことにより十分な工期が確保できなかったこと、あるいは工法選定、計画見直しや事業用地の取得について不測の時間を要したことなどの理由により繰り越したものでございます。

以上、報告第5号の説明といたします。

次に、151ページをお開きください。

報告第6号、事故繰越し繰越計算書についてでございますが、地方自治法施行令の規定により、平成22年度菊池市事故繰越し繰越計算書を報告するものでございます。

次の152ページをお開きください。

事故繰越し繰越計算書でございます。款2項3の事業名「住民基本台帳ネットワークシステム経費」につきましては、システムのハード部分を製造する福島県にあります工場が平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災により被害を受けたことにより操業が停止し、生産が困難となったため、事故繰越しの措置をとったものでございます。

以上、報告第6号の説明といたします。

次に、153ページをお願いいたします。

報告第7号、継続費繰越計算書についてでございます。

地方自治法施行令の規定により、平成22年度菊池市継続費繰越計算書を報告するものでございます。

次の154ページをお願いいたします。

平成22年度菊池市継続費繰越計算書でございます。

款3項2の事業名「老人福祉センター整備事業」につきましては、継続費として平成22年度から平成23年度の2カ年をかけて整備をすることとしておりますが、平成22年度事業の執行残が出てまいりましたので、平成23年度本体工事等に当てるために通時繰り越しするものでございます。

以上、報告第7号の説明とさせていただきます。

次に、155ページをお願いいたします。

報告第8号、専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている事項について専決処分をいたしましたので、報告をするものでございます。

157ページをお願いいたします。

専決第9号、専決処分書でございますが、市営住宅の家賃及び明け渡しの請求に係る訴えの提起について専決処分を行ったものでございます。

1、当事者でございますが、原告は菊池市、被告は記載の方でございます。

2、事件の概要といたしましては、被告であります記載の方が市営住宅の家賃を滞納しているため、賃貸借契約を解除し、条例に基づく建物の明け渡し及び滞納家賃の支払い並びに損害賠償を求めるものでございます。団地名及び棟号、氏名、滞納額につきましては記載のとおりでございます。

3の請求の主旨といたしましては三つございます。一つ目が、被告は市に対し建物を明け渡すこと。二つ目といたしまして、被告は滞納家賃及び賃貸借契約解除日から前項記載の建物明け渡し済みに至るまでの家賃相当の倍額を損害金として支払うこと。三つ目が、仮執行宣言を得ることでございます。

以上、報告第8号の説明といたします。

これで、報告第5号から報告第8号までの説明を終わらせていただきます。

**○議長（山瀬義也君）** 以上で報告を終わります。

報告第5号及び報告第6号は、地方自治法施行令第146条第2項及び第150条第3項の規定により、また報告第7号は地方自治法施行令第145条第1項の規定により、報告第8号は地方自治法第180条の規定により報告にとどめます。

---

日程第 1 1 請願第 1 号から請願第 3 号まで及び陳情第 1 号一括上程

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第 1 1、請願第 1 号から請願第 3 号まで、及び陳情第 1 号を議題とします。

請願第 1 号から請願第 3 号まで、及び陳情第 1 号が今定例会までに提出されました請願、陳情であります。その内容については、お手元に配付しているとおりであります。

以上、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。会議を来たる 21 日午前 10 時から開き、質疑、委員会付託及び一般質問を行います。議案に対する質疑を行う方は、事務局備えつけの様式により、その要旨を具体的に記載し、20 日の正午までに事務局に提出をお願いします。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

---

散会 午前 11 時 18 分



第 2 号

6 月 21 日

## 平成23年第2回菊池市議会定例会

### 議事日程 第2号

平成23年6月21日（火曜日）午前10時開議

- 第1 質疑
- 第2 委員会付託
- 第3 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 質疑
- 日程第2 委員会付託
- 日程第3 一般質問

---

#### 出席議員（23名）

- 1 番 工 藤 圭一郎 君
- 2 番 城 典 臣 君
- 3 番 大 賀 慶 一 君
- 4 番 岡 崎 俊 裕 君
- 5 番 水 上 彰 澄 君
- 6 番 東 英 俊 君
- 7 番 東 裕 人 君
- 8 番 泉 田 栄一朗 君
- 9 番 森 清 孝 君
- 10番 中 原 繁 君
- 11番 樋 口 正 博 君
- 12番 二ノ文 伸 元 君
- 13番 中 山 繁 雄 君
- 14番 怒留湯 健 蓉 さん
- 15番 坂 本 昭 信 君
- 16番 隈 部 忠 宗 君
- 17番 葛 原 勇次郎 君
- 18番 木 下 雄 二 君

19番 坂井正次君  
20番 森隆博君  
21番 山瀬義也君  
22番 境和則君  
23番 北田彰君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市長	福村三男君
副市長	永田明紘君
総務部長	谷口誠君
企画部長	野口祐成君
市民部長	宮本誠一君
経済部長	平野國臣君
建設部長	山田憲章君
七城総合支所長	田代武則君
旭志総合支所長	三池繁廣君
泗水総合支所長	春木義臣君
財政課長	小川秀臣君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	藤本辰広君
市長公室長	原和徳君
教育長	倉原久義君
教育次長	原誠也君
農業委員会事務局長	齋藤誠君
水道局長	山田浩文君
監査事務局長	大塚茂幸君

---

事務局職員出席者

事務局長	永田哲士君
議事課長	城主一君
議事課長補佐	徳永裕治君

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

---

午前10時02分 開議

○議長（山瀬義也君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1 質疑

○議長（山瀬義也君） それでは日程に従いまして、日程第1、質疑を行います。

ここで、申し合わせ事項について申し上げます。質疑は一括質疑として3回までとなっております。質疑は提出議案に対して疑義をただすものであり、一般質問と違って自己の意見を述べることはできません。

発言の通告がっておりますので、質疑を許します。

東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） おはようございます。

議案第55号と第56号について、一括して質疑を行います。

まず、議案第55号、菊池市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本案は、水源小学校、迫水小学校、龍門小学校、市内3小学校を北小学校に統合する条例改正案であります。この小学校統廃合問題では、私は2009年6月議会で適正化審議会についての五つの疑問点を挙げ、民主主義を教えるべき学校の行く末が公開もされず、民主的手続も踏まず、子どもの声も聞かないで決められる答申書には資格がない、こう指摘をしました。また、昨年の9月議会では地域の声を紹介し、教育委員会はもう決まったの一点張りで地域の声を聞こうとしない。地域は大切と言いながら、地域の力をなくすことばかりする、こういった地域の生の声も紹介して、学校の持つ地域的意義と地域の合意形成について質問をしました。

こうしたこれまで数年間の議論も踏まえて、1点質疑をしたいと思います。

地域の合意形成について、どういう経過でどういう議論を経て今回3校統合、この結論に達して、そして上程されることとなったのか、お答えいただきたいと思っております。

[「済みません、一括質疑で」と呼ぶ者あり]

○7番（東 裕人君） 大変失礼しました。

次に、議案第56号、菊池市立図書館条例の一部を改正する条例の制定についてです。

2点お伺いします。

なぜ、今、改正なのか。その意図は何か、お答えいただきたいと思います。

また、図書館法が定める館長の責務を指定管理者が果たせるのかどうか、これもお伺いします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） おはようございます。

これまでこの学校規模適正化につきまして、1月の月例会あるいは5月の月例会に議員の皆様方にはこれまでの取り組み状況等について説明を申し上げました。重複するところも幾つかあると思います。また、少し長くなりますけれども、ひとつよろしくお願ひ申し上げまして、質疑に対して答弁をしたいと思います。

今回の規模適正化への取り組みに当たりましては、議会からも保護者や地域の方々の合意形成を図りながら進めるようにとのご意見もいただいたところでございます。平成21年4月に学校規模適正化審議会から答申がなされましたが、教育委員会としましては、その答申を受け、学校規模適正化基本計画を作成するに当たり、その素案作成の段階から関係保護者や地域住民の方々のご理解をいただきながら進めるべきといった基本姿勢のもとに進めてまいりました。

これまでの取り組みとしまして、平成21年度に関係学校のPTA役員、保護者、地域住民を対象とし、答申内容の説明と併せ、意見交換会をそれぞれ実施したところでございます。

また、平成22年度には、関係保護者、地域住民の皆様方からいただきましたご意見や、あるいは児童のアンケート調査に基づき、教育委員会が中心となり、庁内検討組織であります策定委員会等にも諮りながら、学校規模適正化基本計画素案の作成を行いました。その後、関係6小学校であります隈府、河原、水源、迫水、龍門、菊池北小学校のPTA役員を一堂に集めた説明会や、保護者を対象にした説明会を校区ごとに開催しております。

また、地域住民の方々への説明につきましては、関係4小学校区の地区長さんや関係4小学校区内の区長さん方を対象とした説明会を開催しております。説明会の中で、関係区長さん方からもきめ細かな説明を行っていただきたいとの要望もありまして、直接教育委員会からそれぞれの地域に出向く形で説明会を行い、本計画素案の周知を図りますとともに、学校の持つ地域的意義等も考えて、十分に地域住民

の理解と協力を得て行うよう努めてまいったところでございます。

教育委員会としましては、素案の説明の中で、統合対象となっております四つのそれぞれの学校に、今回の計画に対して保護者は保護者の立場、地域は地域の立場として十分相談していただき、それぞれの立場での意見の集約をお願いし、保護者の総意として、また地域の総意として報告をお願いしたところでございます。

このような中で、保護者からは4校とも今回の基本計画素案に対し同意をいただいていたところでございます。ただし、各学校の保護者からは、通学に際してのスクールバス等の対応の件、標準服の件、またいじめへの対応の件、子どもたちの心のケアの点などについて十分配慮いただきたいと、要望も付帯していただいております。

また、地域としての意見の集約につきましては、各地区長さん方をお願いしたところでございますが、水源地区、迫水地区、龍門地区の地区長さんからは昨年度末までに今回の計画に同意する旨の報告をいただいております。ただし、地域からも保護者からの付帯要望事項とほぼ同様の事項に加え、跡地利用のことや地域活性化への対策等についても付帯して要望をいただいているところでございます。

河原地区につきましては、1月24日付で河原区長会の地区長さんから、河原地区としては今回の規模適正化計画に対しては賛否の回答を保留する旨の報告が文書でありました。また、その報告の中で5項目の意見、疑問、要望があり、それに対して教育委員会の回答を求められました。

河原地区からの回答保留という結果を受けまして、3月定例議会への関係条例案の提案をどうするか、教育委員会内でも随分と検討したところでございます。結果的には、河原小学校についても保護者からは同意をいただいております。地域からもしばらく検討の時間が欲しいということで回答を保留されたもので、決して反対されているということではないと受けとめましたので、教育委員会としましても、できれば4校そろって提案したいと考えまして、3月議会への提案を見送ったところでございます。

3月議会の提案を見送ったことで、3月3日に関係6小学校のPTA三役さん等にお集まりいただき、現状の報告と併せ、6月議会での提案へのご理解をお願いいたしました。その中で、役員さんからは、なぜ保護者、地域とも同意している水源小、迫水小、龍門小の菊池北小の統合だけでも提案しなかったのかというご意見や、6月議会への提案では24年度実施には準備期間が足りないといったご意見、また役員だけでは判断しかねるので、4月16日に開催される関係小学校のPTA総会において再度説明してほしいという要望があったところでございます。

3月6日には、河原区長会より回答を求められておりました5項目について説明

に伺い、教育委員会としましては、ぜひ4校そろって6月議会に提案したいと考えている旨をお伝えし、地域の方々のご理解とご協力をお願いしたところですが、残念ながら現在まで河原地域からの賛否の回答はいただけていない状況でございます。

また、3月8日には統合を求めております4小学校区内の地区長さんに現状の説明を行ったところです。新年度になりまして、4月16日に関係します六つの小学校の本年度のPTA総会において、教育委員会からそれぞれの小学校に出向き、3月議会への提案を見送ったおわびと、6月議会への提案に対してのご理解のお願いをさせていただきました。

その結果、菊池北小学校への統合対象校のうち、水源小と迫水小につきましては、6月議会への提案についてご理解いただくことができました。しかし、龍門小につきましては、保護者の中から厳しい意見が多数出まして、その場でのご理解はいただけませんでしたので、4月25日に改めてPTA役員さん方に説明を行い、さらに5月9日に臨時のPTA総会を開催していただき、すべての保護者の方々に再度おわびとお願いを申し上げ、それを保護者の皆様で協議された結果、6月議会への提案についてご理解していただくことができました。

河原小学校につきましては、PTA総会の折に、教育委員会としてはぜひとも4校そろって6月議会への提案をしたいと考えておりますので、保護者の皆様と地域の方々で十分協議していただくようお願いするとともに、もし6月議会への議案の提出締切までに地域のご理解がいただければ、6月は菊池北小関係の3校のみ提案させていただくことを申し上げ、ご理解をいただいております。

5月になりまして、関係六つの小学校のPTA三役さんへの説明会を行い、これまでの経過報告と今後の予定について説明を行い、その中で6月議会への水源、迫水、龍門小の菊池北小への統合の提案については、特に異論もございませんでした。また、5月19日には、河原、水源、迫水、龍門の地区長さんにも同様に経過報告と今後の予定について説明させていただきましたが、こちらも特に異論はございませんでした。

以上、申し上げましたとおり、学校規模適正化につきましては、子どもたちのことを中心に置いて地域の皆様との合意形成を図ってまいったところでございます。その中で、今回の水源、迫水、龍門の3小学校を菊池北小学校に統合するための学校設置条例の改正案の上程を行うに当たりましては、各小学校区の保護者、地域との合意形成が図られ、ご理解いただいているものでございます。

なお、河原小学校につきましては、保護者、地域ともご理解が得られた時点で、改めて提案させていただきたいと考えておりますので、併せましてご理解のほど、

どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、菊池市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について、なぜ今改正なのか、館長の責務を果たせるのかというご質問でしたが、以上、お答えしたいと思います。

図書館法の第13条に基づいての館長の配置ですけれども、指定管理者が定めた館長とする読みかえ条文がないとのことで、今回、提案させていただくことになりました。本来であれば、指定管理者制度の移行に伴い、改正すべきところでしたが、改正されていなかったため、お願いするものでございます。

また、館長の責務を指定管理者が果たせるのかとのことでございますが、現在の指定管理者はNPO法人「本と人とのネット・泗水」の理事長が館長として図書館業務を管理運営しております。現在の館長は司書資格も持っており、図書館設置時から運営に携わっており、その責務というものは十分に理解されているところです。昨年の平成22年度には文部科学大臣より子どもの読書活動優秀実践図書館として表彰を受けられるなど、素晴らしい図書館の管理運営に当たっておられます。館長も協定書の規定に従い、業務を忠実に従っておりますので、指定管理者の館長として、その責務は十分果たしているものと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） この議案第55号の小中学校設置条例については、議員さんの中でも多くの疑問も意見も、声が上がっているところであります。また、地域の方々からも、合意形成を得られたという話もありましたが、今でもたくさんの声が寄せられています。その中での今回の上程という、非常に注目されている議案でありますので、付託された委員会でも本当に慎重な審議を期待したいと思います。

再質問です。再質問は、議案第56号、図書館条例改正についてです。

菊池市立図書館条例施行規則では、館長の職務について、教育委員会の命を受け、事務に従事するとあります。また、館長の服務については、教育委員会の指導監督を受け、その職務上の指示に従わなければならないとあります。今回の条例改正で、指定管理者が定めた館長となると、指揮命令、指導監督において教育委員会の管理統制がきかなくなる恐れもあると考えられますが、どう考えますか。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 図書館条例施行規則により、館長の職務、また服務についてうたっておりますが、館長は指定管理者の代表として館の管理運営を行っております。



ます。業務については、指揮監督に関する事、事業の企画実施に関する事、施設管理に関する事、図書館の振興に関する事について、教育委員会の命を受けて従事することとなっています。指定管理者については協定書を交わしており、その管理業務等については規定を遵守されております。

教育委員会としまして、毎月の管理業務月報や年度実績報告書等を提出いただいております。管理内容等の把握をしているところでございます。常日ごろにおいても担当課で館長とは常に連絡を密にとり合い、よりよい管理運営に努めているところであり、不備の点等については指導及び指示を行っておりますので、教育委員会としての指定管理者に対する統制は十分できているものと認識しております。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） この56号については、指定管理者がどうか、館長がどうかという議論ではなくて、やはり、今、質疑もしましたし、答弁もありましたけど、教育委員会の関わり方、教育行政のあり方との関係で質疑をしたわけですので、その辺も踏まえて、ぜひ委員会で議論いただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（山瀬義也君） これで質疑を終わります。

---

## 日程第2 委員会付託

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第2、委員会付託を行います。

議案第56号から議案第66号まで、請願第1号から請願第3号まで及び陳情第1号については、お手元に配付しております議案付託表のとおりといたします。それぞれの所管の各常任委員会に付託します。各常任委員会は、付託されました案件を十分審査いただきますようお願いいたします。

平成23年第2回菊池市議会定例会議案等付託表

付託委員会	議案番号	件名
総務文教 常任委員会	議案第55号	菊池市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第56号	菊池市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第57号	平成23年度菊池市一般会計補正予算（第3号）
	請願第1号	建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する請願
	請願第3号	限府小学校の中学校区割りに関する請願書
福祉厚生 常任委員会	議案第54号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
	議案第57号	平成23年度菊池市一般会計補正予算（第3号）
	議案第58号	平成23年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第64号	平成23年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）
経済建設 常任委員会	議案第57号	平成23年度菊池市一般会計補正予算（第3号）
	議案第59号	平成23年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第1号）
	議案第60号	平成23年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第61号	平成23年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第62号	平成23年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第63号	平成23年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第65号	平成23年度菊池市水道事業会計補正予算（第1号）
	議案第66号	字の区域の変更について
請願第2号	田島工業団地と林原・蘇崎工業団地に関する請願	
陳情第1号	住宅の新築・リフォームに対する助成制度の創設を求める陳情書	

---

日程第3 一般質問

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第3、一般質問を行います。

なお、ここで申し合わせについて申し上げます。質問の順序は通告順です。質問時間は答弁を含めまして60分以内です。通告事項以外の質問並びに関連質問はできません。質問は一問一答方式で、質問事項に対して3回までとなっています。

発言の通告がっておりますので、これより順次質問を許します。

初めに、怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） おはようございます。

お知らせをしておりましたとおりに一般質問をいたします。

最初に、職員の人事管理と人事行政運営についてお伺いをいたします。

本市の人事行政運営の状況を数字で見えますと、2009年4月1日現在における職員数は、前年度退職者32名、新採12名をもって533名。男女比では、男性331名、女性202名。そのうち審議員以上を管理職と見た場合、男性管理職が79名、女性管理職が6名となっています。そして、昨年、2010年4月1日現在で同じように見えますと、前年度退職者が23名、新採10名をもって職員数は522名。男女比では、男性が321名、女性が201名。そのうち審議員以上を管理職と見た場合、男性管理職が83名、女性管理職8名となっています。

これが2009年度、2010年度における本市職員の大まかな数字ですが、対前年比で男性10名減、女性1名減となっており、総数では11名減となっています。それぞれの数字には、本市の施策や人事管理の姿勢等が反映されていると思われれますが、いずれにしてもこれらの数字を背景に、この3月、本年度、2011年度の人事異動が行われました。

その結果を、まずは2009年、2010年同様に数字で見えますと、2011年4月1日における職員数は、前年度退職者18名、新採8名をもって515名。男女比では、男性が318名、女性が197名。そのうち審議員以上を管理職と見た場合、男性管理職70名、女性管理職10名となっており、総数で対前年比マイナス7名です。

これらの一連の数字からさまざまな読みが可能ですが、そのことを念頭に置きながら、今回の人事異動について、改めて本市の姿勢についてお尋ねをいたします。

まず、基本的なことです。異動に際しましては、総合計画に基づいた各部、各課での業務の質・量を十分に把握しておく必要がありますが、異動に先立ち、その作業がなされて資料化されたのでしょうか。

また同時に、異動に先立ち、職員の個々の家庭環境や家族構成や通勤距離などの調査やヒアリングが必要ですが、異動に先立ち、その作業がなされ、資料化されたでしょうか。

それから、職員の各課、階層から、これは管理職も含めてですが、自己申告が反映されず、ヒアリングが形骸化しているという話を聞きます。これはもう数年来聞いてきたわけですが、原因は何だとお考えでしょうか。

以上、1回目の質問です。よろしくお願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） おはようございます。

それでは、怒留湯議員のご質問にお答えをいたします。

まずは、大きくは異動に先立ち行う作業はなされたか、またヒアリングは形骸化していないかというご質問であったかと思いますが、毎年、職員の定期人事異動に先立ちましては、各課局長からの業務ヒアリングを実施しております。業務ヒアリングは全部署が対象のため、聞き取り時間に制約があり、そのほか、各課、係の残業の状況や育児休業者の状況、本人や家族の疾病、介護の状況等、職務遂行上必要と考えられる項目につきましては、各自の自己申告書や職員課で保有しておりますデータなどで確認を行っております。

ただ、現在の少子・高齢化社会におきましては、多くの職員が家庭に何らかの事情を抱えており、必要な場合は可能な限りそれに配慮した異動に努めております。

自己申告書と業務ヒアリングは、人事異動の基礎資料としてもっとも重要視すべきものだと認識しており、今後もさらに詳細な把握ができるよう工夫をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） ちょっとお触れになったようですが、ご答弁にあったように、特定の職員の優遇した異動などあってはなりませんね。これには厳格な、公正な姿勢をぜひ求めておきますが、各部局長、課長のヒアリング、自己申告は行っているということですが、私も行っていることは存じておりますけれども、指摘をしてきましたように、現状はまだ不十分であるということなんです。現場では形骸化しているというのが実感のようですので、さらに、ご答弁にあったように、人事異動の基礎資料として最も重要視すべきものだという認識が示されましたので、今後はさらに詳細な把握ができるように工夫をしていただきたい。より信頼

性の高いものへのご努力をいただきたいと思います。そのためには、やっぱり日常的に当事者たちの声に心と耳を傾けること、その姿勢が大切だと思うんですね。担当部署と担当者には温かい血の通った人事管理を期待します。

そういう思いで、人事異動管理を見てきたわけですがけれども、今回の人事異動で二つの顕著な信じ難い事例がありました。

一つには、男女共同参画推進課長の兼任です。男女共同参画社会の推進は、言うまでもなく21世紀の最重要課題の一つだとする国の政策によって全自治体で取り組まれ、本市においても旧菊池市から新菊池市へ引き継がれ、条例の制定、行動計画の策定と、着実な積み上げをしてきましたよね。そして、昨年11月には改めて新菊池市として男女共同参画都市宣言を行い、内外にその意思を明らかにしてきたところです。分けても市長は本年度第1回定例議会開会日の3月2日、施政方針の第1の柱で男女共同参画社会の推進を述べられました。これらのことは、本市の女性行政の柱として広く市民から指示され、あるいは市外の人からも注目、評価をされてきました。

ところが、今回の人事異動が公表されるや、私には市内だけでなく市のほかの人権団体や女性ネットワークの方から数件の問い合わせがありました。菊池市は本当にやる気があるんですかと。関係課長さんや職員さんたちには何か説明があったんでしょうか。兼任体制というのは、関係課長さん、職員さんたちは納得しているんでしょうか。本来、課長の兼任なんてあるんですか。そして、ある方は、私たちはボランティアで政策推進を支援してきたのですが、どうも得心がいきませんねというような声でした。私はちょっと恥ずかしい思いをしながらしどろもどろしたわけですが、それはいいとして、ここで改めてこういった市民の素朴な疑問を代弁する形で次の事柄をお伺いします。

政策推進のかなめである課長をなぜ兼任でよとしたか、ご所見を伺います。

それから、兼任となることは、単なる異動とは違いますよね。その理由やあとのフォロー等を関係者に説明するのが市民感覚としては当然だと思いますけれども、それはなされたでしょうか。

それから、男女共同参画の具体的推進はこれからという重要な時期における前担当課長の異動は、これも市民感覚としては政策への配慮、人への配慮をせず、ただ机上の事務として行ったというような印象ですが、これはいかがですか。

それから、これも市民感覚では兼任となる担当課長にも説明をし、意見を求めるのが当然と思われませんが、それはなされたか。でなかったとすれば、しなかったとすれば、その理由は何でしょうか。

それから、課長の下には職員が、たしか1人だと思います。これまで業務は2人

で担っていたと思われませんが、課長が兼務となればその両者の負担は増大するでしょう。そうであれば、当該職員にも説明をし、何らかのサポートを保証するのが当然であろうし、またそのための意見を聴取するのが当然と思われませんが、それは行われましたか。行われていないとすれば、それは業務を軽く見ているのではありませんか。

本年度の異動を通して男女共同参画課の行政組織における位置づけがあらわになりました。課長を専任とせず、他の課と兼任にするという人事、これは市民の側からすると、双方の課を軽く扱っているという印象です。本来、課長の兼務は考えにくいことです。男女共同参画推進課を課として存続させる意志がかたいのであれば、同じ兼務でも部長兼務、これもよくありませんが、筋ではありませんか。今回の取り扱いは、今後、課の統合等を考えての対応ではないかと心配する向きもありますが、これについては明確なご所見をお示してください。

続いて、二つ目の事例である今回の、いわゆる括弧書きの不祥事について伺います。

この事件は、残念な事件であると同時に、ある意味では不幸な事件と言えるのではないのでしょうか。事件の詳細については差し控え、人事管理の問題として伺います。

人事管理がうまく機能し、そこに温かい人の配慮があったならば、今回の不祥事の、少なくとも3回目はなかったのではないかと思います。どうお考えでしょうか。

人事管理がうまく機能しておらず、そこに温かい人の配慮がなかったとすれば、これはずさんな人事管理と言わねばならず、どこが適材適所かと問わなければなりません。いかがですか。

人事管理の事務は、総務部長が所管し、実質的には総務部長が実務の責任者ですが、総じて最高責任者は市長であり、次に副市長であることから、今回、減給の処分を受けられることになりました。重要なことは、これを教訓に再発を防ぐことですので、市長、副市長には、少なくとも管理職についてはそのおおよそが手のひらに乗るようにご努力をいただきたい。特に、副市長には各支所、各課に自ら赴き、コミュニケーションを図られ、親しさと信頼関係を築いていただく必要があると思われませんが、副市長は何か構想をお持ちでしょうか。

同じように、人事管理を所管する総務部長はもとより、関係管理職には同じことが言えると思われませんが、具体的な改善策をお示してください。

以上、2回目です。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 質問にお答えいたします。

大きくは、課長の兼任に関しますことと不祥事についての人事管理のご指摘であったかと思いますが、まず職員の人事異動を行う上で重要なことは、組織全体でより効率的かつ効果的な組織体制を整備することだと考えております。市としましては、毎年、その時点で最も最適だと考えられます職員配置ができるよう努めておりますが、職員の勧奨退職や急な疾病など、さまざまな理由により当初の組織体制を急に変更をせざるを得ない場合がございます。また、職員の異動に際しましては、配置後の勤務体制を十分考慮して行っておりまして、どんな業務体制でも与えられた職務に専念をしてもらえるものと確信しております。

4月の定期人事異動後、これまで兼務したことによる業務への支障はないというふうに認識をしておりますが、その職員が勤務体制に不安を持っているのであれば、できるだけの説明は行いたいと考えております。

次に、今回の職員の不祥事に際しましては、議員各位を初め、市民の皆様にも多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことに対しまして、改めておわびを申し上げます。

この不祥事を受け、市としましてはさまざまな対策を考え、現在実施しているところがございます。

既に実施しましたものとして、一つ目が5月16日付で全職員に対し、適切な事務処理と綱紀保持を徹底する通知を行っております。二つ目が、先般5月26日から27日にかけて計9回、職員おのものが公務員倫理を再確認し、これを保持していくための研修を実施しております。三つ目が、職員の懲戒処分の指針を策定し、6月1日付で市のホームページに掲載し、職員のみならず、広く市民の皆様への公表も行っております。

また、現在実施をしておりますものとして、今回の不祥事の発端となりました市が管理を行っております各種団体の金銭に係る通帳管理につきましては、職員が個別に所持しております公務に直接関係のない全通帳も含め、その管理状況について各課の調査を行っており、それがすべて出そろい次第、管理方針を定め、適切な指導を行ってまいりたいと考えております。

そのほか、自己申告書に個人の悩みや家庭状況をより詳しく記入する欄を設け、職員の抱えている問題の早期発見に努めるとともに、今回の事案が再発であったことを重く受けとめまして、必要な情報は所属長へ伝えていきたいと考えております。また、職員の懲戒処分の公表基準の見直しも併せて行いたいと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 副市長、永田明紘君。

[登壇]

○副市長（永田明紘君） 今回の職員の不祥事に際しましては、議員の皆様方を初め、市民の皆様にご迷惑とご心配をおかけしましたことに対しまして、改めておわびを申し上げたいと思います。

今回の不祥事を受けまして、再発防止として、職員に対しましては公務員の倫理について再度徹底させるため研修を行いました。行政事務の先頭に立つ者として、自ら職員研修の冒頭に講話を行いまして、公務員モラルの徹底と市民の皆様の方針に立って、市民の皆様の方針で物事を考え、行動しようとしたところがございます。特に管理職の皆さんには職員の意欲を引き出し、そして明るい職場づくりに取り組んでいただきたいと話をしたところがございます。

また、総合支所のお話が出てまいりましたが、年に2回、定期的に訪問するようにしておりますので、その中で今後とも職員の皆さんの率直な意見を伺っていきたいと考えております。

金銭管理につきましては、不正が起こりにくい環境をつくるのが大切でありますので、管理方針を定め、チェック体制の強化等を図ってまいりたいと考えております。

また、公金の私的使用の背景には、職員の生活環境に起因するところもありますので、自己申告書など、私もできる限り目を通しまして、職員の抱えている問題を把握し、対応してまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） それぞれにご答弁いただきました。これを通常の異動の範疇だと考えているその人事管理の感覚、姿勢にこそ問題があるのではないかと私は思います。どんな業務であっても職員は与えられた職務体制に専念するというのは、それは原則そうでしょう。ただし、この場合は課の兼任と、それに派生する問題なわけですね。当該の二つの課が人権をベースにしてはいるものの、業務内容は全く違うし、政策が直接対象とする市民は重なっているわけではないですね。それに二つの課は、国や県や、そういった上位機関も違うわけですね。また、労働条件も責任も違って来るわけですから、それらのことを当事者に説明をし、意見を聴取し、基本的に納得、同意を事前に得るといのが血の通った人事管理というものではないかなと私は思いますが、いかがでしょうか。



このような特別なケースも通常の異動と言ってしまうような、いわば強権的な人事、異動では、信頼関係の醸成はおぼつかないと思いますよ。今、答弁にあったように、どこか、居直ったとは言いませんけども、そのような姿勢では、今風の言葉で言いますと、職員のモチベーションを上げて、やる気、熱意を喚起することにはならないことを私は非常に懸念いたしますが、心配いたしますが、この点については再度簡潔にお答えください。

それから、不祥事については副市長からもご答弁がありました。スピード感をもって対策が講じられているようです。大事なことは、職員の綱紀の保持や処分を厳格にすることばかりではなくて、温かい目配りの効いた人材育成と適材適所の人事管理こそ再発防止のかなめだと思われまますので、そのことを特に指摘しておきたいと思えます。

そのことをベースにしながら次に進みますけども、人事行政運営において、毎年度、定員削減や機構の見直し、それから事務事業の見直しが続けられています。これによりますと、2009年の職員数533名から2010年522名になった11名減の内訳は、事務事業の見直しによる減が総務部門で5名、土木部門で4名、不補充による減が民生部門で1名、教育部門で1名、その他の部門で3名の計14名。そして、事業充実による増員が税務部門で1名、衛生部門で1名、農林部門で1名となっており、結果、11名の減ということがわかります。そして、併せてこれらの数字の推移から、人事行政運営において女性管理職の登用が念頭に置かれた見直し改革になっているのかという疑問もわいてきます。

本年度の異動一覧による7名減の中で、一つの例として、新しい高度な内容が求められていると思われる安全対策課での1名減についてですが、これはほんの一例です。今回の東日本大震災を通して、国は各都道府県自治体に防災計画の見直しを求めていますね。熊本県においても蒲島県知事のその旨の声明が出されています。本市においても早急にそれに対応しなければならないでしょう。その部門での1名減を心配するわけです。

今回の防災計画の見直しについては、産廃処分場やダムが決壊、そしてまた原発の事故も視野に入れた非常に高度な内容が求められてくると思われます。本市に立地する産廃処分場やダムについては言うに及ばず、原発についても、本市は玄海原発、川内原発、伊方原発、計画中の上ノ関原発、やや離れて島根原発のほぼ中央に位置しています。これらの中には老朽化が指摘されているものがありますね。それから、二つはプルサーマルの稼働ですね。ひとたび東日本大震災のような地震に見舞われるとすれば、30キロ圏外は安全などとは言っておられません。

また、通信手段が途絶えた場合、民間との連携を視野に入れた無線中継局等も、

これは既に要望があっているかと思いますが、それを対策本部に確保しておかなければならないということも出てくるでしょう。

そのほか、通常の事務においても国交省への対応や、県や広域との連携事業も多く、季節的な臨時職員がこなす事務は限られています。当局にはそのような状況が認識されての1名減でしょうか。

そして、何よりも今後は防災計画の中の自主防災計画も全地区で具体化していかなければなりません。地域への働きかけ等々、細かで高度な事務が待ち受けていると思われるにも関わらず、1名減の陣容で可能だとの判断は管理者として少々甘いのではないのでしょうか。

次いで、女性管理職の登用の課題です。

審議会等においては一定程度の評価はできるとしても、肝心な市職各課の管理職の現状は3年前から6名、8名、10名と微増にとどまっており、同じ管理職といっても上級職においては男性職員にはるかに及ばず、いまだはなほだ不十分と言わねばなりません。

本年度にしても管理職の男女の比率は70対10、実に8分の1です。男性職員に比べ、女性たちの経歴、学歴にはともに何ら遜色はなく、担っている仕事の量も質も男性に劣るものではありません。にもかかわらず、昇進・昇格については係長クラスで五、六年の差があり、これは能力と特性が十分に評価されていない実態を示しています。この影響で管理職への登用についても男性職員に比べて7年から10年おくらせている現状をつくり出しています。これは実態の調査と制度の改正、構築が必要ではないでしょうか。

退職前になって女性数人を管理職にさせても、女性たちはその能力を發揮しにくい、時間がない。肝心なことは、人事行政運営の方針、理念、システムにおいて、女性職員に対して男性職員と同様に、その条件と環境を与え、保証することです。その点、いかがですか。

そのためには、現在1名しかいない担当部署の女性職員を複数にし、まずはそこで男女の配置の適正なバランスをとるべきではありませんか。そして、そのことと併せ、当事者たちの実態を的確に反映させるための具体的なシステムを敷くべきではありませんか。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） まず、先ほど課長が兼務した場合の、兼務することになった場合の事前の説明ということでご質問がございましたので、それにつきましてま

ずお答えをいたします。

課長が新たに兼務するということになります場合には、当然その管理業務に大きな、激変といたしますか、影響が出てくるわけでございますので、そういった場合には、それは必要に応じて事前の説明というのはやっていく必要があるのではないかとこのように考えております。

続きまして、安全対策課の職員減の根拠の認識と女性管理職の登用の意思についてご質問がございましたので、お答えをしたいと思います。

毎年、定期人事異動に際しましては、各課・係の業務内容と業務量を勘案した中で、各課の職員数を決定しております。その業務量は月ごとの最大業務量ではなく、平常の業務量を基準としているところでございます。議員ご指摘の安全対策課につきましても、全課の業務量を検討する中で、当該課の平常の業務量から考えた上で職員1名を削減したところでございます。

当然東日本大震災直後でもあり、慎重に検討もいたしております。防災の重要性は十分認識しておりますので、今後、本市の防災計画を再検討する場合には、組織体制について必要な見直しは行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、女性管理職の登用につきましては、決してその割合を決めて行ってはおりませんが、管理職に占める女性職員の割合が平成21年度7.7%、平成22年度9.6%、平成23年度12.5%と、年々上昇しております。

行政の目的は市民生活の安定と福祉の向上であり、その目的を効率的かつ効果的に達成できる適任者を配置することが適材適所の考え方だと考えております。そのことを念頭に置きながら、優秀な人材であれば男女の区別なく今後とも積極的に登用をしていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○14番（怒留湯健蓉さん） 市長です。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 失礼いたしました。

男女共同参画推進課長の兼務についてご指摘をいただきましたが、課長職というのがなくなるのかというご心配をされているのかなと思います。男女共同参画社会の必要性ということにつきましては、もう今、怒留湯議員から述べられましたとおりでございます。積極的にこれまで進めてまいりました。ただ、総務部長の人事配置、組織等の説明の中にありましたように、どうしてもやはりこの少人数の課等々においての異動の中において無理が来るところが発生するというところであります。

それで、この男女協働推進課長の兼務につきましては、今現在、推進課として残してありまして、これは存続は当然あるということを前提として、組織体制が適切な体制になるまでの間の一時的な措置ということでご理解をいただきたいと思いますし、また関係課員につきましても大変ご苦勞をかけますけども、しばらくのご辛抱はお願いしたいなと思っておるところであります。

また、先ほど述べられました不祥事件につきましては、本当に議会や市民の皆様方にご心配をかけて申しわけない限りでございます。再発防止につきましても、説明を申し上げましたように、あらゆる面で真剣に取り組んで実効性を上げていきたいなと思っております。

女性職員の管理職の登用につきましては、年々その割合が、先ほど数字が示されましたように、上昇が見られているということでございまして、さらにピッチを上げていかなければならないと、このように思っております。将来的には、この人事評価制度を大いに活用いたしまして、優秀な人材の育成に努めまして、男女の性別がなく管理職に登用してまいりたいと、このように考えております。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） それぞれにご答弁をいただきました。男女共同参画推進課は残すということをはっきりおっしゃっていただけましたし、女性管理職の登用についてもピッチを上げるという市長のお約束でございましたので、期待していきたいと思えます。

では、次に進みます。

人事評価制度について伺います。

少子・高齢社会の到来は、我が国の社会のありようを大きくさま変わりさせました。それは都市にも地方にもそれぞれの特徴を持ってあらわれています。加えて、社会のあらゆる分野での規制緩和は、これまでの、いわゆる中流階級の実相をなぎ倒して、ぎくしゃくとした格差社会をつくり出しました。そのような社会状況を背景に、労働の市場においても、地域社会においても、福祉の分野においても、そしてそれぞれの家庭経営においても、今日、女性たちの労働力はかつてなく高い需要に直面しています。自分の意思で働く人、また働かざるを得ない人、それはさまざまですが、いずれにしても働く女性たちの実態は、官民を問わず、まだまだ厳しいものがあります。

そこでまずは、今年度、人事評価制度が導入されたに当たり、その有形、無形のプレッシャーの中で働く女性たちの職場を、女性職員たちの職場を、心身ともにお元気ですかと声をかけながら訪問をしてみました。その際寄せられた声から数点の

質問を起こします。現場の声と 부탁드립니다。

まず、生理休暇についてです。

これには個人差があり、なかなか言い出しにくいことでもありますよね。そのことを管理職は十分承知していただかなければなりません。人事評価制度下においてもこのことがストレスとならないような配慮が必要ですが、いかがでしょうか。

それから次に、育休明けの職場復帰の問題です。

出産年齢の女性たちにとって、育休はとってもその後の職場復帰が大きな課題です。現状のように、復帰したその日にポジションを告知されるのでは、不安で安心して子どもを産むことができません。今後は、育休明けが近づいた当事者に連絡をとって、復帰しやすい環境と体制をつくっていくべきではありませんか。

それから、出張所の休暇取得についてです。

そもそも出張所は、管理職を置かず、少ない人数で運営されています。したがって、休暇をとる場合は事前に本庁に連絡を入れて交代の職員の派遣をお願いしなければならない状況下にあります。これではやはりとても気を遣わなければならないでしょう。したがって、ここにも相応の配慮が必要ではありませんか。

それから、子育て中の女性職員は分散させてあるかという問題です。

女性たちの休暇取得の必要性は、育児、介護、地域の役割、親戚の行事等々、多岐にわたっています。女性たちがお互いに調整をし合えるように、少なくとも子育て中の女性職員を分散させて配置することは現状改善の一つの手段だと思われませんが、こういう角度からの意見も聴取すべきではありませんか。

それから、これは随分本市では改善をさせていただいておりますけれども、改めてもう一度伺いますが、この看護・介護休暇を親の看護・介護に広げられないかという問題です。

法の改正により、子に対するそれはとりやすくなりましたね。しかし、次に大きな課題が親の看護・介護です。ここ数年、親の看護・介護のために定年を待たず退職していった女性職員が何人もおりましたね。親の看護・介護休暇がとりやすくなればという切実な声にはどう答えられますか。

これが最初の質問です。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） それでは、女性職員の実態等につきましてご答弁をさせていただきます。

生理休暇の取得状況につきましては、平成20年度が1名、平成21年度が3名、平成22年度が2名となっております。

次に、育児休業明けの職場復帰につきましては、平成21年度からそれまでの職員課付を見直し、育児休業取得時の職場復帰としております。

また、各総合支所に配置しております税務の出張所職員の休暇取得につきましては、本庁の税務課及び徴税課で代替職員を配置するなど、柔軟な対応ができるようにしております。

次に、子育て中の女性職員の分散につきましては、異動前にあらかじめ育児休業取得予定がわかっている場合には異動の際に考慮しておりますが、時折異動後に判明する場合もあることから、今後とも課長ヒアリングや自己申告書によりまして、事前の情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、親の看護・介護休暇につきましては、介護休暇は職員の父母に限らず、配偶者の父母におきましてもその対象としており、2週間以上の要介護状態であれば有給休暇として5日以内、また無給として6カ月以内の休暇を認めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） それぞれにお答えいただきましたが、数字から見てもまだまだ不十分ということがわかりますね。代替要員をとということでありましたけども、なかなか定着していないという実態があるようです。生理休暇、育児休業明けの職場復帰、出張所の休暇取得等については、まだ課題は残されているということだと、ただいまのご答弁からはそう判断せざるを得ませんが、今後、課長ヒアリングや自己申告書を活用するとおっしゃいましたかね。それであっても、それはさることながら、検討委員会や職員代表者の、そういう人たちの直接協議こそ有効だと思われまじけれども、今後、それは行われますか。その点だけ、次に簡潔にお答えください。

それから、今、働く環境の厳しさを言いましたけれども、それは女性の上に、より端的に、より過酷にあらわれているということであって、男性にとっても決して無縁のテーマではないと思います。むしろ男性の側にメンタル疾患や自死者が多いという事実は、女性問題が男性の問題であり、社会全体の問題であるということにほかなりません。人事評価制度のもとで、職員が能力いっぱい業務を遂行できる環境を整備することは管理者の責任でもありますので、その観点から伺います。

この制度は、地方公務員法第40条第1項の規定により、本市でもこの3年間試行が行われてきました。これまで私は再三取り上げてきておりますけれども、私の質問に対して、制度の第1の目的は職員の人材育成と適材適所の配置をするため

あると明言されてきました。ところが、ただいま申し上げましたように、今回の人事異動や不祥事に見るように、その成果は余り確認できません。適材適所の配置が確認できませんが、これをどう説明されますか。

制度ではすべての部署ですべての職員が被評価対象者ですが、1次評価、2次評価、いずれにおいてもともに評価者である副市長、部長、支所長、課長、園長、教育長等々の役職の責任が非常に重いと思われまます。評価シートの取り扱いやコミュニケーション能力、傾聴能力、指導能力、専門性を発揮する能力等々、評価者たちには高い水準が求められていますが、これらの役職の人たちは、そのための専門的な研修を積んでこられましたか、積んでおられますか。

試行期間にすべての部署で実施されていなければ、本格実施には踏み切れないはずですが、それはどうですか。

また、現段階での評価シートの提出率はどういう数字ですか。

制度は面談を重視していますよね。マニュアルなどを見てもみると、短くとも60分はかけて丁寧に、しかも邪魔の要らない落ち着いた場所で行うとされていますが、第一、この人手不足の中で、評価者、被評価者、双方にそんな時間はないと、当事者たちも言っていますけれども、これをどうされますか。

また、男性も女性の通常の休憩室さえ十分に備わっていない現状において、邪魔の要らない落ち着いた場所とはどこを差して言っているのでしょうか。現場では、圧倒的多数の管理職の職員もともに時間も場所もないと言い、これは現実として面談できないということですが、どうされますか。

2回目の質問です。

時間が無駄ですよ。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） まず、先ほどの答弁の中での女性の休暇につきましてでございますが、今後、庁内で衛生管理委員会を設けておりますので、その委員会を通じて、さらに検討させていただきたいと思っております。

続きまして、人事評価制度につきましての制度の目的、評価者の責任、あと運用に関わる時間、空間の問題のご指摘がございましたので、お答えをしたいと思います。

人事評価制度が人事異動に生かされているかとのことでございますが、過去3回は試行期間として行っており、3回の試行結果につきましては人事異動の参考とはしておりません。

評価者の研修につきましては、全職員を対象とした研修を1回、係長以上の評価

者を対象とした研修を2回実施をしまして、評価の仕方に重点を置いた研修を行ってまいりました。

また、試行期間につきましては、あくまでも人事評価制度そのものを理解してもらいたいとのことから、職員相互の話し合いの場を増やすことに重点があり、その提出には自主性を持たせておりましたが、提出率を年度別に申しますと、平成20年度が42.4%、平成21年度が48.2%、平成22年度が47.2%となっております。

なお、この中には育児休業期間中などの長期休職者や派遣職員などは含まれておりませんので、全職員数からこの分を差し引けば、提出率はこれより若干上昇すると思えます。

ただ、今後は本格運用であることから、未提出者がないように指導をしていきたいと考えております。

人事評価制度の中で最も重視すべきことは、いかに評価者が被評価者を育てるかにあります。そのため、評価者と被評価者が行う面談は重要なものでございますので、スペースの制約等もあり厳しい面もございますが、円滑に実施できるよう、さらに工夫をしてみたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） 提出率は非常に低いですね。これは評価者も被評価者も非常に経験が未熟といいまじょうか、浅いということだと思いますね。非常にやっぱりリスクは大きいということの印象でしたので、さらにその点は留意していただきたいと思えます。

評価システムの中で、面談はとてもやっぱり重視していますね。部長の答弁にもありましたけれども、現実問題として、その場所が確保できないと、時間がないというのはご認識のようですが、これ制度の入り口の問題ですよ。この期に及んで、時間も場所もないというような状況で双方で工夫してほしいということは、何とも無責任な話ではないかと思うんですが、実際どこでどうしろと言っているのか、再度お答えください。

今聞いていますように、本制度の目的が人材育成、適性配置であるという説明は、私のみならず、一般職員にも心ある管理職にも説得力をちょっと失っていますよね。それでも導入となったわけですから、評価の活用はあくまでも能力育成や行政サービスの改善に限定することを大前提に、公平性、客観性、透明性、納得性を備えた公務にふさわしい評価基準、評価方法、評価手続が確立されなければなりません。



そして、それらの確立に向けた職員組合の正式関与もまた保証されなければなりません。その上で、実行ある苦情処理、手続や、民主的昇任・昇格基準の明確化、職員の適性や希望を最大限に尊重した配置、育成策などの推進、このような、いわゆる周辺制度、周辺問題の整備が不可欠です。

この制度で最も懸念されたのが給与への反映でした。原資枠は変わらない中で、上司が行った評価の数値によって限られた原資を取り合うことになれば、職場の上下の関係も各課の横の関係も、どちらもその人間関係はゆがめられてしまいます。そのことで失うものがはかり知れないことを、これまで私は再三にわたって訴えてまいりましたが、今年度、導入に当たって給与へ反映させることを規定した実施規定の13条が削除されました。これは関係部署と市長のご英断として高い評価がなされると思います。

そこで、残された課題について伺います。

一つは、実施規定の12条の2についてです。

地方公務員法では、法に基づいて給与体系があり、給料表は職種別に職務と責任の度合いを示す級を横罫としていますよね。経験の度合いを示す号級を縦罫として構成されています。また、手当など、その種類、額、支給要件などはすべて給料表とともに給与条例等の条例で定めなければなりません。これが給与条例主義の原則、職務給の原則、均衡の原則と言われるもので、給与決定の根本原則です。これに従えば、昇格・昇任に関わる12条の2は、今日、今、私が質問をしたり答弁をした中でわかったように、人事評価制度そのものが未熟であるとともに、当事者たちの信頼、周知、理解、訓練等々、いずれも不十分であることから、直ちに執行することには大きな責任とリスクが伴うと考えられますが、どうお考えですか。

それから、不服申し立てや苦情処理の体制はどのようになっていますか。

それから、検討委員会等にはあて職の輪番ではなくて、しかるべき相当の管理職、各部を代表する者及び男女のバランスを確保した上で、熟議が可能な構成とシステムを確立することが重要ですが、これはどうでしょうか。

素朴な疑問がございます。例えば現業の職員さん等においては、出先であったり、職員だけであったり、1人であったりする職場があって、評価者である管理者がいません、管理職がいませんね。これでは評価のしようがないわけですが、だからといって人づての評価等が用いられてはなりませんし、またここだけ例外にするのは均衡の原則に反しますが、これをどう考えますか。

ずっと述べてきましたように、この制度にはほかにもさまざまに矛盾が存在し、運用には評価者、被評価者双方に、ともに時間的、物理的、心身の負担が発生し、執務への影響が懸念されます。この先、定期的な見直し等が必要と思われませんが、

どうお考えでしょうか。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 先ほど評価者と被評価者の面談について、またご指摘がございました。それにつきまして、まずお答えをいたします。

面談を行うには、空き会議室等を利用させていただくことを考えておりますが、非常にスペースが限られておりますので、場合によってはそれぞれの所属ごとに時間を割り振りまして、担当課の方でそのスペースを確保していただくことなどを今検討しておりますが、円滑な実施の方法については、まだ今後さらに詰めてまいりたいというふうに考えております。

それでは、3回目のご質問に対しましてお答えをいたします。

菊池市人事評価制度実施規程の第12条第2号につきましても人事評価制度の実施に伴う通常的な措置を明記しているところですが、平成22年度の人事評価制度構築検討委員会で本格運用から2年間はこの部分についても反映しないこととしておりますので、今後2年間の実施状況を見ながら、その運用については検討をしてまいりたいと考えております。

次に、不服申し立て及び苦情処理につきましては、これまでの試行期間では特にはございませんでした。これは本市の人事評価制度が本人の評価決定を必ず面談により決定し、最終的な評価を本人に開示する仕組みになっていることによるものだと考えております。評価を決定する際は、評価者と被評価者が納得するまで話し合いを行ってもらうことが重要だと考えております。今後、苦情が出てまいります場合には、その苦情内容を十分吟味して適切に対応してまいりたいと考えております。

人事評価制度構築検討委員会は、人事評価制度の構築を目的に平成18年度に設立をしまして、この委員会を中心にこれまで検討を進めてまいりました。メンバーは、各部局等の代表者からなる職員互助会を母体としております。人事評価制度の構築をこの委員会を中心に進めてまいりましたのは、その構成が係長や課長補佐を主体とした職員であり、管理職を中心に制度を構築すれば職員の意見が十分反映されないとの判断から、職員互助会メンバーの方に検討委員会委員をお願いしているところです。今年度から人事評価制度は本格運用に移行いたしました。今後必要に応じ、引き続き検討委員会で議論をしてまいりたいと考えております。

現業職員の評価につきましては、各学校の調理師は学校教育課の学務係長が学校長の意見を聞いて1次評価を行い、学校教育課長が2次評価を行うこととしております。老人ホームの介護士につきましては、所属係長及び施設長がその評価を行う

こととしておりますので、評価は可能であると判断しております。

人事評価制度は、地方公務員法第40条第1項に基づく制度であり、県単位でも毎年その取り組みを促進する会議が開催されるなど、人事管理上必要な制度であると考えております。ただ、人事評価制度は始まったばかりであり、最終的な構築までにはまだ多くの議論をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 人事評価制度につきまして、職員の、先ほどから総務部長答弁もありましたように、自発的なそれぞれの能力の、自己能力の開発、あるいはまた勤労意欲の高揚とか組織の活性化を図りまして、人材育成を目的として進めてまいりました。

運営に当たりましては、先ほど説明ありますように、試行期間を3年間設けたこと、あるいはそれぞれの職場の労働組合の役員で構成されております検討委員会で検討いただいた経過などを踏まえてまいりましたけれども、この本年度から本格運用してまいりますが、今後2年間程度の検証結果を踏まえながら、この制度の改善すべきところは改善していかなければならないと思っております。

なかなか人事、難しゅうございまして、適材適所というのが結果的に本当にうまくいかなかったということもあります。それはやっぱり職場の変化に対応がなかなかできないという一つの社会環境とか家庭環境だとか、いろんなものがあると思えますが、一部については、やっぱり自己犠牲的なものの中で公務員としての一つの意欲に、ちょっと頑張っていたかなければならないところもあるかと思いますが、人事の配置の中においては、常にこの適材適所として公平性を保ちながら、お互いの利益、そして利害というものが共通の利益になるように組織制度というものを見直しながら前に進めていく、今はそのできたばかりの状況でありますので、今後の推移の中でいろいろと議会の皆様方を初め関係の皆さん方の意見を聞きながら、よりよき方向に進めるように頑張りたいと、このように考えております。

○14番（怒留湯健蓉さん） 現業職の評価は可能だとお考えでしょうか。

○市長（福村三男君） 現業職の。

○14番（怒留湯健蓉さん） 評価。

○市長（福村三男君） 評価、それは今後の課題ではないかなと思います。

○議長（山瀬義也君） ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

---

休憩 午前11時21分



○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、城 典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） 皆さん、こんにちは。

安心・安全な防災対策についてお聞きいたします。

去る3月11日に発生いたしました東日本大震災によりお亡くなりになりました方々に心よりお悔やみ申し上げます。また、被災されました方々にお見舞いを申し上げます。

早いもので震災が発生いたしまして3カ月が過ぎました。避難されている方々には、まだ食料が思うように手に入らない方々がおられるような状況で、追い打ちをかけるように食中毒まで発生しております。まだまだ復旧にはほど遠い現状のようです。被災されました方々には、大変な思いをされているときではございますが、この際、本市の防災対策も考えておかなければならないと思い、質問させていただきます。

熊本は、今のところ大地震は発生しておりませんが、いつ何時起こるかわかりません。今回の災害を思うと、大地震が起きると思っていた方がいいように思います。

菊池市のホームページに「熊本県における地震の発生状況について」があります。それを読んでみますと、九州は地震の巢と言われています。その中でも熊本では今後30年間に大規模地震が発生する可能性が高いと、多くの活断層が県内を縦横断しています。熊本県内で過去に被害を及ぼした地震は、主に陸域の浅い場所で発生して、別府―島原地溝帯に沿った地域としてその周辺で発生しております。九州では、平成16年10月発生の福岡県西方沖地震が記憶に新しいと思います。福岡県など、地震の少ないと言われてきた地域で大規模な地震が発生したことを考えると、いつどこで大きな地震が発生してもおかしくない状況であると書いてあります。

これを受けてお聞きいたします。

本市の防災計画は、マグニチュード6.9の直下型地震発生を想定されていますが、もしそれ以上の震度の地震が発生した場合、また震源地があのだ大な龍門ダムで起きたとすれば、どれだけの震度まで耐えるよう設計されているのか、心配になり、危険をおおるわけではございませんが、この際お聞きしたいと思います。

あつてはなりません、もしもの場合のシミュレーションはしているのですか、お聞きいたします。

その際、下流域に住んでおられる方々の避難誘導及び避難場所は設定されている

のですか。避難場所を皆さんは知っておられるのか、お聞きいたします。

それと、災害が起きた場合、どこが保証するのか、お聞きいたします。

災害が起きた場合、まち部は建物の被害や水の被害を受けると想定されます。また、山間部は、建物の被害はもちろん、土砂崩れや道路の寸断などが起き、孤立するところが多く出ると思われます。その対策はどうなっているのか、お聞きいたします。

次に、節電による防犯対策についてもお聞きいたします。

昨今の電力事情で、これから先、節電をしなければならない時代になったとき、節電で市内が暗くなれば、防犯上よくないと思います。そんなときに街灯を消したりしないでしょうねと市民の方から相談があり、心配されているようです。街頭のことだけではなく、地域の見回りなどの防犯活動も必要になってくるのではないかと思います。いかがでしょうか、お聞きいたします。

最後に、本市の防災対策についてお聞きいたします。

今後は、想定外ということは通用しないのではないかと思います。どのようなことが起きるか、想定しておかなければならないときが来たのではないのでしょうか。その上で、マニュアルはできているのか、マニュアルどおりでいいのか、想定される事柄はたくさんあるのではないかと思います。抜かりない防災対策が望まれます。

梅雨に入り、雨の降り方も心配です。地震と併せ考えておかなければならないと思います。その上で、本市の防災対策についてお聞きいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 龍門ダムに関します防災対策についてご質問をいただきましたが、これに関しましては地震の際の龍門ダムの耐久度等につきまして、国土交通省九州地方整備局菊池川河川事務所に聞き取りを行いました。

まず、地震の際の龍門ダムが震度幾つまで耐えられるように設計されているのかという点につきましては、龍門ダムでは現在の基準である河川管理施設等構造令に基づき、地震に対する十分な安全性を確保するように設計がなされているとのことです。

なお、今回の東日本大震災を初め、岩手・宮城内陸地震、兵庫県南部の地震におきましても、同構造令に基づいて設計・施工されました国・県管理ダムの所在地において、最大震度6強の地震があつておりますが、管理に支障が出るような被災はないと聞いております。

次に、もしもの場合のシミュレーションについてでございますが、龍門ダムは十分な安全性を確保するように設計されており、阪神大震災や今回の東日本大震災規

模であっても決壊事例がないこともあり、現時点では決壊した場合の被害想定は行ってありません。

次に、避難誘導及び場所でございますが、ダム決壊につきまして被害想定を行ってありませんが、河川等の氾濫に対しましては、菊池市防災マップに記載しております最寄りの公共施設での対応を行います。

次に、災害が起きた場合の保証についてでございますが、国土交通省菊池川河川事務所の説明によりますと、自然災害については管理者の瑕疵が認められない限り損害に対する賠償はないとのことでございます。

続きまして、災害が起きた場合、まち部と山間部の防災対策についてでございますが、菊池市に災害が生じた場合、一番懸念されることは被災地域への主要道路の寸断でございます。特に、中山間地域では救助、避難、物資供給などのためにヘリコプターを活用するなど、平野部とは異なる対応が必要となっておりまいます。菊池市内では、全域を補う22カ所の臨時ヘリポートを設定しており、緊急時でも目的地に最も近い場所へ迅速・確実に物資を届けることが可能であると考えております。

中山間地域においては高齢化が進んでおり、災害時要援護者が多く、災害があった場合の避難において種々の困難があるかと思えます。大災害のもとでは自衛隊災害派遣要請における救助・救援を要請する場合がありますが、本市では市建設業協会との災害時の支援活動に関する協定を締結しておりまして、これにより道路の速やかな応急措置も実施可能と考えております。また、県内全市町村と災害時相互応援に関する協定を、また大分県日田市と消防相互応援協定を締結し、相互に応援協力を行い、被災後の応急対策及び復旧対策を円滑に進める体制を整えているところでございます。

次に、節電によります防犯対策でございますが、防犯灯は各行政区からのご要望により菊池市で設置を行い、各行政区において、九州電力との電気供給契約のもと、維持管理を行っておられます。現在、我が国ではさまざまな方法で節電が呼びかけられている状況にありますが、住民の安全を確保する防犯灯につきましては、節電を目的として消灯されることがないように要請をしたいと考えております。

最後に、本市の防災対策ということでございますが、災害が発生した場合には生命の安全確保のため、誰もがすぐに避難できる施設の確保が必要となりますので、本市では市民の防災マニュアルといたしまして、洪水・土砂災害を想定した防災マップを作成し、市内全戸に配布をしているところでございます。

また、災害救助に必要な物資の備蓄に関しましては、毛布、マット、非常食、簡易トイレ、飲料水容器の確保を行い、本庁、各総合支所に分散して備蓄をしております。先般、本市ではその一部を東日本大震災に係る被災地への支援物資として届

けており、これにより不足します物資につきましては、今後速やかに調達を行う予定でございます。

なお、災害が起きた場合、まち部と山間部の防災対策についてでもお答えをしたところでございますが、救助、避難、物資供給等のため、菊池市内には22カ所の臨時ヘリポートを設け、緊急時でも目的地に最も近い場所へ迅速な救助及び供給等の態勢を整えており、また大災害が発生した場合には、自衛隊、県、全広域消防本部、県内全市町村への災害派遣要請を行える態勢を整えているところでございます。

また、必需物資の供給態勢の強化を図るため、先般、NPO法人コメリ災害対策センターと災害時の物資供給に関する協定を締結したところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 城 典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） 今まで全国でダム決壊の被害があっていないため想定をしていないということでございますが、また国の事業でもあり、市が口を出すことは難しい問題かもしれませんが、もしもの態勢は常に頭に置いて行動が必要じゃないかと考えます。

また、避難場所及び誘導は公共施設で対応と言われましたが、果たしてその場所が安全なのか、避難誘導が迅速にできるのか、どこの地域の人たちまで避難を促すのか、また避難場所を知っておられるのか、地区長さんや民生委員さんとの連絡態勢も考えておかなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

次に、災害に対する保証も、自然災害について管理者の瑕疵が認められない限り損害賠償はないということではありますが、初めて聞きましてびっくりいたしました。こうなれば、地震が起こらないことを祈るしかないのかなという思いであります。

次に、災害による道路の寸断、水の被害で孤立した場合に備え、想定される避難場所に何日分かの食料の備蓄をしておく考えはないか、お聞きいたします。

本市も災害対策は大分やっておられ安心する面、反面また充実してほしいというところも見えてまいりました。

このたび、甲佐町が国土交通省九州地方整備局と大規模災害時の応援に関する協定を結ばれたようですが、どのような内容で、本市の防災対策より一步進んだことなのか、また協定を結んだ方が本市にもより一層の防災対策が充実するのであれば、やるべきではないかと考えますが、いかがですか、お尋ねいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） ダムの決壊を想定した避難体制ということについてでございますが、ダムからのこの流水の水域がどこまで及ぶのか、国で想定されておりませんので、避難場所を現在想定するのも難しいことございまして、今後、調査をさせていただきたいと思っております。

また、河川氾濫等におきます避難誘導という点につきましては、各地区におきまして避難場所の再確認と自主的な避難誘導訓練の実施について、助言、指導等をしてまいりたいと思っております。

また、避難場所の安全性につきましては、現在、小学校の体育館の補強工事等を予定しておりますが、再度安全性については検証をしたいと考えております。

次に、避難場所への食料の備蓄についてお答えをいたします。

本市には56カ所の施設を避難場所として設定しております。個々の避難場所に配置するとなりますと、それぞれに管理体制が必要となりますし、大量な物資を必要な避難箇所へ送り届けようとした場合、寄せ集めなければならない状態が生じ、すぐに届けられない状況が発生することが起こり得ます。

市といたしましては、道路が寸断された状況におきましても、すぐに物資を送り届けられるよう、現在、本庁、各総合支所に分散し、4カ所で備蓄を行っているところでございます。

ただし、災害が発生した場合、家屋の倒壊などにより避難場所へたどり着けない場合がございます。また、大地震発生直後は地域社会も混乱し、必要な食べ物や水などが手に入らなくなることも十分予想されます。市民の皆様におかれましては、災害時に必要となります最小限のものは自分で準備をしていただきますようお願いをしたいと思いますと考えております。

次に、国土交通省九州地方整備局との大規模災害時の応援に関する協定についてお答えをいたします。

災害対策基本法第77条に、指定行政機関の長等の応急措置という条文がございます。指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしているときは、法令または防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る応急措置を速やかに実施するとともに、都道府県及び市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要な施策を講じなければならないと記載されております。

この協定内容は、被害の状況の把握、情報連絡網の構築、現地情報連絡員の派遣、災害応急措置等の応援内容を定めたものでございます。本市におきましても、より充実した防災対策につながるものであれば、国土交通省との協議を進めたいと考えております。



以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 城 典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） ここで、ちょっと紹介したい記事がありますので、読んでみたいと思います。

学校や職場で経験してきた毎年の防災訓練。大事と知りつつも、面倒だなという気持ちはどこかにあった。だが、実際に重大な命の危険に遭うと、危険回避の行動がとれないのが普通という。事態を過小評価し、自分だけは大丈夫と思い込む。そこにとどまろうとしたり、ふだんよりも緩慢な動きになる。3. 11の自分を振り返ると、なるほどと思う。

9. 11、テロ直後の超高層ビルでも同様の事態が起きた。しかし、ある会社では警備責任者が抜き打ちの避難訓練を頻繁に行い、だらだらと非常階段をおりる社員をどなり飛ばしていた。おかげで、テロにあった社員たちは魔法をかけたように迅速に避難し、ほとんどが助かった。「生き残る判断、生き残れない行動」という本でした。

これから学べる教訓が二つある。一つは、心が強い、ストレスを受ける緊急事態に素早く動くには、日ごろから繰り返し訓練する以外にないこと。もう一つは、確固とした考えと、それと断行する勇気を持つ人間が1人いれば、多くの人が救われるという事実です。できる備えはいつかではなく今から。誰からではなく、自分から始めたい。家族を、地域を守るためにと記事が書いてありました。

この記事から、緊急事態に素早く行動するため、防災訓練の大切さを学び、一つは確固とした考えと、それを断行する勇気を持つ1人の人がいれば多くの人が救われると、事実であるということです。そんな人に自分もならなければならないと思いますが、物事の判断を左右する1人の人とは長である市長ではないかと考えます。安全対策課の充実で、日ごろより防災対策を考えておくために、特別なプロジェクトチームをつくる考えはないか、防災対策について市長のお考えをお聞きいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 議員のご意見のとおり、大半の人は、たとえ自分の身に災害が降りかかってきましても、自分だけは大丈夫だろうと、そういった認識をお持ちになっているのが大半ではないかなと思います。最初に災害に立ち向かうのは、私たち自ら自身でありまして、自分の命というものは自分で守る、また自分の家族は自分で守る、地域もまさに地域の一人として自分たちの地域は自分たちで守ろうとい

った、そういう防災の基本に立ち返り、いかにしてこれを守ることができるのかというところで、ふだんから一人一人が防災について考えておかなければなりません、日々の暮らしの中でそのことはよくよく忘却しがちであろうかと思えます。防災対策の実施いかんによって大変な被害者の多少が違くと、大きな差が出てきてまいります。住民個々の防災意識の持ち方によっても死傷者の数が何倍も違くと、このように考えられます。防災訓練につきましては、命を守る上で大変重要なことだと思えます。

去る5日に友好都市であります、遠野市をお見舞いに議長ともどもとお尋ねをいたしまして、沿岸部であります釜石市、そして大槌町等の被災現場を訪ねましたけれども、この災害の生の姿を見まして、大変な驚きと、それから本当にこの我々の地域をこのようなものが襲った場合に、地震であっても我々の地域におきまして大変な被害が出て、道路が寸断する、あるいは食料品が手に入らない、そういったものを想定いたしますと、相当な思いの中で想定を超える災害を想定しなければならないという実感に陥ったところでございます。

市といたしましても、今後とも市民の皆様の防災意識を高めるために、防災研修とか、あるいは防災訓練などの充実に向けまして取り組んでまいりたいと、このように考えております。

市民の皆様におかれましても、日ごろからこういった防災意識を持って活動できる自主的な避難訓練及び防災対策を行いまして、市民の一人一人が災害に備えていただきたいと、このように考えております。

また、プロジェクトにつきましては、今後の一つの大きな緊急な課題として検討させていただきたいと、このように考えております。

○議長（山瀬義也君） 城 典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） では、防災についてはよろしくお願ひしときます。

続きまして、買い物弱者の支援についてお聞きいたします。

山間地域は、ひとり住まいの方々や高齢で買い物もままならない方が多くおられます。本市としてもその対策に乗り出されて手を打たれていると思いますが、今の状況と市の取り組みについてお聞きいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 城議員のご質問にお答えいたします。

近年、モータリゼーションの進展から、大型ショッピングセンターなど、郊外に進出するようになり、買い物交通手段も自家用車等にかわり、地元の個人商店より

も品ぞろえが豊富で、新商品などが取りそろっております大型ショッピングセンターへと購買行動が変化しております。このため、利用客が少なくなった地元商店は閉店を余儀なくされ、また移動販売業者におきましても販売面積や品質表示が義務づけられたこと等により、品ぞろえや鮮度などで大型ショッピングセンターと競合できなくなり廃業されるという状況にあります。

そういったことで、山間地域には日常の買い物ができる地元商店が年々減少し、特に交通手段が限られるお年寄りにとっては大変厳しい買い物環境下にあります。このような状況は、山間地域に限ったことではなく、多くの農村地域におきましても同様の状態にあるということが言えると思います。

次に、買い物弱者に対する本市の取り組みということですが、買い物弱者対策として効果を上げているものにあいのりタクシーがございます。ご承知のように、このあいのりタクシーは、路線バスが廃止されたことにより公共交通空白地帯になった地域の交通網として導入されたものでございます。自宅の玄関から目的の病院や商店街、また大型ショッピングセンターまで市民の皆様を運ぶものでございます。買い物弱者と言われる大きな原因の一つに、商店街や大型ショッピングセンターまでの交通手段がないことが挙げられますので、あいのりタクシーは非常に有効な対策であると考えております。

また、こうした交通網の整備ばかりでなく、昨年度からモデル的に限府地区に商店街と連携した熊本県まちなかづくり推進事業を本年度も継続事業ということで取り組んでおります。この事業は、商工会や商店街とタイアップをしまして、高齢者を中心としました買い物弱者へ幾つかの買い物支援を行い、これを検証しながら買い物支援策を構築することを目的といたしております。昨年は、専用のバスを用意し、11地区、120人の高齢者の方に実際に買い物をしていただき、意見の聴取を行いました。参加されました高齢者の方からの意見としましては、やはり買い物ができる場所までの移動手段についての要望が多く、あいのりタクシーやべんりカーのエリア拡大や運行本数の増加、買い物送迎サービスの実施など、多く意見が上がっております。また、商店街への要望としては、賑わい創出や点在しております商店の集約、イベント等の開催のほか、取り寄せや宅配などの実施などが寄せられております。

限府地区商店街におきましても高齢者向けの買い物カートや休憩用のいすを用意するなど、高齢者が安心して買い物ができるよう、環境づくりに現在取り組んでおられるところでございます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 城 典臣君。

[登壇]

○2番(城 典臣君) 今回、私は茨城県の小美玉市の取り組みを視察に行っていました。小美玉市は平成18年3月、1村2町が合併してできた人口5万2,000の本市の規模と同じ地域でした。そこでは、生きがい外出サポート事業、買い物バスツアーという事業を展開されておりました。自宅近くに商店のない高齢者の買い物を支援するとともに、高齢者同士の交流を促進して、介護予防、引きこもりの解消を目的に、おおむね65歳以上の高齢者の方で自立歩行ができる方を対象として行われています。

この事業は、社会福祉協議会が中心でやっておられます。車を運転できず、近所のスーパーまで徒歩で約30分かかるため、外出しない人がほとんどで、生活に必要な最低限の買い物は宅配サービスやヘルパーの方をお願いしたりでどうにか成り立っておりますが、実物を自分の目で見て手にとって買いたい、家族に気兼ねして買い物を頼めないという高齢者もおられるという話を聞いて、23年の1月より社協の主催で始まっております。

商工会ではなく、なぜ社協がされているのかとお聞きしましたら、商工会ですればいろいろな難しい問題があり、高齢者の身になって考えて、今回は商工会には目をつぶっていただきましたというお話を伺いました。社協の方とボランティアの方で三つの地区から月1回のペースでツアーを実施されているそうです。

利用者の感想として、バスツアーは迎えにも来てくれるし、助かる。みんなのおしゃべりも楽しい。また、自分の目で選べるツアーが最高だとの声が聞かれています。

社協の話として、家族に気兼ねして買い物を頼めない高齢者もおり、自分の目で選べるツアーは最高だ。希望者には集合場所まで送迎するし、同世代との交流の楽しみもあると強調されています。また次も参加したいと言ってくれる人も多く、皆さんの喜ぶ顔が見られるよう、これからも力を入れていきたいと話されておりました。

今回のこの事業を見て、引きこもっていた人たちが外に出ることによって生きがいを感じ、介護予防につながる素晴らしい事業だと感じました。本市もこういう企画を参考にしながら、この地域に合った高齢者支援を考えていただくようお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(山瀬義也君) 市民部長、宮本誠一君。

[登壇]

○市民部長(宮本誠一君) お答えいたします。

本市における買い物弱者への支援につきましては、1回目の質問にもお答えしま

して重複する部分もございますが、あいのりタクシーとべんりカーがあります。特に、あいのりタクシーにつきましては、公共交通機関のない地域に限定してはありますが、中山間地をほぼ網羅し、利用者の制限もなく、病院や公共機関など、買い物以外の目的にも大いに利用することができます。運行日は1日3往復の週3日となっており、利用料金は1人200円からとなっております。また、べんりカーは、日曜日と祝日等を除き1日7回、市街地を巡回し、どこまで乗っても大人1人100円、子ども1人50円で、利用者の制限ありません。したがって、一つ目に、まずこのあいのりタクシーとべんりカー、それに既存の路線バスを十分活用していただきたいと思います。

二つ目に、今年度の高齢者福祉施策としましては、高齢者の皆様方が長年待ち望まれていた老人福祉センターが完成する予定です。この老人福祉センターは、高齢者の生きがいをづくり、社会参加、交流活動の拠点として、今後、幅広く活用を進めていくところであります。老人福祉センターを事前にご予約いただければ、いつでもご利用できますし、マイクロバスの送迎もあり、1日ゆつくりと楽しんでいただけます。また、商店街に近いことから買い物もできますし、地元商店街の活性化にも寄与できるものと考えております。

三つ目に、市内全域の高齢者を対象とした実態把握調査を実施するようにしております。その中で、買い物支援を含めた高齢者のニーズ把握に努めてまいります。

四つ目に、今年度は第5期の菊池市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定する年でもあります。今後、その計画策定の中で実態調査の結果をどのような形で政策に結びつけていけるのか、策定委員の方々やコンサルの意見を十分お伺いしていきたいと考えます。

そして、このような事業を展開しながら、議員のご意見を参考に、本市に求められるよりよい高齢者施策の具現化に努めてまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 城 典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） 今聞いておりますと、小美玉よりも何か温泉もありますし、充実したことができるんじゃないかという思いがします。元気な高齢者だけでなく、車いすの方や障がいをお持ちの高齢者の方々のサポートも考えていたかなければならないと思います。小美玉市も今後は障がい者の方のツアーも考えているということでした。本市の高齢者の身になった支援事業を展開されることを切に望みたいと思いますが、最後にまとめとして市長のお考えをお聞きいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 我が国の平均寿命は世界でも最高の水準に達しておりまして、長い高齢期をどのように過ごし、そしてまた個人にとっても社会にとっても、この暮らしというのは大変重要な問題だととらえております。本市におきましても、合併時の高齢化率は25.4%であったわけでありましたが、本年3月末では27.1%と、このようになっております。ひとり暮らしの高齢者世帯や高齢者のみの世帯及び介護認定者の増加など、社会情勢の急激な変化もあり、高齢者福祉に関わるニーズは非常に多様化しております。

このような中、本市といたしましては、高齢者の皆様が住み慣れた地域で安心して生活していけるまちづくりを目指して取り組んでいるところでございます。その中でも、特に城議員がおっしゃっておられますさまざまな弱者支援対策を今後全庁的に検討して、それぞれの分野におきましてあらゆる情報収集をしながら連携を図り、本市におきますところの福祉施策をより充実させていく必要があるということでございますので、今後、取り組みをまた強めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（山瀬義也君） 城 典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） じゃあ、よろしく願いしときます。

次に行きます。

昨年6月議会で質問しました各種事業の進捗状況についてお聞きしたいと思います。

活性化にもつながる森林セラピー事業を本市も考えておかないか、考えはないか、お聞きいたしました。答えとして、本市としても国・県並びに既に実施している市町村等を具体的な事業内容などを調査したいと考えております。その上で、事業内容が多岐にわたりますので、庁内各部局と協議をしてまいりたいと考えておりますとのお考えでしたが、1年が経過し、何か進展がありましたでしょうか、お聞きします。

次に、山間地や市街地の高齢者に対して、べんりカーなど、交通の便を充実させ、さらなる市民に優しい対策をとる考えはあるかどうか、お聞きいたしました。答えとして、べんりカーは路線バス以上に運行経費がかかることから、利用者の少ないような地域では経費や運行サービスの面から現状ではあいのりタクシーが望ましいと考えているところであり、また交通不便地区の解消につきましては、現行の道路運送法や国の許認可の中では、路線バスを運行している乗り合いバス事業は上位に位置づけられているので大変難しい部分もございますが、今後、国を初め、さまざま

まな団体と一体となって何らかの方法を考え、できるだけ早く解消してまいりたいと考えておりますとのことでしたが、どのような方法を考えているのか。また、交通不便地区の解消がなされたのか、お聞きします。

次に、道路の樹木がせり出し、大型観光バスの通行に支障があり、観光地として伐採等の働きかけ対策をやってほしいとお聞きいたしました。答えとして、今後は市道はもとより、国道・県道につきましても観光ルートを確認し、大型バス等の支障がある箇所を調べ、菊池地域振興局と情報提供を行い、地権者の理解を求めながら、道路交通の安全確保のため、市民が安全で安心して通れる道路を、また観光振興のための道路維持管理に努めてまいりますとのお答えでしたが、維持管理の進捗状況をお聞かせください。

次に、運転免許証の自主返納事業についてお聞きしました。高齢者が自主的に返納できるよう、何か特典を設けてはどうかとお聞きしました。答えとして、現在のところ、本市としましては返納の特典措置はないが、高齢者の運転には非常に危険な状況もあります。今後、支援策について県や県警、関係機関各部と協議し、今後の検討課題とさせていただきますということでした。

以上4点、1年たつての進捗状況をお聞きいたします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） 各種事業の進捗状況の3点についてお答えいたします。

まず、森林セラピーとは、昨年お答えしておりますように、森林の持つ癒しの機能により心身の快適性を向上させ、保養効果を高めていこうというもので、いわば一歩進んだ森林浴でございます。

昨年7月以降、国並びに県内の取り組み状況を調査しましたところ、事業といたしましては、林野庁が考案し、NPO法人森林セラピーソサエティが森林浴の人体に与える効果等を検証し、認定する森林セラピー基地の事業があります。森林セラピー基地とは、リラックス効果が森林医学の面から専門家に実証され、さらに関連施設等の自然、社会条件が一定の水準で整備されている地域を指します。また、この基地とは別に、一般の歩道より道幅が広く、バリアフリー及びそれに準ずる歩道を含んだ森林内の歩道を認定するセラピーロードの事業がございます。

森林セラピー基地としましては、現在、全国で44カ所、熊本県で水上村が平成22年4月1日に認定を受けており、森林セラピー基盤整備計画書を作成し、ガイド養成の研修会と先進地研修を実施され、平成24年度のグランドオープンに向けた取り組みがされているところでございます。

森林セラピーの認定基準には、自然環境や施設面、受け入れ態勢など、さまざま

な基準があることなどから、今後も市内関係各部局と連携し、検証してまいりたいと思います。

続きまして、2点目のべんりカー、乗り合いタクシーの現状についてお答えいたします。

きくちべんりカーでございますが、平成22年度利用者総数は2万3,834名、1便当たりの利用者数は11.46名でございます。地方部において毎日、1日じゅう運行しているコミュニティバスは1便に3名以上の乗車があれば成功と言われていますが、本市では6年連続して1便当たり平均11名を超えており、市街地を巡回するバスとしては、市街地の住民の皆様方の1次交通、2次交通を支えています。また、市街地には医療施設や店舗が集約されていますことから、市街地以外の地域から来られた住民の方の2次交通としての側面も兼ね備えており、大変好評いただいているところでございます。

市街地以外の地域の1次交通としましては乗り合いバス事業者が運行しております路線バスを、また路線バスが運行していない公共交通路線空白地域につきましてはあいのりタクシーをご利用いただいております。

あいのりタクシーにつきましては、平成21年度で水源地域線で1運行当たり約3名、龍門地域線、泗水西部地域線、泗水東部地域線で1運行当たり約2名の利用がございました。昨年度につきましては、水源地域線で年間利用者総数が7,225名、1運行当たり3名。龍門地域線で年間2,830名、1運行当たり1.9名。泗水西部地域線で年間1,148名、1運行当たり2.1名。泗水東部地域線で年間1,129名、1運行当たり2.1名の利用がございました。利用者数につきましては昨年度とほぼ同様でございますが、利用者の自宅の玄関から目的地の玄関まで、ドア・ツー・ドアで対応しており、高齢者の皆様に好評を得ているところでございます。また、平成23年4月より公共交通路線空白地域でございました旭志弁利及び旭志麓の一部地域に旭志東部地域線として新たにあいのりタクシーの運行を開始したところでございます。

現状では、路線バスが運行していない公共交通空白地域へのあいのりタクシーの導入はほぼ整備されております。住民の皆様からは、利用の仕方がわかりにくいなどのご意見もいただいておりますが、ご説明の上、1度ご利用いただくと、簡単だった、非常に便利だったというようなご連絡をいただいております。

現行の道路運送法や国の許認可の中では、路線バスを運行している乗り合いバス事業者が上位に位置づけられていることから、路線バスが運行している地域へのコミュニティバスやあいのりタクシーの運行につきましては、大変難しい部分がございます。そのような状況でございますが、今後も関係者と協議を重ね、市民の皆様



にとって利便性の高い交通体系の構築に努めてまいりたいと考えております。

最後に、3点目の運転免許証自主返納支援制度についてお答えいたします。

運転免許証自主返納支援制度は、運転免許証の自主返納制度を活用し、高齢者の交通事故防止と公共交通の利用促進を目的に、九州産交グループが平成21年10月から天草地域で導入したもので、運転免許証を自主返納した65歳以上の方を対象に、免許返納者割引乗車証をバス事業者が発行し、バス降車時に提示することで運賃が半額割引になる制度でございます。

昨年11月には、八代、人吉・球磨、水俣・芦北の県南地域の全域に導入されています。本市を含む県北地域では今年度4月から、熊本電鉄バスなど、バス事業者6社が共通使用を可能とし、バス事業社により運用を開始されています。

また、本市の現状に合った助成制度ということではありますが、あいのりタクシーの導入につきましては国の許認可が必要であり、運賃改正や割引制度の導入が伴い、大変難しいものがございますが、べんりカーへの導入につきましては、現在、運行を行っている熊本電鉄バスとの協議により、ほかの路線バス同様、県内で唯一コミュニティバスにも利用が可能となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、山田憲章君。

[登壇]

○建設部長（山田憲章君） 質問にお答えいたします。

道路敷にせり出している樹木や枝等の支障物についての対応でございますが、現在、市道においては定期的な道路パトロール等を実施し、その把握に努めております。特に、緊急性及び通行に支障があると判断された場合は、所有者に了解を得ながら、その都度伐採を実施いたしております。国道・県道におきましても、菊池地域振興局土木部において定期的な道路パトロールや提供された情報をもとに確認をされて、市道と同様な対応をされていると伺っております。

基本的には、平成22年第2回定例会で答弁いたしましたとおり、市道・国道・県道における道路敷地内の樹木であれば、管理者において伐採及び枝落とし等の処理が可能でございますが、所有者が管理者以外の私有地であれば、その所有者で伐採及び枝落とし等の処理をしていただくこととなります。その場合は、所有者を確認し、伐採等のお願いをいたしております。

また、市民への周知のために広報きくちへ、本年も引き続き掲載したいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 城 典臣君。

[登壇]

○2番(城 典臣君) 事業がなかなか、進んでいるようで進んでいないような感じでございましたが、1点だけ、ちょっと再質問をさせていただきます。

森林セラピー事業はまだということ、なかなか取り入れてもらえない状況であります。本市の中に森林浴やヨガを取り入れ、その相乗効果、また森林の癒し効能で、心身の健康増進や地域再生に取り組んでおられるボランティアグループがあります。龍門ダム近くの中片ロードでの森林セラピーや太田区の竹林でヨガ、竹林セラピーなどをやっておられます。多くの方が参加されたようです。こうした地道な活動が市全体を動かす原動力になるのではないかと考えます。できることからやってもらっているという思いがします。

そこで、このような活動をされているボランティア団体に助成金を出す考えはないか、お聞きいたします。

○議長(山瀬義也君) 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長(野口祐成君) 城議員の再質問にお答えいたします。

本市において、森林セラピーなどを行っている団体につきましては、シャントイ・ハートの団体について存じ上げております。この団体につきましては、菊池中央公民館主催のヨガボランティア養成講座を修了され、平成20年12月に社会福祉協議会へボランティア団体の登録をなされ、市民の生きがいくつりと心身の健康促進を図り、地域づくりに寄与するというを目的に活動されております。基本的には、ヨガボランティアが中心のようですが、森林セラピーを目指す1日体験や、先ほど議員の方からもお話がありました太田区の第1回竹林祭に参加されるなど、森林セラピーの要素を持った活動にも取り組んでいらっしゃいます。

市では、このような地域づくりを目的とした団体に地域づくり推進補助金を交付し、活動の応援をしておりますが、シャントイ・ハートにも昨年この補助金を交付したところでございます。森林セラピーは、森林の持つ癒しの機能により心と体の健康に生かす取り組みでございますので、このような事例も含め、市民の皆様の創意工夫のもとに広がることも必要であるかと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長(山瀬義也君) ここで10分間休憩いたします。

○

休憩 午後1時53分

開議 午後2時01分

○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） 議長の許可をいただきまして、一般質問を始めさせていただきます。

まずは、冒頭に3.11の東北大震災において尊い命を落とされた皆様方のご冥福をお祈りしますとともに、被災者の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

ともに、自衛隊、警察、そして自治体消防、また多くのボランティアの皆様方の献身的な働きに、国民の一人として心より感謝をいたすところであります。

また、先般の3月議会につきまして、私自身、観光振興について質問をさせていただきました。そのことについて、実は封書でおたよりをいただきました。施策提言の一つ一つに対していろんなご意見を賜るとともに、どこにも負けないおもてなしの心をまず養うべきだ、そのことが観光振興につながる。施策の前に己の力を磨けというありがたいご意見のおたよりでありました。もしかしたら、インターネット等でごらんをいただいて、ご意見をいただいたと思います。これからもこの菊池市議会全体に対して、そういう温かいお気持ちでお見守りをいただければというふうに思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

菊池市の総合防災訓練についてお伺いをいたします。

この件につきましては、平成15年9月、そして平成19年6月の一般質問において提言をさせていただきました。現在の進捗状況及び実施のめどについてお答えください。

2点目は、災害時における都市間のペアリング制度の提案を行う考えはないか。

ペアリング制度というのは仮称であります。どういうことかということ、既に全国の知事会で熊本県は宮城県の担当となっております。ただ、宮城県の担当までは決まっているんですが、どこの市町村がどこの被災自治体のどこをびっちり受け入れるという形ができていません。そのことは現在も支援金、義援金合わせて1兆円を超える額が全国で募られていますが、その15%しかまだ配付をされていない。被災地にも物はあふれてきているが、それを買うお金がない。本当に被災者の皆さんは今でも食料やいろんな物資に困っている。

ただ、この困っているものもそれぞれの自治体、細かく言えば、それぞれの避難所で必要なものが違ってくる。これをカバーするには、私はペアリング制度、ぜひとも市長におかれましては、九州市長会または全国市長会においてこの制度を提唱していただいて、被災地の困窮を救っていただきたいと思います。

先般、岩手の遠野市の話、市長からも出ましたが、必要なときに短時間でその物資を調達して現地に送る、まさに遠野市と菊池市の間柄はこのペアリング制度で全国の範たる例ではないかと思えます。ぜひとも市長におかれましては、その対応をさせていただきたいと思えますが、ご答弁をよろしく願います。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 私の方から市の総合防災訓練の実施に関してお答えをさせていただきます。

現在、防災訓練につきましては、関係各機関における個別訓練や国・県及び市町村間の情報伝達訓練などを行っているところでございますが、関係機関や地域住民と連携した総合訓練は実施できておりません。

このたびの東日本大震災を受けて、避難先の確保及び安全第一での迅速な避難、必需物資の備蓄といった教訓を得たところでございますが、住民一人一人が自分の身は自分で守る自助力の強化、地域連携の重要性を再認識したところでございます。

現在、本市としまして実施する必要があると思われる訓練としましては、まず地域の自治会を取り込み、自主防災体制強化を図るため、消防団、自主防災組織及び地域住民等による初期消火、避難誘導訓練及び応急救護訓練等がございます。また、各消防本部、医療関係者、国土交通省、ボランティア団体などの組織と合同で、本市に予想されます台風災害、河川氾濫、土石流災害に対応した訓練や、そのほかにも初動態勢の強化を図るため、職員の動員配置訓練及び災害対策本部運営訓練や、高齢者、障がい者等の災害時要援護者に配慮した社会福祉施設、病院等による情報伝達訓練、避難誘導訓練等を実施する必要があると考えております。

議員お尋ねの市総合防災訓練につきましては、ただいま申し上げました訓練等を念頭に置きまして、内容を詰めながら、参加機関、訓練項目、実施会場等の調整を今年度中に行いまして、来年度をめどに実施したいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 菊池市では、平成20年に県内の他の13市との間に熊本県都市災害時相互応援に関する協定を結んでおります。その後、同年に14市と県内の31町村との間に熊本県市町村災害時相互応援に関する協定を、また平成21年には隣県、大分県日田市との間に消防相互応援協定を締結をし、災害発生に対し相互的に応援協力を行い、被災後の応急対策及び復旧対策を円滑に進める体制を整えているところであります。

東日本大震災では、被災地域が極めて広域にわたっていることから、県と県との間で支援態勢が構築されていますけれども、被災市町村段階では支援の格差が生じているとも言われておりまして、よりの確かつきめ細かな支援をするため、支援する対象地域を明確にした特定の市町村とのペアリング支援が必要になると、このように考えられます。

ペアリング体制では、大規模な災害が発生した場合、地域ごとに異なる被災の実情に応じた支援が可能であり、また反対に本市が被災地域となった場合でもきめ細かな支援が必要となる場合が予想されます。議員ご提案のペアリング制度については、今後、こういったペアリングが可能かも含めまして十分研究させていただきたいと思えます。

次に、防災姉妹都市協定を締結する考えについてでございますが、菊池市は宮崎県西米良村と姉妹都市を、また岩手県遠野市と友好都市を結んでおりますが、ご承知のとおり、今般の東日本大震災におきましては、被災地の後方支援基地となりました遠野市を含めまして、周辺被災地に対して菊池市として支援を行ったところでございます。改めまして、この防災姉妹都市協定を結ぶ考えはないかとお尋ねでありますけれども、姉妹都市や友好都市とは防災協定のいかに関わらず、一たん災害が起こった場合はお互いに助け合っていく必要性があると、このように考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） 総務部長の方から、来年度実施をするということですね。どこまでの範囲でやられるかと、ちょっとわかんないんですが、じゃあ簡単な質問しますね。菊池市が防災訓練をやる、総合防災訓練やりますね。または、災害時になった。そのときに出勤するのは第1師団の第42普通科連隊。では、現在の連隊長と副連隊長のお名前は誰でしょうか。計画を実施するのは何課でしょうか。また、出勤中隊はどこでしょうか。これは平成15年から私言っていますよ。

議長、答弁なければいいですよ、再々でいきますから。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 済みません、今すぐお答えがちょっとできませんので、また調べまして、後ほどお時間をいただきましてお答えをさせていただきたいと思えます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） いや、もう調べなくて結構です。私、わかっていますから。

私、何で言うかちゅうのは、来年度実施します、今までずっとやってきましたというふうなお答えなんですけど、ここに議事録ありますけど、計画するのに1年、2年かかると、または地域連携型のものであれば1年でできると、ちゃんと検討しますと平成19年に答弁していますよね。何もやっていないわけでしょう、早い話が。今回の震災を受けてではなくて、私はもっと早くから、携帯電話も使えない、何も、無線も使えない状況もあり得る、道路の寸断もある、中山間地においては孤立もあり得ると、だから早くやっってくださいちゅう話をずっとしているじゃないですか。今回の震災を受けて、とってつけたように、やりますよちゅう話じゃないんですよ。なぜ今までやらなかったかちゅう話なんです。

今の答弁聞きますけど、今のはずっとやっているような話なんだけど、計画していないわけでしょう。そこのところは、やっぱりもうちょっと市民に対して責任を持つべきじゃないですかね。今回の被災についても、ほとんどの被災地は何十年と避難訓練を続けている地域ですよ。そして、震災時は昼間だったんです。その昼間にもかかわらずあれだけの犠牲者が出た。これ、夜だったら多分倍の人的被害が出ていますよ。そのことを考えれば、私はもうちょっと自治体として責任を持つべきじゃないかと思います。

来年度やるのであれば、何月までにやるかという目標をしっかりと決めて、その前にちゃんとした打ち合わせをやる。これ、かなり大がかりになると思いますよ。消防団だけではなくて、区長会の調整、区民の参加、いろんな形でやらないと、なかなかうまくいかない。先ほども防災マップを見てちゅう話なんですけど、さあ揺れましたと、防災マップを引っ張り出して逃げる人いないでしょう。ふだんからどこに逃げるかというのがわかっていなきゃ人間は反応できないですよ。それをやっぱりこれまで放っとくちゅうのはちょっと問題があると思いますけど、そこら辺も含めてご答弁をお願いします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 防災訓練、市の総合防災訓練について先ほどお答えをいたしましたけども、現在の予定としては来年を一応めどに実施をさせていただくということで、内容につきましては、今後またよく関係機関と協議をしながら内容を詰めまして実施をさせていただきたいというふうに思います。

また、防災マップにつきましては、一応また、現在の防災マップは平成18年に

作成をしておりますが、来年度、また新しいものに改訂をし直すよう今年度から準備を進める予定でございますし、作成をしましたならば、また住民の方へしっかりとそれを、また内容をお伝えをしたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） それでは、次の質問に移ります。

環境エネルギー政策について。

1点目が、家庭用のソーラー発電システムの補助金を増額する考えはないか。

2点目が、学校、その他公共施設の設置が急がれると考えるが、執行部の見解をということであります。

学校、その他の公共施設というのは、当然防災時の避難所にもなりますし、いろんな形で大人数の方が使用される部分ですから、今後の予定を聞かせていただきたいと思います。

3点目が、LED電球の購入補助金制度または環境エネルギー対策及び節電対策への新たな取り組みの考えはというところであります。

東京都の足立区が5,000円分以上のLED電球購入を確認できる領収書などを3,000円分の区内共通の商品券と交換すると。23年度当初予算に1万5,000世帯分、5,000万円を計上しました。目標が達成されると、1日8時間の点灯で地球温暖化の原因とされる二酸化炭素が年間1,800トン削減され、1世帯当たりの電気代も約8,000円安くなるという話であります。

区は22年度から始めた街路灯のLED化も継続をするということで、22年度は677灯、そして23年には年2,000灯を目標に取りかえを進める計画だということであります。23年度の事業費は1億5,314万円と。また、LEDの街路灯は水銀灯と比較して電気使用量やCO<sub>2</sub>排出量を半減する一方、寿命が約3.3倍長く、維持管理費も3割削減できるということであります。約3万灯ある区内の水銀灯をすべてLED化した場合、年間7,200万円の電気料金を削減できるとしております。

原発問題を含め、九州にも玄海原発、そして川内の原発がありますが、同じ電気使用量、なかなか電気の使用を抑えるといっても文明生活に慣れてきていますからなかなか難しいのですが、同じ電気をつけても、消費量の抑制ということを考えれば、このような取り組みもあるのかなというふうに思うんですが、それについて執行部の見解をお伺いいたします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） それでは、私の方から3点一緒にお答えさせていただきます。

本市の家庭用ソーラー発電システムに対する補助金につきましては、従来、1キロ当たり2万円、6万円を上限としておりましたものを、環境都市日本一を目指し、平成21年度から1キロワット当たり5万円、上限を15万円として、平成23年度までの3カ年で300件までとして補助を予定したところでございます。

しかしながら、予想を上回る申し込みが殺到し、本年6月上旬で300件に達したところでございます。本来、これで終了するところではありますが、東日本大震災で原子力にかわる発電システムの一つとしての脚光も影響してか、改めて需要が急増しているようでございます。

環境都市日本一を目指します本市といたしましても、現在も10数件の申請問い合わせがあっており、今後も増えてくると予想されますので、継続して補助制度を続けてまいりたいと考えております。そのため、今定例会におきまして100件分の1,500万円の補正をお願いしているものでございます。

また、太陽光発電システムは、従来、環境に配慮したクリーンエネルギーという面で、学校等への設置を中心に公共施設への設置が増加してきたところでございます。本市の学校施設への太陽光発電の導入につきましては、合併前に設置された旭志小学校のほか、耐震補強工事等に併せて隈府小学校、菊池南中学校、七城中学校、旭志中学校に導入をしているところでございます。その他の公共施設におきましては、昨年、地域グリーンニューディール事業を活用し、発電規模30キロワット、太陽光パネル144枚を本庁駐車場の屋根に設置をいたしました。

ご指摘のとおり、学校や公共施設は災害時の避難施設として位置づけられているところが多く、重要な拠点となります。太陽光発電システムに停電時の自立運転機能を整備すれば、その活用は有効で、携帯電話の充電やラジオ等の通信機器、その他の弱電機器に応用でき、災害時の情報収集にも役立つものと認識いたしております。

ただ、大災害時におきまして、天候不良やその他の要因により確実に機能するかどうか、不透明な部分も残されており、性能や耐力に一定の信頼性があり、機動性にすぐれた自家発電機等による対応も選択肢に含め検討する必要があると思いません。

しかしながら、学校においては太陽光発電システムは将来を担う子どもたちへの環境教育の題材としても効果が期待されております。今回の大震災によりまして、原子力発電所の安全性やライフラインの確保、防災面においても太陽光発電が脚光



を浴びており、その必要性は多方面で叫ばれるようになってきております。国につきましても、いずれ新たなエネルギーの確保の方策が示されることになるのではないかと考えられます。自治体におきましても、さまざまな自然エネルギーへの対応と公共施設等への太陽光発電システムの設置、一般住宅等への来年以降の補助金の取り扱いについて、今後も積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

教育委員会では、まずは学校の耐震補強工事を最優先とし、次に太陽光発電システム導入に取り組んでまいりたいと考えております。中でも体育館等の施設につきましては、災害時の避難所として重要な役割を担うことにもなりますので、必要が高いものと認識しております。

次に、今後の節電目標の動向につきましては、各発電所の運転計画の見直しが決まり次第、九州電力により熊本県に対し節電要請が示されると思われるので、現段階では具体的なものを申し上げることができません。

ただし、玄海原子力2号機、3号機及び川内原子力の1号機が停止している中では、夏場の電力需要期に向け供給予備率が不足している状況であり、電力需給バランスが崩れる恐れも考えられ、これまで以上の自主的な節電、省エネルギーの取り組みが求められております。

LED電球等の購入に対する市独自の補助制度等は、現段階での計画はございませんが、今後は国の動向を見きわめながら、LED電球等の普及促進につながる施策を模索してまいりたいと考えております。

また、市民の皆さんへの節電啓発の取り組みとして、夏の電力需要期を前に「家庭でできる夏の節電・省エネ対策」とした13項目にわたる具体的な対策を市のホームページに掲載するとともに7月広報にも掲載し、広く呼びかけを行うことによりいたしております。

市役所におきましても、これまで取り組んできました節電対策は、今後も継続してまいりたいと考えております。家庭や職場で一人一人が少しずつでも節電することが安定した電力供給につながるとともに、CO<sub>2</sub>の削減、地球温暖化防止にもつながりますので、皆様方へのご協力をお願いしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） 1点目の太陽光発電ですね、震災を受けて需要が高くなったから補正を組みますと、100基分ということなんですが、提案理由がおかしいですよ。私は3月の委員会の質疑の中で、65基分しかないが、後で補正を組むつもりがあるんですかという質問をさせていただきました。補正は組まないと、あの

ときはっきり言ったじゃないですか。需要ができたから組むという、私は環境都市を目指している菊池市であって65件では不足をするだろうから補正は組みますかと聞いたときに、補正は組まないという答弁ですよ。さっきも、議事録もそうだけど、委員会の議事録も本会議の議事録も、議事録って一体何なんですか。

増やすことは私は賛成しますよ。ただ、何でそんなころころ変わるのかが私はよくわかりません。あのとき、再三質問をしながらあの答弁で、何でたった3カ月で変わるんでしょうね。そこら辺の明確な理由をもう一遍ご答弁いただきたいと思います。

あとは、公共施設に関するものについては、今回も実は被災を受けたところで、家庭が多いんですが、家庭用のソーラー発電でそこだけ自家発電しているものから、そこに近所の住民が電子ジャーを、電子炊飯器ですね、そういうものを持って電気を借りて、食料、要は食べ物に困らなかつたり、あとは向こうの被災地ではNTTやソフトバンク、auもそうなんですけど、太陽光を利用した充電器があるんですね、これを持ち込んで、当然電波が通じるようになってからしか使えないんですが、太陽光で携帯電話の充電器を住民に対して貸していたということもありますので、できるだけ、本当に備えあれば憂いなしですから、災害時に対応できるようなソーラー発電システムをやっていたらと思います。

あと、3点目の新エネルギービジョンということなんですが、これも実は平成19年6月議会に私は先ほどの防災と一緒に質問しています。その中で、市長自ら、今新しく新エネルギービジョンの策定に入っておりまして、このことを踏まえながら、この太陽光も含めたところで一つの、いわば負担を軽減するというので、リサイクル等も云々ということで、例えばこの議場にあります蛍光灯につきましてもそうでありますしということで、LEDに変えるという意味なんでしょうけど、そういうものをはっきり名言はされているんですが、この新エネルギービジョンですね、平成19年の話ですから、それからどのように活かされているかということをお聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 暫時休憩をいたします。

○  
休憩 午後2時30分

開議 午後2時40分  
○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） 樋口議員の再々質問にお答えいたします。

まず、1点目の3月予算編成の時点でのご意見でございますけれども、その時点におきましては、平成21年度から1キロ当たり5万円、上限を15万円としてという形で、平成23年度までの3カ年で300件の目標という形で進めさせていただいておりましたので、それにつきましては65件という形でございましたこともあり、そのようにお答えさせていただきました。

ただ、今年に関しましては、先ほどもちょっとお話ししましたけれども、東日本大震災の影響により市民の皆様の、国も県もそうでございますけれども、関心が非常に高まったということで、4月、5月におきまして例年になく非常に申し込みが多く、震災後ですけれども、そういうことがございました。

そのような状況の変化がございまして、ただ市民の新エネルギーに対する関心につきましては、当然こちら、執行部といたしましてもその推進を図っているわけでございますので、今回、100件分の1、500万円をまた補正に上げさせていただいたところでございます。

それと、2点目の災害時におけるということで、携帯電話等への新エネルギーを使った充電等というお話ございましたけれども、これにつきましてもいろんなそういうところのお話も別な部分でもございますので、そのように利用できるように進めてまいりたいと考えております。

それと、3点目のLED電球のお話につきましてでございますが、通常の電球と違って相当金額的にコストが高い部分がございますので、新しい施設、いろんなものがございまして、そういう何か機会あるごとに、予算的なものがございますので、徐々に変えていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） わかりました。

LED電球は、先ほど足立区の例を出したんですけど、東京都の自治体ですから、お金がふんだんにあって幾らでも使えるという状態なので、この菊池市ですぐ対応できるかといえば、それはまた別の話になると思いますが、そこら辺は今後やっていただきたいと思っております。

それで、先ほど議事録の例を出したんですけど、要は皆さん議会で一般質問をされるんですが、私たちは年に4回しかこういう施策提言をする機会がないんです。議会が終わったら、あとはそれで何もないということになると、私たちはこの貴重な時間を使って少しでも市がよくなるように執行部と手を携えてという姿勢でいっ

ているわけですから、どうかそここのところはもうちょっと自覚をしていただきたいと思えます。

本当に市長自身も大変お忙しいんでしょうが、先ほども自衛隊の話も出ましたけど、これにしたって市長自身が、1回、私、直接言ったことあるんです。8師団とか42連隊について観閲式でも行かれます、なかなか行かれないですかという話を聞いたら、自分で行事を選べないからということなんです、そうであれば副市長や、そして部長がそれをフォローして行って、ふだんからいろんなつき合いをやっていくという中でやっていければなというふうに思っています。

今回の大震災で私が感じたことは、本当に今の若いもんはという言葉があります。僕自身も使ったことがあるんですが、これ平安時代からある言葉らしいんですけど、今回の震災において、本当に若者がいろんな場面で一生懸命頑張っています。本当にびっくりさせられます。今、本当に国や自治体に求められているのは、もっと大人がしっかりすると、そのことが逆に求められていると思えます。今の国会の状況もそうです。先ほど、申しわけないんですが、声を大きくさせていただいたんですが、この防災訓練の話にしたって、もう5年以上たっている話です。いろんな災害があって、その瞬間、みんな構えるんですけど、どうしても時間がたつと忘れてしまう。どうかそこら辺のところ、執行部におかれては考えてやっていただきたいと思えます。

ちょっとずれましたが、最後の質問に移ります。

温泉商業施設使用料と請求訴訟の和解事案についてということで、現在の状況はどのようになっているかということでもあります。

これは8月の全協で説明を受けました。そして、9月1日の和解ですね、私自身も弁護士さんに直接質問させていただきました。和解してお金が取れるのかという話で、実は取れませんが、取れないけど、もう競売に出して新しいオーナーにちゃんと固定資産税なりを払っていただいた方が市のためになるから、もう和解しましょうの話だったんです。

それからかなり時間がたつんですが、最近でも、実はテレビ宣伝を打ってその施設はやっています。大変安いお金なんです、この状況について、実際営業を続けることによって市は固定資産税なり入湯税なり、いろんなものが入ってきているんでしょうか。そのことについてお伺いしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 和解後の状況についてご説明をさせていただきます。

温泉施設使用料等請求訴訟につきましては、昨年、22年9月1日に和解をいた

しました。その後、和解条項に基づきまして、8法人及び1個人に対しまして、現在、請求及び催告を行っているところでございます。市税につきましては、定期的に事業所を訪問し、徴収に当たっておりますが、現在のところ、固定資産税につきましては徴収ができておりません。入湯税につきましては、その都度徴収し、未納分へ充当をいたしております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） 入湯税を徴収しているということなんですけど、一般的にもうその競売にかけようという話の中で入湯税はわずかなもので、テレビコマーシャル打っていると。さらに、その内容は、どちらかというと、非常に安価で一生懸命やっている小さなホテル、旅館業を圧迫する内容でもあるという部分なんです。そのことになったときに、一方では税金を納めないで営業しながら現金収入を得る。また一方では、一生懸命働くんだけど、大きな観光施設がそういうダンピング行為に至ったときに対応できないと。正直者がばかを見るという現象も一部見られていますので、そのことについては、どうか執行部で今後も対応していただければと思います。

以上、終わります。

○議長（山瀬義也君） 次に、工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） 議席番号1番、工藤圭一郎です。

通告に沿って、質問に入っていきたいと思います。

まず1点目、光回線の進捗状況についてと光回線の契約金についてお尋ねしたいと思います。

進捗状況では、工事の進み具合と、現在、工事が完了している地域での加入率を教えてくださいたいのが一つです。

それと、最終的にこの光回線の菊池全域への整備での本市の負担額、そしてその金額の正当性と、その過程でしっかりと交渉ができたのか、細かいことですが、説明していただきたいと思います。

正直言って、大企業に対して相手の言いなりだったんじゃないかと思っております。光回線については、人口の密集地においては自治体の負担なく工事が行われ、それ以外のところは、順番を待ってくれと言う企業に対して、順番を早めてもらうために負担金が発生することは多少理解するのですが、後から負担金を返してもらうとか、利用者の負担が少なくて済むようなことがあってもいいような気がするの

ですが、以上、1回目の質問とします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） 工藤議員のご質問にお答えいたします。

本市における光回線の整備状況は、菊池地区の電話番号の24局、25局エリアでは平成14年12月からNTT西日本より光回線のサービスが提供されています。また、市がNTT西日本に負担金を払って整備を行った泗水地区におきましては平成22年3月25日から、旭志地区、七城南地区におきましては平成22年6月10日から光回線の利用ができるようになりました。水源・龍門地区につきましては、4月にNTT西日本との負担金契約を行い、現在、工事の詳細設計が行われており、6月末から工事を予定されております。

今までに負担金で整備を行った地区の加入率は、6月15日現在、泗水地区は1,880戸、38.3%。旭志地区は571戸の30.8%。七城南地区は185戸の26.8%となっております。

光回線の整備負担金額につきましては、泗水地区が1億8,800万、旭志地区が1億4,800万円。七城南地区が9,400万円。水源・龍門地区が1億9,900万円の合計6億2,900万円となっております。光回線の設備費用総額約13億300万円のうち市の負担額が6億2,900万円。NTT西日本の負担額が6億7,400万円となっております。

これまでの光回線の整備の概略につきましては、平成18年12月に通信事業者へ要望を行ってから、泗水地区、旭志地区、七城南地区での具体的整備方法の話ができるまでに約2年を要しております。山間部の水源・龍門地区につきましては、民間事業者では採算性の厳しい地域と言われておりましたので、さらに1年6カ月の間、通信事業者との交渉を続け、ようやく負担金での実施が可能となったところです。

整備の方法には、負担金のほかに市が設備を持つ公設公営、公設民営などの方法がありましたが、公設民営では菊池市全域の整備を行った場合、26億円の見積もりをいただきました。この場合の年間保守費用のランニングコストは6,870万円となり、10年間では6億8,700万円となります。ケーブルの使用料収入は年間約920万円であり、10年で9,200万円となります。国の補助金を使ったときの自治体負担額は1億7,000万円ですが、持ち出し費用は10年間で7億6,500万円となり、また台風等の災害の復旧費用や、15年ほどで必要となる機器やケーブルの更新費用の負担が大きくなることが予想されるので、民間設置、民間運営の負担金が安く済むと判断したところでございます。

また、民設民営の場合には、日進月歩の通信業界の中で新しい通信設備やサービスへの移行が民間の負担で行え、設備構築後の市の費用負担が一切なく、負担金の方が有利と判断いたしましたところでございます。

水源・龍門地区の負担金額の見積もりは2億3,000万円の提示をされましたが、2月のプロポーザル決定まで約6カ月の間、毎月のように通信事業者と交渉を重ね、菊池市の負担減額の意向を強く伝えてまいったところでございます。また、この事業の公平性を保つために、NTT1社ではなく、国内大手6社にプロポーザルへの参加をお願いしたところでございます。

その結果、最終的に契約した金額が1億9,900万円でございます。この中の光ケーブル工事代金積算の妥当性につきましては、昨年本市で行っております携帯電話伝送路の光ケーブルと同じような工事ですので、ある程度の比較ができると思っております。市で施工しました携帯電話伝送路の1キロメートル当たりの単価が約181万円であり、これより4倍以上の回線数を持つNTTの水源・龍門地区の1キロメートル当たりの単価は約172万円となっておりますので、同程度より少し安い単価と考えております。

この負担金額決定につきましては、初期投資に対しての市とNTT西日本それぞれの負担金額の取り決めとして契約を行っております。サービス提供後に仕様書との相違、不具合が発見されたときは、NTT西日本の責任と負担において、その補修を行う等のほか、損害についても賠償の責任を負うこととなっております。また、この事業のサービスにおいて、第三者に及ぼした損害に対しては、同じくNTT西日本の責任において対処することとなっております。それ以外の返還についてはできませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） 今の答弁では、しっかりと交渉ができたのかがまだ少し私の中では疑問が残りますので、市民の血税という意識が本当にあって交渉ができたのか、いま一度交渉の状況を詳しく聞かせていただきたいと思っております。

また次に、今後の利活用についてお尋ねします。

計画が立ててあるのですでしたら聞かせていただきたいと思っております。それだけ多額の税金を使って行った事業ですので、市民の皆さんから、よかったと言っただけの何かを期待します。

例えば高齢者世帯の見守りに使えないでしょうか。以前、携帯電話を使って見守りのシステムを考えているようなお話をお聞きしました。光回線を使ってテレビで

できるんじゃないでしょうか。携帯電話の操作はかなり簡単になっているとはいえ、高齢者にとって、特に携帯電話を使っておられない方にとっては大変なことではないでしょうか。携帯電話は使わなくてもテレビを見ない方はほとんどおられないと思います。より使う人の身になって考えれば、光回線を使ったテレビでの見守りにつなげられないでしょうか。

以上、2回目の質問にします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） 工藤議員の再質問にお答えいたします。

市が負担金を出して整備を行っている地区につきましては、通信事業者では採算性に合わないので、当初は公設民営として自社整備の予定はないと言われた地域があります。それでも市といたしましては、地域間格差をつくらないために各通信事業者へ足を運び、事業実施の申し入れを重ねて、民設民営での整備を強くお願いしてまいりました。特に、山間部の水源・龍門地区は台風災害等のリスクも高く、難色を示した地区でありますので、何度も通信事業者との協議を行い、事業が実施できるようになったところでございます。

光回線整備後には、市の費用負担のない民設民営の市の負担金による整備事業は九州では初めて、西日本でも2番目の事業でありまして、福岡県や宮崎県の市やまちから視察に見えております。

光回線の利活用につきましては、泗水地区におきまして特に要望の強かった誘致企業等においてはビジネスにご利用いただいております。また、家庭におきましても、泗水、旭志、七城南とも多くの加入をいただいております。当初想定の25%の加入率を超えております。特に、インターネット検索やショッピングなどでは多くの方に利用されていると考えております。これからは、利用する側だけではなく、ホームページをつくったりして、情報発信の手段として多くの会社や商店で、また家庭で利用いただければと思います。

また、菊池市内の会社や商店のホームページを目にする機会も多くなっており、オリジナル商品の紹介や菊池の農産物の通信販売など、さまざまなものに利用いただけると考えております。

最近では、5月17日から地上デジタル放送の再放送のサービスも行われて、アンテナがなくても光回線でテレビを見ることができるサービスなども始まっており、このサービスを利用すれば、テレビ電波の受信しにくい地域の解決策の一つとして利用できるものと考えております。また、IP電話など、電話料金を安く利用できるサービスも多く利用されています。



今後、医療や介護、福祉における見守りシステム等で利用が広がるものと考えておりますので、他市の状況も調査しながら、利活用について検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） ありがとうございます。

それでは、市長にこのことについてのお考えを最後にお尋ねしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 光回線につきましては、大容量データ通信のできる設備として、今年度末までに、まず市内の全域への整備が完了するというところで、先ほど部長答弁にあったとおりであります。大変長らくお待たせをいたしました。既に、企業の活動や、また市民生活においてサービスが開始された地区から順次利用が広がっていると、このように考えております。

これから、工藤議員おっしゃっておりますように、お年寄りの皆さん方の見守りなどを含めまして、菊池市の情報の発信、また福祉、介護など、さまざまな面での利活用が考えられますし、またそれから利用される方々の発想によって、この利用範囲が広がっていくように考えてみたいと思っておりますし、さらに利用状況を見ながら、行政としてその利用効果を高めるための検討も深めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） しっかりこれだけの金額の光回線の整備に対して、意味のあるものにこれから先広げていっていただきたいと思っております。市民の皆さんは期待されていると思っております。よろしく申し上げます。

次の質問に行きます。

次に、高齢者向けの配食サービスについてお尋ねします。

まず、中身について詳しくお聞かせいただきたいと思っております。

そして、このサービスの審査に漏れる方に対しての施策があるのか、お尋ねします。

以上、1回目です。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本誠一君。

[登壇]

○市民部長（宮本誠一君） お答えいたします。

本市の配食サービスは、食の自立支援事業として、おおむね65歳以上で調理が困難な状態のひとり暮らしや高齢者のみの世帯の方に食事の援助や安否確認のための訪問により食生活の改善と健康増進を図りながら、在宅での自立支援を行うことを目的に実施しています。

利用につきましては、申請後、ご本人の現状把握とその評価を行い、地域包括支援センター及び委託先事業所担当者と構成されます地域ケア会議において審査、検討し、利用の可否を決定します。

配食の回数は、利用者の状態に応じ、月曜日から金曜日までの週5回以内の昼食のみになっており、菊池市社会福祉協議会と泗水福祉会の2カ所に委託して実施しています。

平成22年度の利用状況は、登録者数、平成23年3月末現在117人、利用延べ人数1,426人、年間配食数1万4,008食となっております。

また、1食当たりの費用は700円で、その内容は個人からの負担金が200円で、市の助成が500円となっております。この助成の財源としまして、要介護認定の高齢者と要介護状態に限りなく近い高齢者への介護予防を目的に、地域支援事業として介護保険特別会計の中で国庫や県費を含めた公費と介護保険料のそれぞれ2分の1の財源を使い実施しています。

今ご説明いたしました食の自立支援事業に該当しないお元気な高齢者に対する配食サービスにつきましては、現在実施しておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） 今回、この質問をしたのは、私の身近におられる方々で連れ合いを亡くされてひとり暮らしの高齢の方が何人もいらっしゃいます。そういう方々と話をしていて、食事の偏りがあることに気づきました。自分で自分のご飯を準備するとなると、どうしても簡単なものになってしまいます。そうすると、今は元気でも、いつ病気になるかわからないし、いつまでも元気で長生きしていただくためにも、何か行政としてできることがあるんじゃないでしょうか。例えば、今ある配食サービスをそのまま枠を広げたり、コストの面で課題があるのであれば、別のサービスを考えていただきたいと思います。

今の配食サービスでもなかなか200円という個人負担では運用が厳しいと聞きました。これから先の高齢化社会に対応して長く続けられるサービスとして、個人負担、行政負担等、見直しが必要じゃないかと思います。予防医療、予防介護、そし

て見守りという意味からも何らかの対策、施策としての今後の展望をお尋ねします。  
以上、2回目です。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本誠一君。

[登壇]

○市民部長（宮本誠一君） 現在、本市のお元気な高齢者への食生活支援に関連しました介護予防事業としまして、市食生活改善推進協議会に委託しまして、高齢者食生活支援事業として、食材選びや調理の仕方などの栄養教室を毎年21地区に実施しており、さらに各地域で開催されます高齢者大学や老人クラブ学習会において、管理栄養士や歯科衛生士を派遣し、栄養指導や口腔ケアの指導など、年間45回程度実施しています。

また、市の配食サービス以外に、健康の状況や年齢などの各種条件を必要としない民間の宅食サービスがありますが、そのすべてが夕食の配達になります。宅配の内容も事業所によっては1週間単位での契約であったり、配達地域が限定されるところもあるなど、事業所によってそれぞれの企画がなされており、1食当たりの負担はおおむね500円から700円となっています。

しかし、本市の配食サービスは昼食であり、条件や目的も異なっていますので、地域包括支援センターへの相談がありましたときに、必要な方にはこのような民間の宅配サービスの情報もお示ししております。

このように、お元気な高齢者への支援につきまして各種事業を展開しておりますが、ご質問のお元気な高齢者への介護予防を目的とした配食サービスにつきましては、国が示しております地域支援事業の対象外になっており、新たに実施するには、ご質問のとおり、市単独事業として利用料金の設定など、別枠の規定を設ける必要があると考えます。また、本市のひとり暮らしでお元気な高齢者の方は約1,500名いらっしゃいますので、まずニーズの把握や財源の確保、さらに調理場の整備や十分な配達員配備の条件を満たす受託事業所の選定等が必要になってきます。

このように、多くの課題があり、現時点においてお元気な方への配食サービスは考えておりませんが、近隣自治体の状況などの調査等を含め、関連機関と連携をとりながら、高齢者が住み慣れた地域で安心した生活が継続できるよう努めてまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） 最後に、この配食サービスについての市長の考え方を質問したいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） お元気な高齢者の早期からの介護の予防の実施ということは、長期的な視点で考えれば、ご本人が健康であることによる安心・安全な暮らしの提供と、また介護や医療費の負担軽減というものを図る上におきましても効果的なものではないのかなという思いがいたします。

また、一見お元気そうに見受けられるようなご高齢の皆さん方におかれましても、ただいまお話ありましたように、ひとり暮らしであるという寂しさとかというようなことも含めまして、時折においてはやっぱり支えが必要となるということであろうかなと思います。こういった方々への支援ということで、今後の高齢者施策については大変重要なことであろうと、このように考えます。

ただ、やはり元気な方々を含めて宅配、配食サービスをすれば、民間等の一つのバッティングといいましょうか、民間の圧縮ということも考えられないわけではありません。また、いろんな意味でも、ただいま答弁いたしましたように、施設の整備、環境の整備というものも必要となってまいります。

本市といたしましては、今後も社会情勢に沿った新たなニーズがどのようなようになっていくのかということで把握をして、一つ一つ体制を整備していくことで皆様の暮らしに対する不安を少しでも解消をしてみたいと、長寿を楽しめるようなまちづくりを進めていくように努力をしてみたいと、このように考えております。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、高齢者の入所施設についてですが、現在、泗水に建設中また建設予定施設について、詳しく教えていただきたいと思ひます。

そして、民営化された養護老人ホームこすもす荘との違いや関係性や、その他の泗水の施設についての関係性もお尋ねします。

以上、1回目の質問です。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本誠一君。

[登壇]

○市民部長（宮本誠一君） 泗水地区に建設中または建設予定の高齢者向けの施設は3施設ございます。入所施設としての特別養護老人ホーム及び介護つき有料老人ホーム、また通所介護、訪問介護、短期入所を行う小規模多機能型居宅介護事業所でございます。

まず、入所後及び利用する際の個人負担額でございますが、3施設に問い合わせ

ましたが、開設前であり、まだ料金等については決定していないということでした。

三つの施設の概要を申し上げますと、現在建設中の特別養護老人ホームは、入所定員が29名で、入所可能な方は、原則として菊池市にお住まいで要介護1以上の認定を受けておられる方が対象となります。

次に、建設予定の介護つき有料老人ホームですが、入所定員は60名で、介護が必要な方々に入所していただき、日常生活に必要な介護サービスの提供を行う施設です。入所の条件は、要介護1以上の認定を受けておられる方となります。

最後に、小規模多機能型居宅介護事業所ですが、この施設は一つの事業所でデイサービスとヘルパー派遣及び短期入所を利用者の事情に合わせ提供することが可能な施設です。利用の条件は、原則として菊池市にお住まいで要介護の認定を受けておられる方が対象となります。

現在、泗水にあります養護老人ホームのこすもす荘につきましては、老人福祉法の規定に基づき措置された老人福祉を図るための養護施設であります。入所の条件としましては、65歳以上で、原則として身体的に自立の方が対象で、住むところがなく、親族もいない場合、非課税世帯で扶養する人がいない場合、またその他高齢者の福祉を守るために入所が適切と判断された場合となります。また、個人負担として本人の収入に応じた負担額が必要となります。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） 済みません、今の答弁では、まだ何かわかりにくくありますので、一つ一つをもう少し場所等をわかりやすく、そして中身ももう少し、サービスなどももうちょっとわかる部分でわかりやすく答えてください。

今回、この質問をしましたのは、いろんな人たちから相談や質問を受けることが多いんですね。高齢化率が進んで、本市においても、多分市民の皆さんにとっても関心のあることだし、そして当事者にとってはとても鬼気迫るものがあるじゃないかなと思っております。国民年金を主な収入とされている方々にとって、一体、こんなに泗水で施設ができていますけど、どこの施設が自分たちが入れるような施設なのかということをおもな心配されております。そういう施設に、これから新しくできる中で何人ぐらいの受け入れがこれから増えていくのであろうか、そのあたりを含めてお答えしていただきたいと思っております。

2回目の質問です。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本誠一君。

[登壇]

○市民部長（宮本誠一君） 3施設について、詳細な説明をとのご質問でございますが、まず特別養護老人ホームですが、建設場所は泗水町吉富で、国道387号線沿いのスーパーマーケット跡地でございます。入所者と地域との交流、地域行事への参加、会議室等の一般開放及び夏祭り等を開催し、介護を通して地域に貢献することを目的といたしております。入所した場合の個人負担額は、近隣の類似施設の例ですが、入所者の介護度や収入によって変わってきますが、月に13万円から15万円程度となります。

次に、今年度に建設予定の介護つき有料老人ホームですが、建設予定地は熊本電鉄の旧高江駅の跡地です。入所者の方に食事、入浴、排泄等の介助を行う施設で、入所した場合の個人負担額は、近隣の類似施設の例では、入居費、食費、管理費等が月々11万円から15万円、それに要介護度に応じた本人の負担額が必要となります。仮に、要介護度5の方では、3万5,000円程度が別に加算されることとなります。

最後に、小規模多機能型居宅介護事業所ですが、建設予定地は泗水町福本の旧温泉施設を改修予定でございます。この施設は、デイサービス、ヘルパー派遣、短期入所を一つの事業所で行うことができる施設で、例えば利用者の方が朝から夕方までデイサービスを利用されて、そのまま短期入所を利用できます。利用する際の料金は、近隣の類似施設の例ですが、要介護度等により月額で7,000円から3万2,000円程度になります。このほかに、短期入所の場合は食費が1日3食分の1,200円と、宿泊費として1泊3,300円が必要となります。

また、国民年金のみの収入で入所可能な高齢者施設としましては、入所される方の住環境等によりましてさまざまなケースが考えられますが、1回目の答弁で申し上げました条件を満たせば、特別養護老人ホームや養護老人ホームへの入所が可能となります。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） 最後に、このことについても市長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 養護老人ホームにつきましては、個人負担は低料金で入所可能な施設ではありますが、市民部長の方が答弁申し上げましたとおり、種々の条件もあり、市内にあります二つの養護老人ホーム、こすもす荘とふじのわ荘のいずれに

おきましても、現時点では入所者は定員に達していないという状況であります。また、ご案内のとおり、本年9月からはこの2施設につきましては民営化することもありまして、養護老人ホームの定員増や増設につきましては、現在のところは考えておりません。

しかし、特別養護老人ホームにつきましては、専門的なノウハウを持った社会福祉法人によります特別養護老人ホームを建設中であります。今後の高齢化率の上昇に伴います入所施設への待機者解消に対する施策といたしまして、本年度に策定予定であります第5期の菊池市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画に反映させまして、高齢者の方々に満足していただけるように考慮してまいりたいと、このように考えております。

○議長（山瀬義也君） ここで、暫時休憩いたします。

---

○

休憩 午後3時23分

開議 午後3時34分

---

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） 皆さん、こんにちは。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

私がこのことについて質問するのは4回目になります。レジ袋無料配布中止についてでございます。

県環境生活部は、2011年度までに県内全市町村でのレジ袋無料配布中止を目指しております。今や環境問題は地球的規模で重要な課題になっております。生活が便利になり過ぎたことに対する代償が環境破壊に結びついていることと思っております。

皆さんも思い出してください。昔は買い物かごを持って買い物に行っていました。豆腐を買うときはなべを持って行っておりました。スーパーで初めてレジ袋に入れてもらったときには大変驚いたものです。それが今や袋はもらうものが当たり前になっています。

しかし、その数は菊池市だけでも、平成18年度の調べですが、市民1人当たり年間250枚という膨大なものになっております。レジ袋の家庭での使い道は、ほとんどが家庭ごみの袋として利用され、そのまま捨てられているようです。レジ袋そのものはリサイクルごみで出せますが、ごみを入れたら可燃ごみになります。ご

みを焼却するまでにまたお金がかかります。その費用はレジ袋分として約1,100万円相当になります。焼却すればCO<sub>2</sub>が発生し、環境破壊になるという悪循環を引き起こしております。お客が便利というメリットだけなら、市民に理解を求め、無料配布を中止してもよいのではないかと考えております。

ドイツでは、早くからこの有料化を実施して、マイバッグ運動が定着しているようです。また、有料で買う場合は、売り場にさまざまな大きさのレジ袋が置いてあって、自分で買い物袋に入れてレジで支払うようにしています。

日本でも各地で実施している市町村もあれば、今、それに向かって動いているところもあります。東京杉並区では、平成20年にレジ袋有料化等の取り組みの推進に関する条例を施行しております。その結果、レジ袋削減枚数、CO<sub>2</sub>削減量、1人当たりのごみの減量、マイバッグ持参率、これらすべてに効果が上がっております。他の市町村でもさまざまな工夫をしております。

マイバッグを市民に無料配布し、レジ袋を減らそうとしているところもありますが、私はその必要はないと考えております。今、各家庭にはマイバッグ、エコバッグまたはそのほか袋のいろいろなバッグがたくさんあります。以前、合併前に泗水町でかなり立派なマイバッグが配布されましたが、それを買い物に利用している人は余り見受けられません。それなら膨大な経費をかける必要はないと思います。マイバッグを配布しなくても、最も大切なのは市民の意識改革をすることだと思っております。

今、熊本県内で実施しているところは、熊本市、水俣市、上天草市の3市と、今月6月1日から実施を始めた合志市です。合志市は、昨年9月、市民団体や事業所の代表で協議会を設置し、開始時期や内容について話し合いを続けて、ついに今月スタートしました。また、宇土市ではレジ袋削減推進協議会を設立し、レジ袋有料化を視野に会合を開き、本年10月10日からレジ袋有料化を実施する予定になっております。

菊池市もマイバッグ運動を推進しておりますが、残念なことになかなか効果が上がっておりません。少し痛みは伴いますが、有料化の実施について、再度どう考えているか、質問させていただきます。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本誠一君。

[登壇]

○市民部長（宮本誠一君） 県では、熊本県レジ袋削減に関する連携促進会議を開催し、現在、質問にもありました熊本市、水俣市、上天草市、合志市の県内4市で取り組まれているレジ袋無料配布中止の取り組みを県内全市町村へ拡大する方針が決定されました。この方針により、先日、熊本県廃棄物対策課からこれまでの取り組み状



況や今後の方針についての説明とともに、今後の取り組み強化について働きかけがあったところです。

レジ袋は、使用後は一般廃棄物として排出されるものでありまして、市町村が処理責任を有することや、容器包装リサイクル法におきましても市町村が販売店と住民の連携により排出抑制を進めることとされております。

このようなことから、住民一人一人が身近にできる運動としてレジ袋削減に取り組むことは、廃棄物の排出抑制、再使用、再利用の意識向上を図り、地球温暖化防止と循環型社会の構築を推進する上で重要であると考えております。

本市といたしましても、3月の定例会一般質問で泉田議員にお答えいたしましたとおり、先行自治体を参考に本市マイバッグ運動推進市民会議と連携したレジ袋削減に関する連携推進会議を設置し、販売店との協議を進めながら、レジ袋無料配布中止を呼びかけ、取り組んでいく予定でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○8番（泉田栄一朗君） 再質問をさせていただきます。

前向きに取り組んでいるというご答弁をいただきました。さらに提案でございますが、いずれは有料化になったとき、菊池市独自の考え方としてレジ袋の一部を環境税にしてはどうかという考えです。環境のために使うという目的税を市民に明確に示し、理解を求め、市民で大きな環境運動に発展させていくという考えが大事だと思っております。市長はどう思われますか。よろしくお願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ただいま部長の方から答弁ありましたように、今後は本市のレジ袋削減に関する連携推進会議を設置をいたしまして、販売店との協議に努めながら理解を求めていく予定であります。レジ袋の有料化につきましては、販売店の協力体制と、取り組みに対する消費者の理解がなくては進められないものでありまして、大変難しい問題として今日まで延引してきたところであります。

また、この取り組みにつきましては、地域の住民の皆さん方、販売店、そして行政が連携を密にして着実に取り組んでいくことが重要であると、このように考えております。

このような中で、本市の第三セクターが管理運営する物産館等におきましては、先日、代表者会議を行いまして、その協議会におきまして、今後、レジ袋の、いわば有料化、廃止に向けた取り組みを進めていくということで合意に達しております。

今後は、店長、支配人等の会議を開きまして、まずは実行に移されている先進地の事例等々を参考にしながら、本市の推進に適したものは何であるのかということを選択をさせていただきたいと思います。

マイバッグの持参者に対しまして、値引きをするのか、あるいはまたポイント制にするのかといった議論があります。取り組みの独自性、対外的なアピール方策などにつきましては、進捗状況を見きわめながら、今後の推進課題の一つとしてとらえたいと思います。

また、レジ袋につきまして環境税という言葉がございましたけども、これは税というのは大変難しい問題も絡んでおりますので、検討をさせていただくということで、誠に申しわけありませんけども、お願いいたしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） 第三セクターの物産館から有料化に向けた動きがあるということで、物産館からの有料化があるということで、非常にうれしく思っております。まず、菊池市の独自性を持って頑張っていたきたいと思っております。

2番目に、節電対策についてでございます。

東日本大震災、また福島原発の事故以来、節電、省エネルギーは国民全体が取り組むべき課題となっております。今まででも環境問題としてCO<sub>2</sub>削減のための省エネルギーということは努力してきたことではありますが、今回は電力不足という切実な現実に向き合わなければならなくなってきました。

最初に、菊池市では今まで庁舎や市の管轄の建物でどのような節電対策をしてきたのか、質問します。

また、節電対策として市民に働きかけたことがあればお聞きします。また、その効果はどうであったのかも併せてお願いいたします。

先ほど、樋口議員の質問にもありましたが、私の立場から続けてLED蛍光灯について質問します。

LEDは温室効果ガスの発生を抑え、大きな省エネルギー効果をもたらすことで注目されています。LED電球の特徴は、まず一般白熱電球に比べて消費電力が約10分の1、蛍光灯と比べると約2分の1ということです。年間の電気代にすると、1日6時間使ったとして、一般白熱電球4.1ワットで1,580円に対して、LED電球は約180円になります。

2点目として、寿命が長いということです。一般白熱電球が1,000時間に対して、LED電球は4万時間です。1日8時間使ったとしても約13年交換する必要がありません。

そのほか、点灯直後すぐ明るくなる。放射熱が少ない。紫外線、赤外線放射がほとんどない。水銀、鉛、カドミウムを含有していない。小型化可能などが挙げられます。特に、庁舎や学校など、公共施設では、教室など、各部屋、廊下、階段など、使用本数が多いので節電効果が大きく、CO<sub>2</sub>削減等、環境保護への効果が非常に高くなります。

LED電球は単価は高いのですが、10年以上取りかえる必要がないので、年間費もかからず、かえて安くなるのではないのでしょうか。環境保護の面から、省エネ効果のあるLEDを菊池市で導入する考えはあるのか、お尋ねします。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本誠一君。

[登壇]

○市民部長（宮本誠一君） 東日本大震災の原発事故の影響など、最近のエネルギー動向から国内全体を見た場合、夏場に電力供給が逼迫する事態も考えられております。本市におきましても、これまで以上の節電、省エネルギーの取り組みが求められていることから、市民への取り組みとして、夏の電力需要期を前に「家庭でできる夏の節電・省エネ対策」とした13項目にわたる具体的な対策を市のホームページに掲載するとともに7月広報にも掲載し、広く呼びかけを行うことにいたしております。

また、市役所においては、これまで取り組んできましたISO14001の推進や、地球温暖化防止実行計画に基づき、各施設で昼休み時間の消灯、パソコン未使用時の電源停止、冷暖房の温度設定、廊下、トイレ等の未使用場所の消灯などを実施しております。最近では、勤務時間内においても室内蛍光灯を天候に応じて事務に支障がない範囲で消灯しております。

これまでの取り組み効果としましては、一例ではございますが、市役所本庁舎及び第2庁舎の電気使用量を平成18年度と平成21年度で比較してみますと、本庁舎では約15%の削減、第2庁舎では約10%の削減効果があらわれております。今後もこれらの取り組みは継続してまいりたいと考えております。

樋口議員のご質問にもお答えいたしました。現段階ではLED電球等の市独自の補助制度等に関しましては具体的な計画はございませんが、今後は国の動向を見きわめながら、LED電球等の普及促進につながる施策を模索してまいりたいと考えております。

家庭や職場で一人一人が少しずつでも節電することが安定した電力供給につながるとともに、CO<sub>2</sub>削減、地球温暖化防止にもつながりますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） 再質問させていただきます。

職員の皆様方の努力の結果、本庁舎と第2庁舎で効果が前年度と比べて上がったということで、一つの大きな評価だと思っております。

さらに、本気で節電、省エネルギーを考えるときが来ているのだと思っております。どこか本市の施設1カ所だけでもLED照明を実験的にやってみる考えはないか、再度お尋ねします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） LEDの照明につきましては、議員からご案内のとおり、省エネ効果が高く、温室効果ガスの削減にも期待される製品であることは十分認識いたしております。公共施設での実験的な試行につきましては、既存照明をLED照明灯へ移行する場合は、照明器具取りかえに係るコストや電気代の削減など、費用対効果など、十分に研究を重ねながら取り組んでまいります。

また、今後も公共施設の新築や大規模改修時においては、LED電球などの省エネや環境対策を重視しながら検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） ぜひ前向きに検討をお願いしておきたいと思えます。

次に、職員採用についてでございます。

本市の職員採用基準について確認したいと思えます。

全国的に人物重視の選考に移行する傾向にあると思えます。熊本県でも2次試験に行っていた専門知識を問う記述式試験を廃止して、個人面接と集団討論という人物評価を両側面から見る方法を採用しております。

初めに、差し支えなければ過去の採用試験の作文テーマ、個人面接の内容、集団討論のテーマと本市の採用試験の方法についてお聞きしたいと思えます。差し支えがなければということで。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 職員採用に係る、現在、本市で実施しております内容についてお答えをさせていただきます。

現在、職員採用につきましては、平成22年度に策定いたしました菊池市職員の任用に関する規則に基づき実施をしております。採用方法につきましては、競争試

験とし、筆記による第1次試験と人物重視の第2次試験で採用を行っております。

第1次の筆記試験は、現在、町村会が県下市町村を取りまとめ、日本人事試験研究センターに委託して実施する採用共同試験に参加して実施しています。試験の区分は、一般的な教養の程度により、大学卒業程度、短大卒業程度、高校卒業程度の3区分に分かれ、それぞれの試験職種ごとに教養試験、専門試験、適性検査を組み合わせで行うこととなります。例を挙げますと、一般事務職、介護士職などは高卒程度の教養試験と適性検査を、看護師職、保育士職、保健師職等は短大卒程度の教養試験と専門試験、ほかに職種によりましては適性検査を実施いたします。行政職は大卒程度の教養試験と専門試験、適性検査を受験することになります。

共同試験を利用する理由といたしましては、主なものを四つ挙げますと、一つ目は郡市単位で試験を実施するため、各市町村の試験当日の人員を削減できること。二つ目は、単独で行うより委託料が安くなること。三つ目といたしまして、受験後の採点を試験センターが行うため、試験に対する公平性と透明性が確保できること。四つ目といたしまして、全国的に実施されるため、受験者の教養、知識等の水準が全国的な水準で判明することなど、多くの利点がございます。

また、試験センターで実施する試験は23種あり、市町村が一般的に求める職種につきましてはほぼ確保できると考えておりますが、これ以外の職種を採用する場合は、各市町村が独自試験を実施することになります。

なお、1次試験合格者は教養試験と専門試験の両試験とも基準偏差値以上の者の中から成績の高い順に合格としています。

次に、第2次試験につきましては、第1次試験合格者を対象に実施いたします。試験の内容は、集団討論試験、個別面接試験、作文試験で行い、三つの試験の合計点の高い者から順に当初の採用予定数を基準として、年度内の勸奨退職者数や業務量の増加等を見込んで最終的な合格者を決定することとしております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） 差し支えればということで聞きましたけど、そこは答えができなかったみたいですが、再質問させていただきます。

本市は、日本人事試験研究センターに委託して共同試験を採用しており、その採用している理由として四つ挙げられましたが、どうも納得がいきません。菊池市を担う人材を確保するための意欲がみじんも感じられません。これからの菊池市を背負う若い人材を発掘するためには、さまざまな角度から人物を見ることが非常に大事であると考えております。

全国的に公務員志願者が増え、合格率はほとんどが10%以下で大変厳しいものになっております。本市も含め、ほとんどの自治体では第1次試験が教養試験で、それに突破した者が第2次試験の面接、作文で合否を決めていますが、この方法では塾や予備校に通い、勉強だけを重ねてきた学生が圧倒的に有利ではないでしょうか。例えば学生時代、スポーツやボランティア活動などに打ち込んだり、また苦学してアルバイトをしながら社会経験を積んできた人たちのユニークな発想力が行動的にすぐれた人材をみすみす見失っていくのではないのでしょうか。

自分なりに考えた人材発掘する上での次の四つについて再質問をさせていただきます。

一つは、採用年齢の引き上げについてであります。

今、全国的に年齢制限が緩和される傾向にあります。年齢制限がないところも出てきております。本市においても35歳ぐらいまではよいのではないかと考えております。

二つ目に、民間で培った能力や柔軟な発想を取り入れるために、民間企業から人材を登用してはどうかと思っております。その方たちは経営感覚を持った人材で即戦力としてなっていくし、職員の意識改革につなげて、活性化にもつながっていくことだと思っております。

三つ目に、障がい者枠雇用についてです。

障がいを持った方々の中にもさまざまな能力を持った方がいらっしゃいます。本市ではどのようなになっているのでしょうか。

四つ目に、条件つき採用期間を延長して、その間に老人ホーム等に出向し、人物を深く見る必要があるのではないのでしょうか。

以上の点、よろしく申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 4点ご質問をいただきましたが、まず1点目を、受験年齢の引き上げについてお答えをいたします。

合併後の平成19年度、平成20年度と、2度これまで採用を実施しなかったことから、1年間の暫定措置としまして、平成21年度の新規採用職員試験につきましては、それまでの受験年齢を2歳引き上げまして、高卒程度の一般事務職の上限を25歳、大卒程度の行政職を29歳まで引き上げて実施したところでございます。この措置は21年度で終了する予定でしたが、都会での就労経験を生かすことができる就労リターン者の確保を考え、現在まで引き続き実施しておりますが、ここ3年間の受験実績から29歳の受験者はあっておりません。

また、民間企業経験者の活用につきましては、例年職員採用時に検討を行っております。これまで一時的な業務の拡大や職員の休職または短期の緊急的業務や非常に高度な業務の発生があった場合は、臨時嘱託職員の採用や専門業者への業務委託で対応してまいりましたが、今後、民間企業経験者で対応した方が業務がスムーズに行えると判断される場合などは、採用の検討を行っていきたいと考えております。

また、障がい者の雇用につきましては、本市の場合、法定雇用率は毎年その基準を上回っております。この結果は、これまでの通常の採用試験での実績であり、今後も優秀な人材を優先的に採用することで、障がい者の採用につきましても対応していきたいと考えております。

また、地方公務員を採用する場合は、地方公務員法には当初6カ月間の条件つき採用とし、この期間に職員の適性を評価、判断し、勤務成績の優秀な場合のみ正式採用できることとなっております。また、法律上、6カ月の期間で勤務日数が90日に達した場合は、期間の延長ができないこととなっております。今後も新規採用職員研修を充実させるとともに、採用後6カ月間につきましては、配属先上司に対しまして定期的な行動記録の提出を義務づけるなどして、新規採用職員の公務員としての資質を見きわめながら、最終的な採用決定を行っていきたいというふうに考えております。

この当初の6カ月の期間内について、老人ホームへ出向させてはというご提案もいただきましたけども、これにつきましては職員の適性の見きわめ、あるいは人材育成という観点から、こういった老人ホームへの出向という体験が有効であるかどうか、これにつきましては慎重に検討させていただきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） 今の答弁に数カ所疑問点があります。

一つは、作文のテーマは試験センターから提示されるので市町村では設定できないという点でございます。試験センターのテーマを採用しなければよいのではないかと考えております。

二つ目に、集団討論のテーマは特定地域に有利な出題はできないとなっておりますが、他市町村から受験したとしても、菊池市を受ける以上は菊池市のためになるか、どういふふうに菊池市のために頑張っていくかという出題は当然必要かと考えております。

三つ目に、ここ3年間、29歳以上の受験者はなかったということですが、応募

要項に29歳までと記するならば、29歳以上の方が応募しないのは当然、当たり前のことです。

この三つについては答弁は要りませんが、ちょっと考えといてください。

次に、次から答弁をお願いしたいと思います。

障がい者雇用の法定雇用率は幾つなのか、また現在、本市の職員のうち障がい者の方は何人いて、何%に当たるのか、お尋ねします。

最後に、まずは学力ありきでは人材の発掘はできるのか、懸念しております。近年、不況の影響で各企業とも企業の命運をかけて優秀な新入社員獲得のために必死の努力をされております。まず、この仕事に向いているか適性検査をし、次に面接をし、そして最後に学力テストを行い、さらに数回にわたる面接をした上で最終決定をしている企業があります。

NHKの「クローズアップ現代」で筆記試験はもう要らないといった大学入試を全国72校で実施している模様が放映されました。画一的な学生や丸暗記する学生を排除し、ある程度の基礎学力と目的感をしっかり持ち、意欲、思考力、実行力、個性があるかどうかということを考え、理想を持っているかなどの考えを合否として決めているそうであります。

また、群馬県の太田市では、人口14万7,000人のところでございますが、昨年6月末の市職員採用試験で、1次面接で志願者全員を課長クラスで面接し、選抜。2次の学力試験後、市長らが3次面接で合否を決定しておられます。まだほかの県市でもさまざまな採用試験があつておられるようです。

本市においても思い切って1次は適正、2次は面接、最後に学力テストというような考えができないか、お尋ねします。

○議長（山瀬義也君） 暫時休憩をいたします。

○  
休憩 午後4時10分

開議 午後4時19分  
○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） ただいま泉田議員から職員の採用試験の方法につきまして、貴重なご提言をいただいたところでございます。適性試験の後に面接試験をやって、最後に学力テストをやってはいかがかという内容だったと思います。

現在、本市におきましては1次試験で適性試験、あと学力試験を行いまして、そ



ここで人を絞り込みまして、定員の3倍程度に絞り込んで、その中から2次試験として面接を実施をしているところでございます。

議員のご提案のありました面接試験をちょっと先に実施することになりますと、非常にたくさんの面接官をそろえなければいけないと。また、時間もかなりかかるという非常に技術的にちょっと難しい問題もございますが、今後の課題として、よりよい優秀な人材確保のため、今後、採用試験についてはまた工夫に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、障がい者の法定雇用率等についてご質問をいただきました。法定雇用率につきましては、2.34%というふうになっております。職員に占めます障がい者数は10人でございまして、総職員数は市長部局では428人というふうになっております。これは平成22年時点の数字でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） ぜひ優秀な人材確保のために、菊池独自の方法を考えていただきたいと思っております。

次に、専門職職員の活用についてでございます。

市職員の仕事は広範囲にあり、そこには専門知識の必要な課や有資格者を置くことが必要な課がたくさんあります。

まず初めに、資格が必要な部署に有資格者が配属されているか、お尋ねします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 資格が必要な部署に有資格者が配属されているかというご質問でございますが、業種ごとの必要な資格につきましては、例えば保育園における保育士、幼稚園における幼稚園教諭、老人ホームの看護師、健康推進課の保健師、また栄養士等の業務従事者については、当初から必要な部署に必要な有資格者を配置しております。

また、そのほか配属された後に必要となる資格、免許等がありますが、そういった場合は、各課で必要な者に必要な資格を取得させて、業務に支障が出ないようにしております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） 今の答弁で、有資格者が必要な部署に配属されているという

ことがわかりました。

職員の異動で感じるがありますが、配属された課で知識も深まり、慣れたところで異動となると、専門性に欠けてくるのではないかと思います。いろいろな課を経験して全体を把握するという事は確かに大事ですが、いわゆる何でも屋職員では高度化した住民ニーズに対応できなくなるのではないかと考えております。

私は、30代半ばまでは広い分野を担当し、経験を積み、30代後半に個人の適正によって専門職として深く従事した方がよいのではないかと思います。市長にその点についてご見解をお願いしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 泉田議員、専門職ということですが、それぞれに皆さん方が、いわゆる赴任地、いわゆる課、係になれば、その専門的なことで、少なくとも3年あるいはもっと長くその場にありながら、専門的な知識をみんなが心得ているというふうに思っております。

ただ、言われるように、若いうちにはなるべく多くの担当課を変わりながら、いろんな意味での経験を積み上げていくということは最も大事なことだろうと思います。そして、やはり一定の時期になってきますと、やっぱり職員の役づきの問題もありまして、ピラミッド方式になって、往々にして組織の運営をされておりますが、そういった中で専門性を持っている方々がそのピラミッドで中核的な役割を果たしていくことが、いわゆるサポート的に非常にいいのではないかなと思います。

ただ、やっぱり限られている中で、今度、このような市町村の合併によりまして職員数が異常に激減をしているという状況になっておりまして、約6年間で100名近くの職員が減員になっております。そういうことからすれば、非常にこのピラミッドの形が非常にいびつな形になってみたりする場合があります。それをこれからのこの小さな行政体としてどこまでピラミッドの形を小さくしていくのかと、またいけるのかということの中で、非常に職員という者の能力、知識というものが必要なものであります。

そういう意味で、職員の皆さん方の努力と、そして公務員としての自覚意識というものを高めていただくために、今言われたように、それぞれの職場をなるべく広く、そして浅く、そしてだんだん深くなっていくように心がけていけばというふうに思っておりますので、今後ともそういった意味で頑張っていきたいと、このように思います。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○8番（泉田栄一朗君） それでは、最後に公園づくりについてと。

ここ数十年、ワークショップによります市民参加する公園づくりが自治体レベルで広がっております。以前の公園というと、日本では鎮守の森や寺、境内、畑が公園でした。住民から寄進された土地に神社や宝殿などの建物を労働奉仕で建てられていました。維持管理も年中行事も住民のボランティアでなされてきました。だからこそ、そこには自分たちの広場として親しまれ、住民の心にしっかりと組み込まれていたのではあるかと思えます。ここに公園の本質があるのではないのでしょうか。プロの専門家による近代的アートに頼るのではなく、市民の心の中にある伝統や懐かしさ、地域性を引き出しながら、自分たちの公園をつくるのが大切ではないでしょうか。

先月、東京八王子市に研修に行かせていただき、手づくり公園について勉強してまいりました。少し紹介させていただきます。

もともと河川に沿うように細長い広場があったのですが、整備もされてなく、雑木林があるぐらいで、ふだんは市民が散歩や通勤・通学等で通り道として使われていたところでございます。そこを平成15年に八王子市が市民との協働での公園づくりの計画を持ち出し、翌平成16年には町会を中心とした小田野中央公園をつくる会を発足させました。

これは約2.9ヘクタールの面積の公園を市が雑木林の整地や散歩道の拡幅工事を行うと同時に、つくる会も近隣の人たちに呼びかけ、ワークショップを開いたり、アンケートをとったりして、多くの人に参加できる公園づくりを目指しました。何とんでもこの公園は行政の計画公園ではなく、市民が知恵や汗を出してつくり上げ、でき上がった後は管理もしながら維持活用していくという仕組みを同時に実行しようと考えたのです。

その結果、平成20年、開園の日までにワークショップ10回、アンケートは10の町会に発行。ニュースレターの発行8回、さらにワーキンググループなるものを結成して、ワーキンググループは道路・桜並木整備グループ、子ども遊び場グループ、公園のシンボルづくりグループの3グループとなっております。そのグループは約3年間で61回も会議を精力的に行っております。その結果、何千人もの市民が参加し、喜びの開園式ができたそうです。

当時、業者を入れて考えていた総工費ですけれども、約3億円。業者が入ったのは、基盤整備、トイレ、電気工事だけで、あとは市民のボランティアによる労力のおかげで4分の1の7,000万でできたそうです。完成後は、その会がまた次の活動の会になり、市から150万を支給され、維持管理、イベントなどの費用に充てているということでもあります。市民の活力を引き出し、愛着心を生み、誇りにな

っているところであります。

菊池市でも近々社会資本整備事業で富の原公園、孔子公園、桜山公園を計画されておりますけれども、八王子と規模は違いますが、このような考えで、自分たちのできる範囲で手づくり公園ができないか、お尋ねします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、山田憲章君。

[登壇]

○建設部長（山田憲章君） 泗水地区の公園整備に関しましては、平成22年度から平成26年度までを計画期間とした泗水地区土地再生整備計画において、富の原公園、桜山公園、孔子公園を整備する計画としております。具体的には、孔子公園が平成24年度、富の原公園が平成25年度、桜山公園が平成26年度、それぞれ供用開始を目指し、現在事業を進めているところでございます。

泉田議員ご指摘のとおり、公園づくりは市民の皆さんが主体的に参画されることが求められるものであり、整備後の管理や運営まで携わっていただける環境づくりが整えば、今までとは違ったすばらしい公園ができるものと考えます。

しかしながら、設計、工事、管理運営に至るまで、すべての面で住民の皆さんがご協力をいただくことは、それ相応の時間と労力をお願いすることになりますので、地域住民のご理解をいただく時間も十分必要であろうかと考えます。

孔子公園については、平成22年度にワークショップが完了し、本年度に実施設計を行い、工事に入る予定となっております。日程的にご指摘のような取り組みを行いながら進めていくことは困難と考えますが、今からワークショップを行っていく富の原公園や桜山公園については、八王子市の取り組みを紹介させていただきながらできる部分を模索し、市民の皆さんと協働での公園づくりができるよう整備を進めていきたいと考えております。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○8番（泉田栄一朗君） 前向きに考えていただいていると思います。市民参加の高まりでできた公園はまちづくりの拠点となり、防災や地域の活性化に重要な役割を担っていくことと思います。ぜひ頑張っていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（山瀬義也君） 以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。明日も引き続き一般質問となっております。

本日は、これにて散会いたします。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。



散会 午後4時35分

第 3 号

6 月 22 日

平成23年第2回菊池市議会定例会

議事日程 第3号

平成23年6月22日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員（23名）

1番	工藤圭一郎君
2番	城典臣君
3番	大賀慶一君
4番	岡崎俊裕君
5番	水上彰澄君
6番	東英俊君
7番	東裕人君
8番	泉田栄一朗君
9番	森清孝君
10番	中原繁君
11番	樋口正博君
12番	二ノ文伸元君
13番	中山繁雄君
14番	怒留湯健蓉さん
15番	坂本昭信君
16番	隈部忠宗君
17番	葛原勇次郎君
18番	木下雄二君
19番	坂井正次君
20番	森隆博君
21番	山瀬義也君
22番	境和則君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市 長	福 村 三 男 君
副 市 長	永 田 明 紘 君
総 務 部 長	谷 口 誠 君
企 画 部 長	野 口 祐 成 君
市 民 部 長	宮 本 誠 一 君
経 済 部 長	平 野 國 臣 君
建 設 部 長	山 田 憲 章 君
七城総合支所長	田 代 武 則 君
旭志総合支所長	三 池 繁 廣 君
泗水総合支所長	春 木 義 臣 君
財 政 課 長	小 川 秀 臣 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	藤 本 辰 広 君
市 長 公 室 長	原 和 徳 君
教 育 長	倉 原 久 義 君
教 育 次 長	原 誠 也 君
農業委員会事務局長	齋 藤 誠 君
水 道 局 長	山 田 浩 文 君
監 査 事 務 局 長	大 塚 茂 幸 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	永 田 哲 士 君
議 事 課 長	城 主 一 君
議 事 係 長	松 原 憲 一 君



○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。



午前10時00分 開議

○議長（山瀬義也君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで発言の申し出がっておりますので、これを許します。

総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） おはようございます。

昨日の泉田議員さんの職員採用についてのご質問に対する私の答弁の中で誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

障がい者の法定雇用率を2.34%と申し上げましたが、正しくは2.1%と訂正をさせていただきます。申しわけございませんでした。



#### 日程第1 一般質問

○議長（山瀬義也君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

初めに、東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） おはようございます。

日本共産党の東 裕人です。

さきの東日本大震災で亡くなられた方々に哀悼の意を表し、被災された多くの皆さんに心からのお見舞いを申し上げます。市議会では、山瀬議長を先頭に救援復興に知恵を出し、力も尽くしているところではありますが、私もその一員として力を尽くす決意も述べて一般質問に入ります。

今回は一般質問全体を通して、市長、執行部が自らの言動に責任を持っているのか、議会との関係でどうなのか、最も肝心な市民との関係でどうなのか、そういう観点から質問をしてみたいと思います。

初めに、市長の政治姿勢、認識についてです。

平成21年4月12日の市長選挙において、市長が再選されて2年たちました。市長ははじめに市民に向かっていきますか。当選直後、市長は選挙戦を振り返り、本当に緊張感あふれる選挙戦だった、4年間、この緊張感を持ちながら菊池市のため

に頑張りたい、こう熊本日日新聞に抱負を語っていました。では、この緊張感とは何か、誰に対する緊張感なのか、そして、今なおその緊張感を維持して市政運営に当たっているのか、まずお聞きします。

それから、市長の政治姿勢、認識はどうなっているのか。特に緊張感の根底にある新庁舎問題について、以下、3点お聞きします。

これまで公式に言われてきた立場に変わりがあるのかないのか、もし変化があるのであれば、中身について答えていただきたいと思います。

1点目に、庁舎建設凍結の問題です。2010年4月28日の臨時議会では、基金積み立ての専決処分に対し、私は凍結解除の一環なのかと質疑をしました。市長は凍結解除ではないと答弁しています。その後、2010年6月議会で凍結問題を質問した際には、花房の畑地帯総合整備事業を挙げ、物理的に事業を進めることには至らないという点で、この凍結は続くと答弁されています。さらに、現実問題として、財政問題と用地の問題があつての凍結と明確に述べています。

では、この凍結問題について、今の市長の姿勢、認識に変化はありますか。

2点目は耐震に関わる問題です。同じ2010年6月議会において、新庁舎問題での市長方針に対する私の一般質問に、市長は現況としては庁舎建設というのは今であつてはならない、こう市長選で主張してきたこと、その大きな要因として耐震の問題を挙げ、学校、子どもたちの命を守るのが先、現庁舎の耐震化は避けて通れない緊急性がある、このように答弁されています。

では、この耐震についての考えに、今日、変化があるのかどうかお聞きします。

3点目に新庁舎建設の財源の問題、合併特例債についてであります。今年3月議会で、私は予算編成方針に関わって、社会保障削減路線をやめて、これ以上の借金増政策をやめること、合併特例債の期限が迫る中、有利な起債だからと慌てて事業を進めるべきではないと主張し、市長の見解を伺いました。その際、市長は事業執行は計画に沿ってやるという一方で、あくまでも借金は借金、不要なもの、無駄なものをやらないようにしなければならない、駆け込みできない状況もある、こういう認識を示しています。

では、駆け込みできない今日の情勢のもと、また交付税一本算定後の厳しい財政が試算されているもとで、市長の合併特例債についての考えに変化があるのかないのか、以上、お聞きします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） おはようございます。

東議員の庁舎問題に関する問題につきまして、ご答弁をさせていただきたいと思

います。

まず緊張感ということでございますが、何事も真剣に考え、そして誠実にこれを実行すると、そのために常にこの緊張感を持っていなければならないと、このように考えております。これは市長として私自身の毎日の行動や言動が、市民の皆様方の幸せや、あるいは、また痛みに直結してるという緊張感というものがあります。また責任、そして一つの決断や政策の重さを感じて行政運営を行ってございまして、この市民の皆さんからの負託にこたえることができるように取り組んで今日まで参ったところであります。

今後も市民、そして議会、行政、三者間の緊張感を維持しながら、堅持しながら、対話と連携と、そして融和を図り、仕事の成果を市民の皆様方に還元できるような市政運営をしていく、また、いかなくってはならないと、このように考えております。市長として緊張感を持って臨み、責任の重さを常に感じながら、今後も引き続き職責を全うしてまいりたいと、このように考えております。

二つ目に、庁舎建設につきましては、協議項目「新市の事務所の位置について」の中で、平成16年4月22日開催の合併協議会におきまして、新事務所の位置候補地選定小委員会の提案により確認がされております。その小委員会での調査及び審議の内容につきましては、新庁舎を建設するかどうかにつきまして、まず本庁及び支所のあり方、旧4市町村の庁舎の規模と耐用年数並びに経費の観点から検討が行われまして、併せて、研修による先進地を参考に意見の集約がなされております。

集約された意見として、新市における庁舎の配置方式は本庁方式とする。本庁舎は新規に新設することとして、新庁舎が機能するまでの間は総合支所方式とする。総合支所方式から本庁方式へ移行する時期は、合併後3年を目標とすることなどがございます。

次に、新庁舎建設位置候補地の選定ですが、4市町村の住民にとって地理的な中心地となることや利便性を考慮し、それぞれの庁舎の位置からおおむね5キロの範囲内を中心的位置とすることで検討がなされております。

その結果、旧市町村を超えて住民意識の中に新市の一体感を醸成することや、対等合併の意義からも、各庁舎からなるべく同じ距離の位置が全市民の理解が得られるものとの意見でまとまりまして、国道325号と387号間の菊池グリーンロード沿線周辺ということになりました。

また、建設費用につきましては、合併特例債を利用することが財政上有利なため、合併特例債の適用期間内に新庁舎を建設することが望ましいとの意見でまとまっております。これらの審議結果が小委員会から提案され、合併協議会で確認されたということでございます。

合併協議会の確認事項につきましては、新市に引き継ぎ事務を進めてまいりましたが、国の財政状況の変化、あるいは市民の皆様方のさまざまな意見、要望、そして陳情等がございました。

平成18年12月には、議会内でも賛否両論がある中に、議員有志の方々が13人の連署によりまして、新庁舎建設基本構想・基本計画案について凍結を求める申し入れがございました。そのほかにも5人の方々の議員の方々から、今、進めるべきではないと同様の申し入れをいただいております。当時、議員定数は28名でありましたが、18名の議員の皆様方から新庁舎建設に関する実施計画等の予算については認められないと、凍結をとということでの意思表示があったところでございます。

新庁舎建設に対する意見としましては、財政状況を理由に凍結をすべきだ。これは確認事項だから進めるべきだ。また、時期尚早ではないかといったご意見が多岐にわたり寄せられたところであります。

このような状況の中ではありますが、市民のシンボリックな施設であります新庁舎建設につきましても判断をしなければならないということで、私といたしましては、用地確保の問題と財政状況というものを勘案して、熟慮に熟慮を重ねながら見通しが立つまでの間については、新庁舎建設については一時的とはいえ凍結をせざるを得ないと判断したところでございます。ただし、建設の必要性というものは認めるところであり、凍結の解除の時期が問題であると思っています。

そのようなことからいたしましても、建設のめどが立ったとき、その建設に要する一般財源の負担を確保する必要から、基金の積み立てを行って準備を整えているところでございます。

庁舎建設の財源につきましては、合併協議会の中で合併特例債を活用した計画となっておりますので、庁舎建設に対する合併特例債の取り扱いが緩和されたことによりまして、合併特例期間内に活用するのであれば、財源確保の観点からも有効であると考えられます。

また、議員の皆様方が議会審議会での検討の中で、花房中部2期地区畑地総合整備地内の建設は困難であると認識をされ、議会審議会の方針として特別委員会を今議会で設置し、庁舎問題について検討される旨を、議長、副議長よりお話を伺っております。このような状況の変化につきまして、重大な関心を寄せているところでございます。

二つ目に、耐震につきましては、東日本大震災の発生で、老朽化した庁舎を初め、災害時の防災拠点や災害場所になる公共施設の耐震化が重要課題となっております。本庁舎は昭和43年に竣工した庁舎であるため、古い耐震基準で建設をされており、

平成21年度に実施した耐震診断の結果によると、基準を満たしておらず、耐震補強の必要性があります。

しかし、地震や豪雨などの大規模災害の発生時には災害対策本部を設置し、住民の避難や医療救護・救助、復旧等に向けた指示や指揮、情報の収集・伝達など、防災活動の中核としての災害対策拠点施設の機能を発揮しなければなりません。いざというときに防災・災害時には市民の安全・安心を守る役割を十分果たせる庁舎として、耐震補強が急務であると考えております。

三つ目に、合併特例債の活用については、新市の一体性の速やかな確立と、また均衡ある発展のための施設整備事業に活用することや、地域住民の連携強化、また旧市町村の区域の地域振興に活用することを目的としております。

新庁舎の建設は多額の財政負担を伴うものでありまして、今後も市税収入等の歳入の大幅な増額は見込まれず、厳しい財政状況が続くと思われるために、さまざまな事業に影響が出ないように、新庁舎の建設に当たってはできるだけ経費の縮減に努め、計画的に進めていくことが求められております。

今後、少子高齢社会の進行が見込まれる中で、多くの行政需要が想定されますし、国内景気の動向や財政の見通しも不透明な状況であります。現在の本市の財政状況といたしましては、行政改革大綱を基本とした行政改革に取り組んできたことや、地方交付税の増額並びに緊急経済対策によりまして臨時交付金事業など、有利な財源で事業を進めてまいりましたこともございまして、現時点におきましては安定化しつつある財政状況というふうに言っているのではないかと思います。

しかし、東日本大震災地への復興財源問題もありまして、不透明な部分が多くあります。今後、国の動向を一層この注視していかなければならないと、その必要性を考えております。

通常、庁舎建設には国の支援制度というものが全くありません。合併特例債も借金は借金でありますけれども、元利償還金の約7割を国が交付税の基準財政需要額に算入するなどの合併に伴うところの財政支援措置を活用することで、建設費及び借入金の償還におけるところの一般財源の大幅な軽減を図ることができる有利な財源確保の手段であるというふうに考えております。また、この本庁舎への集約による合理化、効率化は、人件費や重複経費の削減につながりまして、財政的な効果も生み出すと、このように考えております。

ただし、この合併に伴う財政支援は、ご承知のとおり平成26年度までに完了する事業に対象が限られているものでもありますので、大変限られたこの短い期間の中ではありますが、議会や地域審議会などと協議をしてみたいと、このように考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 最初の緊張感の問題ではいろいろ答弁もありましたが、何よりもやはり市民に対する緊張感であるべきであると思います。暮らしの実態は本当に文字どおり待ったなしであり、それに対する緊迫感ある市政運営が、今、求められていると思います。

庁舎問題で再質問を行います。

まず1点目の庁舎建設凍結問題についてです。答弁では、凍結解除の時期が問題であることや、議会の審議、その動向に非常に興味を持っていることなどが答弁で触れられました。また、平成18年の凍結を求める議員、議会の動きも、今、答弁の中で改めて説明もされました。

私は、平成18年に庁舎移転ストップを掲げて市議会議員になりました。そして市長が答弁で言われたように、そのとき、平成18年に庁舎建設凍結を求める議員の1人として名前も連ねさせていただきました。その立場でこの5年間、機会あるごとに、庁舎移転問題でさまざまな角度から質疑や討論、質問も行ってきました。

いよいよこの問題で将来に禍根を残すことなく問題解決に向かう、そういう時期に来ていると思います。移転の是非など、本当に議会はもちろんですが、議会内外、執行部も含めて慎重に緊張感を持って検討すべきであると、今の答弁も聞いて改めて思った次第であります。

2点目の耐震問題については、答弁で急務と言われました。本当に必要性、緊急性はもうはっきりしたんじゃないかなというふうに受けとめました。

3点目の合併特例債の問題について、今の市長の答弁も踏まえて再度伺います。答弁では、この財政問題、不透明な部分も多くあること、国の動向も今後、注視していく、そういうことが言われました。この財源問題では、市長も言われましたが、東日本大震災を受けて、やはりこれまでどおりの考え方でいいのかどうか、検討する必要があると思います。3月11日以降、文字どおり国難にある、今、被災地を復興していく上では、全国的な支援と同時に国の十分な財政措置が必要となってきます。そのときに交付税だけ無傷、満額、予定どおり、これはなかなか考えにくいし、現状のような維持される保証はないと考えますが、そこはどうかでしょうか。

また、特例債の問題で仮に駆け込みをする場合、その緊急性、妥当性、本市の財政見通し、市民の将来負担などについて、駆け込む際に一体説明ができるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

さらに特例債は、申請すれば無条件で受けられるものではありません。全国的に

は申請取り下げの例もあります。では、仮に合併の決定事項であるグリーンロード周辺、あるいは新庁舎基本構想・基本計画で定められた予定地と違う場所に新築をするとなった場合、合併特例債が使えるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） お答えいたします。

まず合併特例債、財政問題につきましては、議員のご指摘のとおり、先ほどの答弁と重複しますが、東日本大震災被災地への復興財源の影響は少なからずあると考えなければならないと思っております。このことについては全国市長会等を通じまして、地方交付税の縮減や補助事業の削減につながらないようにということで、全国市長会でも要望しております。

また、合併市町村の行政運営と地域振興等を図るために、合併10年経過後においても、市町村の建設計画に基づく事業が円滑に実施できますように、合併特例債の適用期間の延長や普通交付税の合併10年後以降の交付税の一本算定の見直しを何とかできないかということで要望をしているところであります。

今後も計画をされましたこの新市建設計画、この事業が円滑に実施するための財源確保に取り組んでいかなければならないと、このように考えております。

次に、この駆け込みというお話でございましたが、庁舎につきましては駆け込みではなくて、合併協議会で確認をされて、この限られた年限の中で建設をするという確認を実行しなきゃならないということでありまして、新市建設計画の中では合併特例債の対象事業と、このようにされております。

合併協議51の協議項目の中で、特に5項目の基本的な協議項目は新市の重要な事業として取り扱われてきました。また、新庁舎の建設は、合併特例債を活用することが財政上有利なために、期間内に建設することが望ましいということで確認をされております。

新庁舎建設に当たっては、ぜいたくなこの要素を排除して、機能性とか、あるいは効率性だとかを重視いたしまして建設費用の抑制に努めますとともに、長期的な経済効率の高い施設を目指すことを基本にするべきだと、このように考えております。

新庁舎の建設に要する事業費の財源については、基金と一般財源のほか、地方債を充当することとなります。地方債に合併特例債を活用する場合は、最大95%の充当が可能であり、市の借金としての後年度の負担となるものの、その後年度負担の約70%が交付税の基準財政需要額に算入されるということでありまして、

一方、一般事業として行われれば、一般事業債は75%の充当しかできません、

75%は可能でありますけれども、合併特例債に比べれば一般財源が増加しますし、全く交付税に算入されないということをごさいますして、したがって、新庁舎の建設に当たっては、合併特例債を活用した計画となっております。

また、庁舎整備費に係る起債の借り入れにつきましては、標準面積及び標準単価等に基づく標準的な事業費の取り扱いが廃止をされました。合併特例債の充当が拡大したということによりまして、財源の確保の観点からもさらに有効であると考えられます。

例えば、この標準的な面積とか標準単価とかといった場合に、50万円、例えば1坪かかるというものが、現実的にこの25万円しか入れられないということでありまして、あとの25万円は単独で見なきゃならないということだったものが、必要な標準的な面積と単価というものが基準が外れてなくなったということで、全額見てくれるということになったということをごさいますして、大変有利なことになってきているということをごさいます。

一般財源を全く必要としないわけでもありませんので、今後も財政状況を見ながら、これまで約9億円の積み立てを行っておりますが、基金の積み立てを行いつつ、後年度負担を最小限に抑えることによりまして、今後の行財政運営に大きな支障は来さないものと、このように考えております。

次に、仮に違う場所にこれを建設についてはどうなるのだということをごさいますすが、隣近所の市町村、合併市におきましても、そういった事例は幾つか見られておりますが、場所の決定から違う場所に建設するという話も聞いております。合併特例債の活用については、新市建設計画の中に新庁舎建設事業が合併特例債の対象事業として記載をされておりますので、合併特例債の活用はできるものだと、このように考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 合併特例債については、やはり今、最初に不透明な部分というの也被言われましたけれども、全国の事例や国の見解など、さらに調査、検討が私は必要だと考えています。

最後に伺います。

市長の政治姿勢、認識で、今後、変化が生まれた場合、どうすべきだと考えていますか。私は少なくとも、議会はもちろんのこと、何よりも市民に対してしっかりわかりやすく丁寧に説明をする、その責任が市長にあると考えますがどうでしょうか。



さらに変化の前提として、市民の意向を正確に反映する全市民アンケートや説明会、住民投票など、民意を酌み尽くす努力があつてしかるべきだと考えますがどうでしょうか。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 変化があつた場合にはどうするんだということでございますが、私は、今、変化がもうあつてと思っております。先ほども述べましたように、庁舎建設に対します合併特例債の取り扱いが緩和されたといひましようか、そういうことが、大きな一つの財源の負担の問題が軽減されるというものが、変化があつたと言つていいのではないかと思います。

また、二つ目には、新庁舎建設はこの残された特例期間内で確認された場所での建設ということにつきましては、議会の審議会でも確認を何度もされたというお話を聞いておりますが、これはもう困難であるということも随分以前から申し上げてきたところでありまして、これも確実に間に合わないということになっております。

それから、3番目で言えば、特別委員会が議会の中で設置がされるということでお聞きしておりますので、これもまた、そういった状況の変化に基づいて特別委員会が設置されるという議会の変化というものをとらえております。

こういった状況の変化につきまして、私は重大な関心を寄せているところでございますし、庁舎問題につきましては、この特例期間内に建設するか、あるいはしないのかといったことを判断する時期があると、もうそういった時期に来ているというふうに認識をしております。26年までのこの期間というのは本当にわずかな時間しかありませんので、その時期がもう今、来ると、やるのかやらないのかといったことだろうと思っております。

この問題につきましては、ご指摘のようにまさにこの市民の皆様への情報提供を行いながら、民意がどこにあるかといったことにつきましては、東議員、たびたびおっしゃっておりますが、住民投票という言葉が出ますが、これにつきましては冒頭から申し上げておりますように、いわゆる民意が二つに分かれてしまうというのが、私たちは議会も行政長といたしましても、選挙をもって選ばれてきたという立場におきまして、余りにも合併して短な時間の中で醸成されているこの旧4市町村の融和というものが、やっとなりやがとれてきたという段階において、また、この住民投票によって右か左かとやるのはいかながなものかということで、これまでも答弁してまいりましたように、避けられるべきものであれば避けていかなければならないと、このように思っております。そういった意味で、議会のご意見、住民の皆

さん方の意向等々を伺いながら、早い時期にこの方針を明らかにしてお示しをした  
いと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 今、市長が最後に庁舎建設するかしないかの判断の時期に来て  
ていると、早い時期に方向性、方針を明らかにしたいというふうに答弁されました。  
それも受けて私自身も、それこそ緊張感を持って、この問題に取り組んでいきたい  
と思います。

次に、国保税については次の機会に質問をしたいと思います。

次に、指定管理者制度についてお尋ねをします。

初めに、指定管理者制度とは、住民が利用する公の施設の管理運営を民間に委託  
する仕組みです。公の施設とは、住民の福祉を増進する目的で設置されたものであ  
ります。自治体のコスト削減で指定管理者に委託して終わりではありません。今回は  
この住民のための施設、公の施設の管理運営を委託された指定管理者で一体何が起  
こっているのか、これは今回あえて問わないし、具体的な事例を挙げることはしま  
せん。今回は指定管理者制度を導入した行政がどういう仕事をしてるのか、問うて  
みたいと思います。

まず、本市において、住民の福祉の増進を目的とする公の施設が、指定管理者制  
度導入後、適正に運営されているのか、財務、会計は問題がないのか、管理はどう  
か、実態を行政は把握してるのかどうか、要綱、条例等に照らして問題があった場  
合どうするのか、この5点、初めにお伺いします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 実態を把握しているかという点につきましてお答えをさせ  
ていただきます。

本年4月現在、本市の公の施設155施設中、82の施設におきまして指定管理  
者制度が導入されております。

本市では指定管理者の管理運営による適正かつ確実なサービスを目的とし、指定  
管理者制度導入施設におけるモニタリングに関する指針を定め、指定管理者が所定  
のサービスを提供できているか確認・監視を行うモニタリングを行っております。

モニタリングの方法としましては、指定管理者は月報、年報等で管理業務の実施  
状況、利用状況、使用料の収入実績及び管理に係る経費の収支状況の報告や、定期  
または随時にアンケートをとったり、利用者の声を反映する意見箱を設置しており

ます。

市は、指定管理者から報告された実績報告書やアンケートの結果等から運営状況等を確認し、また、紙面による確認評価だけではなく、現場に出向き、指定管理者とコミュニケーションをとるようしております。

昨年12月には指定管理者を導入している80の施設におけるモニタリングの実施結果について調査を行い、指定管理料を支払って指定管理者を導入している40施設から報告を受けておりますが、その中で、特に財務会計上問題のあった施設はございません。

また、それらの施設では指定管理者の自己評価及び所管課の評価もされており、利用者の苦情等があった施設においては指定管理者が対応し、市と必要な協議もされており、改善の必要な施設は所管課から改善指示が出されております。

なお、要綱、条例等に照らして問題があるような場合には、管理業務及び経理の状況に関し、定期または臨時に報告を求め、実地に調査し、必要な指示をすることになっております。万一、それに従わない場合には、条例で指定を取り消す規定もございますが、そのようなことがないように、事前に密接に指定管理者と所管課が連絡をとり、改善すべきところは指導し、今後も適切な運営ができるよう努めてまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 全体として適正に運営されている旨の答弁がありましたが、本当でしょうか。本当に問題なしと言い切れるのかどうか疑問ですので、再度お尋ねをします。

指定管理者は、その選定手続としてはほとんどが従前の管理受託者、指定管理者を公募の方法によることなく選定されています。公募の洗礼は受けないわけです。

それから、こういうことがあります。ある施設で問題があったときに、執行部は指定管理者だから行政はなかなか物が言えないんですよねとの発言をする、そういう認識を示す場面もありました。私はこれは本末転倒であると思います。物が言えない、行政の管理統制がきかない、更新の際に公募の洗礼も受けない、これで住民の福祉の増進のために設置された公の施設が適切に運営をされている、問題なしと言い切れるのかどうか、再度お尋ねします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 2回目のご質問にお答えをいたします。

指定管理者の選定手続において公募した施設は、現在、菊池市立泗水図書館、菊池市文化会館、菊池市泗水ホール、菊池市総合体育館、菊池市四季の里旭志の5施設がございます。今後、3回目の指定を迎えますが、第三セクターにおいては、第2次行政改革大綱の中で公募による候補者選定としており、その最初として、現在は第三セクターではございませんが、菊池市四季の里旭志を既に公募及び指定を行っております。

特に指定管理料の発生しない、また利用料も徴収しない、主に地域住民が利用されている地区公民館などは、従前の管理受託者に管理委託をしております。

そのほか、指定管理期間内の検証を行い、地域住民や利用者からの評価や安定した運営実績等を踏まえ、同一事業者を指定しているものもございます。

また、指定管理者制度を導入して指定管理者に委託をしてそれで終わりとするのではなく、あくまでも住民の福祉を増進することを目的として利用に供するための公の施設でございますので、市が指定管理者に対して監視を続けていき、住民サービスの質の向上を図っていく必要があると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 今、答弁がありました。最後にお尋ねをします。

総務省は昨年、平成22年12月28日、「指定管理者制度の運用について」との通知を出しました。また、菊池市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例でもさまざまな規定をしています。

2回目の答弁を聞いて、私はまだまだ実態把握が不十分、とりわけ公募によらない選定をされているようなところのチェックは不十分だと思います。その実態把握という点では、1回目の答弁でありましたが、所管課のチェックという話もありました。私はそういう担当課だけが把握するだけではだめだと思います。それでは問題が起こっても正確に問題が上に上がってこないということも、事例としては否定できないところもあると思います。この際、実態を把握、総点検して、しかるべき方法でその中身について報告すべきだと思いますがどうでしょうか。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 議員から今、ご紹介がございました、平成22年12月の総務省通知、「指定管理者制度の運用について」という通知でございますが、これに記載されております留意点のほか、本市としましては、管理運営状況の総点検をして、今後、改善の必要なものは改善をまいります。

また、今回のモニタリングの実施状況報告を受けてない指定管理料の発生しない40の施設につきましても、今後、調査を行いまして、それぞれの施設の設置目的にふさわしい運営がなされるよう、まずは所管課におきまして継続監視をし、指定管理者が所定のサービスを提供できているかを確認し、必要に応じた指導を行うよう、周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 次に、公立保育所民営化の問題についてお尋ねをします。

まず、保育とは何か、どう考えているのかお聞きします。

併せて保育の規定は、子育て支援課と行政改革課で違うように感じますがどうでしょうか。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本誠一君。

[登壇]

○市民部長（宮本誠一君） おはようございます。

お尋ねの保育所における保育についてお答えいたします。

厚生労働省が定める保育所保育指針によりますと、保育所における保育とは、子どもが現在を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うことを目的とするものであり、共働きなどの理由により、家庭において保育や教育ができない子どもに対し、個々の家庭にかわって養護及び教育を一体的に提供することと考えております。

各課の考えについては同じということで認識いたしております。よろしく申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 保育とは言うまでもなく福祉であり、社会保障であるわけです。

子どもが生まれて初めて受ける社会保障が保育であります。

そこでお尋ねします。

3月の私の一般質問に対して、市長は行政効率化の名のもとに社会保障の予算を削減することはあってはならない、こう答弁されました。一方で、同じ一般質問の中で、公立保育所民営化の目的は財政のスリム化、結局は金であることも明らかになりました。一体どっちですか、金を理由に社会保障を切り捨てをしないのではありませんか、これについてお答えいただきたいと思っております。

それから、保育所民営化の問題は、今、移譲先事業者選定委員会の段階にあります。

す。これまで2回開かれています。私が傍聴していて感じる疑問にお答えいただきたいと思います。

1点目、譲渡についてです。土地、建物の譲渡をどうするのかという問題について、3月議会、福祉厚生常任委員会では、市の財産の処分を選定委員会にゆだねていいかどうか、議論がありました。執行部はその際、結論は出していないと答弁していました。ところが実際には、現在の選定委員会で議論が進んでいます。一体どこで選定委員会にゆだねることになったのですか。

2点目、スケジュールについてです。選定委員会開催の日程一つとっても、当事者である保護者の意向は反映されず、前倒し、前倒しで行政が日程をゴリ押しする、これでいいのですか。

3点目、応募資格に今まで議論したこともない幼稚園を運営している学校法人が盛り込まれています。なぜこんなことが起こるのか、お答えいただきたいと思います。

4点目、砦保育園に併設する世代間交流施設も譲渡の対象に上がっています。担当は生きがい推進課であります。この施設の譲渡も今まで一切議論をしていない、地域の方々には知っていますか。必要があるから七城町時代につくったこの施設を、民営化に合わせて譲渡することは問題ないと考えていますか、お答えください。

5点目以下は行政のあり方についてです。5点目、今、述べた幼稚園や世代間交流施設など、これまで議論がないまま、そして委員会設置の議決が済めば、これまで議論なかった内容が諮問機関の議論に盛り込まれる、こういう行政のあり方でいいかどうか、お答えください。

6点目、3月議会で提起した国の動向は検討していないのですか。国の保育制度改悪で、私立のメリットとされてきた補助金も一般財源化されるかもしれない。公立、私立含めて今後どうなるかわからない。自治体の保育行政も大きく変質してしまう、こうした国の動向は検討しないのかどうか、お答えください。

7点目、地域が求めたわけでもなく、保護者が求めたわけでもない民営化、この民営化は行革主導なのかどうか、はっきりお答えいただきたいと思います。

8点目、子育て支援課が担当する指定管理者ですら管理統制できないでいて、本当に民営化しても市が責任を負うと言えるのかどうか。

以上8点、それから冒頭の質問も含めてお答えいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本誠一君。

[登壇]

○市民部長（宮本誠一君） 答弁のほうが長くなるかもしれませんが、最初にお断りいたしておきます。

まず、冒頭の社会保障を切り捨てるのかという問題でございますけども、お答えになるかどうかわかりませんが、私たちとしましては、保育所の保育は公立、私立に関わらず、厚生労働省が出しております保育所保育指針に基づいて行われております。市内の各公立、私立の保育所も、この保育所保育指針に定められた保育内容に沿って保育を実施してるものでありまして、これに定められた保育の質を下回るような保育を実施してるような園はございません。民営化によりまして保育の質が下がることはないものと考えておりまして、社会保障を切り捨てるというものではないと考えております。

続きまして、公立保育所民営化に関する土地、建物の貸与、譲渡の案件はどこで選定委員会にゆだねたのかということでございますが、選定委員会にゆだねているわけではありません。平成22年3月定例会で議決いただきました選定委員会の所掌事務として「公募要領の策定に関すること」が規定されており、公募要領策定の一環として、土地、建物、備品等の取り扱いを選定委員会で協議していただき、市長に報告してもらうものです。平成18年度より取り組んでまいりました公立保育所民営化の案件は、平成22年度に公立保育所民営化実施計画を策定するまでの間は、民営化そのものをどうするかについての議論であり、個別具体的な民営化についての条件や募集要領の策定、選定基準の議論につきましては、この平成23年度から行っているところです。

もちろん市内部におきましては、土地、建物等の取り扱いをどのようにしたらよいかの議論はこれまでも行ってまいりましたし、平成22年度に実施しました公立保育所保護者説明会の中でも、先進自治体における事例等の紹介をしながら、市の考えをご説明してまいりました。

次に、スケジュールについて、選定委員会の次回開催日を決める際に、当事者である委員の意向は反映されないのかというご質問についてお答えします。

当日の都合が悪い方を排除しているわけではありません。選定委員会の委員には、委員長である熊本県立大学教授や、公立保育所保護者代表、民間の保育所経営者や税理士、区長等の10人の委員により構成されております。したがって、委員の就任をお願いする際には、平日の昼間の委員会のみならず、平日の夜間、休日を含めて開催することを承諾いただいたところです。

多忙をきわめる10人の委員ともなりますと、どうしても委員会の日程を決める際に、都合により欠席となってしまう委員もいらっしゃいますが、委員長及び副委員長の出席ができ、かつできるだけ欠席者の人数が最低限におさまることを優先して日程を決めさせていただいております。

次に、幼稚園を運営している学校法人を、なぜ移譲先事業者の募集対象としたか

というご質問についてお答えいたします。

今まで保護者の皆様への説明会の中で、保護者の心配として、移譲後の保育所の安定的かつ継続的な運営の確保があり、そのためには公共的団体で公益事業を営んでいる社会福祉法人が理想ではないかとお答えしてきたところです。平成17年に改正されました児童福祉法によりますと、市町村・社会福祉法人に加え、学校法人や株式会社、個人に至るまで保育所を運営することができるように対象が拡大されました。しかし、これまで行ってまいりました保護者説明会等における保護者の皆様のご意見や先進事例などを参考にしますとともに、子どもの利益を最優先した場合、よりよい運営理念を持った多くの子どもを対象とした事業者が応募できる条件整備も必要と考え、社会福祉法人と学校法人を移譲先事業者候補としてはどうかということを検討しているところです。

また、本年3月に実施しました公立保育所保護者向けのアンケートでは、保育所と幼稚園を営んでいる法人を募集範囲とすることが望ましいと答えた保護者の割合が多いという結果が出ております。

なお、学校法人においては、移譲時期までに新たな社会福祉法人格を取得することを条件として考えております。

本年5月末から6月にかけて行われました公立保護者説明会におきましても、アンケートの結果及び募集条件に関しまして説明をさせていただき、保育園と幼稚園を営んでいる法人を対象としてはどうかということでご説明をさせていただいているところです。対象となる法人も含めて募集の条件などをまとめた公募要領につきましては、現在、開催されております選定委員会での議論に加えて、保護者の皆様のご意見、市議会の皆様のご意見等を総合的に勘案しまして、今後、決定していきたいと考えております。

次に、世代間交流施設の議論がなぜ急に行われたかというご質問ですが、世代間交流施設は、高齢者と子どもたちの交流を通して、世代間の技術の継承や生きがいづくりのための施設で、建築年度は違うものの、皆保育園と一体となり使用されている施設です。保育園の民間移譲に伴うこの施設の移譲は、県の担当課と協議した中で問題はないことを確認しております。

繰り返しになりますが、平成18年度から平成22年度までは民営化そのものを実施することが妥当であるかどうかの方針の議論であり、個別具体的な民営化の条件や、施設ごとの取り扱いなどを決める応募要領に関する議論につきましては、平成23年度より行っているところであります。

次に、議論のあり方について、土地や建物についての取り扱いや募集対象者の範囲、施設ごとの具体的な議論が急に始まったような印象を受けるとのご質問につき



ましても、先ほどと同じように、公募要領を策定する中で個別具体的に議論すべき案件でありますので、選定委員会及び保護者の皆様、市議会のご意見等をお聞きしながら、総合的な見地で検討してまいりたいと考えております。

国の動向については、こども園構想、つまり保育所と幼稚園の垣根を取り払うことなどにつきましても、国、県からの情報収集に努めているとともに、幼稚園を所管する教育委員会とも連携をとりながら、その動向について注視しているところでございます。

○7番（東 裕人君） 議長、時間もないのでそこでいいです。

○議長（山瀬義也君） それじゃ答弁は打ち切ります。

東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 答弁をとめて失礼しましたが、時間もありませんので、最後にお尋ねをします。

これまでの行政のあり方を見て、また、今の答弁も踏まえて率直に感じている点を1点最後に伺います。簡潔に答弁いただきたいと思います。

執行部は議会を後づけ、追認機関と考えているのかどうか、最後にお尋ねをします。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本誠一君。

[登壇]

○市民部長（宮本誠一君） 議会を後づけ、追認機関と考えているものではありません。

17日の市議会審議会でもご説明させていただきましたとおり、現在、平成23年3月定例会で議決いただきました選定委員会条例により設置されました選定委員会により、募集要領及び選定基準によって審議いただいているところですが、最終的には市長が移譲先事業者を決定後、市議会におきまして公立保育所設置条例の改正条例及び公有財産の譲渡に関する議会等を議決いただいたところで、民間移譲とその譲渡先が決定されるものであります。

また、ご指摘されている議決事項としての財産の譲渡やその金額に関する条件を議決前に公募条件として公表することは、行政事務上、違法ではないかとのことにつきましては、地方自治法では市の土地や建物といった公有財産は、条例または議会の議決によらなければ交換や適正な対価なくしての譲渡、貸し付けを行うことができないと定められています。今回の保育所の場合では、土地の貸与については菊池市有財産の交換、譲与、無償貸付に関する条例第4条の規定により処理することが可能であります。建物や備品などの無償譲渡。

○議長（山瀬義也君） 時間ですので、これで一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

---

○

休憩 午前 11 時 00 分

開議 午前 11 時 09 分

---

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで発言の申し出がっておりますので、これを許します。

市民部長、宮本誠一君

[登壇]

○市民部長（宮本誠一君） 済みません、先ほどの東議員さんの質問の再質問でお答えいたしました公立保育所の譲渡に関する件でございますけれども、平成22年3月定例会で議決いただきましたという項目でございますけれども、これ23年の3月の議会で議決いただきましたということの間違いでございますので、訂正させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 次に、坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） おはようございます。

東北大震災以降、原発事故も重なり、大変重苦しい昨今でございますけれども、このような状況下でありましても、本市は現況を乗り越え、絶えず10年先を見据え、頑張らねばと思っている坂井でございます。

それでは、明るい菊池市の未来を夢見つつ、質問に移らせていただきます。

新市建設計画と社会資本整備総合交付金事業について質問をいたします。

合併前に合併協議で入念に討議され、合意のもとでできた本市の新市建設計画、合併後17年から26年までの建設計画で、本市の根幹となすもので、各旧市町村にとっても必要な事業で、大事な建設計画であります。総額429億円、共通134億円、菊池142億円、七城44億円、旭志39億円、泗水68億円でありました。しかし、平成21年11月に改正、見直され、総額で11%減の386億円、共通は43%増の193億円、七城分は40%カットの27億円でございます。

ここで質問ですけれども、現在、23年度であります、本市の建設計画は今後どのように進めていかれるのか、質問をいたします。

次に、現段階での本市の全体共通、また、菊池、七城、旭志、泗水の新市建設計画の進捗状況はどうなっていますか。

次に、21年11月に新市建設計画が見直されましたが、現在はどのようになっていますか、質問をいたします。

併用すれば非常に有利と思われる七城町の新市建設計画と社会資本整備総合交付金事業はどのように進めていかれるのか。

以上を1回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） おはようございます。

坂井議員のご質問にお答えいたします。

新市建設計画投資的事業につきましては、合併前に決められました共通事業及び旧市町村ごとの事業から成り立っております。その後、全体事業費の見直しを平成19年2月に行っております。また、毎年度、若干の事業を追加、削除し、見直しを行ってきましたものが現在の新市建設計画投資的事業一覧としてまとめたものがあります。

事業の実施につきましては、合併前に旧4市町村の合意を得たものに、新市になり新たな事業を追加したものでありますので、合併特例期間の10年間で実施しなければならないと考えております。

しかしながら、それぞれの事業を精査してみますと、実施可能な事業、実情に合わなくなってきた事業など、事業を見直さなければならないものもございます。残された3年間の各事業を精査し、財政状況を考慮しながら事業を進めてまいります。

次に、社会資本整備総合交付金事業への取り組みにつきましては、これまで旭志地区が完了し、菊池地区と泗水地区におきましては、現在、事業実施中であります。また、七城地区におきましても、本年度から地域のご意見を伺いながら計画書の策定を行い、平成24年度に事業の申請、採択を予定しております。平成25年度からの事業着手を目指し、現在、準備を進めているところです。

この交付金事業は、事業内容によって交付額が若干異なりますが、事業費の約4割が国からの交付金で賄われるもので、市の財政負担の軽減を図るために大変有利なものとなっておりますので、新市建設計画との整合性を図りながら事業に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

新市建設計画投資的事業の進捗状況につきましては、平成26年度までの総事業費384億8,301万1,000円、うち平成21年度までの実施済み額155億5,298万6,000円、執行率40.4%となっております。その事業費の内訳及び執行率としましては、共通事業53億9,025万2,000円、執行率28%、旧菊池市53億347万6,000円、57.3%、旧七城町12億2,259万4,000円、46.3%、旧旭志村14億8,628万1,000円、55.1%、旧泗水町21億5,038万3,000円、46.3%となっております。

新市建設計画投資的事業の今後の進め方につきましては、旧市町村間において枠配分に対する進捗状況にそれぞれの地域でばらつきが生じております。その要因といたしましては、補助事業等の採択時期により事業実施が集中したことや、事業費の変更によるものが考えられます。そのため合併特例期間までの新市建設計画10年間の全体事業計画の中で調整を行う必要があります。現在、計画されている事業につきましては、期間内に完了する事業であるか精査し、新規事業につきましては、緊急性や必要性、また旧市町村間の均衡を考慮しながら、本年度、新市建設計画投資的事業の見直しを考えてまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） もともと新市建設計画の中で七城の事業は明記され、社会資本整備総合交付金事業とセットでなくてもやっていたらいい事業だとは思っております。しかし、新市建設計画も社会資本整備総合交付金事業と併せてセットでやったが、市のために市の持ち出しも少なく済むし、さっき部長もおっしゃいましたけれども、財政的にも大変有利になると思います。セットであれば多分65%ぐらい補助なり交付金措置が受けられると思いますけれども、七城地区は七城市民の方としっかり協議をしまして、地域の将来のためになるよう、なるべく有利なセットで考えていくと多分思います。また、執行部もそのようになさると思います。

その分、七城の新市建設計画の枠といいますか、残りの事業が大幅に減っていくわけですから、新しく必要に迫られた事業等が出てきたときは、執行部、そしてまた企画部としてご配慮をお願いしたいと思いますが、いかがでございますか。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） 坂井議員の再質問にお答えいたします。

新市建設計画投資的事業につきましては、すべての事業を実施することが前提であると考えておりますが、事業計画が今の実情に合わなくなっているものや、用地確保等の問題で延期しなければならなくなっている事業もございます。このような事業を除き、新たな事業で市全体に係る事業として考えられるものは共通事業としてとらえ、旧市町村の枠から外して計画をしています。また、旧市町村での新規事業につきましては、枠配分内での調整を行っているところでございます。

今後の新市建設計画投資的事業の見直しにおいては、旧市町村の標準財政規模による枠配分を尊重し、優先順位による調整を行いながら、地域審議会等の意見を十

分踏まえた上で見直しを進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 執行部、頑張ってください。よろしくお願いいたします。

続きまして、企業誘致について質問いたします。

今後の企業誘致について、3月11日、東日本大震災の影響で、津波の来ない内陸部、地震の発生の可能性の低い西日本、特に九州、各企業、シフトしつつあると聞いております。

議長の許可をもらってますが、小そうございますが、日本地図がございませぬ。これは皆さん見ておわかりのように、赤く染められたところが30年以内に地震が大変、震度6以上の地震が起きやすい地区でございませぬ。この赤いところ、九州は黄色でございませぬ。確率が最も高いところは、浜岡原発が停止した近くの静岡市、89.2%となっております。2位は中部の三重県の津市、85.9%、3位は近畿、奈良の67.7%、4位は関東、横浜の66.9%、5位は高知市の63.9%、6位は関東、千葉の63.8%と、関東から四国の太平洋側に集中しております。いずれも日本の有数の工業地帯です。皆さんも知りたいと思います熊本市の確率は4.9%となっております。

そこで質問ですけれども、県の過去5年間の誘致実績、そしてまた、過去2年の県の進出商談回数、今年度の進出商談回数、震災前の進出商談状況と震災後の進出商談状況はどうなっておりますか。

また、大日本スクリーン製造が益城町に進出計画を表明、方針転換の背景には、半導体市場の好転に加え、自然災害などを踏まえた生産のリスク分担もあるとのこと。東日本の地域の方々には大変悪うございますが、九州の我が菊池市は地震の確率が低く、しかも内陸部にあって津波の心配もないと。最近の好条件下であります。企業誘致は今後どのように進めていかれるのか質問をいたします。

また、もう1点、企業誘致に大いに可能性が出たからこそ、工業団地の残地として、七城の蘇崎工業団地と田島工業団地も、私が思いますに大いに可能性が出てきたと思います。我が菊池市の宝にせねばなりません。

以前にも一般質問いたしました。二つの工業団地、今の道を通っていけば3.7キロの距離にあります。しかし、アクセス道路をつなげば1キロ弱くらいであります。合併時には七城町も2次構造改善事業で、そしてまた泗水町も単線道路の整備で、七城の蘇崎工業団地から田島工業団地へのアクセス道は計画をされていたと思いますが、いろんな意味で両工業団地をアクセス道でつないで、同一団地、七

城・田島工業団地として企業誘致を推進すれば大変有利になると思いますがいかがですか、お伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） 東日本大震災前後の県と市への問い合わせの状況でございますが、県企業立地課に年間10件ほどある大手ゼネコンや大手不動産会社からの問い合わせが、3月下旬から5月上旬までに6件ほどあり、被災地の企業や東日本の企業から直接問い合わせも数件あったとお聞きしております。

本市におきましても、年間2件、3件だった大手ゼネコンや大手不動産会社からの問い合わせが、3月下旬から5月上旬にかけて3件と、県内企業からの問い合わせが1件あっております。

現在まで大規模な地震が少ない九州地域は、メーカー各社の生産計画の見直しにより注目されていますので、今後の企業誘致活動としましては、これまでPRの場として参加してきました各種展示会参加に加え、効果的なPRを行って進めてまいりたいと思っております。

それから、もう1点の蘇崎工業団地、田島工業団地の一つの工業団地としての誘致という、そういうお話でございますが、林原工業団地、蘇崎工業団地、田島工業団地を一つの工業団地として誘致を図る件につきましては、林原・蘇崎工業団地は農村地域工業等導入促進法で農工団地と定められておりますので、林原工業団地、蘇崎工業団地の名称変更をすることはできませんが、両団地を一つの工業地域ととらえ、統一した名称で販売戦略を図ってまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 企業誘致について、また質問をいたします。

部長、同一団地、もちろんそれが理想になるとは思いますが、私が質問したのはですね、それを結ぶアクセス道があって初めて、その同一団地としての価値が高まるということですので、アクセス道路についても何らかの返答をお願いしたいと思います。

それにもう1点、企業誘致に大いに可能性が出てきたからこそ、工業団地の残地として、七城の工業団地と田島工業団地も大いに可能性が出てきたと。

私は、あと1枚先でございました、6月16日の熊日新聞に、早稲田大学大学院教授の川本教授の記事に、震災直後のショックを何とかしのいだ企業部門は、将来の見通しについて明るさが増し、設備投資も拡大傾向だ。これを公開して海外投資

家による日本株式の買い越しが続いている。既存企業による投資ばかりではなく、新規上場も増加している。企業による景気判断、また西日本進出によりリスク分担等もあり、アクセス道接続も含めて、今、最も本市にとってチャンスであると思っております。全力を挙げて力を入れるべきと思っております。

このような状況下で、市長、副市長におかれましては、今こそ最大のチャンスであり、また県、また会社等、トップセールスをやっていただきたいと思っておりますが、アクセス道と踏まえまして答弁をお願いします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、山田憲章君。

[登壇]

○建設部長（山田憲章君） 蘇崎工業団地と田島工業団地を結ぶアクセス道路には、泗水町地内の市道佐野平島線と、七城町地内の市道新村植木線間の延長約1,300メートルになっております。このアクセス道路整備については、現在の新市建設計画の道路改良工事の計画路線としては計上されておりませんが、工業団地間のアクセス道路整備は企業誘致の際の大きなメリットにもなりますし、地域経済の発展、地域間交流にも必要な道路と認識しております。そのようなことから、今後の新市建設計画の見直しの中で検討を図りたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 副市長、永田明紘君。

[登壇]

○副市長（永田明紘君） 副市長も動けというご指摘でございます。県との連絡会議等につきましては、これまでもご一緒しているところでございますが、担当部署とよく協議、相談をしながら、必要に応じて積極的に対応してまいりたいと考えております。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 市長、副市長のトップセールスをということでございますが、東京の菊池会の総会とか、あるいは関西の熊本県人会などにおきまして、工業団地への企業誘致等につきましては、積極的にPRに努めているところでございます。

一例に、昨年操業開始いたしました株式会社サンユウ九州の誘致につきましては、私も大阪の本社をお訪ねいたしましてお願いをいたしましたところでございます。

また、県営の新規工業団地、菊池テクノパークの整備関係につきましても、地元の整備促進期成会との意見交換会に出席をいたしまして、地元、坂本議員等のご尽力もございまして方向性が出たところでありますが、期成会役員の皆様と、早くこの完成に向けてお願いをしたいということで意見交換等を行ったところでございます。

今後とも、議会の企業誘致促進特別委員会のご協力をいただきながら、より積極的に優良企業の誘致に努めてまいりたいと、このように思っております。

次に、企業誘致対策課の職員の問題もあつたかなと思いますが、事前にそのようなお話を承っておりましたが、企業誘致対策課は現在2名ということですが、ご案内のとおり、大阪事務所のほうに1名が専従しているということですが、都合3名ということですが、

また、大震災に伴います生産拠点がリスクの少ないほうに、自然災害の低いところに移転を考えているのではないかとといったことにつきましてのご指摘ですが、この企業誘致対策の職員を必要性があれば増員をしてでも取り組んでいかなければならないと思っております。今、直ちに増員するということにつきましては困難でございますけれども、今後の社会情勢を見きわめながら、必要に応じて対策を練っていききたいと、このように考えております。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 貴重な副市長の答弁ありがとうございました。

市長、これはチャンスでありますし、男を上げるチャンスでございます。めり張りを持って、職員を増やすときは増やし、お金を使うときは使うと。また市長の企業誘致に対しての動き、今後も期待しているところでございます。よろしく願いいたします。

次に、ブランド推進について質問をいたします。

ブランド推進と、今あるブランドの維持、活用はということで質問いたします。

農業の、また産業の活性化を担ってブランド推進課ができて1年がたちました。まず、新しいブランドづくりはどのように推進しているのかを質問いたします。

また、忘れがちですが、今あるブランド、私が思いますに、日本一とも言われる七城米、昔から有名だった菊池米、菊池の水田ゴボウ、七城のメロン、菊池のシイタケ等が私の頭に浮かびますけれども、そういったブランドをつくるということは並大抵のことではなく、短期間に簡単にできるものでもございません。本市において数少ない貴重なブランドであります。しかし、何の手だても対策も打たないと、せつかく地域、農家、農協、行政が大変な努力をしてつくり上げたブランドが消えてなくなるのは早いものであります。

そこで、もう一つの質問ですけれども、有名なブランドであるなら、それを利活用できないか。今あるブランドの維持、利活用、推進についてどのようにお考えかをお伺いいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。



[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 坂井議員のご質問にお答えいたします。

本市の新しいブランドづくりの推進につきましては、昨年度、ブランドづくりに関する学識者や専門家の意見収集、本市の農林畜産物の認知度調査、消費者嗜好や市場の調査、また、マスメディア等を利用した農畜産物のPRや販路拡大等を行ってきたところでございます。

本年度はJA菊池や商工会、観光協会、旅館組合などの各種団体や農業者の方々、また農村女性グループの代表者の方々に構成します菊池市地域ブランド推進協議会を立ち上げ、協議会の中において、昨年調査資料等を分析し、本市の新しいブランドづくりに関する基本的な戦略を構築したいということで考えております。

次に、今あるブランドの維持、また活用につきましては、昨年、県内外の消費者等を対象に菊池市の農林畜産物に関する調査を実施いたしましたところ、知名度が高かった農林畜産物としまして、菊池米や七城の米、メロンなどが上位という結果になっております。特に先ほどお話がありました七城の米に関しては、財団法人日本穀物検定協会主催の食味会で最高評価の特Aの3年連続受賞や、料理新聞社主催による食味会での日本一という称号を得たことが知名度の高い要因ではないかということで推察をいたしております。

また、本市には県内一の生産量を誇る干しシイタケや水田ゴボウ、カスミソウを初め、西日本有数の畜産の産地として肉用牛、酪農、養豚などの誇れる農畜産物が多数あり、菊池の特産物ということで県内外に出荷されておるところでございます。

そうした菊池の特産物のブランド化を確立するため、本年度、菊池市地域ブランド推進協議会の中で、今あるブランドを含めた菊池市の新しいブランドづくりに関する戦略を十分協議し、構築しますとともに、福岡市などの都市圏での物産販売会等に積極的に参画し、販路拡大に努めてまいりたいと考えております。

また、メディア等を利用した菊池の農畜産物のPRにつきましては、本年度も継続して行ってまいります。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 合併していろんな諸事情もあったと思いますが、七城の農家の方々は合併してよかこつはなかと言われます。なぜか、それは合併前は町は非常に農業に力を入れていた。メロンドームの充実、ハウスリースの補助、ハウスリースの償却資産税の免除、特に町を挙げて取り組んで育てた七城米、全国的に無名であったのでございますが、当時の町長、執行部が、幾度となく三越等、有名

なデパート、有名なホテルに米を持っていき、炊き込みをし、食味をしていただいた。そんなことをしなければ、なかなか全国区にならなかったと思います。

また、菊池川流域町村で七城米地域の特産を川船に積み込み、川を下り、海に出、咸臨丸に載せて大阪へ行き、江戸時代の物産と米の流れを再現しました。これをテレビ、マスコミも大々的に取り上げ、七城米の名声を大きく上げたりいたしました。行政も地域の農家、農協とタイアップ、バックアップして、イベント、宣伝も積極的に行った。このようにして銘柄米、七城米のブランドができ上がったのです。

その後も推進、維持はしてきたんですけども、しかし、合併後はなかなかいろんな諸事情もあったと思いますが、ほとんどノータッチと言っては失礼ですけども、そういうことでした。さっき部長が言われました特別栽培米やエコファーマー認証導入等で、全国食味会で最近3年連続特A受賞中、通算5回獲得、努力はしていますけれども、ここへ来て米の値段を10キロ5,460円を4,500円に大幅に下げねばならなくなった。これこそがせっかく築いたブランドの崩壊なのです。七城の農家がぼやくのもわかります。

つまり、やはりブランドというのは地域の特産物、宝物であります。つくるのも維持活用するのも、行政が地域農家と農協と一体となって取り組むということです。そして何よりも成果を出すためには、必要とあらば職員を増やし、そして何よりも今の予算は実質1,900万円ぐらいだと思いますけれども、それくらいでは動くにもなかなか動きにくい、イベントも打ちづらい、マスコミ、PR、宣伝活動もなかなか思うようにはできないと思います。

私が思いますに、これは私が思うのですけれども、21年、22年で緊急経済対策として約35億円くらい、耐震工事等、事業の前倒しで公共事業等に充てられました。これは私が思うには、せめて10分の1くらいの予算でもブランド推進等、農業予算に組み込んでいただけたら、相当のブランド推進効果が上がり、農家の活性化につながるのではないかと思います。生活にも経営にも行政施策にも企業誘致でも言いましたけれども、めり張りを持って思い切って予算をつけるときはつけなければ効果は出ないと思いますがいかがですか、お伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 坂井議員の再質問にお答えをいたします。

議員のご質問は、ブランド推進課の人材と予算を増やして農業経済の浮揚につながるようにはすべきではないかと、思い切った施策を展開しなさいということだと思いますが、本年度におきましては、先ほど経済部長のほうからも答弁いたしましたとおり、各種団体、また及び農村女性グループの代表者から成ります菊池市地域ブ

ランド推進協議会が設立されますので、その協議会の中で、今あるブランドを含めた新しいブランドづくりにつながる戦略等の構築に向けたさまざまな協議が進められることになっております。

今、本当に各自治体、あるいは各地域ともにブランド、ブランドということで、猫もしゃくしもブランドになっておりまして、非常に何かしら特筆すべきようなブランド化にならなければぬきんであることができないということで、非常に難しさもあると思いますが、より積極的に、この菊池が持っておりますさまざまな農林畜産物の有効性というものを高めていくべきだろうと思います。

今後、菊池市の新しいブランドづくりに関します戦略の方針が、このような協議会等々で決定をいたしましたら、議員がご質問のように、職員であったり、予算であったりという面につきましても、内部でも十分検討してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 非常にありがたい答弁でございました。執行部にはブランド推進課をつくっていただき、また、菊池市地域ブランド推進協議会を発足していただき、新しいブランド、また、今あるブランドに対しても必要とあらば、人員なり予算措置も講じるとの答弁だったと思っております。思い切った措置を期待するところでございます。

ここですばらしい情報を入手しましたので、再々質問をいたしたいと思っております。

それは、先ほども言いましたとおり、七城米ですが、食味検定、今、3年連続、また通算5回目というのは、九州でただ一つだそうでございます。それに七城の生産者はエコファーマーに認定され、2008年産米から特別栽培米に取り組み、以降3年間、食味の数値が毎年上がっているのは、全国で七城米だけだそうでございます。

そういうことで、日本航空より、日本を代表する米として3カ所、あの有名な新潟の南魚沼市のコシヒカリ、山形庄内地区のひとめぼれと、我が菊池市の七城米が選ばれ、日航機の機内誌に七城米が菊池市の紹介と観光地、その他物産と一緒に四、五カ月、大きく取り上げられ、紹介される可能性が大だそうでございます。

既にJA七城中央支所の銘柄米センターへ日航のほうから連絡が入り、多分大丈夫とは思いますが、決まるまでは大変心配だと七城支所の農協職員の方が言っておられました。他の日本を代表する有名なブランド米と肩を並べたということだと私は思っております。

しかし、七城の米は若干バックアップが足らず、値を下げて、10キロ4,50

0円とさっき紹介しましたがけれども、一方、新潟の南魚沼市のコシヒカリは、東京で実に10キロ3万円で販売されております。これぞまさしくブランド米であると私は思います。新潟の南魚沼市のコシヒカリは、民放で1時間ほど取り上げていました。南魚沼市全体のブランド米となっております、一部ではなくて。七城米も近い将来、南魚沼市のように菊池市全体の価値を上げるブランド米になってもらいたいと思ってるところであります。

この日航の話は、永田副市長も銘柄米センターの総会で聞いておられますね。おられますね。

○副市長（永田明紘君） はい。

○19番（坂井正次君） 日本航空が新潟、山形と一緒に取り上げてくれたら、大変な相乗効果です。これが私の言いますところの、今あるブランドの他の産物、観光への波及効果、また利活用なのであります。我が菊池市を物産、観光地を含め、大々的に全国版で4カ月間取り上げていただく、こんなにありがたい話はないと思っております。

そこで最後の質問ですけれども、執行部には日本航空にトップセールスをやっていただき、決まりかけている、どうなるかわかりませんが、この話をもう一押し押ししていただいて、早く現実のものにしていただきたいと私の願いですけれども、ご答弁をお願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 坂井議員の再々質問にお答えをいたします。

市場価格はこんなにもこの東京の価格が3万円という、そして七城の米は4,000円というの、びっくりいたしました。3万円にすれば18万円になるわけでありまして、こんなに違うのかなとびっくりいたしました。

今回の日本航空の企画は、JALの機内誌「スカイワード」で、日本人にとって世界に誇れる食としての米づくりや、また、おいしい米の背景にあります肥沃な大地の魅力を紹介すること、また国際線の機内食として全国の有名なお米の産地から3カ所を選定をした米を使用するという企画になっておると、このように聞いております。

銘柄米センターによりますと、機内誌の掲載については可能性はありますが、機内食については、この3カ所を選定されておりますお米の商業ベースの取引に、かなり今の格差のように4,000円と3万円という、この違いで3点をどういうふうに取り組んでいくのかということで、商業ベースの取引にかなり難しい状況があるということで、いわゆるこの特Aランクである三つの種類のお米であって、その

中で七城のお米はご指摘、お話の中からはと4,000円ということでございますから、6分の1程度でしょうか、ですからその辺の調整をやらないといけないということを伺っておりまして、この難しいところがあるということではございます。

本市にとっては知名度を上げる、これは絶好のチャンスである、機会であると思っておりますので、今回の企画の採用に向けまして、ご案内の銘柄米センターと連携をしまして、トップセールスが必要であるということであれば、積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 市長、よろしく申し上げます。期待しております。

次に、入札について質問いたします。

現行入札について。今までの高落札率について、高どまりで改善が必要だと幾度も主張してまいりました。中小企業基本条例もあり、大変難しいとの答弁しか返ってきません。なかなか改善ができていないと思っておりますが、やはり今のままでの入札方法では市民も納得していないし、改革が必要だと私は思います。

そこで、現行の入札方法をお示してください。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 現行の入札方法についてお答えをいたします。

国及び地方公共団体の契約方法につきましては、地方自治法の第234条第2項及び地方自治法施行令第167条の規定により、一般競争入札、指名競争入札、随意契約の三つの方法があります。

一般競争入札は、平成18年5月23日、閣議決定されました公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針でも示されているように、入札に参加する参加者の競争性が高く、手続の透明性が高いという利点はある一方、不良・不適格業者の排除が難しい面もあり、施行能力に欠ける業者が落札し、公共工事の質の低下をもたらすおそれもございます。

また、指名競争入札は、信頼できる受注者の選定、入札及び契約や監督に係る事務の簡素化等の利点もありますが、競争参加者が限定される等のデメリットもございます。

そして、指針では、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価する総合評価方式の導入の促進をうたっております。

このような中、本市におきましては、昨年度の工事242件、委託131件の入

札におきまして、条件付一般競争入札3件、指名プロポーザル方式4件、総合評価1件を行いました。そのほかはすべて指名競争入札で行っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 現行の入札方法、指名競争入札ということで、また質問ですけれども、昨年の平均落札率をお答えください。

また、土木、建設の落札率をお示しください。それと建設の落札率、それからスクールバスの落札率、以上をお示しください。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 工事関係等の落札率につきましてお答えをさせていただきます。

平成22年度の土木工事の件数は80件ございまして、その落札率は97%でございます。

また、建築工事の件数は24件、落札率は97.4%となっております。

次に、委託関係の土木設計でございますが、全部で28件ございまして、落札率は88.4%でございます。

また、建築設計につきましては23件ございまして、落札率は77.5%となっております。

スクールバスにつきましては、平成21年度でございますが、その入札において落札率が50%切る落札となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 建設、土木、いずれも97%ぐらいですね。スクールバスが50ということでした。高いのは97から99%、また、聞いたところによりますと、設計の6件ぐらいは50%台の落札だったと聞いております。スクールバスも50%を切っていたようですが、ここで質問ですけれども、なぜ同じ競争入札であるのにこんなにも差が生じるのか不思議でなりませんけれども、なぜでございますか、お伺いをいたします。

それから、設計の6件ぐらいは50%台だったと聞いておりますけれども、余りにも低い落札率ではないかと、低いほうがいいですけれども心配をしております。設計に手抜き等を行われなかったのか、質問をいたします。

それから、問題なのはスクールバスでございまして、スクールバスの入札に関しましては、何といたっても児童の安全という点から質問をいたします。スクールバスの入札は、競争するのは非常にいいことですが、50%を切っていると。余りにも低いので、どこでそのコストを求めるのか、どこかで手抜きをしてはいないか。例えばバスの整備、例えば運転士さんが酷使され、過労、疲労等、子どもの送迎の安全という観点から心配でございます。安全が最優先という点からしますとコストばかりではないというような心配がありますけれども、その点はどのようにお考えか、質問をいたします。

また、スクールバスを落札された業者さん、不渡りも出されたというようなことを聞いておりますけれども、心配する点もあります。契約途中で倒産でもされたら、次の業者を選定するまでの空白期間、児童の送迎等、心配でありますけれども、その点はいかがですか、お伺いをいたします。

時間が余りないですけど、あと一つあります。わかるだけでも。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） まずスクールバスの件につきましてお答えをいたします。

先ほども申し上げましたが、平成21年度の入札におきまして、落札率が50%を切る入札となりました。このときは総務部総務課におきまして、事業担当課とともに低入札調査を行い、委託費内訳書や他事業所との取引など、聞き取り調査を行い、特に問題は見られなかったため落札となったところでございます。

今年度の入札におきましては、特に担当課のほうから、議員おっしゃいますようにスクールバスの公共性や子どもたちの安全性を考えて、九州運輸局から示されました一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令の公示価格の範囲内での入札を仕様書にうたい込みまして入札を行った結果、落札率は約60%となっております。

次に、22年度の建築設計業務でございしますが、50%を切る落札が2件ございました。両方とも市内の個人のコンサルタント事業者で、低入札調査では内訳書等を確認して、人件費等の経費等につきましてはコスト削減が可能ということで、低入札の落札となったところでございます。手抜きなどはなかったというふうに認識をしております。

このように建、設工事も含めまして発注事業内容、事業主の状況にもよりますが、入札参加事業者の経営状況等が入札金額に反映し、高価格、低価格入札等も生じるものと考えます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 97%というのは、やっぱり競争の中では非常に高い数字だと思っております。市民の方が納得するような数字が出るように、ご努力もお願いしたいと思います。

最後に、グラウンド使用について質問いたします。

地域の市民のためのグラウンドなのか、各市町村の総合グラウンドは、各地域の市民の方がいろんな意味で利用し、集い合う重要な憩いの場でもあります。例えば体育館とセットで、地震、災害のときの緊急避難場所であったり、防災訓練の場であったり、体育祭、農業祭等の祭り、スポーツ大会の場でもあり、ジョギングや散歩、お年寄りのグラウンドゴルフ等、憩いの場でもあります。近年、子どもたちは家の中でテレビゲーム等、なかなか外へ出なくなった今、野外で伸び伸びと遊んでほしいものです。しかし、遊ぶ場所もなかなか道路でも遊ばせませんし、ないような状況です。

そんな中、親子で、また二、三人で、誰も使用していないグラウンドでキャッチボール、また、ボールけり等をやっている、使用許可をとっていないから使ったらだめだと管理人の方の撤去を指示、そういった不満の声を数多く聞きました。もちろん計画的ではなく、偶発的に遊びに、また練習に、また体を鍛えに行っただから、使用許可はもちろんとっておられません。全然誰も使っていないグラウンドならば、後整理ぐらいの条件を見るぐらいの、また野球コートが4面ある中で、1面ぐらいしか使っていないのなら、他の場所も後整理などを条件に見るぐらいのことが大事であると思っておりますけれども、いかがお考えでしょうか、ご答弁をお願いします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） じゃあ坂井議員のご質問にお答えいたします。

今、議員さんのほうからおっしゃられましたように、菊池市民のためのまずグラウンドであるということで、これは市民の、あるいは体力の向上を図り、公共の福祉を増進するためにグラウンドというものは設置されておるわけです。

今回、お尋ねのグラウンドの利用者がいない場合ですね、個人として散歩等に利用できないかということですが、利用者に邪魔に、例えばその場所で何かやっていた場合でも、隅っこのほうがあいておれば、邪魔にならない程度で散歩したり、あるいはジョギングしたり、あるいは親子でキャッチボールをしたり、そういうことはできるというふうに柔軟に対応していきたいと思っております。また、管理人の



ほうにもそういうことは指導していきたいと思いますので、子どもたち、今、なかなか外で遊ぶ機会がありません、ぜひ子どもたちにも体力、あるいは体位向上を図るためにも、ぜひそういう場所を活用して、邪魔にならないように、そして後始末をきちんとしてという条件のもとです、ご利用いただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○19番（坂井正次君） ありがとうございます。

○議長（山瀬義也君） ここで昼食のため、暫時休憩します。午後1時から会議を開きます。

---

○

休憩 午後 零時08分

開議 午後 零時58分

---

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、中原 繁君。

[登壇]

○10番（中原 繁君） こんにちは。

まずは質問に先立ちまして、福村市長以下、執行部の皆さんには、本当に連日ご答弁ご苦労さまです。いよいよあしたまでとなっております。どうぞ結膜炎などかからないように、体には十分気をつけて頑張っていたいただきたいというふうに思います。

それでは、早速質問をさせていただきます。

まず、田島工業団地のことでございます。

皆さん、ご承知のとおり、あの場所はですね、田園風景が広々と広がっております。さらにはですね、高速道路植木インターも近く、大都市への交通事情も比較的利便性が高いと、そのような好立地条件を利用して、町の産業振興、あるいは雇用の確保、さらに経済発展等々を目的に、平成9年12月、当該工業団地が整備をされたものだと思います。

しかし、残念ながら、あれから十数年が経過をいたしました。現在に至ってもたった1社の企業の進出がありません。何が一番ネックになっておるのでしょうか。当然、それなりの理由があると存じますが、そこでお尋ねをいたします。

まず、あの土地を何人の地権者からどれだけの面積を幾らで買収されたのか、また、その買収価格については何を基準に決定されたのか、お尋ねをいたします。

次に、べんりカーのことでございます。

このことにつきましてはですね。

○議長（山瀬義也君） 中原議員、一問一答方式ですから。

○10番（中原 繁君） 全部1回質問して全体を3遍。

○議長（山瀬義也君） いや、だけんですね、一括質問ではない。だけん、ここを3回できるわけ、ここもまた3回できるわけ。

○10番（中原 繁君） ほう、そぎゃんね。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） 中原議員の田島工業団地についてのご質問にお答えいたします。

田島工業団地の事業の目的は、泗水町農村活性化土地利用構想に基づく工業団地の造成であります。取得年月日は平成9年12月4日に完了しております。地権者の総数は55名で、総面積につきましては14.8ヘクタールでございます。その単価は1平米当たり4,000円で、周囲の実売価格を参考に決定されています。用地費総額は5億8,994万円となっております。補償費、測量設計費、造成工事費を合算した経費合計は13億289万円で、平成14年3月に竣工し、完成後9年を経過したところでございます。

田島工業団地の売買単価は、A区画及びB区画が1平米当たり1万2,900円、C区画が1平米当たり9,900円で、総事業費をもとに菊池市土地開発公社に損失が出ない範囲で設定されています。

金利負担額でございますが、平成22年度の金利負担額は1,688万円、用地取得から現在までの利息総額は1億6,520万円で、平成23年3月末の帳簿価格総額は14億7,305万円となっております。今年3月からは菊池市の土地開発基金から長期借入金を借りており、利率が普通預金の利率となりますので、平成23年度の金利負担額は約25万円を予定しております。

1社も進出してない理由としましては、これまで数社に決定間近まで検討していただき、最終的に用地取得自体がなくなったケースが数件ありましたが、このうち数社の立地を断念された理由は、検討中に経済状況が変化したことが主な原因でございました。また、企業が望まれる面積が1ヘクタール程度だったことも原因の一つと考えられます。

今後の方針としましては、これまで推進してまいりました用地の売却を軸に、県企業立地課や県東京・大阪事務所と連携を図りながら、企業立地を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 中原 繁君。

[登壇]

○10番(中原 繁君) 大変ご丁寧なご答弁、ありがとうございました。今の答弁でいきますと、約1反当たり1,000万円、総額約15億円ぐらいになるわけですよ。今、今後も立地に努力をされると言われましたけれどもですね、今の単価で果たしてあれを買うのかと、私はその点がとてもやっぱり強く不安を感じるわけです。ですね、もうならば、利活用目的を変更するなり、その検討する余地もあるんじゃないか。多方面から検討を加えて何が一番ええのか。企業のみこだわらず、そういう気持ちはありますか。

○議長(山瀬義也君) 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長(野口祐成君) 再質問にお答えいたします。

現在は製造業を中心に誘致活動を行っておりますので、その基本方針に基づいて進めてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長(山瀬義也君) 中原 繁君。

[登壇]

○10番(中原 繁君) じゃあ頑張ってください。

次に、べんりカーのことについてお尋ねをいたします。

この件につきましてはですね、昨日、私が尊敬してやまない城議員のほうから、詳しく質問がされておりました。それに対し執行部のほうからも答弁がございましたが、私がお尋ねしたかった事柄についても、かなりの部分、重複いたしますので、その点につきましては割愛をさせていただきたいと思います。

平成13年7月、福村市長が前市長との激しい選挙戦を勝ち抜き、見事当選され、市長として就任されたわけであります。その翌年の3月、菊池市べんりカー運行検討委員会を立ち上げられました。その間、数多くの検討を重ね、去る16年より本格的な運行が開始されたと聞いております。

これまでですね、私はべんりカーのことについて、多くの市民の方々から話を聞きました。ほとんどの方が大変便利でよいと、特にお年寄りの方々ですね、病院に行ったり、買い物に行ったり、本当に助かります。その反面、べんりカーが通っていない地区の方々からも、うちのほうにも回してもらおうとほんに助かりますがというふうな言葉であります。うれしい悲鳴じゃないでしょうかね、市長。

これはですね、市長が選挙前から常日ごろ掲げられておりました大きな政策の一つだろうと。さらに、そしてこれは国土交通大臣表彰まで受けた、これは全国初めてだそうです。そのようなことからですね、国土交通大臣表彰までに至る経緯につ

いて、まずお示し願いたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） べんりカーについてのご質問にお答えいたします。

まず、利用状況につきましては、きのう城議員のほうにお答えいたしましたとおり、全国でも高い水準を得ています。また、利用者の反応につきましては、先ほど議員のお話にもございましたように、毎週病院に通うので助かっているとか、べんりカーは便利かなどの意見をいただき、非常に好評を得ているところでございます。

地域交通体系の構築につきまして、全国的に見まして、どの自治体も苦慮しているところでございますが、自治体として成功している先進地もなく、交通事業者との調整や国の許認可など参考となる事例もなく、本市においても大変苦慮いたしましたところでございます。

しかし、路線バス沿線の住民の皆様のご理解をいただいたこと、また、関係する行政機関の多大なご尽力や交通事業者のご協力をいただきながら一つずつ前進させてまいりました結果、平成14年の試験運行を経て、平成16年に本格運行にたどり着くことができました。

本格運行開始より高い利用者数を維持する本市の交通体系につきましては、国の補助に頼らなかったこと、住民サービスを向上しながら財政負担を軽減させたことなど、全国でも類を見ず、その取り組みが顕著であったとして自治体が国土交通大臣表彰を受賞することができたと思います。

そのため、現在では菊池市方式といえますか、と呼ばれるようになり、年間50件を超える議会や行政団体の視察が訪ねられてるとこの現状でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 中原 繁君。

[登壇]

○10番（中原 繁君） ただいま説明がありましたように、やはり大変菊池市にとっては私は名誉なことだろうと思います。さらにはですね、このことが原因かどうか知りませんが、菊池市長はですね、天皇陛下から直接ご案内を受けてですね、天皇陛下と会ってこられました。私が記憶する中で、この菊池市歴代市長の中で、天皇陛下から直接案内を受けたという市長は、私は記憶にございません。

そこで市長に、市長に聞かんなら聞かんでよかです。そういうことですね、平成22年6月18日、国土交通大臣から表彰を受けられました。市長はさすがに、その何ていいますかね、表舞台でスポットライトに照らされ、拍手喝采であります。ただいま説明があったようにですね、全国から多数のやはり研修といえますかね、

多く菊池市に訪れられておる、大変私は名誉なことだと思います。しかしですね、これをここまで築き上げた、つまり準備作業といいますかね、長きにわたって準備作業をしてきた担当の職員、市長の部下である担当職員のやっぱり苦勞、努力というものは決して忘れるわけにはいかないというふうに思います。

そこで、どうでしょうか、市長、懲罰もあるなら、褒めてやることも必要じゃないかと、私はそういう気がいたします。菊池市にはちゃんと表彰規程というものもあります。そのことが、ひいては本人はもとより他の職員に与える影響、よし、今度はならおれもというような、仕事に対する意気込みというものも出てくるんじゃないか、一石二鳥だと思いますが、その点について市長にお伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 中原議員のほうからお褒めの言葉をいただきまして、誠にありがとうございます。これまで長きにわたりまして、それぞれ担当してきました部課長、そして係長さん、そして係、大変喜びとしてるところでございます。

職員の表彰につきましては、勤務成績が良好な職員で、地方自治行政の発展及び公益増進に特に功績が著しい職員についてはということで、平成の18年度にこの菊池市表彰規程というものを規程を設けております。これまで該当としましては、2人の表彰が受賞対象になりまして、2人を表彰いたしております。

表彰の可否については、表彰するかしないかと、すべきかどうかということについては、所属しております部長等から市長に対しまして内申を行っていただきまして、副市長を会長にした各部長などから成ります審査会で、その内申書に基づきまして適当であるかどうかということの審査を行って決定をするということとなっております。

今後、ただいま申し上げました手続の結果、表彰に値するということには議会のほうにも報告をしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（山瀬義也君） 中原 繁君。

[登壇]

○10番（中原 繁君） ありがとうございます。

次はですね、九州産廃との調停についてお尋ねします。

これはもういつかの全協で説明があったとおり、何ていいますかね、文言の訂正ということがあった。これはですね、私は思うに、弁護士というのはやっぱり法律のプロでございます。3万円以下の軽微な事件、これは皆さんご承知かと思いますが、簡易裁判所で行うという、そういった制度があるんです。ならばですね、文言の間違いなんて、これはもともとあっちゃいかんことですよ、初歩的な初歩的なミ

スですよ。ということは、菊池市を真剣に思ったらんというあらわれじゃないかと、そういう私は気がいたします。

聞いてみると、昭和60年にこの契約を結んであります、もう相当長くなりますが。そういうことですね、言うならば、もう全く違うよその家庭にごめんくださいって入って行って、あんた関係ありませんって玄関払いでしょう、それと一緒になんですよ。ど素人の私でもこんなへましませんよ。

どうですかね。そういうことで、もう直ちにこの契約を解除して、新たな弁護士、優秀な弁護士と必要ならまた契約し直す。市長もご存じでしょう、菊池市出身のすばらしい弁護士の先生方もいらっしゃるんですよ。そのことも、菊池市出身にしろというわけではないけども、そういうふうになればですね、やはり菊池市出身、我がふるさとはかわいいですよ、思いも違ってきますよ、どうでしょうか。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 本市でお願いをしております顧問弁護士の方の件につきましてお答えをさせていただきます。

昨年12月定例会におきましてご議決をいただきました九州産廃との調停申し立ての議案につきましては、議案提出前に市の顧問弁護士の方に調停内容等につきましてはご相談をしたところでございますが、当事者の表記や管轄裁判所につきましては市の判断で表記をしたものでございまして、顧問弁護士の方のミスではございません。

ただ、調停の申し立てにつきましては、本年3月31日に山鹿簡易裁判所へ提出しましたが、裁判所からの書類の不備等による補正の指示はあっておりません。

また、5月18日に第1回目の調停が開催をされており、裁判所調停委員も議決書の表記で調停が否定されるものではなく、何ら支障はないと判断をされております。

このようなことから、ご議決をいただきました調停議案につきましては、調停当事者と管轄裁判所の表記の一部に相手との考えの相違があったことは事実でございますが、調停に影響を与えるものではなく、表記の訂正をしたほうが相手との今後の調停協議が円満かつ円滑に進行できると判断をし、5月の臨時議会にて議案書の表記の一部訂正の議案についてご議決をお願いしたものでございます。

ちなみに本事案につきましては、平成21年度から顧問弁護士の方に相談をしております、環境保全協定書の締結におきましても、法律の専門家としてのアドバイスをいただいているところでございます。

現在の顧問弁護士の方は、合併前の旧菊池市時代から長年にわたり顧問弁護士を

お願いをしております、合併後の平成19年の有限会社コスモチキン損害賠償等請求事件では、相手側が主張しました営業損害額1億1,000万円につきまして認めない実質的な勝訴判決や、平成21年の温泉施設使用料等請求事件では、本市が主張した債務名義取得ができ、8法人の連帯納税義務を負わせる和解が成立し、ほかにも市営住宅の明け渡しに係る訴訟21件、合計23件の訴訟をご担当していただきました。さらに、これらの案件のほかにも、日ごろから庁内各部署から業務に係る法律問題を相談させていただいてるところでございます。

以上のことから、現在の顧問弁護士の方は、豊富な経験と実績をお持ちであり、本市の訴訟の解決に大いに貢献をしていただいておりますので、今後も本市の顧問弁護士をお願いしたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 中原 繁君。

[登壇]

○10番（中原 繁君） あっさりかわされました。それならそれで構いませんけれども、ただいま説明の中ではですね、顧問弁護士には一切責任がないと、私たちが出した資料が間違っておったというような私は答弁だったかと思いますが、それならなおさらですね、その時点で訂正ができたはずじゃないですか。そしたらこんな突き返しなんかもろとらんですよ。どうでしょうか、総務部長、もう1回、お願いしますよ。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） ただいま申し上げましたように、本案件につきましては、顧問弁護士さんのミスということではございません。ただ、申し立てにつきまして表記の誤りがありましたけども、これにつきましては、裁判所からはこれはもう適法にこれは受け付けをしているということで、必ずしも間違いではあったという認識には立っておりませんので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 中原 繁君。

[登壇]

○10番（中原 繁君） いや、私はですね、その答弁が、私が聞いたことを答えてないですよ。書類の間違いなら、その時点で提出するときにわかったはずと、でしょう。そんなら何でそのときに訂正して出しとけば、何も不調なんかはないはずですよ、そうでしょう。それを聞いたかったんです。どうですか、もう一度、お願いしますよ。そのときについて何で発見できんじゃった、見せんじゃったんですか、弁

護士に。

休憩ですか、議長。

○議長（山瀬義也君） 暫時休憩いたします。

---

○

休憩 午後 1 時 2 4 分

開議 午後 1 時 3 1 分

---

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 先ほど、私、表記について誤りという表現を使いましたが、これにつきましては、表記については誤りではないということで市のほうとしては認識をしております、裁判所のほうも申立書につきましては、これは合法なものとして誤りが無いものとしてこれは受け付けられております。

ちなみにどういう表記だったかということにつきましては、まず、当初は調停原告、調停被告ということで当事者のほうを表記しておりました。また、管轄裁判所につきましては、熊本地方裁判所山鹿支部と、それを当事者につきましては、申立人、相手方、管轄裁判所につきましては山鹿簡易裁判所に表記の訂正を行ったものでございます。

これにつきましては、なぜ表記の訂正を行ったかということですが、市の顧問弁護士さんのほうでも、これは必ずしも誤りではないと、有効なものとしてこれは認識をされて、裁判所のほうに提出をされておるわけですが、相手方と調停の話し合いの中で、それを問題視される相手方がそういうようなことを誤っているというようなことをおっしゃられたということで、それを踏まえまして、今後の調停を円滑に進めるために、本市としましてはこの表記の訂正を行わせていただいたところでございます。

以上、お答えいたします。

[「終わり」と呼ぶ者あり]

○10番（中原 繁君） まだ二遍しか言うたらん。

[「終わり」と呼ぶ者あり]

○10番（中原 繁君） 本当ですか。

ほんなら最後にね、もう二度とこのような不手際がないように、少し気合いを入れて頑張ってください。お願いします。

○議長（山瀬義也君） 次に、中山繁雄君。



[登壇]

○13番（中山繁雄君） 市の情報発信について質問をいたします。

市のホームページを見てびっくりいたしました。市長のページを見たら、まだ新年のあいさつが出ていました。お隣の合志市のホームページを見てみると、市長のページを例に取り上げますが、1日のスケジュールに対して写真入りでコメントもつけてあります。例えば国、県、市で表彰されたとき、もちろん写真入りで、何で表彰されたか載せてあります。興味を引くような構成にしてあります。菊池市の場合は、きょうは何時から何時、何がありましただけ書いてあります。ただ素通りであります。ホームページまで、また見てみようと思っていないのではないかとと思われるようなホームページになっております。写真入りで少しでも説明でもしておけば、市民向けと申しますか、市長も忙しく頑張っているなという市民の思いも出てくると思います。

先ほど東議員の質問で、市長は緊張感を持って市民のために頑張っておりますと述べられました。言われたことをアピールするためにもホームページを充実するべきだと思います。各自治体もホームページを見やすく、扱いやすく、敏速に見れるようにしてあります。現在はネット社会です。もっと見やすく、わかりやすくホームページをつくる考えはないか質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） ご質問にお答えいたします。

市のホームページにつきましては、情報提供の即時性向上や、情報発信に関する市職員のスキルアップなどを目指し、平成21年度で全面リニューアルをしたところでございます。市職員自らの手づくりで作成、更新を行っておりますことから、議員ご指摘のように、雰囲気ややかたいという印象を与える面もあるかと思っております。今後、トップページの色彩やデザインにも配慮し、必要な情報を迅速かつ的確に発信し、住民の皆様を初め、より多くの方々に見てもらえるようなホームページづくりに努めてまいりたいと思っております。

また、市長の動向やコメントなどもより多く掲載していくようにとのご意見でございますが、今後できるだけ市長のメッセージも含めた近況や動向等も掲載をしていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○13番（中山繁雄君） 充実をして、なるべくどこからでも見られるようなホームペ

ージをつくっていただきたいと思います。

次に、商工観光のPRについて質問いたします。

また、合志市のばかり引き合いに出しますが、最近合志市長自らテレビコマーシャルに出演して、合志市をアピールしておられます。これからはテレビやネット、これが地域の情報発信の主体になると思われま

す。私も4月、菊池水源に行き、写真を撮影してきました。恥ずかしい話、水源を歩いて回ったのはいつか、記憶にないような状態でありました。写真を撮り、皆に見せて回りました。ここはどこねという言葉がよく返ってまいりました。地元市民で散策された方がどれだけいるのか、日本で2番目にきれいな溪谷と言われているが、そのきれいさを伝えることのできる市の職員、議員さん、どれだけいられるのかなと私、思っております。市民の方もぜひ溪谷へ行き、溪谷を直に見、溪谷の宣伝を、説明をできる宣伝人になっていただきたい。

そこで質問ですが、菊池市の四季の美しい写真、農作業風景や日ごろの写真、また、今、はやりであります珍百景などの写真コンテストを提言いたします。

現在、私の家でインターネットでブログを娘がしております。私もネタづくりで、写真撮りで苦労しております。ブログをしていてわかったのが、ブログを見ている人は何か新しいことがないか、珍しいものがないかとネットで見ていることに気づきました。ネット、ブログで菊池市の宣伝をしたらいいと思います。そのためにも写真コンテストをして、菊池市の新しいものを発見してみたらいかがでしょうか。菊池で珍百景でも見つければ、テレビで観光発信もできます。例えば旭志の県遺産の馬橋の写真を、ホームページでネットをしている人に情報を流し、ブログなどでも流し、場所を当ててもらおう。そして、菊池市の産物でも商品をプレゼントする。菊池市以外の方にそれを答えてもらおう。また、珍百景を見つけ、菊池の旅をしてもらいたいと思います。観光課でコンテストをしてもらい、このコンテスト情報は誰にでも使えるように、著作権のない写真コンテストをぜひしていただきたいと思いますが、市の考えをお聞かせください。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 中山議員のご質問にお答えいたします。

本市の写真コンテスト等の実施状況につきましては、合併前の旧菊池市におきまして、平成5年度から平成14年度までの10年間、きくちの四季フォトコンテストということで開催をされております。

それから合併後の平成20年度には、商工会が主体となりまして、菊池溪谷フォトコンテストが開催をされております。

また、泗水秋まつりにおきましては、例年、フォトコンテストが併せて開催されており、入賞した作品につきましては、著作権を本市に帰属していただき、観光や物産のPR用の写真として、現在、有効活用いたしておるところでございます。

議員の菊池溪谷の写真だけではなく、題材を凝らした幅広いジャンルの写真を活用してはということにつきましては、今年度から観光協会が主体となって、四季折々の菊池溪谷の写真コンテストが計画されておりますので、それに併せて人物、風景、珍百景等の写真についても募集できないか、早速、観光協会と協議をしたいと思っております。

入賞作品のデータにつきましては、本市のホームページへ掲載できるように、観光協会及び本市の担当課と協議をし、有効活用できるようにしたいと考えております。

また、珍百景等のご提案等につきましても、観光客の方々に本市を訪れていただくための一つの仕掛けづくりということで、今後、内部で検討をさせてもらいたいと思います。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○13番（中山繁雄君） ありがとうございます。今、写真コンテストについて質問いたしました。これは菊池で昔から残っている料理の掘り起こしなど、菊池市の観光につながるようなことも考えていただきたいと思っております。

続きまして、菊池市の観光振興について質問いたします。

新幹線が開通する以前から、熊本－菊池間の定期バスの運行が始まっておりますが、運行状況はどうなっているのでしょうか。新幹線の開業と同時に大地震が起き、オープンセレモニーも中止になりましたが、最近の情報によると、前年度乗客が3月、前年度より26%増、4月34%増、5月42%増、また、博多－熊本間218万3,000人、これは3月12日から6月11日までの利用状況であります。北部九州、関西からの観光利用が好調だそうであります。熊本県の関西への宣伝効果のあらわれだと思っております。この効果、菊池市への効果はいかかなもののでしょうか。

他の県についての宣伝については次の定例会で質問するとして、定期バスの利用方法についてですが、山鹿市は福岡から山鹿間、年間4,500円で利用できるサービスを始めております。かなりの方が利用されていると聞きます。菊池市においても熊本市から集客のために、熊本・菊池市年利用会員の募集の企画ができないでしょうか。この乗客には温泉券でもサービスしたら、菊池市の観光につながるのではないのでしょうか、質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） 菊池－熊本間のバスの利用ということでお答えさせていただきます。

特急運行を行う路線バス「きくち温泉GO!」を含める菊池・熊本間の既存の路線バスの利用状況は、現在のところ、バス事業者によりますと、はっきりとした数はありませんけれども、目に見えて増加してる状況にはないと聞いております。

特急バス「きくち温泉GO!」は、九州新幹線で来られる観光客対策と熊本市内の交通拠点から菊池市を訪れられる方を対象に運行しており、現在も広報等による利用促進を行ってるところでございます。

会員制での利用や温泉券等のサービスにつきましては、現在の特急バスとは異なる制度となりますので、公共交通としての特急バスの運行を含め、関係団体と協議を行い、観光客の増加につながるようなサービスについて考えてまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○13番（中山繁雄君） 次に、観光あいのりバスができないか、質問いたします。

これは私が勝手につけた名前ですが、菊池市に旅館が11軒と聞いております。この旅館には1軒1軒バスがあります。全部あるかないかはわかりません。営業ナンバーではないと思います。かなりの経費もかかっていると思います。

そこで質問ですが、バスの利用を現在の菊池市の売りの乗り合いタクシーのバスバージョンができないでしょうか。市役所が窓口になり、観光協会とタイアップで旅館とバスの調整をし、市からも補助金を出し、調整をすれば、緑ナンバーになることにより観光地へのバスの乗り入れもできることになり、観光会社のツアーでなく、菊池市旅館だけのツアーもできるのではないかと考えますがどうでしょうか。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） 観光あいのりバスの利用はできないかということですので、お答えいたします。

旅館所有のバスの緑ナンバー化につきましては、道路運送法という法律に基づく国土交通大臣の許可が必要になりますが、先進事例などを調査いたしますとともに、関係機関及び観光協会、旅館組合などの関係団体と協議を行ってまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○13番（中山繁雄君） では、3問目の質問に行きます。

東日本大震災、多くの犠牲者を出しております。まだ多くの行方不明の方がおられ、地震による津波、津波による原発事故により多くの方が避難され、避難暮らしをされております。いつ戻れるかわからない、被災された方にお悔やみと、いち早い復興を願うものであります。

そこで質問ですが、私は以前、一般質問において、各集落において災害が起きた場合の地域でのいち早い対応、対策についてマニュアル作成をし、地域対応することができないか質問いたしました。このたびの地震、想定外の大きさであり、津波に対しても大したことないだろうということで、多くの犠牲者を出したのであります。先日の熊本の大雨についても、熊本市で避難勧告が出ていたのにも関わらず、私の家は大丈夫とテレビに出ておられました。テレビを見ていて、大水になる避難地域、崖崩れの注意すべき地域、地元の住民にも理解できていなかったようであります。

想定外を考えたら、被害が大きくならないためにも防災対策の徹底が必要だと思います。菊池市の広大な面積を、この市役所だけの対応では無理だと思います。各集落での防災に対する認識、災害が起きてからの人員の把握、食事、医療などについてどうするのか、各集落でマニュアルを考えてもらういい機会だと思います。今、地震によって危機感を持っているこの時期に、市から提案したらいかがでしょうか。この提案に対して、各地域にモデル集落をつくったらいいと思いますが、どうお考えでしょうか、質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） まず、自主防災組織の組織づくりにつきましてお答えをさせていただきます。

菊池市では、住民が町内会や地域ごとに団結をして防災活動を行う自主防災組織の組織づくりを推進しております。東日本大震災の発生を受け、安心・安全に関する地域住民の皆さんの関心が高まってきております。私たちは、これまでの震災の経験から、地域における防災活動の重要性、地域防災組織の必要性について、極めて貴重な教訓を得、ふだんからの地域での活動や連携が防災活動にとって重要な要素であるということを再認識したところでございます。

地域の防災活動の成果を上げるためには、住民の防災意識を高め、その理解及び協力を得ることが重要でございます。したがって、各集落におかれましては、

平常時から防災訓練を実施するとともに、区の連絡網を利用し、防災体制、災害時の心得、避難及び救助の措置につきまして防災知識を深め、積極的な組織づくりをお願いしたいと考えております。

本市では、自主防災組織につきましては、現在6地区で結成をされておりますが、より多くの結成に向けて、消防団と連携をして、地域の力を最大限に発揮できる体制づくりを啓発、助言をしてまいりたいと考えております。

自主防災組織づくりに対しまして、モデル地区をつくったらどうかというご提案もございましたが、自主防災組織の今後の普及拡大をしていくためにも、そのための一つの手法として、自主防災組織づくりに対して関心が高く、基盤がしっかりしたモデル地区になるような自治会に協力をお願いすることも考えてまいりたいと思います。

防災セミナー、研修の開催、住民主体による自主避難、避難所自治運営訓練等を集中的、継続的に実施するとともに、もしモデル地区の設定をすることとなった場合には、その成果を生かし、徐々に市全域への普及拡大を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○13番（中山繁雄君） やはりこの地震を機にですね、各消防の分団ごとに1集落ぐらいは、皆、そのモデル地区をつくり、やっていただきたいと思います。

それから、樋口議員に聞いたところ、消防車には無線がついていないということでありまして。携帯電話が通じなかったときなどに対しては、消防車に無線をつけたら連絡のとりようもあるということですので、そこはまた要望として言っておきます。

これで終わります。

○議長（山瀬義也君） ここで10分間、休憩いたします。

---

○

休憩 午後1時55分

開議 午後2時05分

---

○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、葛原勇次郎君。

[登壇]

○17番（葛原勇次郎君） 田植え時期でありまして、水稻農家も皆様方のご苦勞に対

しまして、皆様方、敬意を表していただきたいと農家の葛原でございますが、通告に従い、質問いたします。

その前に、東日本大震災を受けられた方々に心よりお見舞いを申し上げますとともに、ご冥福をお祈り申し上げますとともに、一日も早い復興を願うものであります。毎日毎日、テレビ、新聞等々で報道されますことは、3カ月を過ぎ、いつ終わるかわからない福島原発の事故は、まさに化け物としか私は思えてなりません。情報にも二転三転、疑問もあり、収束つかず、不安募る中で、我が菊池市を思うときに、何不自由なく使わせていただいております電気、非常に気になり、電気関係を質問してみたいと思います。

通告事項には、事難しく福島原発の事故と菊池市の電力の関係についてと書いております。要旨として、菊池市の出力と消費はどのようになっているのかとしております。例えば発電関係の出力、風力だったり、太陽光であったり、水力であったり等々があると思いますし、幾つあって、これは数でございますが、わかれば出力、消費は使用量ということになります。私が知りたいのは、できている分、これは発電ですが、使っている分、これは消費でございます。

次に、②のことは、東北電力は菊池市に直接的、また間接的に関係があるのかとしております。

まず2点を質問いたしますが、6月19日のテレビ報道では、福島原発は本格的な運転は阻まれるとか、ここまで予想していなかったとか、作業員の被爆も多くなり、高濃度水は1週間であふれるとか、トラブル相次ぐ報道がっております。心配になります、このことをまず質問をいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 九州電力株式会社によりますと、電力の需要は変電所単位での測定となっております、本市地域に限定されました消費電力の算出は不可能であるとのことでございます。

また、同社熊本支店が管理しております本市における水力発電所は、菊池川水系に6カ所あり、節電による最大出力は合計で1万5,100キロワットとなっております。送電線により熊本県内はもとより、九州各県へ送られております。

また、熊本県内及び他県にある火力発電所や水力発電所などで発電された電力が菊池市へ送られてきているものもございます。

次に、東北電力との関係ですが、直接的には関係はないとのことでございます。ただ、電力の供給につきましては、電力各社との融通は可能でございます。九州と東北では周波数が異なるため、100万キロワットまでの供給は可能なため、今回

の震災後におきましても、その範囲内で数回供給されておりますが、現在は行われていないとのことでございます。

失礼をいたしました。先ほど発電による最大出力と言うところを、節電による最大出力と申し上げましたが、正しくは発電による最大出力は合計で1万5,100キロワットということで訂正をさせていただきます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

○17番（葛原勇次郎君） 水力発電は今、菊池川水系に6カ所、1万5,000キロワットの出力で県内外に送ってるし、また、から送られているというようなことを言われたかと思いますが、私、ほかに太陽光、今回も予算化されておりますし、太陽光の出力とほかに出力発電があれば示してほしいし、知りたいのは、菊池市内の電気出力と消費使用量であって、全く想像がつかないため質問したんでありますが、会社は算出不可能とのことでございますから、市で答えられる分だけで結構でございますので、お答えいただければ結構です。

次に、③の現在、九州には原子力発電所、2カ所ありますが、あってはならぬが今回のように想定外で済まされる問題ではないし、老朽化が進み、万が一のあった場合は、菊池市の対応、対策はもちろん、市長も指示で動かれることになると思いますが、対応、対策の考えをお聞かせください。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） まず、市独自で菊池市内の消費電力の算出をしておればというご質問がございましたが、なかなか市独自で現在のところ、その消費電力を算出はしておりませんので、ご了承をいただきたいと思っております。

続きまして、お尋ねのありました本市にある発電設備ということでございますが、本市における発電施設としましては、さきの水力発電のほかに、市補助金を活用した個人住宅の太陽光発電設備及び庁舎、学校における太陽光発電施設がございます。また、そのほか個人的な業務用小型風力発電機も数機見受けられます。ただ、その出力につきましては、個人の所有のものでございまして、市のほうでは把握をしておりませんので、お示しをすることができませんので、ご了承いただきたいと思っております。

次に、原発についてですね、老朽化による事故等があった場合の対策、対応はどうなってるかということでございますが、まず、事故が発生した場合の電力状況についてお答えをいたします。



現在、九州には九州電力株式会社が所有する原子力発電所が、佐賀県玄海町と鹿児島県川内市の2カ所に6基あり、現在、定期検査に入っている原子炉3基が停止中で、残り3基が稼働中であると伺っております。現在、停止中の原子炉を稼働できないとした場合、電力不足に陥る可能性が高く、九州電力は既に計画停電の可能性に言及されており、事故により九州の電力供給量の約4割を占めると言われる原子力発電が全基稼働停止となりますと、九州の企業活動のみならず、住民の生活にも大きな影響を与えられると思われまます。東日本大震災を踏まえ、今後、自然エネルギーへの転換も国の施策として進むと思われまますが、安定した供給可能な施設の整備を電力会社をお願いしたいと考えております。

次に、原発事故が起きた場合の対策、対応等についてお答えをいたします。

現在、福島第1原発事故による被災では、住民避難だけではなく、役場機能の移転まで強いられている自治体があり、政府が態勢整備の支援を行っているところでございます。経済産業省が原子力災害を主管しており、原子力発電に関する事故そのものへの対応は、国及び電力会社の責任においてとり行われるものと思われまます。

九州の2カ所の原発と本市の距離は、直線距離にして100キロから140キロの位置関係にございます。現在の福島県の実態から見まますと、避難住民の受け入れなど、仮設住宅の建設に携わる可能性も考えられまますし、さらに学校教育、介護、医療などの行政サービスの支援も行う必要が出てくるものと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

○17番（葛原勇次郎君） 原発の電力は九州では4割というようなことのお答えだったかと思いますが、他の発電事業が多いというようなことになろうかと思ひまます。また、地点からは100から140キロの位置であるということでごひままして、実態から見れば遠いほうになろうかと思ひまますし、また、対応としての答えには、避難住民者への受け入れ支援対応、対策になることだろうというお答えだったと思ひまますし、少し安心をしておひまますし、菊池市としてはいい場所にあるかなと思ひまますし、そういうようなときは、先ほど企業誘致の問題が出ておひまましたけれども、企業誘致の立派な宣伝文句になるかもしれません。これは菊池市をアピールするいいときかもしれません。

質問といたしましては、九州電力会社はいろいろほかに答えがでかできないということでごひまますけれども、水力発電所が6カ所、菊池市にはありますが、菊池市としては環境、場所を提供しているだけだろうかということをおひまをしてみたいと思ひまます。わかればお答えおひまします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 水力発電施設等が所在する市町村に対しましては、出力や電力量等により算定されました電源立地地域対策交付金が交付されております。平成22年度におきましては、本市におきましては525万4,000円が県補助金として交付されており、その用途につきましては、発電所周辺地域から市全域に拡大され、地域活性化事業等のソフト事業にも拡充されているところでございます。以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

○17番（葛原勇次郎君） ありがとうございます。提供ばかりではないということで、交付金も少しは来ているということでございますので安心をいたしました。次に、農山村の活性化としております。

農山村には自然エネルギーの宝庫とも言われます生物由来の資源として、穀物を初め、農林にはわき水、木材、竹等々もあり、太陽を初め、風、段差、傾斜、流水等々もあります。原子力発電に不安が発生し、頼りがたい社会情勢になっただけに、どこの自治体も自然を利用し、電源開発に乗り出していることは皆様方もご存じと思います。農山村の活性化につなげてほしいし、住民の不安の解消にもなると思うし、市の考えもあると思うし、何か案がありますならば示してほしいと思います。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） 葛原議員の農山村の活性化についてのご質問にお答えいたします。

農村の水路や工場の未利用蒸気を活用いたしました発電につきましては、さきの東日本大震災が発生する以前から、経済産業省原子力安全・保安院において、小型発電設備の規制の見直しが検討されており、平成23年3月14日付で電気事業法令の改正があり、施行されております。

その内容につきましては、一定の条件を満たす小型の水力発電設備に係るダム水路主任技術者の選任及び工事計画届の不要化でございます。従来、10キロワット以上に規制されておりましたものが、ダム、堰がないこと、発電出力が200キロワット未満であること、最大使用水量が毎秒1立方メートル未満であることなど、すべての要件を満たす場合に緩和されることになりました。

また、一定の条件を満たす小型の汽力発電設備に係るボイラー・タービン主任技術者の選任及び工事計画届け出不要化も諸条件の緩和がなされております。

風力発電につきましては、設置に当たりまして、山間部であれば搬入路の確保や景観の調和、騒音・低周波による健康被害の検証、台風や地震への耐性などをクリアしなければなりません。また、木材チップを利用した固形燃料などのエネルギー源など、これまでにない新たな取り組みが始まっております。

いずれも今後、有効な未利用エネルギーの確保の手段でありますので、さまざまな法令について規制緩和が進んでいくものではないかと考えられます。また、技術革新につきましても、拍車がかかるものと思われまます。

水力発電につきましては、家庭用に利用できるようなものも何種類か開発されているようですが、水路への設置につきましては水利権などの問題もありますので、事前の調査が必要になってまいります。

本市におきましては、太陽光発電システムの設置支援を推奨しております。現時点では個人でも簡単に設置が可能で、売電料金も平成21年11月から2倍になり、採算性にもすぐれた発電方式で、設置費用は1キロワット当たり、製品メーカーや設置場所にもよりますが、50万円から70万円程度のものが多いようでございます。

なお、電気事業法により、一般家庭は電力会社以外から電気を買うことができないため、発電した電気を直接一般家庭に電気を送り込むことはできません。しかし、災害などの有事の際に電気を確保するためにも、自前の電源の確保は大切だと思われまます。

これから急速に未利用エネルギーへの注目が高まってくると思われまますが、当面は家庭用太陽光発電システムへの補助を中心に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

○17番（葛原勇次郎君） 災害前から小型発電の規制の見直しは検討されておりましたが、23年の3月14日ということでもございましたので、震災後3日目であります。電気事業の法令が改正された、諸問題も緩和されてるとのことでもございまして、多くある中で、市としては太陽光の発電を支援、推奨していくとのことでもあります。それは今回の予算にも示してありますからわかりますが、これも大事であります。原発の40%にも満たせばよいけれども、地域の底力を基本に、農林産物、森林資源の通称、自然エネルギーをして地産地消の方向で進める自治体も多くあります。近くの水俣市では、波を利用したつるべ式発電実証実験をされておりますし、山梨県は放棄地やのり面利用の太陽光、群馬県では蓄熱電気温水からペレット、ボ

イラーに転換することで年間580万円の節約とか、北海道稚内市では水車と太陽光で85%の発電等々が新聞記事で載っておりましたが、地域の自然のエネルギーは、底力として多くあると思います。

地産地消、小規模の取り組みを考えますとき、我が菊池市にも小型水車発電の試みもおもしろいと思いますし、提案もしたいと思います。今、公民館の前にございます水車に、ああいうようなものに発電システムをつくれば、あのくらいでも街灯の幾つかは発電できると思いますし、市内に多くの水車が電源として回れば、またこれも菊池市の活性化にもつながりはしないかと、そういうようなことを提案をしておきたいと思います。

また、通告のこういうようなことに対しまして、通告にも開発研究機関への依頼はどのようになされているかをお聞きしてみたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） 再質問にお答えいたします。

未利用エネルギーの新たな開発は、今や国や自治体はもちろんのこと、国民一人一人にとっても大きな関心事項となっております。

開発研究機関への依頼でございますが、平成19年度に菊池市地域新エネルギービジョン策定等事業としまして、菊池市バイオマス資源利活用調査を行い、報告書を作成しております。これは農林畜産業や家庭環境に限られた調査でございますが、家畜の排せつ物などを利用したメタン発酵によるバイオガス発電、バイオディーゼル燃料の利用、炭化燃料の製造、木質燃料の製造など、可能性について検討していくことが提案されております。

これ以外の開発研究機関へ依頼につきましては、先ほど申し上げましたとおり、さきの東日本大震災を受け、国の法令改正や技術革新により、ここ数年で大きく情勢が変化する可能性がございます。ご提案の主旨につきましては、重要なことであると認識いたしておりますので、今後の情勢を見きわめながらいかなければならないと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

○17番（葛原勇次郎君） 今、最後のところで、新たな情勢を見きわめ、一定の方向が判別できたときには云々というような大変いい言葉の答弁をいただきました。私は情勢は変わっていくと思いますし、いつ終わるかわからん原発の事故は、さきにも言いましたが、日曜のテレビでは、爆発で風上と風下にいた人たちの被害も出て

いるようでありまして、大変なことになっていることも事実であります。私は電気関係の状態とこれからの取り組みは、農山村の底知れぬ自然エネルギーを開発機関に依頼し、小規模の地産地消で地域の活性を目指すことにもつながると、確信しておりましたので、今、このような質問をいたしました。

総体をひっくるめたところの考えを、まだ十分時間もありますので、市長のお考えを聞かせていただければありがたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 葛原議員のご質問にお答えをいたしたいと思っております。

福島原発事故によりまして、今までの日本のエネルギー政策というのが抜本的に見直しをしなければならないという方向性になってきてるんじゃないかなと思っております。いわゆる原子力にかわるような代替エネルギー、それが風だったり、水だったり、地熱だったり、あるいは太陽光だったりということになるかと思っておりますが、本年度、6月7日に、経産省におきまして革新的エネルギー・環境戦略についてということで議論がっております。議長に国家戦略担当大臣、副議長に経産大臣、環境両大臣、さらには、また文科省大臣を初めといたしまして、それぞれの複数の大臣が参加をして行われております。

この中の資料によりまして、今回の東日本大震災での日本の再生として、当面、短期、中長期の経済財政運営の基本方針を定めまして、成長戦略を立てるという政策推進の指針における位置づけが決められております。この戦略会議の中で、大震災によりまして原子力の部分が見直されることは必至であろうと、このように思われます。このことは再生可能な、申し上げますような可能なエネルギーへの依存を増加させていくことにつながるであろうと、このように予想されます。

したがって、一自治体で取り組むということではなくて、国の法律に基づいて取り組むという大枠が見えることであろうと思っておりますし、そのことで今後、国の法令の改正、あるいはまた技術の革新によりまして、この数年の間において大きくエネルギー情勢というのは変わってくるであろうと、このように見込まれます。

しかし、私たちは地方として自治体といたしまして、できる限りのことをやっということうことで、今議会に提案しておりますように、ソーラーシステム等について、代替エネルギーに変えていこうということ、小さな力ではありますが、努力をさせていただいております。一定の期間につきましては、国のこの情勢、動向というものを見きわめる必要があると思っておりますので、これらが明確になってきました場合には、それに対応してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○17番（葛原勇次郎君） ありがとうございます。

○議長（山瀬義也君） 次に、大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） 議席番号3番の大賀慶一でございます。

通告に従いまして質問をいたしたいと思っておりますので、執行部の明快なご答弁をよろしくお願ひします。

さて、3月11日に発生しました東日本大震災から早くも3カ月を過ぎました。被災地におかれましては、1万5,000人以上の方が亡くなられ、いまだに7,400名以上の方が行方不明でございます。改めまして亡くなられた方々のご冥福をお祈りしたいと思います。また、被災されました方々の一日も早い復興を願うばかりでございます。

さて、今回の東日本大震災に際しましては、本市は福村市長の英断におきまして、全国の市町村に先立ちまして、被災地の方々に市民1人当たり約1,000円に当たります5,000万円の義援金を送ったことは、既に皆様にご承知のことだと思います。私も市民の皆様方から、ほんなこと、よかこつばしたぞと大変応援をいただきまして、うれしい限りでございました。今後とも、またよろしく復興に市としても取り組んでいただきたいと思います。

そこで、本市の防災対策について伺いたいと思っております。

今までの質問の方々と重複することもあるかと思っておりますけれども、改めまして2点について質問をいたしたいと思っております。

1点目、今回の大震災に対しまして、本市は人的、物的にどのような支援を行ってきたのか、お尋ねいたします。また、今後、行っていくのか。

2点目に、まだまだ復興には長い年月を要すると思っておりますが、今後も被災地に継続的に息の長い支援をしていかなければなりません。そこで、今後はどのような支援をしていかれるのかお尋ねをいたして、1回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 本市における東日本大震災被災地に対する支援の状況ということでお尋ねがございましたが、まず、1点目の物的支援といたしましては、市の備蓄品の中から、乾パンや敷きマットのほか、区長協議会と協力をし、みそ、しょうゆ、敷布団、シーツ、まくらなどを遠野市近隣に避難されている被災者の方々に送り届けたところでございます。

また、人的支援につきましては、これまでに本市の水道局職員1名を初め、保健師職員2名、一般職職員5名を宮城県へ派遣を行っているところでございますが、

今後におきましても、引き続き被災地からの要請に基づき、県単位での派遣を続けていきたいと考えてるところでございます。

また、被災地から本市へ避難されてこられた方々への支援につきましては、菊池市住居支援補助金交付要綱というものを制定いたしまして、避難者への住居支援を行っております。併せて市営住宅等入居希望者につきましては、雇用促進住宅をあっせんするとともに、空き家情報等を提供することとしております。

いずれにいたしましても、今回の大震災による被災地の復旧・復興支援、並びに被災者、避難者等への支援につきましては、長い時間と全国的な支援がまだまだ必要不可欠であると思われまますので、今後も本市としましては、可能な支援をやっていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） 本市としましても、支援可能なことはぜひ今後とも継続的に支援をしていただきたいと思ひます。

次に、本市におきましても、今後いつ自然災害が発生するかわかりません。そこで、今度の東日本大震災を教訓に、本市の防災対策を見直す部分もあるかと思ひます。

そこで、次の点についてお伺いをいたしたいと思ひます。

1点目に、防災無線の個別受信機の取り付け実態について、災害の際は、情報の早期かつ正確な伝達が最も必要であると思ひます。特に情報の伝わりにくい山間部への情報伝達や老人や障がいを持った人たちにいち早く伝える必要があるかと思ひます。そのような避難困難な人たちの家庭に個別の受信機を取りつけるお考えはないのか、お伺いをいたしたいと思ひます。

2点目に、万一、本市に災害が発生した場合、被災された方々に住宅を提供することが必要だと思ひますが、いち早くそれに対応できるように、今後、本市におきまして住まい可能な空き家や空き部屋の実態把握ができているのか、お伺いします。

3点目に、さきの東日本大災害の教訓から、本市における備蓄備品の種類、あるいは数量について見直す必要がないのか、お尋ねいたします。

4点目に、災害時は本市が使用する公共施設が市民の避難場所として提供されることが考えられます。そのそれぞれの市の公共施設の防災対策についてはどのようなになっているのか、お尋ねをいたします。

5点目に、本市では学校の耐震改修工事が行われておりますが、改修工事の進捗状況及びその進め方について、また、さらに学校における防災教育はどのように行

われているのか、以上の点について質問をいたしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） それでは、私のほうから4点のご質問についてお答えをさせていただきますと思います。順不同になりますが、ご了承いただきたいと思ひます。

まず、災害救助に必要な物資の備蓄に関しましては、毛布、マット、非常食、簡易トイレ、飲料水容器の確保を行い、本庁、各総合支所に分散して備蓄をしております。一部を東日本大震災被災地へ物資支援として届けており、不足品につきましては、今後、速やかに調達を行います。

また、東日本大震災の経験を踏まえ、必要と見込まれる新たな物資の確保も考えております。

次に、防災無線のご質問についてでございますが、災害時におきましては、早期に自主的に避難していただくことが最も重要でございます。市民が安全、的確に避難行動ができるよう周知するためにも、休日、夜間も含め、防災関係機関相互間及び住民との間の情報収集、伝達体制の整備を行うことが必要と考えます。このため防災行政無線につきましては、旧市町村防災無線の統合化を近く図る予定でございます。その中におきまして、防災無線の難聴地域及び災害要援護者を含め、老人世帯等につきましては、避難行動に時間を必要とされますので、いち早い避難の呼びかけを行うとともに、各個人に直接発信できます個別受信機の設置を考えてるところでございます。

次に、庁舎関係の耐震診断の実施状況につきましては、本庁舎、第2庁舎、第3庁舎、七城総合支所、旭志総合支所、泗水総合支所、中央公民館の7カ所を行ったところでございます。

未耐震診断の公共施設、特に避難所として指定され、耐震診断が行われていない施設につきましては、市民の方へ安心を提供できるよう、早急に耐震診断や補強工事を行う必要があると考えております。

最後に、空き家等の情報を把握してるかということでございますが、本市におきましては、先ほど1点目のご質問にお答えをいたしましたとおり、被災地から本市へ避難されてこられた方の対策としましては、要綱を制定をしております、それに基きまして第三セクターの住居施設、そういったものの提供ができる体制を整えてるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。



[登壇]

○教育長（倉原久義君） 学校関係のまず耐震化工事につきましてお答えしたいと思います。

小中学校の施設の耐震化工事につきましては、中学校は平成22年度までにすべて完了しております。小学校につきましては、平成23年度に水源小学校、龍門小学校、花房小学校、戸崎小学校のそれぞれの体育館の補強工事を予定しております。それが完了しますと、残りは菊之池小学校と泗水西小学校のそれぞれの校舎、それから河原小学校の体育館のみとなります。その中で菊之池小学校と泗水西小学校は、平成23年度当初予算で実施設計委託料の計上をしており、また、河原小学校の体育館も、この6月議会に実施設計委託料の補正をお願いしているところでございます。このようなことで、順調にいけば来年度には本市の小中学校は耐震化100%を達成できる見込みになるというふうに考えているところでございます。

次に、災害対策のソフト面でございますが、これは毎年、年度初めに菊池市立小中学校管理規則第22条によりまして、各小中学校に防災計画の報告を求めています。この計画は、消防法による防火、防災対策に関わる組織、計画、避難訓練等をまとめたものですけれども、併せまして不審者対策を含めた防災計画を策定しております。また、各小中学校とも危機管理マニュアルを策定し、各種危機に具体的に対応する準備も行っています。そして、この計画に基づきまして、火災、地震、水害を想定した避難訓練、また、不審者に対する避難訓練、これはそれぞれの時期に合わせて実施しております。また、小学校では一斉下校の指導等も随時行いながら、不測の災害に備えているところでございます。

それから、先週、また今週の土曜日、日曜日、もう一つ前ですかね、土日、特に大雨が降りました。そのために通学路の点検、特に道路が冠水しやすい道路箇所、あるいは土砂崩れ等が予想される箇所の点検も行うよう、各学校には指示しているところでございます。

学校は子どもの命を預かり、命を育てるところでございます。私たち教育に関わる者は、何をさておき、子どもたちの命を守ること、これを職務の第一義とし、今後とも職務の遂行に邁進してまいりたいと思っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） ご答弁を聞きまして、非常に総務部長からも防災行政無線の個別受信機については設置をするというような前向きな歓迎をいただきましたので安心しております。

それから、また教育長から、学校の防災、特に耐震につきましては随分進んでおるようでございますので、子どもたちも一安心かと思えます。あと、また残りまして菊之池小学校、泗水西小学校、それから河原小学校の体育館が終われば終わってしまうということでございますので、早急な対策をお願いしたいと思えます。

また、本市におきましても、過去にもいろいろ風水害等が発生しておりますが、今後も昨今のまた気象状況というのは非常に昔に比べまして変則的になっておりますので、今後もまた大型台風や大雨等の水害や地震、火災、火山の噴火等の災害が考えられます。

そこで、本市におきましても、東日本の大震災を教訓に、さらに細かな防災対策をどのように考えているのか、また、被災地に対しまして、今後さらに本市独自の支援策としてどういうことが考えられるのか、市長にお伺いをいたしたいと思えますので、よろしくお願ひします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 大震災の発生からもう100日を経た現在にありましても、多くの方々が行方不明のままでありまして、また、大震災に伴って発生しました福島第1原子力発電所の事故も相まって、約、今9万人を上回る方々が現在でも避難生活を余儀なくされておられる状況は、誠に悲しい思いでありますし、残念なこともあります。

これまで本市でも、先ほど総務部長が答弁をいたしましたとおり、県を中心とした人的な派遣ということで、8名の職員をここに参加をさせまして、宮城県の被災地を中心に派遣をしております。人的な支援につきましては、市が単独で行うよりも、県や他市町村と共同で支援を行ったほうが、より支援の効果も高く、また発災直後でもありましたこともありまして、派遣職員の安全性というのを考えた場合に、その確保のためには、今後もまた現在の支援体制を中心とした支援を継続していったほうが、よりいいのではないかとこのように思っております。

また、ご指摘の本市と友好関係にありますところの遠野市を初めといたしまして、例えば被災市町村からの具体的に人的な支援要請があります場合は、市の単独での支援も視野に入れて対応したいと思えますし、また、物的な支援というのは、これからどう変化していくかというのがよくわかりません。ただ、気持ちの上におきましては、ご指摘のとおり、この震災というのは一過性のものでなくて、本当に長い歳月をかけて、今から復興・復旧に向けていかなければならないわけですから、私たちといたしましても、縁につながる、きずなにつながっている遠野市を初めとする東日本の皆様方に対しまして、何らかの物的な支援が必要になれば、そ

れを大いに議会にご相談申し上げまして、支援をしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） ありがとうございます。

続きまして、2番目の合併浄化槽の料金についてお伺いをいたしたいと思います。河川の水質浄化や地下水汚染防止のためには、下水処理の施設の充実を図ることが非常に重要なこととあります。特に本市は、豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまちをスローガンに掲げて新市建設計画を推進してるところでありますので、とりわけ重要な課題ではないでしょうか。

しかしながら、本市の合併浄化槽の設置はなかなか進んでいないように思います。その大きな理由として、合併浄化槽の施設時の負担金や使用金額が他の下水道料金に比べて少し割高ではないでしょうか。

そこで、次の事柄についてお尋ねをいたしたいと思います。

まず1点目、本市の下水処理事業にはどのような種類があるのでしょうか、また、それらの加入時の負担金はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

2点目に、本市のどの地域でどのような下水処理事業が行われているのか、また、その加入率はどのようになっているのか、お伺いをいたしたいと思います。

3点目に、それらの施設の年間の維持管理費はどのくらい必要なのか、また、一般会計からの繰入金はどうなっているのか。

以上3点についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、山田憲章君。

[登壇]

○建設部長（山田憲章君） 質問にお答えいたします。

菊池市における集合処理型の生活排水処理事業には、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、小規模・個別排水処理事業がございます。

公共下水道事業は、旧菊池市の市街地を中心とする600ヘクタールの地域で、負担金は敷地面積1平米当たり250円となっています。平成22年度における年間維持管理費は1億3,683万7,000円で、加入率は88.06%となっています。

特定環境保全公共下水道事業は、泗水総合支所付近を中心とする234ヘクタールの地域と、七城総合支所付近を中心とする七城中央地区165ヘクタールの2地域で、負担金は1戸当たり14万円、平成22年度における年間の維持管理費は8,659万9,000円で、加入率は68.5%となっています。

農業集落排水事業は、七城北部地区、七城南部地区、富の原東地区、富の原西地区、永住吉地区、田島地区、三万田地区の7地区、467.6ヘクタールで、負担金は1戸当たり14万円、平成22年度における年間の維持管理費は1億4,509万8,000円で、加入率は84%となっています。

なお、富の原東地区及び富の原西地区においては、今年度末で処理場を廃止し、特定環境保全公共下水道事業へ接続する予定でございます。

続きまして、小規模・個別排水処理事業区域ですが、竜門ダム上流に位置する鳳来・穴川地区の20ヘクタールで、事業負担金は1戸当たり12万円、平成22年度の年間維持管理費は348万2,000円で、加入率は93.2%となっております。

次に、平成22年度の一般会計からの繰り入れ状況ですが、公共下水道事業で4,397万4,000円、特定環境保全公共下水道事業で1億8,725万9,000円、農業集落排水事業で2億1,136万4,000円、小規模・個別排水処理事業で696万4,000円となっています。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） 下水処理事業につきましては、まだまだ加入率も68%、あるいはまた84%と、100%に至っておりませんが、事業が継続されてるわけでございますが、一般会計からも多額の資金も繰り入れられております。そういう状況から見ましてもですね、合併浄化槽については、予算的にもそんなにまだそういう少ないように思います。そういうことからしますと、加入者の負担分が結構多いのではないかと私は思います。

そこで質問ですが、1点目に、合併浄化槽の設置状況と加入率についてお尋ねします。

また、次に料金についてですが、これは私が関係課から資料をいただきまして調べたところによりますと、合併浄化槽の使用料金には3段階が設置されておりまして、延べ床面積130平米、約40坪以下では5人槽で負担金8万8,000円、使用金額が月額4,920円ということになっております。また、延べ床面積130平米以上、40坪以上でございますが、これは負担金が10万2,000円、月額使用料が5,810円ということになっております。それから、浴室及び台所が2カ所以上の場合は、負担金12万9,000円、月額使用料7,160円となっております。

そういうことで、それに加えて合併浄化槽の場合は非常に中山間地といいま

すか、それが中心部から離れた地域が多うございますので、それらの地域はですね、やはり高齢化も進み、また、大半の家が130平米以上でもございますので、月額の使用料金が大半のところは5,810円以上ということになっております。

それに比較しまして、人頭制一般家庭下水道使用料金については、基本料金が1,500円、1人増すごとに500円が加算されております。例えば、平均的な一般家庭を5人と見て試算しますと月額4,000円ということになりますが、単純に比較してみますと、月額1,800円もの差があると思います。

こういうようなことから、私は合併浄化槽の使用料金、あるいはまた加入料金というのが高いように思いますので、このことについて市はどのようにお考えか、伺いたいと思います。

3点目に、現在、合併浄化槽料金を見直す考えはないのか、また、見直すとすれば、いつぐらいに見直す考えがあるのか、そのことについてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、山田憲章君。

[登壇]

○建設部長（山田憲章君） 質問にお答えいたします。

合併浄化槽整備区域内における合併浄化槽の地域別設置状況についてお答えいたします。

まず、菊池地域についてですが、1,094世帯、人口にして3,914人が整備済みです、進捗率としては39.4%となっています。七城地域では5世帯18人が整備済みで、進捗率は90%です。旭志地域では575世帯、1,894人が整備済みで、進捗率は37.2%、泗水地域では132世帯、222人が整備済みで、進捗率は56.8%となっています。

次に、料金体系の割高になっている分の改善はということですが、合併浄化槽の使用料金は、年間の維持管理費から算定しており、個人で設置されている方と同等の負担となっています。ただ、他の事業と比較した場合、水の使用量や家族の人数からだけではなく、設置した浄化槽の規模に対する固定料金であるため、少人数のご家庭においては割高の傾向にあります。

これにつきましては、今年度、行政、市民代表、各種団体、学識経験者などを構成メンバーとします、（仮称）下水道料金改定懇話会を発足させるようにしております。その中でご意見をいただきながら、3年をめどに他事業を含めた料金体系の再検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

済みません、今の答弁の中で、泗水地区で132世帯と申したそうですけども、

本当は123世帯でございます。済みませんでした。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） 合併浄化槽につきましても、菊池が35.4%、泗水が56.8%、七城は90%ですか、旭志につきましてもは37.2%というような、まだまだ水質を浄化するまでには至っていないような普及状況でございます。先ほどの部長の答弁で、今後、検討会を重ねて料金を考えるということでございますので、ぜひそのことを踏まえて合併浄化槽の料金についてしっかり考えていただきまして、アップ率を図ればと思っております。

本市も先ほど言いました豊かな水ということでございますので、これはもう下水道の処理事業が一番最も重要なことでございますので、ぜひともそのことを念頭に頑張ってくださいと思います。

そこで、最後にお伺いしたいと思います、旭志としましては、特に合併浄化槽だけということで一応、計画になっております。また、私といたしましては、旭志が一番上流地区にございますもんですから、水は特にきれいなところをまず浄化していただきたいという点から、合併浄化槽も必要でございますが、できれば農村集落型の排水事業、農集事業をぜひとも旭志におきましても進めていただけないかということをお伺いしたいと思います。市長にお伺いをしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 大賀議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

合併浄化槽とそれから公共下水道、特定環境下水道、そして農業集落排水、処理方式がいろいろありますけども、先ほど部長のほうから答弁いたしましたように、合併浄化槽というのは、やはり人頭制にならざるを得ないといいたししょうか、人頭制であると。また、ほかの処理施設につきましては水量制ということでありますので、その違いが大きいということで、旭志地区につきましても農業集落排水事業で何かできないかといった、そういうお尋ねかなと思っておりますが、このことにつきましては、平成22年の第2回定例会で、水上議員の一般質問にもお答えをした経緯がございます。繰り返しになりますけども、合併以後の平成17年度にこの検討会議を行っております。農業集落排水事業での事業実施の可能性のある六つの集落について、合併浄化槽事業と農業集落排水事業の説明及びアンケート調査を行ったわけですが、その結果を踏まえて内部検討を行った結果、市で合併浄化槽を設置する市町村設置型の合併浄化槽事業で取り組むことが、この地域におきまして

最も有効な施策と判断をいたしまして、旭志関係の市議会議員の皆様へ、また旭志区長会におきまして経過報告を行い、事業に着手しているのが今日の次第であります。今後もこの事業の推進に努めてまいりたいと考えますが、先刻、答弁の中で申し上げましたように、合併浄化槽の料金改定に伴います懇話会等におきましてのご意見等を伺いながら、料金の公平性といいたまいますか、適正化というのを今後、検討していきたいと、このように考えております。

○議長（山瀬義也君） ここで休憩します。

---

休憩 午後 3 時 1 2 分

開議 午後 3 時 2 3 分

---

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君） 議席番号16番、隈部でございます。

本来ならばあしたになるだろうということで、あした張り切ろうと思っておりましたところが、やっぱり想定外というのがあるということ想定しておかなければならないということを今、痛感しております。

去る3月11日、突然、発生しました東日本大震災には、言葉もなく、自然の脅威には今さらながら畏敬の念に襲われたものでございます。亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、原子力発電所の放射能に関わる問題を一日も早く解決して、被災されました大勢の皆様方が将来への夢と希望を持てるようなまちづくりを推進されて、安全で安心して暮らせる地域の復旧・復興が迅速になされることを期待を申し上げます。

復旧・復興に際し、行政の役割がいかに大切であるかを痛感しております。私達も行政に携わる者の1人として、市民の皆様方の安心・安全で暮らせる地域づくり、夢と希望が持てるまちづくりに努力をしていかなければならないと思っております。

それでは、先般、通告をいたしました本市の活性化について、2番目に、稼げる農業をどう実現するかについて質問をいたしたいと思っております。

本市の活性化について3点ほど質問をしたいと思っております。

まず、大学との連携についてどのように進めるか。

2番目に、職員の地域担当制についてどのように考えるか。

3番目に、郷土の歴史をどのように調査研究し、活用するかについてお伺いをい

たします。

大学との連携については、本市における大学との連携の成果と活用について、まずお伺いをいたします。

2番目の地域担当制についてどのように考えるかにつきましては、これで3回目の質問になりますが、どうしても住民自治を実現するためには、市民と行政が一体となったまちづくりの制度が必要と思ひまして質問をいたします。3月定例会では、企画部長より、今後、市といたしましても先進事例を調査いたしまして、本市に生かせるものがあるか、庁内でも協議をしたいというふうな回答をいただきました。調査の結果をお伺いしたいと思います。

3番目の郷土の歴史をどのように調査研究し、活用するかにつきましては、菊池の歴史の活用によって、少しでも活性化したいということから、歴史教育専門員が条例化をされました。現在、空席であります。今後どのように考えているか、お伺いをいたします。

また、前歴史教育専門員の方から提案をいただいております、短期、中期、長期の企画について、今後どう対応されるかお伺いをいたして、第1回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 大学との連携事業についてと職員の地域担当制の調査結果につきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、1点目の大学との連携につきましては、地域の産業振興はもとより、地域の活性化につながる重要な手段と位置づけ、取り組んできたところでございます。

まず、平成19年10月22日に九州東海大学との包括協定を締結し、協定締結前から農業分野における相互交流として、本市の特産品であるヤーコンの産地化を目指した取り組みを進めてまいりました。

平成20年3月には、ヤーコン生産者によるヤーコン専門部会を立ち上げ、以降は地域の生産者部会と連携し、ヤーコン品種の栽培試験、商工会等の商品開発、ヤーコン体験イベント等の検討を行い、ヤーコン生産の指導や研修会を行ってまいりました。今後におきましても、相互に連絡をとりながら推進してまいりたいと考えております。

また、県立大学につきましては、平成19年11月22日に包括協定を締結しており、その後の取り組みとして、平成20年度に保養滞在型温泉地への転換を図るため、食の研究の一環として大学から講師をお招きし、地産地消によるオリジナルメニューの開発や、低カロリー化による調理方法等の研修会を開催しております。



その結果、市内旅館等においてもオリジナルメニューなどの開発にそれぞれ取り組まれております。

平成22年度におきましては、県立大学の地域貢献研究事業の採択を受け、ブランド推進課において、菊池市のブランド戦略構築に係る基礎研究が実施され、本年度におきましても、菊池市のブランド事業推進に関する研究が採択され、菊池市のブランドづくり戦略を構築するものでございます。

また、商工観光課におきましては、平成4年に建設した孔子公園資料館を含めた施設の老朽化による再編計画のためのワークショップを3回ほど開催し、大学教授の指導のもとに整備方針等について研究をしたところでございます。本年度はこの整備方針に基づき、実施設計に着手することとしております。

以上のように、大学との連携につきましては、包括協定締結の大学を中心に研究事業を推進しております。今後もさらに本市の産業振興や地域の活性化につながるような研究を専門大学と連携しながら進めてまいりたいと考えております。

続きまして、職員の地域担当制についての調査結果ということでございますが、今回は主に総務部のほうで調査をしておりますので、その調査結果をお答えさせていただきます。

昨年12月議会でも限部議員からご質問をいただきましたが、職員の地域担当制の先進事例についてご紹介をいたします。

近隣では山鹿市が地域サポーター制度実施要綱を平成19年度に制定し、地域のサポートに関して、266行政区を2から7地区に区割りし、1地区に2から5名の管理職職員を中心に配置されております。業務的には行政区長とのパイプ役とするものでございまして、住民個人との相談対応はやっておられないということでございました。平成21年9月から平成22年6月までの10カ月間に23件の実績がございますが、軽微なものにつきましては報告がないということで、実際はもう少し多くなるのではないかと思います。職員は時間外勤務扱いとされておりますが、平成22年度は30万円の予算で支出はないということでございます。

反省点につきましては、本来の目的を達成するまでには至っていないため、今後においては、効果的な運用面について検討していきたいということでございました。

また、大津町の場合は65行政区に職員を2名ずつ配置し、年度当初に今年の町の仕事の説明会に出席され、年間事業の説明を行うことからスタートされております。こちらも行政主導による制度創設でございまして、職員も時間外勤務扱いとされております。現在の状況としましては、町部よりも周辺地域に好評を得ており、地域間格差があるということで、是正へ向けて職員のスキルアップを図りたいということでございました。

また、阿蘇市におきましては、庁内会議を設置され、創設に向けて検討中ということで、早ければ本年度中に創設をするかもしれないということをございました。

なお、合志市、菊陽町、玉名市、荒尾市につきましては、現時点においては制度創設の予定はないということをございます。

ほかにも職員の地域担当制につきましては実施市町村がありますので、調査と検証は継続して行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） それでは3点目についてお答えいたします。

2点あったと思いますが、まず1点目の歴史教育専門員についてですが、社会教育指導員でありました方を専門員という立場で設置をとの要望等がありまして、菊池市歴史教育専門員設置規則をつくりまして、平成22年度から1名配置したところをございます。平成23年度についても再任をお願いいたしましたが、嘱託員としての勤務が大変厳しいということで継続することができませんでした。

現在、歴史教育専門員に空きはございますけれども、大学との連携事業の計画も検討しており、専門員の配置ということばかりではなくて、大学等への委託を含め、幅広く歴史文化を通した活性化の取り組みを行うために、関係各課と協力し、今後、進めていきたいというふうに考えております。

2点目につきまして、前歴史教育専門員から企画の提案をいただいておりますけれども、歴史教育専門員の仕事としてどのようなことをやっていければということをご考えをお聞きした、おさめられたものと思っております。そういうものが提出されておりますが、それを見ますと非常に幅が広くて、構想も大変大きいため、現在のところ、企画案等についての対応は考えておりません。

ただ、提出されました内容につきましては、現在、取り組んでいるものもありませんけれども、今後の事業の参考とさせていただきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君） 大学との連携につきましては、これまでの経過について、それから現在、取り組まれている現況についてお聞きをいたしました。今後とも産業振興や文化振興、地域の活性化につながるような研究を専門大学と連携をしながら進めていってほしいと思っております。

また、近年、非常に菊池を大学の先生方が注目をされて、NPO千年の風の方々

がそういう大学の先生を招いて活性化につなげる努力をされておりますし、それから、先日、開店をしましたたまご庵では、熊本大学教育学部の農村社会研究所の徳野先生が、たまご庵の一角をお借りして、そこを拠点にしながら農村社会の研究をしたいということがございますので、ぜひ市民の方々もですけれども、行政としても利用していただきたいと思います。

それから、職員の地域担当制につきましては、山鹿市の例、それから大津町の例、阿蘇市においての例を調査をされましたようですけれども、住民の知恵と職員のノウハウを出し合うまちづくりが、今後、必要ではないかと思っております。その具体的な必要性として、市の施策や事業計画の背景など、わかりやすく情報が提供できること。2番目に、住民自治を実現するため、市民と行政が一体となったまちづくりの体制づくりができること。3番目に、合併をして7年になりますけれども、まだまだ住民の声が届きにくくなっているという不安が解消できること。4番目に、市内の一体感が保てる行政ができる。5番目に、職員の皆さん方の意識改革ができる。6番目に、最近、区長の1年交代が多くなりました。そして7番目に、非常に区の集会在少なくなったという声を聞きます。例えば七城町の場合ですと、毎月ほとんどの集落が集会を開いておりましたけれども、最近は3カ月に1回とか、4カ月に1回という声を聞きます。それから8番目に、市外からの職員の方々もおられますので、菊池市の様子がわかる等が考えられると思います。先般、ある区長さんから電話がかかりまして、区長は1年交代であるけれども、ぜひこの地域を何とか活性化したいという声を聞きました。その場合など、職員の担当制がありますと、職員の方々に相談をしながら、職員のノウハウを提供できるんじゃないかと思ったわけでございます。

3番目の郷土の歴史をどのように調査研究し、活用するかにつきましては、菊池市の歴史をぜひ地域の活性化につなげることはできないかということで、歴史教育専門員が配置されたと思っておりますけれども、ぜひ今、空席ということでございますので、やっぱり若い後継者を養成をしていただきたいと思っております。菊池はどの時代を輪切りしても、すばらしい貴重な遺産が残っているとお聞きをしております。ぜひ歴史専門員というのは置いてほしいと思っております。

また、今後、考えられる課題といたしまして、姉妹都市であります西米良村、友好都市であります遠野市、また、交流が行われております龍郷町との歴史的な調査、それから研究、活用も今後、必要ではないかと思っております。

また、合併10周年に向けまして、新しい菊池市の市史の編さんも考えるわけでございますけれども、どう考えるか、お尋ねをしたいと思います。

それから、先般、小学校三、四年生向けの郷土読本が編さんをされました。非常

に素晴らしい郷土読本ができております。きっとこれを活用して小学生は地域の歴史や産業を学ぶことと思いますが、中学生や高学年向けのぜひ郷土読本ができないか、お伺いをいたします。

また、遠野にはですね、遠野物語研究所というのがありまして、すそ野は幼稚園向けから、それから大学向けまでいろんな研究をされている研究所がございます。菊池も歴史、自然、風土、素晴らしいこの資源を有している地域でございますので、菊池物語研究所、仮称でありますけれども、創設できないか、お伺いをいたします。

それから、1番目の大学との連携につきまして、市長の平成23年度の施政方針では、九州大学院藤原研究室に平成23年度から3カ年でまちづくり歴史文化資源総合基礎調査を委託され、新たな歴史解明を図るとともに、文化資源活用型観光戦略を推進するとあります。これにつきまして4点ほどお聞きをしたいと思います。

今後、3年間の計画についてお伺いをしたいと思います。

その中で、やっぱり市民や高校生が参加して調査ができないか、調査そのものがまちづくりにつながるよう企画をされているか、お伺いをします。

また、菊池市の中心部だけでなく、旭志、泗水、七城全域の今後、調査が行われるかどうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） 再質問にお答えいたします。

九州大学との連携についてお答えいたします。

九州大学大学院藤原研究室との3年間の文化資源総合調査としまして、現在、九州大学知的財産本部との契約を進めているところでございます。今後の計画といたしましては、文化資源に対する市民への啓発を行うほか、市民、高校生が一緒になった町歩きワークショップの開催や、国登録有形文化財候補家屋等の調査、登録、申請、また、まちづくり活動へつなげる市民団体等の育成を行う予定でございます。

本業務は、市民の皆様へ広く参加を促し、市民の自発的な参加によって文化資源についての意識の向上を図り、今後のまちづくり活動へつなげていくものと考えております。

菊池市全域への調査であるかということにつきましては、初めは隈府地区を中心に調査を行ってまいります。七城、旭志、泗水の市内全域についても文化資源の調査を行い、国登録有形文化財候補家屋等の調査、登録、申請も行っていくこととしております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 職員の地域担当制についてどのように考えるかという点について答弁をさせていただきます。

職員の地域担当制につきましては、隈部議員さんからその必要性が述べられましたが、先ほど申し上げましたように、調査結果もまだ不十分なところもあり、本市における制度の導入につきましては、さらなる研究も必要かと思っております。とりわけ現在、各区における出身職員がどのような形でどの程度、行政区と関わっているのかを把握するとともに、この制度に関する職員アンケートや、区長を通じて市民の声も聞くことも必要になってくるものと思われまます。当面、行政区との情報伝達については、広報や回覧文書を初め、区長会議、出前講座等により周知することとしておりますが、今後におきましても、さらに充実させていきたいと考えております。

また、出身職員がいる行政区におきましては、多くの職員が行政区の手伝いや相談事に関わっている職員もおりますし、全く関わりを持たない職員もいると思えます。そういう中で、ふるさと菊池を思う職員の意識の高揚を図ることも不可欠でございます。

以上のようなことから、現在まで導入されている他の市町村の調査や検証を引き続き実施し、本市で生かせるものがあれば庁内で検討をしていきたいと考えております。

211行政区を抱える本市におきましては、仮に制度を導入するとした場合でも、かなりの工夫が必要になることが予想されますし、もう少しお時間をいただきたいと思えます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） それでは、隈部議員にお答えいたします。

まず、空席となっております歴史教育専門員につきましては、今、隈部議員さんからお話がありましたように、若い人の後継者育成について、これからも教育委員会として育てていきたいと思っております。そのためにも小さいうちから菊池の地域についていろいろな歴史、文化を学ぶ、そして地域を理解し、地域を愛する心を、副読本、こういうものを使いながら少しでも育てていっていただければいいかなと思っております。

それから、菊池市と歴史的な背景によりますつながりから、西米良村、遠野市、また近年、奄美の龍郷町との交流が進んでおります。それぞれで菊池市との歴史的

関係は市民等の皆様にも理解が進んでいるものと思っておりますし、交流がその活用と考えているところでございます。

次に、新市の市史については、合併前にそれぞれの市町村で市町村史が発刊されておりますので、各地域の郷土の歴史を調べる上では、詳細な記述により十分活用できるものと思っております。10周年記念に向けての発刊ということでございますが、現在の市町村史の内容を取りまとめ、合併後の地域の経緯や調査、新たな発見など、現代に合った修正や編集を行わなければなりません。今後、将来的には必要と考えておりますが、10周年に向けての発刊については、今のところ考えておりません。

次に、本年3月に発刊しました「わたしたちの菊池市」は、新学習指導要領により、小学3年生の利用を前提にした副読本として作成したものです。小学校14校に配付し、社会科や総合的な学習の時間などに現在、活用されています。

中学校につきましては、小学校と同じような副読本の発刊は現在のところ考えておりませんが、歴史等については、各市長村史や「新・菊池文化物語」、「菊池市の文化財」などの活用方法もあるかと思っておりますので、こういう専門的なことを参考に、中学校、あるいは小学校の高学年で学習していただければと思っております。

最後に、菊池地方をフィールドにした菊池物語研究所の創設についてでございますが、ご提案の研究所は、郷土の歴史、文化を活用したまちづくりの一つの方策ではないかと思っております。さきの大学連携等に係るご質問について企画部長より答弁がありましたように、現在、九州大学との委託事業において、文化資源の調査等が行われるところですので、現在のところ質問のありましたご提案の研究所の創設については考えておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君） ただいま三つの点につきましてご回答いただいたわけですが、特に本市の市史につきましては、単年度ではできるものではございませんので、やっぱり市史編さん委員会というようなものを立ち上げていただきまして、少しずつ本市の市史編さんに努めていかれることをお願いを申し上げます。

九州大学との委託事業につきましては、歴史的にも文化的にも非常に期待をされておりますので、ぜひ市民を巻き込んだ委託事業であってほしいと願っております。

最後に、本市の活性化につきまして、大学との連携事業、また職員の地域担当制について市長はどのようにお考えか、お尋ねを申し上げたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 大学との連携についてどのように進めるか、また、職員の地域担当制、郷土の歴史をどう活用していくかといったご質問であります。まず大学との連携につきましては、先刻、総務部長のほうからご答弁申し上げましたとおり、包括協定の東海大学や県立大学との地域連携事業に今後も積極的に取り組んでいきたい。また、今年度から委託をいたします九州大学の文化資源総合調査は、中世から続いております菊池のすばらしい歴史・文化資源の掘り起こしを行いまして、歴史的な価値観を顕在化させていくということになるかと思えます。歴史・文化資源を市民参加の協働研究により実証していくことが本市の活性化につながっていくものだと思います。

こういったことからいたしまして、この以上の文化資源総合調査等から得られるような文化資源を国の登録有形文化財制度を利用いたしまして、県内外へ広く周知をして、観光地としての魅力アップを図る。併せまして、誘致客の増加にもつながるといふことからいたしまして、市の活性化が期待されるものだと、このように考えております。

また、職員の地域担当制につきましては、現在、各区における出身職員がどのような形でそれぞれの出身区と関わっているかということ进行调查すると、先刻、答弁申し上げておりますが、この制度に関します職員のアンケートや、また、区長を通じて市民の声を聞くことが必要になってくるものだと、このように思われます。

行政区との情報伝達については、現在は広報や回覧文書を初めといたしまして、特に言われております区長会議、あるいは、また出前講座等によりまして周知することといたしておりますが、今後もそういったことについて、さらに充実させていきたいと、このように考えております。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君） ありがとうございます。

続きまして、2番目の質問であります、稼げる農業をどう実現するかについて3点ほど質問をしたいと思えます。

生産構造はどのように変化しているか。

2番目に、農業の体質強化をどのように進めるか。

3番目に、夢のある本市の農業に向けてどのように考えるかの3点をお尋ねをしたいと思えます。

熊本県は、2011年から15年まで、5カ年間の熊本農業の基本方針、食料・農業・農村計画を策定しております。先般、新聞に載っておりましたけれども、特

徴として、単価のアップ、コスト削減で農家の手取りを増やすというような目標を掲げてありました。それを受けまして、農業を基幹産業とする本市において、本市の農業の基本方針はあるのだろうか、また、5カ年計画はあるのだろうか、農業の戦略はあるのだろうかという疑問を持ったわけでございます。生産構造はどのように変化しているか、総合計画の後期計画でも表示されておりますが、お伺いをしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 限部議員の生産構造はどのように変化しているかというご質問についてお答えをさせていただきます。

農業の基本方針及び農業振興5カ年計画の策定状況でございますが、総合計画及び5カ年間の後期基本計画の中で、現状と課題及び課題解決のための取り組み、成果指標等を盛り込み、農業の振興に取り組んでおるところでございます。

生産構造の変化につきましては、食生活の変化や輸入農産物の増大、販売価格の低迷及び生産資材コストの増大等、農業を取り巻く状況は依然として厳しいものがあり、農家経営にも大きく影響しております。

特に後継者不足や農家の高齢化などにより農家戸数や農業就業人口は減少傾向にあり、さらには耕地面積も減少するなど、深刻な状況が続いております。現状の数値としましては、平成17年と平成22年を比較しますと、販売農家戸数は2,800戸が2,464戸に、就業人口は5,683人が4,909人へそれぞれ減少しておりますが、反面、認定農業者数は563人が685人へ、農業法人数は50法人から77法人へ、集落営農数は2組織から33組織へそれぞれ増加をいたしております。また、新規就農者は、近年の社会経済情勢等による雇用問題等を背景に、平成20年度11名、平成21年度16名、平成22年度21名と増加をいたしております。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 限部忠宗君。

[登壇]

○16番（限部忠宗君） 菊池市の農業は、農家戸数にしますと、この5年間の間に336戸減少しておりますし、農業就業人口は770戸ほど減少しております。しかし、認定農業者や農業法人、集落営農数は、特に集落営農は2組織から33組織へとそれぞれ増加をしておりますして、明るい見通しが数字としては出ております。また、新規就業者も20年度が11名、21年度が16名、22年度におきましては21名と増加しているようでございますけれども、やっぱり本市の基幹産業であり



ます農業を、こういう基礎数字から見まして、やっぱり育成、強化をしていかなければならないと思っております。本市として、農業の体質強化をどのように進めるかをお尋ね申し上げたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 農業の体質強化をどのように進めるかという質問にお答えさせていただきます。

本市におきましては、農業の人材確保と多様な担い手の育成のため、新規就農者への支援を初め、自立経営を目指し地域農業を支える認定農業者の育成、集落営農などの組織化や法人化による生産組織の育成、女性農業者の農業経営参加促進を現在、推進をいたしております。

また、耕作放棄地対策としましては、現状の制度として、中山間地域等直接支払交付金、農地・水・環境保全向上対策の共同活動などの取り組みの中で、国、県と併せ、交付金による農地の保全活動に対する支援を行っているところでございます。

県では本年3月に農業・農村の目指すべき将来の方向性や今後5カ年間の具体的な施策を示した熊本県食料・農業・農村計画が策定されております。本市におきましても、総合計画後期基本計画に掲げた主要施策、特性を生かした魅力ある農林水産業の振興の実現に向け、菊池ブランドの確立、多様な担い手の育成、競争力のある生産体制の構築の三つの重点施策を設定をいたしております。

本市の特産品が高く評価され、生産者が豊かに暮らせるまちづくりを目指し、基本計画に掲げた各施策の課題解決に向け、県及び農業団体等、関係機関と連携を密にし、今後しっかり取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君） 打ち合わせの中でいろいろ気づいた点がございました。本市の総合計画の後期計画に掲げた主要施策というのはございましたけれども、これは行政の施策でありまして、農業者の方々はこれをどう見ているだろうかという疑問がわきました。また、この施策をつくるに当たりまして、農業団体、農家の方々がいかに関与されているだろうかという疑問もわきました。本市には米を初め、野菜、畜産、花卉、果樹、多様な生産がありまして、よそからはうらやむほど農業生産は豊かでありますけれども、本市の農業者がそれを本当に自覚しているだろうか、誇りに思っているだろうかという疑問もわいてきました。やっぱりこの基本計画に掲げた主要施策の基礎数字、基礎的なことをやっぱり農家の方々にも表示していただき

まして、今、部長答弁にもありましたように、やっぱり農業団体、農家、行政、一丸となって、やっぱり誇りある菊池の農業を確立をしていかなければならないと強く感じました。

最後に、稼げる農業をどう実現するかということにつきまして、市長の所信をお伺いをしたいと思います。

また、九州の大消費地であります福岡にアンテナショップをつくるということは、やっぱり菊池の農業、観光、菊池のすべてを売る、またはアピールするいい場ではないかと思えますけれども、行政として、どうこのアンテナショップについて指導する考えがあるか、お伺いをしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 地球温暖化の進行による異常気象の頻発、また、近年の食に関するさまざまな問題というものは農業にも大きく影響しており、さらには農林畜産物の販売価格の低迷、また、農業従事者の高齢化及び担い手不足など、農業を取り巻く環境というものは大変厳しい情勢となっております。

このような状況の中で、農業の持続的な発展のためには、農地の保全であったり、また担い手の確保及び担い手が中心的な役割を担うような農業構造の確立、このようなものに努めることが重要であって、農業に関します各種制度を最大限に活用しながら、生産性の高い農業を促進し、消費者ニーズに対応した農林畜産物のブランド化と販路の拡大に努めてまいりたいと考えております。

そういったためにも、今後とも国とか、あるいは県を初めといたしまして、関係機関と連携をしまして、本市農業の振興、また農家支援をさらに深めてまいりたいと考えております。

福岡におきますところのアンテナショップにつきましては、合併する前にメロンドームによりまして、西新や中洲川端に設けられておりました。私もたびたびお店を訪問いたしましたわけでありますが、年間を通しまして大変この安定的な野菜や、あるいは果物というものの提供が大変厳しくなっております。非常にこの採算性が合わないというのが問題でありまして、そのために遠くから、菊池から物を運ぶよりも足りない分を市場から仕入れてしまうという形になって、市場仕入れのほうが生産農家の、七城町の農家の出荷量よりもはるかに超えてしまうという状況になって、そのために、これでは用を足さないということのために閉店をされたといった経緯がございます。

現在におきますのは、スーパーサニーの福岡市にあります月隈店や、またマルキョウというお店がありますが、この水城店内においてインショップといたしまして

本市の農産物を販売をされております。福岡市というお尋ねであったんで、この店舗がありますが、福岡県におきましては久留米市のほうにもお店を出しておるところであります。また、必要に応じまして第三セクターの連絡協議会等々を含めまして、大丸百貨店等に出店をいたしたりなどもやってまいりました。しかし、運送費や人件費を考えれば非常に採算は難しいと、PRをするということにとどまっているということだと思えます。

しかしながら、この後におきましては、インショップにおける売上の安定化を図りまして、さらにほかのスーパーへのインショップを増やすことも考えていかなければならないと思えます。年間を通しての安定的な供給体制が保たれまして、お店の利益ということもさることながら、生産農家の方々の生産の喜びと、それによります農業収入というのが複合的に成り立つことによって、この施策というのが生かされてくるものだと思っておりますので、今後ともこのことにつきましては、鋭意努力をさせていただきたいと、このように考えております。

○議長（山瀬義也君） 以上で、本日の一般質問は終わりたいと思えます。

あすも引き続き一般質問となっております。

本日は、これで散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

---

散会 午後4時18分

第 4 号

6 月 23 日

平成23年第2回菊池市議会定例会

議事日程 第4号

平成23年6月23日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員（23名）

1番	工藤圭一郎君
2番	城典臣君
3番	大賀慶一君
4番	岡崎俊裕君
5番	水上彰澄君
6番	東英俊君
7番	東裕人君
8番	泉田栄一朗君
9番	森清孝君
10番	中原繁君
11番	樋口正博君
12番	二ノ文伸元君
13番	中山繁雄君
14番	怒留湯健蓉さん
15番	坂本昭信君
16番	隈部忠宗君
17番	葛原勇次郎君
18番	木下雄二君
19番	坂井正次君
20番	森隆博君
21番	山瀬義也君
22番	境和則君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市 長	福 村 三 男 君
副 市 長	永 田 明 紘 君
総 務 部 長	谷 口 誠 君
企 画 部 長	野 口 祐 成 君
市 民 部 長	宮 本 誠 一 君
経 済 部 長	平 野 國 臣 君
建 設 部 長	山 田 憲 章 君
七城総合支所長	田 代 武 則 君
旭志総合支所長	三 池 繁 廣 君
泗水総合支所長	春 木 義 臣 君
財 政 課 長	小 川 秀 臣 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	藤 本 辰 広 君
市 長 公 室 長	原 和 徳 君
教 育 長	倉 原 久 義 君
教 育 次 長	原 誠 也 君
農業委員会事務局長	齋 藤 誠 君
水 道 局 長	山 田 浩 文 君
監 査 事 務 局 長	大 塚 茂 幸 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	永 田 哲 士 君
議 事 課 長	城 主 一 君
議 事 課 長 補 佐	徳 永 裕 治 君

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（山瀬義也君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで、発言の申し出がっておりますので、これを許します。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） おはようございます。

昨日の東 裕人議員への答弁の中で、普通交付税の合併15年後以降の交付税一本算定を普通交付税の合併10年後以降の交付税一本算定と、このように申し上げましたので、10年を15年に訂正をさせていただきます。誠に申しわけございませんでした。

○

日程第1 一般質問

○議長（山瀬義也君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

初めに、坂本昭信君。

[登壇]

○15番（坂本昭信君） おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、一般質問をいたします。

それでは最初に、中小企業育成条例についてお伺いいたします。

今、大変公共工事も減りまして、なかなか仕事は多くありませんけれども、それなりに頑張っていらっしゃると思います。

それでは、お尋ねいたします。

工事発注及び下請地元業者の見積もりはどのようになっているか、お尋ねいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） おはようございます。

坂本議員さんのご質問にお答えをいたします。

平成22年度の市発注工事の請負金額1,000万円以上の工事件数は73件で、

その下請数は延べ約180件でございます。そのうち地元受注件数は約30%となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○15番（坂本昭信君） ありがとうございます。

地元下請受注件数は約30%ということでございますけれども、約30%ということは20%台であるということですね。

それでは、元請が市発注工事をどれだけ請け負ったかを申しますと、平成22年度で土木一式が件数が80件で、予定合計価格が10億8,688万5,000円でございます。落札額が10億5,347万4,135円、落札率が97%となっております。

それで、建築一式が24件ございまして、予定価格が6億5,182万385円です。落札額が6億3,394万3,800円、落札率が97.4%。

管工事が53件ありまして、予定価格が2億2,470万8,200円です。落札額が2億1,678万9,300円、落札率が96.5%。

水道工事が、市内発注分が18件ございまして2億3,349万5,850円。落札額が2億2,477万2,450円、落札率が96.3%となっております。

電気工事が、市内発注分が28件ありまして、4億600万4,550円。落札額が3億8,691万2,925円、落札率が95.3%。市外発注が3件ございまして1億4,848万9,950円。落札額が1億4,101万5,000円、落札率が95%となっております。

舗装工事が22件ございまして1億2,660万9,900円です。落札額が1億2,253万8,570円、落札率が97.2%。

その他、電気通信、さく井、とび、土木、橋梁、造園、安全施設、舗装防水工事が市内発注が3件ございまして、4,530万4,350円。落札額が3,497万1,405円、落札率が77.2%。その他、市外が11件ございまして1億3,677万5,100円、落札額が1億1,309万7,915円、落札率が82.7%となっております。

このように、やはり何と申して、合計の、全部これ合わせますと、市内発注分が228件の27億7,284万4,735円で、落札額が26億7,340万2,585円、落札率が96.4%。市外が14件ございまして2億8,526万5,050円。落札額が2億5,411万2,951円、落札率が89.1%。そうすると合計しますと、大体その落札額は30億ぐらいになるわけでございます、金額



にいたしまして。このような入札結果となっておりますけれども、このように地元請負、元請が95%以上の入札を行っておるわけでございます。

菊池市の中小企業振興基本条例、また振興条例の4条に市の発注する工事、委託、物品の購入等に当たっては、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争の確保に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めることとなっております。このようなことが書いてあります。また、菊池市下請契約報告事務取扱要領の中の3条の中に、報告書に基づく主な指導事項は次のとおりとし、必要がある場合は総務部総務課に協議を行うものとする。1番目に、合理的な下請契約の締結について。2番目が、一括下請の禁止等について。3番目が、一般建設業の下請制限について。4、下請業者の選定について。5、不当に低い下請代金の禁止について。6、元請の代金支払い等について、指導事項と書いてあります。

地元業者が落札し、落札額が約、さっき申しましたように、26億7,000万ぐらいの発注があるわけでございまして、市外の業者が落札した14件を合わせますと、さっき申しましたように、30億近くになるわけでございます。それでいて地元の下請業者の仕事は20%台、28か29%か、わかりませんが、それぐらいの下請事業でございまして、菊池市中小企業条例、また下請契約事項取扱要領のそれに適合していると思われませんか。そのことについて質問いたします。

また、指導事項があったのかなかったのかもお答えください。お尋ねいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 現在、工事発注担当課におきましては、菊池市下請契約報告事務取扱要領第2条に基づき、適正な下請契約の締結及び施工体制の確保のため、下請報告書の提出を求め、適正な元請、下請関係を推進するよう取り組んでおります。

また、議員からご紹介のありました菊池市中小企業振興基本条例第4条第2項によりまして、市の発注する工事、委託業務、物品の購入等に当たっては、中小企業の受注機会の増大に努めることとしております。

市といたしましては、地元業者の保護、地場産業の育成だけでなく、雇用確保の観点からも、市発注の工事、委託業務の落札業者へは落札決定通知書または仕様書の中に、工事資材等の発注は菊池市内から調達するとともに、社員の地元雇用及び下請の適正化について、文書にてお願いをしております。

ただ、元請業者が下請業者を選定することに関しましては、建設業法等でも何ら定めはなく、国・県の営業許可を有した業者であれば、元請業者が自由に選べることとなっております。

結果としまして、地元の業者の落札した割合というのが30%にとどまっているということになっておると認識をしております。

本市におきましては、平成22年度の発注工事242件のうち228件は地元の業者が落札をしている状況でございます。このことを踏まえまして、今後より一層の地元業者の受注機会の確保のために、資格審査等の業者説明会など、積極的に地元受注促進の指導及びお願いをしていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○15番（坂本昭信君） 何と申しましても、やはり地元の企業を元気づけようということで、地元元請を使っていけば地元の下請業者も潤うんじゃないかという考えで中小企業基本条例はできたものと、議員提案でできたものと思っております。今まで文書ではお願いしていますが、文書であるかもしれませんけれども、どれぐらいなさっているのか。お願いして、たった二十八、九%の下請しかできなかったのか、それとも下請業者がいなかったのか。

下請業者の中にもやはり後継者の人もいらっしゃる下請業者もありましょうし、それぞれに、今、菊池市の業者の中にも技術のある下請業者もありましょう。そのどれぐらいのお願いか、そこがやっぱり執行部を、私たちが疑問を持つのはそこです。何につけても、これから先やります、どうしますとおっしゃいますけれども、結果的に見てみますと、前に何ら進んでいません。

やはり地産地消ではございませんけれども、やっぱり地元の仕事は地元の元請がするならば、やはり下請も地元の業者を使ってもらって、やはりその下請も元気づけてもらって、やはり菊池市が潤うように、少しでも税収が上がるように、やはり元請は地元であっても、下請が熊本市内であれば税金は熊本市内に落ちるんですよ。菊池市には何の恩恵もないんです。30億のお金も使ってどれぐらい税収が上がっているかわかりませんが、それぐらいのことでいいんですか。私はそれじゃいかんと思います。

やはり執行部も一生懸命その税収、財政面を考えながら、下請のことも考えながら一生懸命お願いしてやはりしてもらわんと、今まで何につけても、きのう、防災の質問がございまして、やはりそうでしょう、します、します、しますと、何も前に進んでいない。そういうことでございます。口で言うのは簡単ですよ。態度で示して実行してもらわんと、ただ何でその中小企業条例もありますし、さっき申しました菊池市の報告事例もあるように、やはりそれがあればあるでやはりしっかり指導をしたり、いろいろしてもらわんと、本当に菊池市は何しよっとね、山鹿は

そんなことじゃないんですよ、山鹿はがっちり組んどるから、よその業者は全然入られん、そういう話聞いております。やはりしっかりしてください。

ということで、いろいろ申し上げますけれども、もう3回目ですから、これで最後ですけれども、やはりこのような感じで下請業者をもう少し使って菊池市が潤うような事業をやってもらいたい、これがお願いでございます。このことにつきまして、指名審査会の会長であります副市長さん、それに市長さんのお考えをお尋ねいたします。

○議長（山瀬義也君） 副市長、永田明紘君。

[登壇]

○副市長（永田明紘君） 指名審査会長としての考えはいかがかというお尋ねでございますが、ただいま総務部長がお答えしましたように、平成22年度の地元の工事発注率は94%でございます。そのうち土木建築工事では、元請100%の地元発注率でございますけれども、下請は約、お話ありましたように、30%というふうになっております。

市といたしましても、このような事態を真摯に受けとめまして、下請につきましても地元発注の率を上げるため、指名審査会等での工事担当者への指導、資格審査等の説明会等におきましては、業者への指導やお願いをするなど、あらゆる機会をとらえて改善に努めていかなければならないと強く考えております。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ただいま副市長の方からお答えいたしましたように、今後、そういうことにつきましては、より積極的に下請導入ができますように、地元の皆様方、とりわけ建設業界に対しまして自覚を促したいと、このように思います。

ただ、やはり下請とって、下請の方が下請業を専業とされているんじゃないで、直接市の指名を受けて自分が元請になっておられる方々が、自分の仕事がないときに下請に回るということもあるのではないかなと思います。そこで、元請負の場合の受注率というのは落札率をお示しいただきましたが、今度は下請に入る場合にはそれをはるかに下回るような予算になってしまうということで、選択幅が非常に狭くなってくる。そのことによって経営に大きな影響を与えるために、下請としては仕事はしないよといった体制もあるのではないのかなと、そういう思いもいたしますが、いずれにいたしましても実態を解明していい方向に行きますように、地元に対する中小企業基本条例によって地元指名をされ、地元が受注しているのにも関わらず、今度は外注は安い方という形に流れていけば、地元の主張というのは通り得ないような形にもなるんでありますんで、そこら辺を業界の方々についてはご

理解をお願いしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○15番（坂本昭信君） まさしく市長のおっしゃるとおりで、元請は下請には少しでもやっぱり安く安くというような感じでやっているようでございます。そのところをやっぱり、おっしゃいましたように、よろしくお願いいたします。

それと、土木工事で平成20年1月からいよいよ。

○議長（山瀬義也君） 次の質問をお願いいたします。

○15番（坂本昭信君） 菊池テクノパークの団地造成が始まります。それで、土木工事の中でございますので、地元の産業のように、やはり地元で行う工事でございますので、それに当たっては地元の業者の利を県の菊池地域振興局の。

○議長（山瀬義也君） はい、坂本議員、3回ですから、次の質問に。

○15番（坂本昭信君） はい、わかりました。終わります。

それでは、防災についてお尋ねいたします。

このことにつきましては、私の前に4名の方から同じような質問がございました。それで、いろいろありますけれども、その中で私なりに考えまして、4人の人と余りダブらないように質問していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

実は、熊本市、合志市、八代、天草は、耐震工事の助成をやっていると聞きました。菊池市も、お尋ねしたところ、道沿いの家は耐震調査をやってもいいというような考えでおられるようでございますけれども、やはりその耐震調査を、その助成をお願いしたいと私は思うわけでございますけれども、ぼちぼちでも調査を、助成するから、する人が何人出て、される方がいらっしゃるかわかりませんが、やはりそのいろいろな立場で耐震調査をしておいて、やっぱりそれに備えて、やはり前向きに一步步前に進んでいかなくてはいけないんじゃないかなと思うわけでございますが、その点、執行部としてはどのような考えを持っておられるか、お尋ねいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） ご質問にお答えをいたします。

ただいまほかの市町村の建築物に対する耐震助成の補助制度の紹介がございましたが、本市におきまして、現在、どういった制度があるのかというのをちょっと手元に今持っておりませんので、また調べまして、そういう助成制度があれば、また後ほどご報告をさせていただきたいと思っておりますが、今後、他の市町村のそういった制度も十分研究をさせていただきまして、本市においても必要があれば、またそれ

は十分研究をさせていただきたいというふうに思います。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○15番（坂本昭信君） それでは、耐震調査と同時に、今から誰か発せんとなかなか起きませんので、耐震調査と一緒に、例えば筋交い入れるとか、いろいろ対処法があると思いますけれども、それについてもよかったら助成なり何なりを考えていただきたいと私は思うわけでございます。東日本大震災と違いまして、私辺りの地域は津波はありませんし、地震に対する対策と水害、台風、ありますけれども、やはり地震で家が倒れたり、下敷きになって被害者が出たりしますと大変なことになります。そのようなことで、やはり前もってこの東日本大震災を教訓として、どういう対策をとったらいいかということ、もちろん考えておられると思いますけれども、真剣に、やっぱり早急に考えてもらわないと、やはりあってからでは間に合わないわけでございまして、やはり義援金とかお見舞いはやる方がいいことございまして、もらうようになったらおしまいでございます。そのようなことで、先手、先手を打っていただきたいと思うわけでございます。

それと、この次お尋ねしますのが、きのう、大賀議員から防災無線についてのお尋ねがございました。近いうちに行くということでございましたので、私は19年の9月から防災無線について質問しているわけでございます。それが部長の答弁によりますと、20年から計画に入って始めるということでございましたので、もう今年は23年でございます。何の音さたもなく、やっぱり住民に周知徹底することが欠けていると思います。やはり、きのう、大賀議員も申しましたように、個別に受信機を備えるような、そのような体制が私も一番いいと思いますけれども、やはりそれはそれなりに考えて、やっぱり何回も扱わんでいいように、するならば、どんと、もう後から手をかけんでもいいように、そのような施設をつくっていただきたい。そして、住民の安心・安全を守っていただきたい、このように思うわけでございます。

それと最後に、今、私思いますに、行政区における防災組織の大切さ、これはつくづく感じるわけでございます。消防団もいらっしゃいますけれども、それ以外にやはり老人の方々もいらっしゃいます。民生委員の方々、区長さん、そういう方々を対象として、期成会なり、指導者的な範囲で、やっぱりどのようにやったらいいかということで検討していただきたい。

それと、きのう、隈部議員がおっしゃいました地域担当職員が、やはりそれを割り当てて、やっぱりその行政がある程度リーダーシップをとって進めないと、なか

なかこのことは前に進まないと思います。その地域職員が決めて、その地域職員を通じてその方向、集合したり、いろいろそのようなことをやっぱり行っていかないと、きめ細かなやっぱりお計画をしないと、大ざっぱな計画ではなかなか前に進まないとは思うわけでございますけれども、このようなことについては執行部としてどのように考えておられるか、お尋ねいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 災害が発生した場合、地域の人たちの手により倒壊家屋から救出される人は全体の大部分を占めることや、その後の避難所運営においては、地域主導で行ったところはトラブルが少ないと聞いております。自分たちのまちは自分で守るといふ地域住民の連携に基づき、災害の発生時に住民が連携をとり、互いの身を守るための防災活動を行っていただくことを期待しております。

災害はいつどこで発生するかわかりません。また、被災規模によっては行政による支援、救出が十分行き届かないケースも想定されます。特に、地域内の災害時要援護者となる高齢者、介助の必要な方の救助、支援に対しては、身近にいる地域の方々の助けが必要となるため、議員がおっしゃいました自主防災組織を結成し、災害発生時の役割分担など、体制を整えておくことは重要だと思います。

本市としましては、研修会を実施するなどして自主防災組織の組織づくりを推進し、避難訓練等への助言や支援を行うなど、行政や各防災機関と今後の防災対策を一緒に進めてまいりたいと考えております。

自主防災組織におけます指導者の育成ということでございましたが、今後、市としましても自主防災組織の組織づくりの推進をしていく中で、その中心となるリーダーの育成、そういったものも十分養成を検討していかなければいけないと考えておるところでございますが、そのやり方についてはまた今後十分詰めてまいりたいと思います。

また、地域担当制についてのご質問がございましたが、これにつきましては、まだ現在調査中ということで、まだ導入するかどうかは決定をしておるところでもございません。今後、その検討をしていく中でこういった役目を持たせられるのか、そういった部分も含めて、十分検討をさせていただきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○15番（坂本昭信君） 執行部におかれましては、いろいろ申し上げましたけども、よどむことなく前に進んでいただきたいと思います。前に前に進んで、やっぱり行動を起こさなければ何もできないわけでごさいます、机上の空論ではいけません。職員も減って忙しいと思いますけれども、前に進むことをご期待申し上げまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（山瀬義也君） 次に、二ノ文伸元君。

[登壇]

○12番（二ノ文伸元君） 皆さん、おはようございます。

坂本議員同様、私の前に5人の方が防災についてはご質問をなされました。ほとんど出尽くしておりますけれども、総括という意味で質問をさせていただきます。

それでは、まず最初に防災対策ということで質問をいたします。

3月11日、私は菊池北中学校の卒業式を終え、帰宅後、昼食を済ませ、月曜から金曜昼放送の情報番組「ミヤネ屋」を視聴しておりました。そのとき、どのような内容の放送をされていたかは定かではありませんが、恐らく菅総理、小沢さん、谷垣さんがどうのこうのというような、そのような番組の内容ではなかったのかなと、今は思っております。

突然、司会の宮根誠司さんが、今、スタジオが大きく揺れています、激しく揺れていますと、目を丸くして地震の揺れを伝えて、ただいまの時刻、午後2時45分を少し過ぎたところだとのことであったと思います。それから、詳しく情報が入り次第お伝えします、このようなことであります。

しばらくすると、津波警報が発令され、全国の状況が伝えられ、時がたつにつれ、被害状況がテレビに映し出されるようになると、これは本当にこの日本の出来事なのかと、目を疑うばかりでありました。地震の揺れによる家屋の倒壊、崖崩れ、道路の寸断、地面のひび割れ、火災、そこにかつてなかったような大津波が押し寄せ、船を陸に押し上げ、車は流され、家を押し流し、畑を飲み込み、まさにこの世の地獄、東北地方の太平洋沿岸部は壊滅的な状況を受けました。

しかし、まだこれだけでは終わりませんでした。どうしたことか、安全であったはずの福島原発が津波の影響を受け、制御不能となるばかりか、いつ収束するのかさえわからない最悪の状況となっていることは皆さんもご存じのとおりであります。

放射能汚染によりふるさとを追われる人、また自宅に帰れない人、離ればなれになる人、農産物の被害、それによる風評被害、電力不足、そして何よりも尊い命を数多くこの地震によって奪われました。ここで、改めてお亡くなりになられた方々のご冥福と被災なされた皆様のお見舞いを申し上げるところであります。

本当に私としましては、いまだに悪い夢であってほしいと思っております。しかし、現実には現実として受けとめなければなりません。

ここでお尋ねですが、この東日本大震災をどのように感じておられるのか、執行部のご見解をお示してください。

また、このように大きな地震を本市に置きかえたときに、どのような災害が予想されるのか、またその災害に対してどのような対策を考えておられるのか。また、災害が起きる前にやっておくべきこと、できることがあればお示しをいただきたいと思えます。

以上、質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） まず、東日本大震災に対する見解についてお答えをいたします。

東日本大震災におきましては、死者、行方不明者が2万2,000人を超え、電気や水道などのほか、道路や鉄道などが大きな打撃を受け、未曾有の被害となっております。行政機能が麻痺した市町村もあり、改めていち早い避難体制、避難先の確保といった地域の防災体制の強化が必要と考えさせられたところでございます。

本市におきましても、安全な避難先の整備や研修会を実施するなどして、地域において自主防災組織づくりを推進し、避難訓練、防災活動の支援などを行っていく必要があると考えております。

現在、被災地では国を挙げての救援活動が進められておりますが、住居などの不足により、極めて厳しい避難生活を余儀なくされておられます。このような被災地の状況が早期に復興することを心から願っております。

次に、本市に置きかえたときにどのようなことが考えられるか。その場合、本市においてやるべきこと、やっておくべきことはという主旨のご質問をいただいたと思いますが、東日本大震災におきましては、津波による被害が大部分を占めております。山間地等の多い本市の地形等に照らし合わせますと、平成16年に発生し、震度7を計測した新潟県中越地震や、平成20年に発生し、震度6強を計測した岩手・宮城内陸地震に置きかえて考えられるかと思えます。

まず、地理的な現状から、山崩れや土砂崩れなどで道路が至るところで分断、また通信ケーブルが切断され、山間地域等の集落では通信・輸送手段を失って孤立するところが出てくるのではないかと予想されます。こうした場合、孤立した集落に対しては、県を通じ自衛隊の派遣等を要請し、必要物資を空中輸送することなどが考えられます。



また、防災無線においても中継局の設備損壊や停電などで機能が停止することが想定されますので、対策としまして、予備のバッテリー等の備蓄を考えなくてはならないと思います。

また、梅雨時期の場合は、河川堤防にも損壊が生じる可能性もありますので、住民の方々を避難させるため、市としましてはいち早い状況判断、避難指示に努めなければならないと考えます。

最後に、以上のような状況を想定すれば、市としましてはあらかじめ避難先の確保、必需物資の備蓄、さらには日ごろから関係機関との連携の確認、さらにはまた地域における避難訓練の実施など、不測の事態にも備えておくことが重要と考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○12番（二ノ文伸元君） 今の答弁を聞きまして、少し安心しました。やはり私の前に5名の方がこのことについて質問をなされました。そういうことで、万全に近づいてきたのかなというふうには思っておりますけども、孤立する集落があると思います。それに対しては自衛隊の要請をもってヘリコプターの要請をしたりとかというようなことを聞きますけども、どこもここも、特にこの中山間地が多いということで、ヘリコプターがとまるわけではないというふうに思っております。

私が、21年12月議会だったですか、質問の中で、消防署から遠隔地においてAEDの設置をお願いしますというような質問をした折に、執行部の答弁として、検討するということが議事録に載っております。そのAEDの件につきまして、設置をする検討がなされたのか、どういうふうになったのか、そのお答えをまだいただいていないと思います。

やはり地震によって、心臓発作で心臓がとまる方がもしかするといらっしゃるかもしれません。遠隔地に置いた場合、どこにそのAEDがあるかという、恐らく知らない人が多いんじゃないかと思えます。寸断されれば、そこに行けるような状態ではないと。そういうときに、やはり区長さんあたりの家にAED設置がしてあれば、住民の方々も安心ができるのではないかというふうに思っておりますので、そのところをお示しをお願いしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） AEDの山間地等への設置状況はどうなっているかというご質問かと思いますが、AEDに関しては、どこの範囲に置かなければならないと

いう設置基準は特にありませんが、本市としましては平成18年度から21年度にかけて、市内67カ所に73台設置しているところでございます。設置場所の考え方としましては、人が必ずいること、そしてできれば保健師が近くにいること。また、人の出入りが多く、AEDの救命措置ができる人がいる可能性が高いところという観点から、管理者の有無を重視をしております。このため、AEDのほとんどが公共施設への設置となっており、山間地域等では小中学校に設置をしているところでございます。

議員ご指摘がございました山間地域等への区長さんのところに設置してはどうかというご質問がございましたが、人工呼吸や心臓マッサージ等の救命措置を行い、管理指導が行える体制というのをなかなか山間地等ではとれる場所が少ないということで、これ以上の追加の設置はなかなか困難というふうに認識をしております。

市としましては、AEDの設置に関しましては、来年度に改定を予定をしております防災マップに設置場所をあらわし、またホームページや広報誌などに掲載をして、まず設置場所を多くの市民の方へお知らせしたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○12番（二ノ文伸元君） この防災というのは、やはり住民の方々が安心・安全な気持ちでおられるということが一番大事なことだろうと、基本中の基本だろうと思うんですよ。そういうところで、やはり遠隔地、これは特に菊池市は多いわけです。そこに設置することは不可能ではないはずですよ。今申されましたように、防災マップの見直しをやるということですけども、そのAED設置基準を新しくつくっていただき、設置をしていただくというようなことを盛り込まれていただきたいというふうに思いますけども、そのことについていかがでしょうか。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） AEDの設置基準を設けたらどうかというご提案があったかと思えます。先ほど、AEDに関しては特に現在設置基準というのは設けられておりませんが、どういう場所にAEDが必要かとかというのを住民の方に知らしめる意味においては何らかの説明が必要になってくるかと思えますし、そういう必要性があれば、防災マップ等にそういう説明を掲載することについては、今後検討をしたいというふうに思います。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○12番（二ノ文伸元君） だから、さっき聞いたように、検討はいつされたのかとか、そういうのもさっきお聞きしたはずなんですけども、もう3回目です所以说われませんよね。

次に、節電についてということですが、このことについての樋口議員、泉田議員、葛原議員の方からの質問の答弁で述べられてきたと思います。ほとんどお聞きしたいことは、答えは返ってきてはおりますけども、このことも総括ということで質問をさせていただきます。

今回のこの節電の根底にあるものは、東日本大震災を受け、原発のあり方が問われているものと思っております。そこで、市長の原発に対する思いのあり方について、一つの自治体の長としての賛否も含めてご見解をお示しいただきたいというふうに思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 今回発生いたしました福島原発事故から原子力発電の安全性というのが問われている中で、今後、完全な安全性の確保というものが担保されなければ、このような施設設置地域のみならず、国民全体に原子力発電についての理解というのは得にくい状況になっていると、このように考えております。

しかし、現実問題に目を向けておりますと、今すぐに原子力発電がすべてなくなってしまえば、エネルギーの需要と、あるいはまた供給のバランスが崩れて、国内の経済全体、あるいはまた国民の暮らしに大きな影響を及ぼすことは言うまでもありません。このような厳しい状況の中で、国内外で原発重視のこれまでの方向性の転換が議論されているところでもあります。

現在、エネルギー情勢を見ましたときに、原子力発電にかわり安定的、そしてかつ安全な代替エネルギーを確保するように、これは国に求めていかなければならないと思っておりますし、原子力発電施設の縮小、あるいはまた廃止を求めていかなければならないということになろうかと思っております。

今後は、太陽光発電、あるいはまた風力発電、その他の新しい、地熱発電とか、エネルギーの供給を長期にわたりまして安全で安定的な供給ができる体制の議論や、あるいはまたこの技術の革新に伴います研究を、これは国家レベルで進むことを望まなければ、一自治体でどうしようもないことだと思います。できる限りのことについて、私たち菊池市といたしましては新エネルギーの推進に取り組んでいきたいと、このように考えております。

○議長（山瀬義也君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○12番（二ノ文伸元君） ありがとうございます。もう少し長くお話しになるかと思いましたが。

今回のこの節電、本当に節電、節電ばかりと言っておりますけども、やはり我慢することばかりでは、特にお年寄りや熱中症でお亡くなりになる方がおられるかと思っております。そのような市民への呼びかけも大事であるというふうに思っております。

それから、昼間は公共施設など、温度を一定にしてやるところに、この暑い時期は避難、避難といいますか、そこにいることも一つの呼びかけとして、執行部の方からでも市民に呼びかけていただきたいというふうに考えます。

以上で、節電については終わります。

次の質問に移ります。

次に、隈府小学校の卒業後の中学校区割りについて質問をいたします。

このことにつきましては、これまでに3回質問をさせていただきました。しかし、今回は隈府小のPTAより議会の方へ請願の提出がなされております。そのことを踏まえて、議員の皆さんにも耳を少々傾けていただきたいというふうに思います。

まず、隈府小学校の卒業生が菊池北中と菊池南中の2校に分かれて進学するようになったのは、旧隈府中学校の再編が行われ、現在地に両方の学校の移転が完了した昭和45年4月1日からとなっております。その当時の生徒数は、菊池北中学校で18学級の681名、菊池南中学校では23学級で886名となっていたことです。その当時は生徒数も多くて、隈府小学校も1学年240名ぐらいで、全校生徒数で1,500名前後のマンモス校だったと記憶をしております。しかし、あれから40年以上が経過し、少子化など、さまざまな環境の変化に伴い、現在は1学年90名にも満たない生徒数となっております。

以前、我々の時代は生徒数も多く、二つに分かれても120名ずつぐらいで数も多く、近所の友人も幼なじみも多く、そんなに寂しさは感じてはおりませんでした。現在は近所に子どもは少なく、特に北中校区に限っては、近くに同学年の友達がいても、住所だけ移して南中に通う子どもが年々増えているような感じが否めません。

前も言いましたように、そのような方を取り締められとか、指導をしろとか、そういうことを言っているわけではありません、あしからず。それは気持ちがわかるからですね。

現在、私の子どもが隈府小の6年に在学していますが、以前の質問でもお話ししたように、こんなことを言います。私も南中に行きたい。誰々ちゃんも住所だけ変

えて南中に行くってつたいと。そして、誰々ちゃんもと、私も亘のおばあちゃんちに住所だけ変えて南中に行きたいと、そう私に言うんです。今はまだ卒業までは間がありますからそんなに言わないまでも、これから卒業が徐々に近づくにつれ、もっと私に迫ってくるものと思っております。私はふびんでなりません。

今回、統廃合の条例改正案が執行部の方より提案が出されました。菊池北小学校に龍門小学校と迫水小学校と水源小学校を統合するというものです。しかし、ご案内のとおり、隈府小学校に河原小学校が統合される改正案は見送りになっております。このことは、反対ということではなく、もう少し行政からの説明を受けた後に地域の総意を諮りたいとのことであつたと聞いております。

しかし、単にそれだけだったのかと私は考えております。隈府小学校の大きな学校に小さな河原小学校が統合されるのは、親として不安なことは当然のことだと考えます。そのことと同じように、隈府小学校の保護者としましても、今まで五つの少人数の学校が一つになり、菊池北中学校に進学するのではなく、今回の条例改正案のとおり、四つの学校が一つになるところに隈府小のわずかな生徒が通うことへの不安を抱くのは当然のことだというふうに考えます。

そのような思いをこれまで質問してまいりました。特に、前回の定例会における私の質問に対しての教育長の答弁の議事録を見ますと、そうした隈府小学校の保護者全体の要望があれば、見直しができるということですね。学校区につきましては、変更することにより児童・生徒数が増える学校もあれば、逆に減る学校もあるわけです。当然のことだろうと思います。保護者など、関係者からの要望というものは十分尊重させていただきますけれども、一方の意見のみで判断することはできないかと考えるところでもあります。しかしながら、学校全体としてのご意見につきましては真摯に受けとめる。そして今後、教育委員会と隈府小学校の保護者との間で通学区域の適正化については協議してまいりたいというふうな気持ちでおりますと答弁なされ、議事録に載っております。

そこで、質問ですが、去る4月16日の隈府小学校PTA総会へ統廃合の説明に教育委員会から、土曜日にも関わらず倉原教育長、佐藤教育委員長、中村学校教育課長のお三方にお越しをわざわざいただき、説明をお伺いをいたしました。本当にご苦労さまでした。

そのときの私と教育長のやりとりの中で、議事録の答弁と同じようなことをPTAの総会で言われ、保護者から拍手がわき起こりました。このことは教育長もご存じのとおりであります。このことは、私は保護者総意のものと判断しておりますが、教育長におかれましては、どのようにそのとき感じられたのか、1点だけお伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 二ノ文議員の思いというものは、もうここ数年ずっと思い続けてこられてきて、その思いも私も十分に受けとめているところでございます。

先般、今、二ノ文議員からお話がありましたように、出かけて説明会をいたしました。そして、保護者から拍手を受けたわけですけれども、やはり保護者もそういう気持ちで望んでおられるんだなということは感じたわけです。

しかし、現在、教育委員会では最優先事項として学校規模適正化、これに取り組んでおりまして、そちらの方のめどがたったならば、そのときからこの隈府小学校における通学区域の見直しについては取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○12番（二ノ文伸元君） 隈府小の総会のときにも私は教育長にお願いをしたと思うんですが、今、学校規模適正化とこの隈府小の区割りの問題は別というようなことを、今、教育長はおっしゃられたというふうに理解をしますが、あのときも言いましたように、今回の合併によって、統廃合によって四つの学校に隈府小が一つになるということは、これは一体的なものとは私にとらえております。

それと、やはり河原小学校の件もそうだろうと思います。河原小学校がもし隈府小学校に統合された場合には、河原小学校は、これは南中校区になります。それと、今の格差、北中が1、南中が7、それがもっと格差が広がるということになります。そういうことで、私はこの問題に関しては一体的なものというふうに理解をしております。

それから、何か教育長のお話を聞けば、この学校規模がまとまらなければこの話はないよというふうにも今聞こえたわけですけども、やはりそういうことであっては決してならないというふうに、今、教育長のお考えは違うと思いますけども、今の私の受けとった範囲では、今そのように聞こえたということが1点ですね。そこをひとつお聞きしたいと思います。

そのことは、まずさておいて、この線引きの件ですけども、今、南中校区が立石、北原、大琳寺、北宮、片角、亘、稗方、袈裟尾、切明、栄町、迎町。北中校区が、東正、西正、上町、中町、下町、立町、正院町、中央通り、横町。この、前も申しましたように、いびつな線引き。この線引きをやはりなくすことが一番大事だろうというふうに思います。一度、総務文教委員会の皆様にこの線引きを、車の中から

でもいいですので、ぜひ見ていただきたいというふうに考えるところであります。

それから、住民票、ここだけ移して通っている子がいるということですが、もう今のうちからそういうことを宣言されているお子様もいるやに聞きます。やはりこのことは教育委員会としてもわかってやっておられるというふうに、違うとはおっしゃいますと思いますけども、やはりこういう事実があるということをご認識はなされていると思います。やはりこういうことは、教育の一環として余り好ましくないというふうに私は思います。いかがでしょうか。

私のアパートの前に、やはり小学生に入られたばかりの子どもを持たれておる保護者がいらっしゃいますけども、いつ引っ越そうかというようなことも聞いております。やはりさっき言いましたけども、北中校区の子どもたち、そういった形で年々減っていくのはもう明らかであります。私も23年間隈府小学校の保護者をやっております。年々それが強くなっているように感じております。

こんなこともあるんです。住所だけ移している子が部活動をやって、その子が正選手になって、周りの子が、あの子は本当は北中だもんねとか、そういうようなことも何か聞こえてくるそうです。やはりそういったことを相対的に考えていただき、ぜひこのことを考えていただきたいというふうに思います。

質問としては、先ほどの教育長のお話の整合性といいますか、そこら辺を聞きたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 菊池市の今の小学校のあり方を見たときに、特に山間部の四つの小学校、本当に少ない人数の中で授業が展開されております。将来的に見て、この子たちが大人になったときに、どんな力を持ってどういうふうに生きていくのか、そういうことを考えたときに、やはり大きな学級集団の中で子どもたちはお互いに友達から学んでいく力というものは大きなものになってくるんじゃないかなど。そういうことで、この学校規模適正化審議会に諮問をいたしまして、その答申がまず複式学級を解消すると、これが最優先事項であるという答申をいただきました。それに基づいて教育委員会としてもこれまで、平成21年度から今日まで動いてきたわけでございます。

この学校規模適正化ができなかったら、隈府小学校の校区の見直しはないのかというご質問ですが、今の二ノ文議員の思いもありましたように、非常に北中と南中が、昭和45年、そのときからずっと見てみますと、本当に生徒数というのがもう1対7ぐらいの割合で減ってきております。変わってきております、状況が。この規模適正化ができなかったからしないということではなくて、それはそれとし

て、また隈府小学校の区域に、区割りについてはこれからも重要な課題として受けとめて、保護者の気持ちあるいは地域の方々の気持ちも受けとめながら進めてまいりたいというふうには考えているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○12番（二ノ文伸元君） ありがとうございます。

再々質問になりますけれども、今回の請願が可決されたとして、そして教育委員会の方からこの条例設置案というものが出されたとして、最短としてはいつごろになるのか、そのことを最後にお伺いをしたいと思います。

私も北中の卒業生です。北中の校歌大好きです。樋口議員も恐らく私と同じ考えだろうと思います、紹介議員になっておられますので。きついんです。しかし、大人の思いばかりではなく、やはり子どもの思いというのを大事にしないといけない、これが私は教育の基本だろうと思います。どうかその辺を踏まえて、可決されたとして最短でいつになるのか。何も私は自分の子どものために言っているわけではありません。来年度うちは卒業です、23年度いっぱい。23年度は無理ということはおわかっております。そのことを踏まえて、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 今、可決したらという想定で。

[「想定には答えられへんのちゃうんですか」と呼ぶ者あり]

○教育長（倉原久義君） そういうふうになるように、私からも議員の皆様をお願いしたいところですが、もし可決されたときに、北小学校に編入されます学校関係の、やはり25年の4月からスタートという方向に持っていくならば、それまでにいろんな準備等の期間、あるいは閉校式に向けた記念行事、委員会、あるいは学校跡地検討利用等もあるかと思いますが、そういうこともしなくちゃなりませんので、いましばらく時間はかかると思います。今、最短でということでしたけれども、はっきり申し上げまして、25年4月をめどにスタートしたいなというふうに思っております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） ちょっと早うございますけれども、ここで昼食のため、暫時休憩をいたします。午後は1時から開会いたします。

○



休憩 午前 11 時 10 分

開議 午後 零 時 59 分



○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、発言の申し出がっておりますので、これを許します。

教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 先ほど答弁しました内容について、補足して答弁させていただきます。

二ノ文議員の3回目の答弁で、中学校区の見直しを最短でいつからできるのかとの質問に対し、平成25年4月からと答弁しましたが、これは通学区域に関わる見直しについて、菊池市学校規模適正化審議会に諮問をして、そして検討していくのが平成25年4月からと考えているところでございます。

以上、補足して答弁させていただきます。

○議長（山瀬義也君） 次に、森 清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 皆さん、こんにちは。

通告に従いまして、質問を行います。

今、盛んに田植えが行われておりますけれども、その五、六十日前から米づくりはスタートしているものだと私は思っております。それは5月の連休ごろ、用水や排水の管理作業から始まります。私たちの地元では、井手さらえと呼ぶこの作業は、農業の人も勤めに出ている人も米をつくる人は皆参加し、文字どおり用排水をさらいます。そして、一汗流して、楽しみな反省会となります。その反省会の様子をヒントにしてお尋ねをいたします。

農業生産基盤の維持管理ということでもありますけれども、自分たちで土地も出し合い管理もしている、この用水路や排水路は一体誰のものかという話になったものでありますから、お尋ねをいたします。

また、この梅雨時には穴ぼこの舗装も増えますし、未舗装の農道も痛みます。その保全管理に不安を感じるけれども、大丈夫であるかということでお尋ねをいたします。

また、農道につきましては、台帳管理負担金として50万円の拠出がなされておりますけれども、このことにつきましてもお尋ねをいたします。

今、スタッフも減って、土地改良区はどうなるだろうという心配を持っている組合員も多数おられます。この土地改良区の現況と市の関係についてお尋ねをして、

最初の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 森議員のご質問にお答えします。

用排水施設の所有者についてのご質問でございますが、圃場整備等の土地改良事業により施工された用排水につきましては、ほとんどが土地改良区の所有となっております。

しかし、基盤整備事業を行っていない既存の用排水路等の所有者は市であります。維持管理につきましては、基本的にはそれぞれ受益者で管理を行っているのが現状でございます。

次に、農道の保全管理についてのご質問ですが、市が管理する農道は土地改良事業により整備されたものであり、今年4月1日現在で365路線、延長約126.6キロで、そのうち203路線、延長約77.7キロメートルにつきましては、一定の要件を満たした農道ということで地方交付税の対象になっております。

市が管理する農道の舗装新設や維持管理につきましては、市道と同様に請負工事等で対応いたしております。また、それ以外の地元管理の農道につきましては、受益農家の管理になりますので、市といたしましては毎年予算の範囲内で原材料を支給し、各区に整備促進をお願いしているところでございます。

このようなことから、土地改良事業により造成された農道で幅員1.8メートル以上の農道につきましては、適正管理及び改良を図るため、農道台帳を作成することになっております。専門的な技術・知識を持っております土地改良事業団体連合会に農道台帳の記載数値の点検及び確認、台帳の保管を委託し、農道台帳管理負担金ということで、現在、負担金を支払っているところでございます。

次に、土地改良区の現況と市の関係についてのご質問ですが、土地改良区は農業生産基盤の整備開発を図り、もって農業の生産性の向上及び農業構造の改善に資することを目的にそれぞれ設立されております。新菊池市として合併後も四つの土地改良区が現在存在をいたしております。職員は菊池市が3人と臨時職員が1人、泗水町が職員1人と嘱託職員が1人、七城町と旭志には職員がそれぞれ1名配置されており、人件費の76%を市が補助しているところでございます。また、役員さん等につきましても全体で55名おられ、受益農家戸数5,945戸、受益面積が5,225ヘクタールとなっております。

土地改良事業としましては、かんがい排水及び農道の新設、維持管理、農地造成及び客土事業、農用地の保全や災害復旧、区画整理事業等がありますが、近年は圃場整備事業後30年以上を経過している用排水路が多く、老朽化もしているため、

農業農村整備事業等により市と土地改良区が連携をしまして改良・改修等を実施し、生産基盤の整備を図っているところでございます。また、用排水路の改修や事業で造成された施設の管理及び面整備事業に伴う受益者の償還金等についても土地改良事業ということで徴収事務を行っております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 森 清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 再質問を行います。

今お話しになりました用排水路も大分年月がたつておるということでございますけれども、もしこの用排水路の改修や更新をするとした場合に、組合員農家の負担はどのようになっておるのかをお尋ねいたします。また、何か具体的に直近の例があるとすれば、それをお示してください。

二つ目、今お話しになりました固有の歴史を持つ土地改良区でありますけれども、今後、市としてはどのように関わっていこうと思っておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 再質問にお答えします。

県営の農業農村整備事業以外の主な事業としましては、団体営基盤整備促進事業と農業農村整備推進交付金特認事業等がございます。

受益者農家の負担割合はほとんどが10%の負担ということですが、整備計画する受益面積等により採択要件や事業内容が異なりますので、改修箇所が具体的にになった時点で市の農林整備課または土地改良区の方にご相談いただければ、条件等を確認し、最良な事業で取り組める体制を現在整えているところでございます。

また、事例はということでございましたので紹介しますと、現在実施中の菊池堰の基盤整備促進事業の概要について簡単にご説明します。

本事業は、総事業費2億4,000万円で事業認可を受け、菊池堰、長清堰、築地井手、横田堰の全体受益面積約583ヘクタールの一部、151ヘクタールについて、用水路、延長約11.5キロ、排水路、延長465メートルの改修工事を平成21年度から5カ年計画で取り組んでおります。この事業の負担割合につきましても地元負担が10%ということになっております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 事業の推進の中核的な役割をさせていただいているのが土地改良区の役目であろうと思います。土地改良区につきましては、合併協議会の調整項目の中でもAランクで、統合に向けて検討がこれまで進められるように調整してまいったところであります。新市になりまして何度か事務局レベルの打ち合わせ会等を行いましたけれども、それぞれの意向としましては、賛成意見と反対意見が二つに分かれている現状にあります。それぞれの内容、事情というのが異なるということであります。

今後は、事務局の勉強会として各種組織の情報の把握、また合併及び合同事務所等の視察を行いまして、役員の皆様や総代の方々を初め、受益農家の皆さん方のご理解を求めながら合併の方向で協議を重ねていく予定であります。ぜひ合併協議が整いますように、議員の皆様方におきましても関係者に対しましていろいろな意味でのアドバイス等をお願いをできればと、このように願っております。

○議長（山瀬義也君） 森 清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 次に、下水道事業についてお尋ねをいたします。

きのうでしたか、同僚の大賀議員の方からも質問がございましたし、下水道事業につきましては本会議のたびにどなたか質問をされております。私の質問の本旨も、なかなか合併浄化槽、進みませんもんですから、困っておられるといいますか、待っておられる人もあるというようなことを受けまして、どうして農集辺りに転換できないのかなという素朴な疑問から質問を進めたいと思います。

最初に、今も申し上げましたけれども、市町村型合併浄化槽が進まない理由を市はどのように考えておられるのか、お尋ねをします。

二つ目、各種処理施設では汚泥の抜き取り委託というのが見られますけれども、その汚泥の行く先、行方についてどうなっておるのか、お尋ねをいたします。

三つ目、費用対効果につきましては大賀さんの方からお尋ねあっておったわけでありましてけれども、一つ一つ聞きましてもなかなかわかりませんので、私はトータルとしてどのぐらいかかっておるのかなと。公債費も含めまして、下水処理に幾らかかっているかということをお尋ねをいたします。

また、利用料として市民が払うお金はどのぐらいになっておるのかなということも併せてお尋ねをいたします。平成21年度か、あるいは22年度、どちらでも結構でございますので、お答えを願いたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、山田憲章君。

[登壇]

○建設部長（山田憲章君） 合併浄化槽が進まない理由につきましては、現在、公共下

水道等の集合型生活排水処理施設への接続率は約82%となっております。合併浄化槽区域の浄化槽設置率は39.2%となっております。事業進捗状況がおくれているような状況でございます。

この理由につきましては、合併浄化槽の設置に際し、改築等の費用負担が発生することや、くみ取り料金に比べて合併浄化槽の使用料金が割高であること、また区域内には単独浄化槽を設置している世帯が1,022世帯ございます。これは合併浄化槽未設置世帯の約32%に当たりますが、この世帯においては既にトイレの水洗化が進んでいるということで、単独浄化槽から合併浄化槽へのつけかえが進んでいない状況にあります。このようなことが事業がおくれている主な原因のものと考えられます。

改善策としましては、合併浄化槽の有効性と事業に対するPRが重要と考えますので、今後も広報や出前講座などの事業PRをさらに強化して事業の進捗を図っていきたいと考えております。

次に、各処理施設から出ている汚泥の処分先につきましては、公共下水道におきましては汚泥を脱水し、さらに乾燥させて、乾燥汚泥の状態産業廃棄物として搬出してあります。搬出先は九州産廃株式会社で、搬出した汚泥は最終的には施設内で堆肥化されてあります。

次に、特定環境保全公共下水道では、汚泥を脱水し、脱水汚泥の状態産業廃棄物として搬出をしております。搬出先は公共下水道と同じく九州産廃株式会社です。この分につきましては、メタン発酵の材料として利用されてあります。農業集落排水施設、小規模個別排水処理施設及び合併浄化槽においては、濃縮汚泥の状態一般廃棄物としてクリーンセンター花房に運んで処理をしております。最終的にはクリーンセンター内で堆肥化をされてあります。

次に、各処理施設の汚泥処理費用を含めた維持管理費と公債費の総計と使用料の徴収実績につきまして、これは平成22年度の各事業での状況を申し上げます。

まず、公共下水道事業ですが、汚泥の処分費を含めた施設の維持管理費と公債費の合計は6億939万9,000円で、これに対する使用料収入は3億4,395万9,000円となっております。

次に、特定環境保全公共下水道事業ですが、汚泥処理費を含めた施設維持管理費と公債費の合計が3億6,129万3,000円で、これに対して使用料収入は8,518万5,000円となっております。

次に、農業集落排水事業ですが、施設管理費と公債費及びクリーンセンターの処理費の合計は4億6,817万7,000円で、使用料収入は1億2,931万9,000円となっております。

次に、小規模個別排水処理事業についてですが、施設管理費と公債費及びクリーンセンターでの処理費の合計は976万3,000円で、使用料収入は264万7,000円となっております。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 森 清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 再質問を行います。

人は見える範囲のことはよく理解できるわけでありませけれども、なかなか見えませんと理解が進みません。そういうことから、私の地元であります住吉永農集についてお尋ねをいたします。

まず、地区内世帯数、人口でも結構でありますけれども、人口と加入世帯数、要するに加入率といいますか、それをお知らせください。

この地区ではこの時期、この時期といいますか、事業を実施された時期でございますけれども、合併浄化槽より管をつなぐ方式の方が有利であったのかどうかをお尋ねをいたします。

といいますのも、合併してわかったことでありますけれども、それぞれ経済的にこの方が有利だったというお話を聞くわけでありませけれども、旭志は合併浄化槽の方が有利であると、泗水におきましては管をつないだ方が有利であるというふうで、どちらを立てましてもなかなか都合の悪いことでございますもんですから、単なる経済的な理由ばかりではなくて、ほかにも理由はあったと思っておりますけれども、この時期におきましてはどっちが有利であったかをお尋ねをいたします。

私のうちでは7人家族で月5,000円の利用率ということでございますけれども、この利用率はほかの自治体辺り、下水道事業を行っておるところと比べまして平均的なのかどうなのかをお尋ねして、再質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、山田憲章君。

[登壇]

○建設部長（山田憲章君） 再質問にお答えいたします。

永住吉地区の区域内人口は1,918人で、接続人口は1,566人、加入率は81.65%となっております。

次に、事業実施時期における合併浄化槽事業との経済比較についてですが、当時の資料を確認しましたが、その比較資料が見つかりませんでした。そういうことから推測をしてみますと、当時の施策方針として、合併浄化槽ではなく、農業集落排水事業での整備を判断されたものと考えられます。

次に、7人家族の月5,000円の料金についてですが、人頭制を採用している

近隣の自治体では、玉名市の旧横島地区で月5,700円、旧天明町地区で月6,400円、山鹿市で月5,200円となっており、比較しますと、若干安めの金額となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 森 清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 3回目の質問を行います。

せんだって、この永住吉農集地域に隣接します旭志の一部がこの管をつなぐ方式で新しく加入いたしました。このとき、議会にも説明があったわけであります。

そこで、この区域の設定や変更の決定ということにつきましては、何か決め事とございますか、根拠があるのかどうかをお尋ねをいたします。

二つ目に、今までも何回も説明がっておりますけれども、この住吉永農集地域に相当する地域は、合併浄化槽を進めておる、他とございますか、洒水・旭志・菊池管内の中にも相当数あるというふうに思います。どなたの質問も、そういう地域には農集あたりを進めてもええんじゃないかという主旨の質問が多かったと、このように思います。

そこで、その浄化槽地域というふうに地域を決めている以上、もう全く変更ができないのかどうか、変更ができない理由。

それと、今、右肩下がりの時代になりまして、なかなか維持管理、コストを考えなくてはならないという係の説明でありますけれども、施設の設置、維持管理、更新まで見通した比較検討する基本的な数字があるのかどうか、お尋ねをいたします。もしあるとするならば、素人にもわかるような簡潔な説明をお願いしたいと、このように思います。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、山田憲章君。

[登壇]

○建設部長（山田憲章君） 再々答弁をいたします。

旭志の一部について、隣接する農業集落排水事業の永住吉処理区の管渠が近くまで来ておりますので、経済比較上、接続した方が有利と判断されましたので、そのように変更しているということでございます。

また、永住吉地区と同様の地域があるのではというご質問と、施設設置、維持管理、更新などを含めた基本的な数字があるのかというご質問につきましては、併せてお答えさせていただきます。

平成12年に、国土交通省、農林水産省、環境省の3省統一による建設費及び維持管理費を含めた経済比較指標が提示されております。新規事業採択を行う場合は、

この指標に基づき経済比較を行い、優位性が示された事業でなければ採択が困難となっております。

現在の市内の浄化槽整備計画区域で、この指標上、明らかに集合型が有利とされる地域はありませんので、現時点においては事業区域の変更については難しいものと考えております。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 森 清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） ありがとうございます。

3番目の項目で、総合計画についてお尋ねをいたします。

市の最上位の計画である総合計画は、議決事件とするべしというふうな先輩議員の働きで、議会の議を経て決定するようになりました。昨年6月、基本計画が総務委員会で審議、可決され、本会議でも可決されました。それなりに理にかなっていると思いますけれども、本当の審議というならば、各委員会の所管する分野ごとに分けて審議した方がいいのではなかろうかなど、このように思うわけであります。

市は議会審議の重要性、必要性、そういうことを大切だというふうによく答弁があるわけでありましてけれども、追認機関と言われる私どもの反省も必要かと考えますけれども、議会審議の必要性、特に総合計画等につきましてどう考えているのか、お尋ねをいたします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） 菊池市総合計画につきましては、総合計画等策定審議会委員の皆様を初め、市民アンケートやパブリックコメントによる貴重なご意見やご提言を賜り策定をいたしております。議会の皆様には全員協議会でご説明をさせていただき、昨年6月にご議決をいただいたところでございます。

このたび、平成23年5月2日付で地方自治法の一部改正が公布され、議会の議決を得て総合計画の基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないという項目が削除されました。ただし、引き続き現行の基本構想について議会の議決を得て策定することは可能であるとされております。

この法律改正の背景には、地方分権改革推進計画がありますが、基本的な考えといたしまして、従来の中央集権型社会から住民本位の分権型社会へ抜本的な転換を図り、地方は自ら主役となって考え、実行できる体制をつくることが不可欠であるという考えに基づくものでございます。このことは、地方が自ら主役となって考え、施策を実行できる体制をつくるためには、地方の責任がこれまで以上に明確になっ



たということでもあります。

ご存じのとおり、本市の総合計画は三つのまちづくり目標が定められ、次に九つの柱に分けられております。さらに、25の主要施策と、それを実現するための具体的な50の施策によって構成されております。50の施策につきましては、さまざまな施策を講じることができるように、複数の部署にまたがる業務が盛り込まれております。そのため、各委員会において重複してご検討いただくような施策が複数存在しておりますので、今回の後期基本計画書は全員協議会でのご説明となりました。

次回の総合計画につきましても、後期基本計画の策定と同様に、市民の皆様のご意見を反映し、議会審議会等で議員の皆様のご意見を伺いながら、議員の皆様にもご納得いただけるようなものをご提示できますよう努力してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 森 清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） じゃあ、終わりに市長にお尋ねをいたします。

今、企画部長、いいことをおっしゃって、自ら主役となって考えると、このようにおっしゃいました。全くそうありたいと、このように思うわけであります。

先ほど紹介しました先輩議員、計画なくして市政なしと、思いつきで市政はできないとよくおっしゃっておりました。その中でも基本構想、基本計画というのは行政の根幹となるものだと、このように思います。基本計画の重みについて、市長はどのように思っておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 基本構想につきましては、地域経済社会の変動の中にありまして、真に住民の負託にこたえ、適切な地域社会の経営の任を果たすためには、将来を見通した長期にわたります経営の基本に確立することが必要とされておりますために、特に住民の日常生活に直結し、地域社会の経営について基礎的な責任を有する行政の主体であります市に義務づけたものであります。

なお、基本構想は、性格上、市長の責任において原案を策定することになりますけれども、その重要性にかんがみ、議会の議決を得なければならないとされてまいりました。市の長期にわたります経営の根幹であると、このように考えておりますので、今後の計画策定に当たりましては、先ほど部長答弁にもありましたように、議会審議会等で議員の皆様全体にわたりまして、それぞれの専門分野があるわけで

ありますので、ご意見を伺いながら、市民の皆様にもよりわかりやすいような総合計画となるように努めてまいりたいと、このように考えます。

○議長（山瀬義也君） 次に、東 英俊君。

[登壇]

○6番（東 英俊君） こんにちは。

議席番号6番の無所属の東 英俊でございます。

今回の東日本大震災で被災された皆様方に、私も地方議会議員として、また同じ日本国民として、心よりご冥福とお見舞いを申し上げたいと思います。

また、ここで一般質問に入ります前に、福島第一原発の事故により、避難区域、計画避難区域で酪農を営んでおられた酪農家の方々が日々の営農活動の停止を余儀なくされ、多額の資金を借りて規模拡大したばかりの酪農家の方々が二重債務に踏み切るかどうかで悩んでいる様子を新聞、テレビで拝見をいたしました。そして、それらのことを病んでからか、自ら命を絶つという最悪の結果もつい先日報道されたばかりで、皆さんも記憶に新しいのではないのでしょうか。このことに関しては、私も同じ酪農の同士として大変心が痛みます。

原発立地自治体や地元住民は、原発の安全神話なるものを信じ、建設着工に踏み切り、あげくの果ての結果がこれでは余りにも残酷な話です。危機管理の想定もできていなかった東京電力、経済産業省、原子力保安院及び政府に対して憤りを隠せません。

そして、日本における原発の数は、世界の原発保有国と比べて、人口の比率、国土面積比率の割合から見ても多いこともわかってきております。新聞報道にもありましたが、この背景には自民党政権時代のエネルギー、燃料、電力供給という、国民が生活をしていかななくてはならない一番弱い部分を一部の議員と官僚が癒着をし、牛耳り、その政権時代からの利権構造が核としてあるというふうに書いてあります。生活していく上で必要な電力エネルギーであります。私も今まで毎月請求書どおりの金額を支払ってきております。今、改めて、その金額そのものが妥当なのか、このようなことが明るみになってくれば疑いたくもなります。

このような観点で、再度利権問題というものを検証したときに、恐らく多岐にわたり我々の身近なところにも存在しているのではないかというふうに思われます。その利権の上に立ち、あぐらをかいて私欲を肥やすなど言語道断。我々国民は何のために血税を払っているのか。我々国民は、生活や営農活動のために言われるがままの値段で物を買ひ、言われるがままの値段で生産したものを売っております。今こそ我々国民はいろいろな分野、組織において採算性の合わない理不尽なことに対して大きな声を上げていくべきではないでしょうか。このことをまず冒頭に申し上げ

げておきます。

また、去る5月20日に議員研修が本庁3階大会議室において「地方議会の果たす役割と権限等について」と題して、全国市議会議長会事務局法制参事、本橋謙治氏の研修を受けました。改めて勉強になりましたが、その際にも、一般質問というものは議会の監視機能行使の部分で大切であり、議員からの政策提案の場である。市民の方々が聞きたい、知りたいことを市民の方々にかわって聞くというところでは重要であるということを経験させられました。このことをしっかりと踏まえ、今回は3点、通告に従いまして、一般質問に入りたいと思います。

まず初めに、本市の農業振興についてであります。このことについては今まで多くの先輩議員の皆さんが一般質問を重ねてこられ、今議会においては坂井正次議員、隈部忠宗議員が聞かれております。重複する部分が極力ないように努めてやりたいと思います。

私は常に地方自治体菊池市の活性化という観点で考えたときに考えられる必要な施策は、企業誘致による雇用の場の確保と法人税の収入、観光客の受け入れ増、そして恒久的な営農活動を行える農家の確保と育成支援の3点と考えております。この3本柱の活性化対策はどれも重要で早急に進めていくことが必要であります。今の経済状況や世界情勢から見て、企業誘致、観光客の増については、多少の外的要因を勘案しつつ推し進めていくべきだと考えます。

そこで、今、本市が本気で取り組んでいかなければならないのが、残りの柱として挙げた農業振興施策の実施であろうかと思われ。ですが、農業振興と申しましても余りにも広義過ぎるため、つかみどころがないように感じます。

そこで、まずお聞きしますが、農業振興施策の実現のために、具体的に当局は何をしなければならぬと考えるか、何を目標とするのかをお聞きします。

さらにはまた、本市における専業農家、第1種兼業農家及び第2種兼業農家の戸数のここ数年の変遷とおのおのの平均所得額もお聞きします。

これまで農業振興策を聞いてきた多くの先輩議員さんに対する一般質問の答弁の中で、執行部は、農業は本市における基幹産業であるとした文言を言われてきておられますが、その思いがあるのなら確認のためにお聞きします。農業を本市における基幹産業と位置づける定義を具体的な理由、数字をお示ししながらお答えください。

ここで、菊池市の一部の農家や農事組合法人を除き大半の農家というものは、農産物の出荷先であるJA菊池、熊本酪農業協同組合、畜産農業協同組合のこの三つの農協の組合員として営農活動を営んでおられます。JA菊池とは、指導事業、購買・販売事業、倉庫事業、信用事業、共済事業、その他の事業を行う総合農協であ

ります。熊本酪農業協同組合というのは、旧菊池酪農組合と旧合志酪農組合が合併をした酪農専門の農協です。畜産農業協同組合は、養豚、褐毛和種、黒毛和種などの肉用種専門農協であります。

ということは、まずほとんどの農家は生産資材の購入から生産物の販売まで、すべてをそれぞれ所属している農協に全部を委託しているし、さらにJAにおかれましては、貯金の営農口座の管理をされております。各個人のその年の営農実績はすべてわかるはずで、行政側が本気で本市における基幹産業農業振興に努めたいと考えるなら、ただ漠然とではなく、熊本酪農組合、JA菊池及び畜産農業協同組合とさらなる連携を深め、現状把握、実態把握を行い、それを精査し、政策立案に役立てていくべきであると考えます。

ここで、お聞きします。

これまでの菊池市と三つの農協との関連構築のあり方や相互関係の実態はどのようなものであったのか。それと、今までの関係性で見直すべきところがあるのなら、その点を踏まえ、今後の相互関係を具体的にどう行動に移していくのかをお答えください。

私も熊本酪農組合の組合員の一人であります。また、理事執行部のメンバーでもあります。でありますから、日々組合員の経営、所得向上のため、酪農の専門農協として何ができるのか、何が今必要かをコンプライアンスに従い、組織運営に携わっております。決して組合員を組織存続のためのツールにしてはならないというふうに思っております。

要は、農家の方々が営農活動において経営の収支を図り、専業でも十分に暮らしていける収入を得られるよう、いかにサポートしていくかであります。菊池市はこれらのことを危惧されてからか、農業振興を図る目的のために、平成16年には第三セクター農業生産法人ファームきくちを設立され、庁内にはブランド推進課、ブランド推進室の設置をされました。また、今議会において提出されている議案のとおり、補正予算を組まれ、各種団体や協議会で構成された菊池市地域ブランド推進協議会を立ち上げられようとしておられます。これらのことは、誰が見ても非常に前向きで、バラ色の将来が待っているかのように感じられるところでしょう。

そこで、お聞きします。

この農業生産法人ファームきくちの設立経緯、三セクとしての農業振興における位置づけ及び今の経営状況をどう判断されているのか。そして、農業生産法人ファームきくちとブランド推進課の連携強化を当局は本市における農業振興にどう生かしていくおつもりなのかをお尋ねし、ここまでを最初の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 東議員のご質問にお答えします。

現在、菊池市総合計画後期基本計画に基づき事業に取り組んでおり、その中でも第1次産業を核とした地域経済全体の活性化は、将来においても大きな目標ととらえております。地域の特性を生かした安心・安全・高品質な農畜産物は、作物数や生産量において、県内でも有数の産地として安定した市場評価を得ており、今後ともより一層のイメージアップと産地アピールが必要と考えております。

そのためには、農業後継者の就農促進はもとより、高齢農業者や他産業からの新規参入者に対する支援や女性農業者など、多様な担い手の育成を行う必要があります。また、機械の共同利用などにより、個人経営で生じがちな加重投資や加重投資の回避や生産コストの低減につなげる集落営農を基本とした農業生産の組織化等の生産構造の開拓が必要であると考えております。

次に、お尋ねの数値につきましては、平成22年の農業センサスによりますと、平成17年と比較しまして882戸であった専業農家は899戸へ増加。一方、第1種兼業農家は635戸が466戸へ、第2種兼業農家は1,283戸が1,099戸へ、全体としまして販売農家戸数は2,800から2,464戸へそれぞれ減少をいたしております。また、販売金額としましては、1,000万以上の販売農家は638戸から514戸へ減少をしている状況にあります。

次に、基幹産業との位置づけにつきましては、本市の農業産出額は平成18年度において282億4,000万円と県下有数を誇り、畜産、野菜、米や花卉などの多彩な作物が生産をされております。中でも畜産につきましては県内トップクラスの生産額であり、西日本有数と言われております。酪農戸数184戸で、頭数は1,921頭、生産額としましては約59億円であります。農業就業人口は、平成22年の農業センサスによりますと4,909人と、全体の約20%を占めており、熊本県の構成比と比較しましても農林業が含まれる第1次産業の比率は高くなっております。

以上の点からも、農業は本市の基幹産業ということで位置づけられると思います。農業の振興により、地域の商業や工業、観光など、他分野への波及があらわれ、地域経済全体の発展につながるものと考えております。

次に、菊池市熊本酪農業協同組合、JA菊池との連携につきましては、酪農、畜産に限って申しますと、これに熊本畜産農業協同組合を入れた3団体が関係をすると思っております。団体との連携としましては、熊本県を初め、管内市町、農業共済組合及び城北家畜保健衛生所を加えました畜産関係団体で定期的に管内課長、担当者会議を行い、畜産の支援策、防疫環境対策、また各種事業の推進に取り組んで

おるところでございます。昨年度は、宮崎県での口蹄疫発生に伴い、その開催も多く行っております。

市との関連は、生産額、品質の向上による農家所得の向上、また安定的経営を確立するため、各種事業による支援策であると考えております。具体的には、制度資金の利子補給事業、イベントや学校給食等を活用した牛乳、牛肉の消費拡大事業、雌雄判別精液助成事業及び飼料米増産対策事業等により支援してまいりたいと思っております。

去る6月18日にJA菊池で開催されました牛乳の消費拡大「父の日に乳を贈ろう」というキャンペーンは、生産者、販売団体、行政、消費者、また料理部門とがうまく連携したイベントであり、大変好評でありました。今後とも各農家、農業団体並びに生産者組織と連携をとり、各種支援策等を講じてまいりたいと思っております。

次に、有限会社ファームきくちは、定年帰農者等高齢者や障がい者など、幅広い人材を基礎とした農業の振興、新規作物の導入、新規就農者の支援、集落営農を推進するとともに、消費者と生産者、いわゆる食と農との架け橋として、消費者の食べる安全と生産者がつくる安心を広く構築することを目的とした農業生産組織で、平成16年3月に設立をされております。農地や農業機械、施設などの農業基盤がない状態からのスタートでありましたので、設備投資において本市から1,000万円を出資をいたしております。また、平成18年度からは経営の基盤となる有色米を主力作物として産地化に取り組み、中山間地域の農家と連携をし、古代米を販売するため、必要となる機械設備等の基盤補充、強化を目的として4,000万円を増資いたしております。

ファームきくちは、農業に子ども、高齢者、障がい者の活動の場、活躍の場という新たな役割に加え、農業を通じて多くの方に心身の健康、食の安全・安心を実感していただける農業生産法人として本市の農業振興の核として位置づけられており、将来にも期待をいたしているところでございます。

平成21年度は、販路拡大や新たな取引が成立し、古代米の売上が年々増えるなど、販売実績としまして対前年度比100.4%、売上総額5,091万5,277円と、収益が安定方向に向っております。ただ、経営としては大変厳しい状況が続いておるといことも聞いております。

ブランド推進課では、平成7年に菊池市地域ブランド推進協議会を立ち上げ、新たな品種や品目の野菜づくりについて県農業研究センター、県地域振興局農業普及・振興課のほか、市場関係者等の指導を仰ぎながら進めてまいりたいと思っております。そのほかにファームきくちも入っておりますので、新たな品種は品目の試

験栽培を行ってもらいたいというふうに考えております。

また、現在、J A菊池等に出荷していない農家の皆様の農産物を菊陽町のスーパー内にインショップして販売を行っております。この方法を他のスーパーにも拡大するとともに、レストランやスーパー、病院等に米や農産物を販売する問屋的な役割が行えるよう、連携して進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えします。

済みません、今の答弁で訂正をさせていただきます。

酪農戸数184戸で、頭数は1,921頭ということで発言しました。正式には1万921頭でございます。訂正をさせていただきます。

それと、ブランド推進課では、本年7月に菊池市地域ブランド推進協議会を立ち上げということを平成7年に菊池市ブランド推進協議会を立ち上げということで行ってまいりましたので、本年7月に訂正をさせていただきます。大変申しわけありませんでした。

○議長（山瀬義也君） 東 英俊君。

[登壇]

○6番（東 英俊君） 各農業団体とはしっかりとした連携をとって、情報交換、情報収集にはぜひとも部長、努めていただきたい。

それと、農業生産法人ファームきくちの設立目的は、当初は果たしてそういった形だったのかというのは、私が聞いている範囲では、また調べた範囲では若干違っておるかなというふうに思っております。

また、1,000万以上の販売農家数の減となると、1,000万以上の販売農家となると、手取り自体はじゃあ幾らになるのかと考えたときに、相当やはりまだ低いものじゃないかなと。そうすると、大変厳しいということも予測されるのはおのずとかなずけるものだと思っております。

また、自治体としてこの菊池市農産物のイメージアップ、産地アピールは農業振興のために大変重要なことでもあります。菊池市活性化のまず大事なステップは、もうかる農家をどんどん増やしていくことではないでしょうか。そうすることにより、市内の飲食店、商店街、この商工の活性化にもつながることは言うまでもありません。

ですが、本来、農家数が減少して一番困るのはどこなのかと。それは、総合農協であるJ A菊池、専門農協の熊本酪農業協同組合及び畜産農業協同組合、この組合が一番困るのです。じゃあ、組合員数が減るとどうなるか。当然組織存続が困難になるだけで、農家の利益よりも組織の存続を優先に考えると、じゃあどういう施策をとるか。生産資材の購入手数料、農産物の販売手数料を増やす、このような方策

をとらざるを得ない状況に組織がなってくるわけです。ですが、手数料の割合を増やすにも限界があります。だから、例えばJA辺りの総合農協というのは、信用事業、共済事業を抱え、その事業拡大に躍起になる、この流れをしっかりと頭に入れといていただきたいと思います。

また、元農林相の官僚の山下さんが出された本の中にこう書いておられます。農協は戦後の農地改革で保守化した農家、農村を組織化し、自民党を支える戦後最大の政治団体となった。さらに、組合員の中で圧倒的多数の兼業農家に軸足を置くことによって、農業から抜け出そうとしている兼業農家の農外所得や莫大な農地転用利益を預金として吸い上げ、これを運用して経済的にもめざましい発展を遂げた。農協は、金融でも保険でも我が国トップレベルの企業体である。こうして本来農業団体であるはずの農協が農業を衰退させ、農業を犠牲にすることによって発展するという奇妙な事態が生じているというふうに書いておられます。そして、その根源には、農水省、農協、農林族議員、この三者による農政トライアングルという利権構造があるとまで書かれておられます。

確かに、そう言われれば、農家を農協に縛りつけるための補助金活用が典型的な例かもしれないというふうに私も思っております。私も、以前、畜産総合対策事業という補助事業を行いました。そのときも物すごく私も感じましたし、それと同時期に、私の家に来て1カ月ほど実習をされて帰られましたけど、農林水産省入省2年目のキャリアの女の子でしたけど、を頼りに農林水産省に私はある一つの案件で乗り込んでいきました。それはスウェーデンで私が見てきた1台60頭ほどの搾乳牛を自動で絞る搾乳ロボット、約3,000万円なんですけど、私はこれを個人で2台入れて経営の効率化を図りたいというふうに考えてほしいということで、私は今からそうですね、6年か7年前だったと思いますが、農水省に1人で直談判に行ったことを覚えております。

いわゆる補助金というのは公共性が求められるという理屈なんだろうけども、複数の農家や農協が共同で行うことのみにはしか交付されない仕組みになっております。各農家の自助努力を大前提として、菊池市の農家をもうかる農家にしていくために、だからこそ各農協との連携強化、情報収集、行政監察、それらをもとに政策・施策を重点的に配備していくことが大切なのではないかというふうに思っております。農業振興の分野に限らず、理にかなった、そして費用対効果を十分に検証した政策・施策の実施でなければ、ただの税金の無駄遣いに終わってしまうのではないのでしょうか。

また、ファームきくちについては、本市の農業振興の核と位置づけるという部長答弁でありましたけども、全国的にも珍しい三セクの農業生産法人で、平成16年



に1,000万円の出資をして設立され、平成18年には組織整備という名目で4,000万という多額の増資も行われております。これだけの金額を出資しているわけですから、活動内容、経営状態にも当然注視していかなければならないところであるかと思われまます。

さらに、このファームきくちにおいては、ふるさと雇用再生特別基金事業を活用され、今年度までの3年間で新規雇用者6名の雇用予定となっております。

ここで、お聞きします。

今のファームきくちの経営、活動内容で、果たしてこれだけ増員した分までの人件費を払っていけるとお思いですか。また、本市としてどのような指導をやっていくお考えなのか、お聞かせください。

また、本年3月議会で議決された一般会計予算なのですが、それが今回、補正予算としてブランド推進費の委託料の部分で菊池ブランド販路開拓委託料195万1,000円、菊池ブランドづくり委託料80万円、ご当地グルメ開発業務委託料390万9,000円、水資源活用調査委託料50万円のこの以上4点が減額をされ、菊池市地域ブランド推進協議会を立ち上げられようとされておられますが、その関連性をお示してください。

それと、この推進協議会の設立は、今の時期が適切だとお思いですか。また、菊池市の農業振興にどのようにつなげていくおつもりなのか。さらには、農家を一経営体にとらえ、どのように強化、育成して行くおつもりなのか、お答えください。

以上、再質問とします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 再質問にお答えします。

ファームきくちでは、ふるさと雇用再生特別基金事業を活用し、平成21年度から本年度まで、3カ年間で延べ6名の方を新規雇用をいたしております。あくまでも延べということでございます。

この新規雇用者を含めたファームきくちの業務としましては、実験補助における農作物栽培管理及び生産された野菜、花卉、古代米等について、地元病院を含めた市内外に販路を確保し、販売をいたしております。また、県外での商談会等にも積極的に参加し、菊池市産農産物の売り込みにより、本年1月には大手食品問屋との取引も成立をいたしております。

今後とも新規雇用者の雇用継続については、新規取引等の経営努力により、引き続き雇用されることを現在期待しておるところでございます。

次に、ブランド推進課の予算の補正につきましては、本年4月、県の補助事業で

ある地域づくり夢チャレンジ事業について事業計画書を提出し、5月に採択を受けたところでございます。この事業の採択要件としましては、新たな活動が優先的に採択を受けるというもので、本年度設立を予定しておりました菊池市地域ブランド協議会が新規活動として承認されたものでございます。平成23年度当初予算で計上しておりました事業のうち、補助事業の対象になりました販路開拓委託料等を含むすべての事業をブランド推進協議会の事業として引き継ぎ、推進するための予算を組み替えさせていただいたということでございます。

次に、協議会の設立時期につきましては、新しいブランドづくりにつながる戦略等の構築に向けたさまざまな協議を進める必要がありますので、本年7月に設立をしたいということで考えております。

また、ブランド推進協議会の活動としましては、消費者市場ニーズの把握、ご当地グルメ開発による地域農産物の消費拡大、清らかな水資源の優位性を利用した菊池野菜づくり、本市の各種産業の特色を生かした6次産業化の推進等を図り、本市農畜産物の活性化につなげたいということで考えております。

最後に、農家経営体の強化・育成につきましては、個々の農家が自立した経営を目指すことも重要であると考えております。したがって、自らの経営計画を持った農業者となるための認定農業者制度を推進し、今後ともJA菊池、本市認定農業者の会等を通じて農業の一企業経営体として喚起を促し、本市の恵まれた生産条件を生かし、活気ある生産活動の展開と、食と農を通じた農業者と消費者の信頼関係を構築するため、県や農業団体と連携を密にしながら、さらに取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 東 英俊君。

[登壇]

○6番（東 英俊君） 再々質問に移らせていただきます。

菊池市地域ブランド推進協議会の件につきましては、またじっくり委員会の方で聞いてもらうことにいたしまして、ファームきくちについて、私が思うに、多種多様な動きをさせるのではなくて、国の動向、いわゆる6次産業化、この推進の部分で菊池の農産物を使って日本全国の消費者ニーズに合わせた加工新商品の開発に特化させることが財政的にも無駄もなく、本当の意味でのブランド構築の基礎になりはしないかというふうに私は考えております。ファームきくちを新商品の加工、いわゆる開発研究に専念してもらい、市民レベルから知恵もいただくようにする、まさしく菊池のブランド商品が生まれるはずですよ。そうなれば、農家ももっと生産意欲も増すはずですよ、これは私の政策提案としておきます。

昨日の坂井正次議員の一般質問を聞いておりました、銘柄米、七城米が誕生したプロセスは理解をいたしました。じゃあ、果たしてその七城の米の農家の皆さんがほかの地域と比べて経営的に今現在潤っているのか。ブランドと価格、いわゆる農業所得がイコールでないところに着目してみれば、おのずとわかります。本来の農業生産者の所得確保の責任は、私は日本政府にあると思うし、先ほども述べたように、その農家の方々が所属をしておる農協にあるというふうに思っております。

じゃあ、ブランドとは、一体市がその農家の振興のために何をしてあげられるのか。私が考えるブランドとは、日本全国民に対する周知度と考えております。開発新商品のブランド確立のために、各農協あたりの組合長が先頭に立っても、恐らくメディアも新聞も取り上げてくれないでしょう。自治体の長である福村市長のトップセールス、これの再三にわたる、これでもかと言わんばかりのトップセールスの企画実施以外、菊池のブランド力を向上させていくすべはないものだというふうに私は考えております。福村市長、市長が本気でトップセールスをやられる覚悟なら、市長が行かれるとき、私も同行して一緒に菊池市の販売宣伝に、全国の消費者の方々に頭を下げる決意ですが、どうですか。

それと、ファームきくちの原点回帰を今まさに図らなければ、四季の里の二の舞になる恐れがあるというふうに考えております。ファームきくちの刷新に手がけていくべきだと思いますが、福村市長、この2点についてお答えください。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 東議員より大変広い農業に対してのとらえ方を持って政策の提言等々を含めてご提案をいただきました。特に、またファームきくちの原点回帰ということで、このブランド化に特化していくべきではないかということでございます。

ファームきくちについては、先刻、この生い立ちから、部長の方から答弁いただきましたが、平成16年にファームきくちは地域の特産品、とりわけこの農業で菊池の周りにありますいろんな、全国に誇れるようなゴボウであったり、あるいはかすみ草であったりというものがありますけれども、これが遅々としてブランド化が進みにくい状況にあるということで、これについて農産物に付加価値をつけると同時に研究開発をして、新しい作物にも着眼していこうではないかといったことで、このブランド化を目指しながらファームきくちをつくらせていただいたところであります。

そして、もうかる農業と結節することができれば、なお結果的にいいことでありまして、特に平成10年ごろにつきましては、Iターン、Uターンということで、

田舎に回帰されるような方々がたくさん出てきておるといふ状況もありまして、農業に従事される就労者の一つの誘導ということもあって、ファームきくちは目的がございました。そして、その当時におきまして、農業特区ということで50アール以上持たなければ農業ができないけども、それを、下限面積を小さくして、菊池としては構造改革特区の提案をいたしまして認定をいただいたところであります。それによって一部菊池市の方に農業を営もうということによって土地を取得しながら算入された方々もおられたところであります。

いろんな団体のことにつきましても述べられましたけども、組織が農家のためにあるのか、農家が組織のためにあるのか、よくよく言われることでありますけども、お互いの総合的な扶助の中で成り立っていかねばいけない。1人では何事もできないけども、組織があればできると、あるいは地域があればできると。また、逆に言えば、地域のためだけではなくて、個人が生活、立ち木が立つようにしていかなきゃならんということもあろうかなと思います。

そういう広い意味でとらえますときに、今あります首長という私の立場からすれば、議員研修でいろいろ学ばれたということではありますが、市民の一部の声を聞いて全体の声にしてはならないし、また組織の声と言いながらも、それが市民のために果たしてなるのかといった、まさしく緊張感を持って物事の判断と決断をしていかなきゃならんというふうにも改めようと思っております。

ファームきくちの今後の原点にどうして立ち返っていくのかと、そしてまた経営の状況についてはどうかということではありますが、先ほど答弁をいたしましたように、ふるさとの雇用再生特別基金事業というものがあって、人件費の一部をそれで賄っているということもあって、経営が何とか、この非常に厳しい状況でありますけども、成り立っていると言ってもいいと思います。

今後、そういったものが、人件費等がなくなってくれば、果たしてその後について雇用は可能かといったものも質問の中にあってございましたけども、これについてはぜひひとつこの菊池市としてはこのふるさと雇用再生特別基金事業がもしなくなったといたしましても、力強く支えていかなければならない。これまで関係議員の皆様方の中からもこのファームきくちについては増資をいま一度やるべきではないかといったご発言もあっておりまして、これは必要と思われるような計画が示されてくれば、大いにいろんな意味で支援をさせていただきたいと思っております。

ファームきくちの政策として、原点に立ち返ってということにおきましては、また改めてその創立の意義というものを関係者の皆さん方に判断をしていただきまして、そしてよりよき方向に進めていかなければならないと、このように思っております。

ますので、どうぞひとつ温かく見守っていただきたいと思います。

そして、全国にまた菊池のそういったブランド化を進めていって、トップセールスをやるべきだと、またトップセールスについては議会も挙げて、また東議員も応援していこうということでございまして、ありがたい限りであります。ぜひひとついろいろな物産かれこれを含めまして、菊池のイメージアップ、トップセールスにさらに努めてまいりたいと思いますので、よろしくご支援のほどお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 東 英俊君。

[登壇]

○6番（東 英俊君） それでは、次の質問に移ります。

道路整備についてであります。この県道二重峠菊池線、いわゆる河原校区の下河原から水源校区に続いている道路、この事業の進捗状況をお聞きする前に、この改良工事に関しましては、山瀬議員が以前から全力で取り組んでこられ、大変ご尽力され進んできた改良工事であります。その山瀬議員のご尽力にまず敬意を表し、質問に入りたいと思います。

ただ、この改良工事に関しまして、私の地元の案件であることや、その道路を生活道路として頻繁に利用する同級生、先輩、後輩、地元の方々の要望があったところを踏まえ、お聞きをしたいと思います。

この県道二重峠菊池線は、地域自主戦略交付金事業として、総事業費約7億円、事業期間平成13年から平成26年、これをめどに行われている事業であります。河原校区の柿木平中園区から松島区に入りますところの第2松島橋周辺の土地買収の部分で地権者との協議が物別れに終わっていると聞いております。私もこの案件に関しましては、2年前から議員活動をしておる関係上、いろいろな話を聞いております。

そこで、まず市にお聞きしますが、改良工事の進捗状況、予算の執行状況、それと柿木平区にいらっしゃる地権者との用地買収協議のプロセス及び用地の取得いかなによる今後の対応を県がどのように考えているのかをまずお聞きします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、山田憲章君。

[登壇]

○建設部長（山田憲章君） 質問にお答えいたします。

県道二重峠菊池線、松島地区付近の整備につきましては、住民の要望を受けて平成13年度より県において計画延長600メートルの道路及び橋梁整備事業を開始されております。この事業の総事業費は、今議員言われましたように約7億円。事業開始からこれまでの執行額は約5億円となっております。しかし、今後は東日本

大震災に伴い、事業予算が減額されることもあり得ると聞いております。現在の県の取り組みといたしましては、第1松島橋の上部工を本年度完了を目指して事業が進められております。

議員ご質問のとおり、計画区間において事業進捗がおくれている区間が一部あることについては、本市といたしましても認識をいたしております。同区間の事業推進について、現在強く要望しているところがございますが、それに対する県からの回答につきましては、事業計画に基づき、2年から3年後の事業完了を目標に、引き続き粘り強く用地交渉に当たり、事業を進めていきたいということでございました。市といたしましても、県と連携しながら事業完了に向けて努力していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 東 英俊君。

[登壇]

○6番（東 英俊君） 再質問に入ります。

今、山田部長は、県がこの二、三年後をめどに用地交渉を行っていくというふうに言われました。これは果たして県の方の回答なのかどうか、私は少し疑問を感じます。なぜかと申しますと、6月9日、要するに一般質問の締切日だったんですが、県は改良工事の線形変更の考えがあるとして地元住民説明会を行ったとの情報が私に入ってきておる。住民説明会の内容がどういう内容だったのかも聞いております。県がやることだから県がお金を出すわけだからいいのではと考えがちの部分もありますが、これもすべて税金という認識を忘れてはいけません。

ここで、お聞きします。

用地買収できないなら線形を変更するという事は、県は実際地元説明をしているんじゃないですか。部長、お答えください。それだけです。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、山田憲章君。

[登壇]

○建設部長（山田憲章君） 再質問にお答えいたします。

議員質問のとおり、6月9日の日に地元で地権者を集めた説明会が実施されております。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 東 英俊君。

[登壇]

○6番（東 英俊君） 再々質問を行います。

全くおかしな話ですよ、何で県はそういった形で市に情報を隠ぺいするのか。

最初から部長はそういった形で答弁すればいいんじゃないですか、最初の質問の中で。

それともう一点なんですが、用地買収に当たって、当然市も県に同行して当初から深く関わってきておられると思いますが、地権者の方が同意に前向きになれない理由は何なのか、これを再々質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、山田憲章君。

[登壇]

○建設部長（山田憲章君） 再々質問にお答えさせていただきます。

地権者に対する用地交渉に関しましては、個人情報等の関連もありますので、答弁については控えさせていただきますと思います。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 東 英俊君。

[登壇]

○6番（東 英俊君） 答弁を差し控えていただいて結構です。私もその情報は知り得た上で再々質問を行いました。

最後の質問に移ります。

公共施設における需用費についてであります。

今回の一般質問の冒頭申し上げましたように、多方面や多岐にわたるさまざまな利権構造、これが私たちの周りに存在し、税金をむしばみ、市民の皆さんが生活をしていく上で、さらには自治体が市民サービスをしていく上で、エネルギー供給、燃料供給は絶対になくてはならないものであることは皆さん周知のとおりであります。

そこで、今回、平成20年と平成21年の決算書をもとに、各公共施設のほとんどなんですが、その燃料費を拾い出して単価支払金額、業者のデータをもとに執行部にお聞きをします。

公共施設が使用している燃料、いわゆるガソリン、A重油、灯油、プロパンガス等の入札、契約状況についてどうなっているのか、まずお聞きをします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 公共施設におけます燃料費の契約状況についてお答えをさせていただきます。

市におきまして各公共施設で使用しております燃料につきましては、財政課において定期的に市内業者から見積もりを徴し、落札者を決定し、単価契約を結んでおります。

まず、ガソリンにつきましては、本庁舎や総合支所ごとに分け、13件から17件の業者を指名し、四半期ごとに見積もり入札を行い、石油相場の情勢変動に対応をしているところでございます。

A重油につきましては、使用量の多い浄水センター、つまごめ荘、ふじのわ荘、こすもす荘、泗水学校給食センターは同様に四半期ごとに入札を行っております。

白灯油につきましては、使用量が多いエコヴィレッジのみ四半期ごとに入札を行っており、その他につきましては半年ごとまたは冬季のみの入札としております。

最後に、LPガスにつきましては、市内で取り扱う18業者すべてが菊池市LPガス納品組合に加入をされておりますので、年度当初に提示された納入単価をもとに決定をし、年間を通して単価契約となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東 英俊君。

[登壇]

○6番（東 英俊君） 今までのシステム、入札の流れを部長は今答弁をされました。今までのシステムでは、入札価格や年間を通しての単一価格がどことの比較で高いのか安いのかさえわからず、価格の妥当性の根拠が明確でないところがあるのではないのでしょうか。

また、私が調べた石油製品単価契約額及び供給先一覧表というものから、この表を見てみると、同じ旧市町村単位の施設にも関わらず、各納入施設の単価が違っているのが目につきます。

そこで再質問なんです。執行部は各公共施設の単価を聞き、どのようにとらえ、その是正策をどのようにお考えか。また、業者すべてが納品組合となり、年度当初に単一価格を決め、納入業者を輪番制にしているという燃料部門において、その均一性は保たれているのか、再質問とします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口 誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 再質問にお答えをさせていただきます。

現在、本市におきましてはガソリン以外は各施設で使用する量などにより、これを分けて入札を行うなど、入札機会の分散化に努めております。

また、本庁舎や各総合支所で使用しております公用車のガソリンにつきましては、1カ所での給油所とした場合、保管場所が広範囲にわたるため、給油所までのガソリン代や時間等のコストがかかり、単価に影響をします。旧市町村単位に分けております。このため、単価に開きが生じますが、これはやむを得ないものと判断をしております。



なお、中東情勢などの不安定化による価格の高騰や災害の影響によります石油製品そのものの品薄により供給に支障を来す場合があるため、四半期ごとの入札により石油製品の安定供給や社会情勢変動に対応をしているところでございます。

また、LPガスの納入業者につきましては、納入場所等を勘案し、組合との協議により決定をしているところでございます。単価につきましては、市としましては均一性は保たれているというふうに考えております。

今後、価格の決定に当たりましては、現行のシステムにおける問題点の把握や費用対効果などをもとに検証をしてみたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東 英俊君。

[登壇]

○6番（東 英俊君） 今、谷口総務部長は単価の開きの部分で、ガソリンの部分答應えられましたけども、私が持っている資料で見ますと、A重油の部分を見てもらえればわかるかと思えます。同じ、例えば旧菊池市内にある公共施設で、隣の公共施設の、例えばA重油の単価が全く違うと、開きが20円とか15円ほどあるところの部分で、また当局で調査をしていただきたいというふうに思えます。

再質問の答弁を聞きまして、今回のこの部分に関してはいろいろな問題を含んだもので、今後も継続して調査をしていかなければならないことを申し添えて、一般質問を終わりたいと思えます。終わります。

○議長（山瀬義也君） ここで10分間休憩します。

---

休憩 午後2時26分

開議 午後2時39分

---

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） 平成23年第2回定例会の最後の一般質問となりましたので、簡潔にやりたいと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず、東日本大震災で亡くなられた方々に心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災者の方々の一日も早い復旧・復興をお祈りいたしたいと申し上げます。

それでは通告に従いまして、質問させていただきます。

まず、道路整備、市道七坪小楠野線の整備の進捗状況についてですが、この路線につきましては、これまで何度も質問、要望させていただき、市としても七坪集落

前については道路幅員が狭く、特に小木地区に一般廃棄物処理場が位置しているがゆえに、長い間、関係車両が頻繁に通行し、地域住民の生活道路としての支障が生じていると認識していただき、整備計画は進んでいると思われませんが、現在の状況をお示してください。

次に、伊倉黒仁田線についてお尋ねいたします。

この路線についても、国道387号線の交通渋滞を含め、災害時に対する迂回路はもちろん、産さん滝、千畳河原への観光ルートとしてこれまで何度も質問、要望をしましてまいりましたが、おかげさまで、現在、千畳河原部分は改良が進み、地域住民も大変喜んでおられます。今後も整備が進むと思われませんが、状況をお示してください。

次に、黒仁田生味線についてお尋ねいたします。

この路線につきましては、国道387号線、生味集落から木佐木集落へのアクセス道路として必要不可欠な道路であり、これまで生味集落から木佐木集落までは拡張整備が進んでおりますが、木佐木区から滝黒仁田区に至る部分が未整備となっており、地域住民の方々も整備の継続を要望されている状況であります。合併前の平成15年には、既に要望書が出ておりましたが、先般、改めて4月15日に木佐木区により要望書が提出されておりますので、現在の取り組みの状況をお示してください。

次に、戸城渡打線についてお尋ねいたします。

この路線については、水迫地区戸城集落と水源地区渡打集落を結ぶ重要な道路であり、また県道二重峠菊池線の災害時の迂回路としても重要な路線でありながら、長い間改良がとまっておりましたので、改めて戸城区より要望書を提出していただき、辺地総合整備計画の追加によって計画が進んでいると思われませんが、現在の状況をお示してください。

以上、4路線について詳しく進捗状況をお示してください。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、山田憲章君。

[登壇]

○建設部長（山田憲章君） 質問にお答えいたします。

七坪小楠野線につきましては、昨年度に西迫間地区の西迫間寺小野線の整備が終了いたしましたので、本年度より七坪地区の未改良区間であります計画延長500メートルの測量設計に8月より着手したいと考えております。

伊倉黒仁田線は、菊池川の親水的な広場であります千畳河原へのアクセス道路及び緊急時や観光シーズンの渋滞解消路線として重要な路線であります。進捗状況につきましては、平成20年度に1期工事区間の実施設計を行い、平成21年度より

用地買収及び工事に着手し、拡幅工事を進めております。残り460メートルを平成24年度完成に向け整備を行っております。本年度事業としましては、8月ごろに工事発注を行う予定でございます。

黒仁田生味線につきましては、現在、地域内であります伊倉黒仁田線の整備を進めておりますので、その整備が完了した時点で路線の整備計画を進めてまいりたいというふうに考えております。

戸城渡打線につきましては、平成21年度に測量設計を行い、平成22年度から23年度にかけて用地買収及び用地補償に伴う登記事務を進めており、本年7月までには完成予定でございます。そのことから、本年8月より拡幅工事に着手したいと考えております。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。それぞれの路線について返答いただきました。ありがとうございます。

特に、伊倉黒仁田線につきましては、千畳河原部分が一応改良が済みましたものですから、今年の夏あたりは観光客の方もたくさん来られると思います。地元の要望なんです。千畳河原部分の河原といいますか、その部分を整備といいますか、1回きちんとした掃除もしていただきたいと、そういう要望もありますので、また改めてこの件については質問してまいりますので、検討しておいていただきたいと思います。

それと、黒仁田生味線についても、下の方の伊倉黒仁田線が終わり次第ということでございますので、随時計画の方をよろしく願いしておきたいと思っております。

それぞれの路線、それぞれ地域にとっては非常に重要な路線でございますので、財政的にも厳しい状況だと思っておりますが、よろしく願いをしておきたいと思っております。

それでは次に、子育て支援について質問させていただきたいと思っております。

子育てサポートセンターの支援制度のさらなる充実として、病後児保育の検討について質問させていただきます。

この件につきましては、3月定例会において子育てサポートセンターの現状、支援制度のさらなる充実について、私自身も協力会員ですので、子育てサポートセンター主催の交流会に何回か参加させていただき、利用者の方々から現場の意見を聞き、質問、要望をいたしてまいりました。執行部の答弁では、私が要望しました、兄弟、姉妹など、2人以上が同時に利用する場合は、2人目からの利用料の無料化については、市の子育て支援策の中で総合的に検討させていただきたいとのことで

ございました。

また、病後児保育については、6月定例会で市長に改めて質問させていただくと申し上げておりましたので、その後の取り組みの状況をお示しいただきたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本誠一君。

[登壇]

○市民部長（宮本誠一君） お答えいたします。

菊池市子育てサポートセンター利用料につきましては、月曜日から金曜日の午前7時から午後8時までは1時間600円、それ以外の時間帯は1時間700円でございます。また、兄弟等を一緒に預けた場合は、議員の質問にもありましたように、2人目以降は半額を支払っていただくことになっております。

菊池市といたしましては、菊池市子育てサポートセンター事業実施要綱に基づきまして、利用料金の半額を助成しております。2人目の利用料無料化につきましては、厳しい財政状況でございますので、現行どおりの助成制度を当面継続していきたいと思っております。

病児・病後児保育につきましては、平成21年2月に実施しました菊池市次世代育成支援に関するニーズ調査により回答された就学前児童・保護者1,632人のうち、43.6%の方が病後児保育事業を利用したいという結果が得られております。

また、近隣市町の状況でございますが、山鹿市及び合志市におきましては、当面症状の急変は認められないものの、病気の回復期に至っていない児童を保育する病児対応型と、病気の回復期である児童を保育する病後児対応型の両方を実施しております。菊陽町及び大津町におきましては、病後児対応型のみの実施となっております。

事業の実施形態であります。公立保育園内で実施している直営は山鹿市のみです。合志市、大津町及び菊陽町におきましては、社会福祉協議会及びNPO法人への委託業務で実施しております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

兄弟の無料化については、財政的に難しいということでございますけれども、試算をしていただくと、本当に少ない金額でできると思うんですね。

合志市の方でファミリーサポート事業の方をされておりますけれども、やはりほ

かの自治体が一生懸命取り組んでいる中で菊池市だけなかなかできないというのは、特に合志の市長さんは、今、新しく市長になられて一生懸命取り組んでおられますので、早速このサポート事業についても市長になられてから取り組みをされております。菊池市にとってはやっぱり少子化対策も含めて一生懸命取り組む時期に来ておりますから、市長に改めて、先般、こないだ、6月の議会で、定例会の方で改めてお聞きしますということで確認をしておりますので、市長の方としてどういう考えでおられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 病児・病後児保育につきましては、病院、保育所等におきまして病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行うことで、安心して子育てができる環境を整備し、児童福祉の向上を図ることを目的としております。

本市におきましては、さきのニーズ調査の結果を踏まえ、児童が病気の回復期であり、かつ集団保育が困難な期間におきまして、専用スペースで一時的に保育する病後児対応型事業の検討を進めているところであります。

ただし、本事業は病後児の看護を担当する看護師と、及びまた安心して過ごせる環境を整えるために保育士が必要となります。さらには、静養または隔離の機能を持つ観察室または安静室及び調理室などが完備されている施設が必要ということでございます。

また、事業実施に当たりましては、医療機関との連携、感染の防止、県との協議等を実施しなくてはなりません。今後、公立保育園の民間移譲も予定されておまして、直営または菊池市社会福祉協議会が運営しております菊池市子育てサポートセンターの事業の一環として委託するのか、財源等も含めまして検討してまいりたいと、このように考えております。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

なかなか即答はできなかったということでございますけれども、今朝の熊日の新聞に姉妹都市であります西米良村の出生率2突破、5年間で3度という記事が載っておりました。小さな村でございますけれども、決して財政的には充実していないと思っておりますけれども、その中でやっぱりこういった企画をきちんとトップリーダーとして黒木村長がやられた結果がこういう結果になっていると思っております。市長も、ほかの議員の方々からもそれぞれトップセールスということで何度も出ておりました。

たように、トップセールスを持ってその病後児保育にも取り組んでいただきたいと思ひます。

それでは、次に進みたいと思ひます。

次に、小水力発電について、特に農業用水路等を利用した小水力発電事業について。

昨日、葛原議員の質問でも触れられておりましたが、私は水力発電に絞ってお尋ねをしたいと思ひます。

東京電力福島第一原発の事故で、改めて日本のエネルギー政策が抜本的に見直されることとなり、今後、注目されるのが太陽光や風力発電、バイオマスや地熱、そして水力など、自然の力を利用した再生可能エネルギーであります。国も5月末の国際会議で、太陽光や風力、バイオマス、水力といった自然エネルギー比率を現在の9%から2020年代の早い時期に20%まで増やすと表明しております。

熊本県も住宅用太陽光パネル普及率が全国2位になるなど、健闘しており、他県より先行しているとのことであり、1996年に全国に先駆けて県新エネルギービジョンを策定し、2009年には蒲島知事の特命でソーラープロジェクトに着手し、太陽光発電普及率日本一を目指した積極対応の成果だと思われます。

今後、再生可能エネルギーの中で、菊池市として注目、検討していかなければならないのが水力発電だと私は考えます。県内の普及実績として、中小水力発電は新エネルギー法が対象としている1,000キロワット以下の中小水力発電は10施設、国の全量買取制度が検討している3万キロワット未満なら44施設、総出力25万4,048キロワットに上る再生可能エネルギーによる県内発電量の7割を占めていたとのことであり、高低差の河川と豊富な水量に恵まれているからだと思われます。

本市においても、今後、中山間地の自然に流れる河川や用水路を、特に農業用水路を活用した小水力発電による地域おこしも可能ではないかと思われます。菊池市として、現在、太陽光については推進をされておりましたが、今後、小水力発電事業について取り組む考えがあるか、お尋ねをいたしたいと思ひます。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） 小水力発電のご質問にお答えいたします。

現在、本市にある水力発電所は、菊池川に発電量1,400キロワットから6,500キロワットの発電所が5カ所で計1万4,900キロワット、竜門ダム下流に400キロワットの竜門発電所が存在いたします。

水力発電につきましては、特に数千キロワット程度のマイクロ水力発電というもの

は、ある程度の水量が確保できればどこでも設置が可能であること、太陽光と異なり、昼夜の発電量に差がないなどのメリットがあるようでございます。

反しまして、デメリットといたしましては、落ち葉やごみなどに対するメンテナンスや農業用水を発電に利用する場合、非かんがい期には流水が少なく、年間を通じて安定した発電ができないなど、水利権の問題やランニングコスト面を考慮いたしますと、現段階では採算性が低いようでございます。

また、小型の水力発電につきましては、緩和措置の対象とならないものは大型水力発電と同様に法的な手続が必要となりますので、導入には慎重にならざるを得ないようでございます。

しかし、人に優しい水力発電などの自然エネルギーの確保につきましては、技術革新の把握に努めてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

きのう、葛原議員の答弁と同じような雰囲気でした。いろいろな弊害といますか、法的な縛り等もあると思いますけれども、今朝、同じように新聞のあれを申し上げますけれども、県議会の一般質問の中で、阿蘇市で小水力発電という形で載っておりました。これは県に私の方も確認しましたところ、県の事業として阿蘇市の方でやられるということなんですけれども、これに書いてありましたように、もうとにかくモデル事業でやらないと意味がないと思います。せっかく菊池市もこれだけの中山間地で農業用水路がたくさんございますので、一番に手を挙げてでもそういう県との打ち合わせでもしていただいて、この記事が菊池市で小水力発電と、そういう形で載ったらどんなに菊池市民も喜ばれたかなと思います。

そこで、市長にまたお尋ねでございますけれども、こういう取り組みができなかったのか、そういうことも含めてちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 今後、述べられましたような、国が全量買取制度だけではなくて、今までにないような補助金の制度や設置に当たっての設置許可手続等につきましてさらに簡略化するなど、さまざまな優遇措置が打ち出されるのではないのかなと、このように思います。

そのような優遇措置と同時に、技術面でも、今まで小水量で発電というのはほとんど考えられなかったものでありますけれども、技術の革新が進んでおりまして、技

術面でも数キロワットから数10キロワット程度の発電量のものについて採算性がとれるようなものが開発されてくるであろうと思われます。まずは、そういったことも含めまして、環境の影響などについて検証を行いまして、菊池市に導入できるかどうかといったものを模索していく必要があるのではないかと考えております。

また、数100キロワットの発電量のものにつきましては、同様に模索の必要性があると思いますが、この規模になりますと法的な手続も必要となりますし、環境への影響につきましても、さらに慎重な検証が必要であろうと思います。安定エネルギーの確保という大きな目的とのバランスを十分考慮しながら、検討を深めていかなければならないと、このように考えております。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

市長がおっしゃったように、私も今回、この質問をするためにいろいろ調べてまいりました。特に、日本経済新聞なんかの低価格の小型水力発電と、今までよりもコストを削減して、価格も100万から300万程度と、そういうのが、佐賀県のゲートポンプ大手の会社でつくられているということでございます。それと、何か世界初の流水式小水力発電機「ストリーム」と、こういうのもどんどん開発をされているみたいでございます。

私どもの、何で申し上げますかという、私の地元も古川兵戸井手、原井手、築地井手、それぞれ井手の組合があります。それぞれに管理をされておりますけれども、ある程度原資といいますか、資金も持っておられますので、取り組むようなことを考えれば十分可能ではないかと思ったものですから、質問をさせていただいているわけでございます。

今後、もう一回ちょっとお尋ねなんです、市長としてこういうことを取り組むための、そういう井手の協議会なんかに対して働きかけができるのかできないのか、そのことをもう一回お聞きしたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 正直申し上げまして、今、市の行政といたしまして、このいろんな意味での技術を含めました条件の整備というものが整っていないというところでございます。これからは十分にそういった調査を行いまして、どういったものが導入できるのかということを考えていかなきゃならないと思っております。

これまでの過程におきましては、例えば農業用水といった場合に、最も大きな農業用水は竜門ダムからの導水管ではないのかなと思っております。今の1号ファームポン



ドがどれだけの高低にあるのか、高さがわかりませんが、少なくともこの龍門ダムは約200メートルの湖面の海拔になっているだろうと思います。それから100メートルぐらい落下して、結果的には減圧槽の幾らのファームポンドに落としているということではないかと。それだけの落差があるということで、これを減圧していると、エネルギーを無駄に消化しているということにもなりかねない部分があります。

そういうことを含めながら、現実的に導入は、そういったパイプラインの中に設置ができるのか、何かこのファームポンドの付近に設置ができるのかといったものについては、まさしくこのいろんなそれぞれの技術を持った企業等々が開発に取り組んでいると思いますので、そういったところのデータを収集しながら取り組むことができるものがあれば、そういったことで各種団体についてもお勧めをしていきたいと、またお願いしていきたいと、このように考えます。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） よろしく願いしておきます。

それでは次に、ゆうり基金の活用状況と今後の対応についてお尋ねをいたします。

この基金は、正式には菊池市ジュニアスポーツ育成ゆうり基金であり、当時は旧菊池市に在住のプロゴルファー、不動裕理さんからいただいた寄附金を基金として積み立てているものであります。合併後、平成20年4月から補助金交付要綱が施行されておりますが、その後、どのように活用されているか、基金の状況をお示しいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） この菊池市ジュニアスポーツ育成ゆうり基金は、平成8年から平成15年度まで本市に在住され、特に平成12年から17年までの6年間、日本女子ゴルフツアーの6年連続の賞金女王の偉業を達成されましたプロゴルファー、不動裕理さんより菊池市のジュニアスポーツ育成のためいただいた寄附金を基金として積み立てたものでございます。

この基金により、本市の小中学生を対象に、年間を通じて活動しているスポーツクラブあるいは市内小中学生を対象に行うスポーツ講習会等での講師謝礼並びに本市教育委員会が特に必要と認める事業に対しまして、補助金として交付するものであります。

議員お尋ねの寄附の受け入れにつきまして申し上げます。

平成16年の3月までに4回、4回に分けて計120万円。平成16年9月

に100万円。平成17年9月に50万円。平成19年4月に50万円の合計320万円の寄附をいただいております。このため、本市においても平成16年2月にはジュニアスポーツの育成を図ることを目的に、菊池市ジュニアスポーツ育成ゆうり基金条例を、また平成20年には菊池市ジュニアスポーツ育成ゆうり基金補助金交付要綱を制定し、ジュニアスポーツに関わる補助金の支出要件等を定めたところ  
です。

次に、各年度の支出状況でございますが、平成20年度に10件、14万円。平成21年度に16件の22万円。平成22年度に12件の16万円の補助金を交付しております。平成20年度から平成22年度までのこの3年間の総額が38件の52万円でございます。この38件のうち、各クラブに補助しているのに31件、それから講習会の補助に7件ということになります。平成22年度末で、この基金の残額が280万円となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

活用状況については、今教えていただきましてわかりましたけれども、私が文厚の委員長をさせていただいたときだったと思いますが、平成19年6月の定例会の委員長報告の中で、そのときが寄附のこの条例の制定だったと思うんですが、今回の寄附金、50万円合わせると、今、文言のあれを読ませていただきますけれども、今回の寄附金50万円を合わせると総額320万円になるもので、ご本人を招いてのイベント等の開催も検討してもらいたいという形で委員長報告をしたのを私も覚えております。

そういう中で、今回、ずっと、今、報告を聞きますと、各クラブの補助金に1万円とか、講習会補助金に3万円というあれでございまして、果たしてこれを活用させていただいたそれぞれのクラブとか、そういうところが、この不動裕理さんからいただいた寄附金としてどれだけ理解をされて申請をされたかなという疑問点もあると思います。

私としては、せっかくプロゴルファーの不動裕理さんからいただいた基金でございますので、そういうゴルフ関係の、菊池市も多分地元でゴルフ関係にスポーツをやっている方もいらっしゃると思いますし、また将来を期待できるような子どもたちもいると思いますので、できればそういう方に1回ぐらいは不動裕理さん本人から手渡しをして交付をすとか、そういうのをやっていただきたいと思っております。

このゆうり基金をつくるときは福村市長がつくられたものですから、そういうことは十分内容をわかっていらっしゃると思いますので、市長としてどういう、今後、そういうことを考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） これまでいろいろと説明がございましたが、私個人といたしまして、これまで不動裕理さんには、市長就任からたび重なるご縁をいただいているところではあります。特に平成12年から17年までの日本女子ゴルフツアーの賞金獲得女王の折には、優勝の祝賀パーティーに菊池市の関係者の皆さん方多数とご案内をいただきまして出席をさせていただき、またお祝いの言葉を述べる機会もございました。数回にわたります寄附によりまして、数多くの小中学生のスポーツ選手育成のためにご協力をいただいているところであります。

今後の対応についてでございますが、この基金の名称がゆうり基金としているためか、プロゴルファーの不動裕理さんから寄附された基金であることすら知らない方もおられるということでございましょうか。これまでも市の広報誌等を通じまして周知してまいりましたけれども、今後も一層の周知を図りたいと、このように考えております。

また、補助金の支出要件として、市内の小中学生のジュニアスポーツ育成のためと、このように規定しておりますが、今後は幅広く活用できるように、各種スポーツ団体や、また個人スポーツも対象の枠を広げることも検討してまいりたいと思っております。

それから、不動裕理さんに菊池市においてをいただきまして、これまでの功績に対しましての感謝状の贈呈や小中学生を対象としたジュニアスポーツについての講話をお願いしたり、ゆうり基金の補助金を直接交付していただいたりするということ、考えられますが、非常に、ご案内のとおり、はにかみ屋さんといいたいでしょうか、派手なところに出ることは最も不得意とするようなお考えの方であります。数年前にお見えをいただきまして、年末でありましたが、本当に2時間半ぐらい市長室にだべって帰られましたけども、たくさんの方々の前に出るのは非常にお嫌いになっているという感じを受けております。

今、どのようなお考えかはわかりません。少なくとも今回、こと本年度、この日本女子ゴルフツアーの50勝ということになったわけでありまして、このお祝いというものをいろんな方々がもう述べておられます。年内にこのお祝いをやるようにということで、進めるように申し入れをしてありますので、またその時期になれば、議員の皆様方を初めとして、市民の皆様方にぜひお運びをいただきたいと思ってお

ります。

とにもかくにも年じゅう旅を続けておられる方でありまして、年内の中で、オフシーズンにならなければいろんなお話もできないということでございますので、このオフシーズンにおいてお祝いをした、あるいはまたする席等々におきまして、このような考え方について述べてご理解とご協力をいただきたいということで進めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

通算50勝という、もう本当に快挙をなし遂げられたプロゴルファーでございます。もう新聞の記事等を読みますと、不動党といいますか、名乗る熱烈なファンもいらっしゃるということで、菊池市民としては非常にありがたい存在でもありますので、今後はやはり小さい子どもたちに、講演会とか、プロの厳しさとか、そういうのを企画するなり、いろんなことをやっていただきたいと思います。

それと、今、市長の方から、年内にその50勝のお祝いもやるということでございますので、私たちも全面的に協力をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをしておきたいと思っております。

それでは次に、老人センターのこれまでの経緯と今後の計画について質問させていただきます。

老人福祉センターは、昭和47年に建設され、30年以上経過し、老朽化が進み、平成13年度老人クラブ連合会から改築の要望書が提出されました。その後、建設に対する本格的な議論が始まり、先日の臨時議会の施工業者が採択されるまで、一時凍結、送水方式から掘削方式への変更等、その後、議会の真剣な議論によって、結果的には市民の安全と事業費、メンテナンス委託料の大幅な削減をすることができて、議会としてのチェック機能を果たすことができたのではないのでしょうか。

そこで、お尋ねですが、これまで老人センターの建設に関する経緯と内容、変更等も含め、詳しくお示しをいただきたいと思っております。また、予算の比較もできればお願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本誠一君。

[登壇]

○市民部長（宮本誠一君） お答えいたします。

老人福祉センターの建設に関しましては、約10年の長きにわたり協議を重ね、議員の皆様にも慎重審議いただきましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。おかげをもちまして、本体工事に着工することができまして、平成24年春の竣工を

目指して進めているところでございます。

さて、お尋ねのこれまでの経緯でございますが、主なものを順を追ってご説明申し上げます。

まず、用地購入についてでございますが、合併前からの候補地選定の五つの前提条件をもとに、数カ所の候補地から下町区の有田物産跡地を選定しました。不動産鑑定に基づき、平成20年9月、面積4,582.28平米を1億1,593万2,000円、坪単価8万3,490円で購入いたしました。

次に、送水方式を検討した経緯についてご説明いたします。

当初は掘削で計画を進めておりましたが、掘削の経費や十分な湯量と温度の温泉が出るかなどのリスクに対し、足湯の送水管が近くまで埋設されており、約200メートル延長すれば温泉が利用可能になるとの判断から、一たんは送水方式を進めることとしました。

しかし、メンテナンスの問題等も含め、平成21年12月議会で菊池市老人福祉センター建設計画の一時凍結を求める決議がなされました。この決議には、4項目のご指摘があり、これを受け、市としましては再検討するとともに、菊池老人福祉センター建設検討委員会でも再度協議をしていただき、最終的に掘削方式に再度変更し、他の3項目につきましてもクリアしたことで、平成22年2月の全員協議会で事業再開の提案をさせていただいたところです。

次に、温泉掘削についてご説明いたします。

平成22年9月議会におきましては、老人福祉センターの建設予算を認めていただき、早速温泉掘削工事に取り組み、平成23年3月に完了したところでございます。工事費3,942万6,135円、掘削深度700メートル、温泉の温度は地上で40度でした。

最後に、現在の状況ですが、去る5月24日の臨時議会におきまして、本体建築工事契約の議決をいただき、事業を進めているところでございます。契約金額は1億7,839万5,000円、請負業者は生田・吉安建設工事共同企業体であります。

なお、電気工事及び管工事につきましては、6月6日に指名審査会を開催いたしまして、7月1日に入札を実施する予定となっております。

この電気工事及び管工事の入札をまだ実施していないことについてご説明いたしますと、今回の老人福祉センター建設工事に限らず、予定価格が1億5,000万以上の議会の議決が必要な工事につきましては、建築工事の契約が正式に議会の承認を得てから電気工事等の付帯工事の入札を行っております。したがって、付帯工事の契約は建築工事の入札から起算すれば、1カ月から2カ月後となります。

建築本体の契約承認を得てから、それまでの期間に建築工事の進捗に全く影響がないとは言いませんが、付帯工事は建築工事の進捗に追随した工程となりますので、付帯工事の入札がおくれることにより建築工事が著しくおくれることはないと考えられます。

また、老人福祉センターの建設費用につきまして、議会からもっと縮減できないかのご要望もなされており、執行部としましてはできる限りの縮減に努めているところです。

ただ、先ほど申しましたとおり、電気工事及び管工事の入札をまだ実施していないことなどもあり、現時点では縮減額が幾らになるのか、把握できておりません。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

予算の比較的なものをちょっとお聞きしたかったですけれども、今、ご報告によりますと、まだ管工事とか電気とか、そういうのをなさっていないということでございますので、最終的にはまた次の機会にでもと思います。

最初、土地の購入の件がございましたけれども、私も当時、その文厚の委員長でございましたので、そのときに議会として8万5,000円ぐらいの予算の計上でございましたので、そのことについても、当時、ヨーカ堂跡地が5万5,000円ぐらいの競売でありましたけれども、売買が行われておりましたので、そういうところも指摘をしておりましたけれども、最終的には8万3,400幾らですかね、そういう形になっているところもちょっとご報告もいただきましたかと思うところでした。

それと、私どもも、前議会のときでございましてけれども、もうとにかく4点等の理由の中で凍結という形になりましたけれども、その送水管方式、1キロ500の送水管方式、このことについてはもうぜひとも止めなければいけない。このレジオネラ菌がもしも発生した場合は、お年寄りの命に関わることだということで、私ども本当に選挙前でございましたので、政治生命をかけて反対をさせていただいたという経緯もございまして。そのことも含めて、最終的に、冒頭で申し上げましたように、掘削が無事完了し、温泉もきちんと出ましたので、非常に喜んでいただいております。

これまでの経緯、土地の買収の費用も返納しなければいけない、いろんなことも、間違った情報等も流れておりますし、そういうことも含めて市長の方に、これまでの老人センター、最終的にはまだでき上がっておりませんが、これまでの総

括的にどう思われているか、ご意見をいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） これまで老人福祉センター建設を進めてきた中で、多少の紆余曲折はございましたけれども、結果的には最高の立地条件の地に建設ができて、今、部長が答弁申し上げましたように、700メートルにして40度という、恐らく加温も、また低温にすることも必要がないのではないか、ちょうどいい温度ではないかと思いますが、十分な湯量の温泉も出たことをごさいますて、菊池市の高齢者の皆様方にとりましては、この上ない老人福祉センターが建設できるものだと、このように確信をしております。

高齢者の皆様方が一日千秋の思いで10年間待ち望んでおられた老人福祉センターでございます。一日も早く喜んでご利用いただけますように祈念をしないと、このように思っております。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

市長も申されましたように、非常にいい状態の中で最終的な結論が出たと思っております。

ここで、もう一回、今度は運営的なものもありますので、今、確認を含めて、ちょっと申し上げたいと思います。

先般、平成22年9月の定例会で、二ノ文委員長の方から委員長報告の中で述べておられますけれども、一つ、老人センターの目的については、あくまで老人センターであり、公民館的な利用はしないとの答弁がありましたと。二つ、利用に関わる問題では、高齢者利用が原則であり、あくまで条例に基づいて運営するとのことでもあります。三つ目、四つ目は、それぞれに凍結を求める決議の問題についての項目でございます。それで五つ目、建設費用については、総額をもっと縮減できないかとの質疑に、市長より、事業費については十分検討し、縮減できるところはするよう努力したいとの答弁がありましたということで、委員長報告で申し述べておられます。

このことを踏まえて、最終的には、今後また電気とか設備、そういうそれぞれございますので、最終的な経費削減がどれだけになったかというのはまだ今からでございますので、そのことも含めて緊張感を持ってやっていただきたいと思います。どうぞよろしく願いしておきます。

それでは最後に、環境問題について、九州産廃問題を含む市のごみ処理について

質問させていただきます。

これまで九州産廃問題につきましては、毎回質問させていただいておりますが、今回は特に汚染土壌を九州で唯一受け入れている九州産廃の汚染土壌の状況を確認しておく必要がありますので、もう質問をいたしますが、皆様もご存じのように、東日本大震災によってけた違いの量の災害廃棄物が発生しております。瓦れきの量は推計で2,490万トン。宮城県が1,600万トン、岩手県が600万トン、福島県が290万トン。そのほかに、津波に流された車や打ち上げられた船舶は数え切れず、道路や橋などインフラの被害も大きく、今後、瓦れきの量がさらに膨らむと考えられます。さらに今回は、福島第一原発周辺の放射性物質に汚染された瓦れき、校庭の除去表土、下水道処理場の汚泥などをどう処分するかという、例のない課題が発生しております。

汚染瓦れきは廃棄物処理法の適用外で、処理方法も明確ではないとのことであり、九州で2カ所しかない汚染土壌を受け入れている施設が菊池市にある現状ですので、市として緊張感を持って、市民に不安を与えないように対応していかなければいけないと思っております。法的には、受け入れられないということは大体確認しておりますけれども、市の方できちんとしたその確認の状況といたしますか、現在の状況を示していただかなければいけないと思っておりますので、そのことをお尋ねしたいと思います。

また、調停の状況も何か動きがあればお示しをしていただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本誠一君。

[登壇]

○市民部長（宮本誠一君） お答えいたします。

各方面に甚大な被害をもたらしました東日本大震災につきましては、地震や津波により大量の瓦れきが発生し、被災地では災害廃棄物の処理に大変苦勞をされております。特に、福島県では未曾有の原発事故により大量の瓦れき等が放射性物質に汚染され、処理が難航しているところでございます。

その放射性物質が本市の九州産廃株式会社に持ち込まれることがあるのかというご質問でございますが、議員の質問の中にもありましたように、国の方針によりまして、当面の間、放射性物質により汚染されている恐れのある災害廃棄物については、移動及び処分を行わないと示されております。現時点で、本市に放射性廃棄物が搬入されることはありません。また、災害廃棄物以外の放射性物質に汚染されている恐れのある土壌についても、本市へ搬入されることはありません。

次に、九州産廃を相手方としました環境保全協定の一部変更協定の有効確認調停の申し立てにつきましては、本年3月31日に山鹿簡易裁判所に調停申し立てを提



出いたしました。この調停申し立てにより、先日、5月18日に第1回調停が行われ、市より今回の調停の申し立てについての主旨の説明を行い、相手方からの意見聴取が行われたところです。また、第2回の開催日を7月6日に決定し、終了をいたしております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

部長の方からはっきり今回の地震、それと汚染土壌的なものは一切菊池には入ってこないという形で安心をしたわけでございます。市民の中には、今現在、汚染土壌を九州産廃が受け入れておりますもんですから、名前が同じなもんですから、もうそういう心配をされて、私の方には問い合わせもあります。ですから、もうそういうことも含めて、しっかりこの議会の中で確認をしたいというもので質問させていただいたわけでございます。

いずれにしましても、市長に先般からお願いをしておりますように、汚染土壌はもうどう考えてもざる法です。ですから、早くこの受け入れている自治体がやっぱり県・国に対してきちんとした要望、また陳情をしていかなければいけないと思っておりますので、時間もございませんけれども、市長の方からその考えも含めて答弁をいただきたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 放射性物質により汚染されました災害廃棄物や汚染土壌の処理につきましては、国を挙げて処理方法の検討がなされているところですが、先ほど市民部長が申し上げましたとおり、現段階では汚染の恐れがある災害廃棄物等については、当面の間、移動及び処分を行わないと、国の方針が示されております。これが、この当面の間というところは、いずれ処分をしなければならぬわけでありまして、どう処分されるかというのを注目しなければなりません。今後の国の動向というものを見きわめなければ対応できないというのが率直な気持ちであります。

しかし、市といたしましては、当然のことながら放射性廃棄物の受け入れということは考えてもおりませんし、絶対にやってはいけないことだと思っております。

次に、九州産廃、廃棄物の、いわゆる汚染土壌の処理状況についてですが、現段階では、さきの3月定例会でのご報告した後に、汚染土壌の受け入れというものはないと県から情報を聞いております。

先ほど、木下議員の方から、九州で唯一汚染土壌を受け入れているというご発言

でありましたが、平成22年6月当初におきましても九州産廃を含めて3社が受け入れを九州内ではしてありましたし、現在は九州管内で9社が受け入れをしているということで、必ずしも菊池の九州産廃だけがやっているということではありません。

現段階では、さきの3月の定例会で報告いたしました後の受け入れはやっていないということで県の方からは情報をいただいております。汚染土壌の受け入れはないということで県からの情報をいただいております。

汚染土壌に関しましては、排出者から県への報告義務がありませんので、県が行う九州産廃株式会社への立ち入り調査の結果を注視してまいらなければならないということでございます。

汚染土壌の処理方法に関しましては、これまでもお答えしましたとおり、汚染土壌発生地からの持ち出し規制の強化や、また廃棄物処理法と同様な取り扱いがでないかなど、法制度の見直し等を求めながら、今後も県と協議を重ねて監視してまいりたいと思います。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 以上で、一般質問を終わります。

本日の議事日程は全部終了しました。次の会議は、6月29日午前10時から開き、議案等の採決を行います。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

---

散会 午後3時37分

第 5 号

6 月 29 日

## 平成23年第2回菊池市議会定例会

### 議事日程 第5号

平成23年6月29日（水曜日）午前10時開議

- 第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
- 第2 報告第9号 菊池市土地開発公社経営状況報告について  
報告第10号 有限会社きくち観光物産館経営状況報告について  
報告第11号 有限会社ファームきくち経営状況報告について  
報告第12号 有限会社七城町特産品センター経営状況報告について  
報告第13号 有限会社七城町振興公社経営状況報告について  
報告第14号 有限会社七城町銘柄米センター経営状況報告について  
報告第15号 有限会社旭志村ふれあいセンター経営状況報告について  
報告第16号 有限会社有朋の里泗水経営状況報告について
- まで一括上程・報告
- 第3 議事第1号 庁舎等検討特別委員会の設置について
- 第4 意見書案第1号 消防団活動への支援に関する意見書  
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第5 議員の派遣について
- 第6 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
- 日程第2 報告第9号 菊池市土地開発公社経営状況報告について  
報告第10号 有限会社きくち観光物産館経営状況報告について  
報告第11号 有限会社ファームきくち経営状況報告について  
報告第12号 有限会社七城町特産品センター経営状況報告について  
報告第13号 有限会社七城町振興公社経営状況報告について  
報告第14号 有限会社七城町銘柄米センター経営状況報告について  
報告第15号 有限会社旭志村ふれあいセンター経営状況報告について  
報告第16号 有限会社有朋の里泗水経営状況報告について
- まで一括上程・報告
- 日程第3 議事第1号 庁舎等検討特別委員会の設置について

日程第4 意見書案第1号 消防団活動への支援に関する意見書

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第5 議員の派遣について

日程第6 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

---

出席議員（23名）

1番 工藤圭一郎君  
2番 城典臣君  
3番 大賀慶一君  
4番 岡崎俊裕君  
5番 水上彰澄君  
6番 東英俊君  
7番 東裕人君  
8番 泉田栄一朗君  
9番 森清孝君  
10番 中原繁君  
11番 樋口正博君  
12番 二ノ文伸元君  
13番 中山繁雄君  
14番 怒留湯健蓉さん  
15番 坂本昭信君  
16番 隈部忠宗君  
17番 葛原勇次郎君  
18番 木下雄二君  
19番 坂井正次君  
20番 森隆博君  
21番 山瀬義也君  
22番 境和則君  
23番 北田彰君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市長 福村三男君

副市長	永田明紘君
総務部長	谷口誠君
企画部長	野口祐成君
市民部長	宮本誠一君
経済部長	平野國臣君
建設部長	山田憲章君
七城総合支所長	田代武則君
旭志総合支所長	三池繁廣君
泗水総合支所長	春木義臣君
財政課長	小川秀臣君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	藤本辰広君
市長公室長	原和徳君
教育長	倉原久義君
教育次長	原誠也君
農業委員会事務局長	齋藤誠君
水道局長	山田浩文君
監査事務局長	大塚茂幸君

---

事務局職員出席者

事務局長	永田哲士君
議事課長	城主一君
議事課長補佐	徳永裕治君

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

---

午前10時00分 開議

○議長（山瀬義也君） ただいまより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（山瀬義也君） 日程に従いまして、日程第1、去る6月21日の会議において、各常任委員会に審査を付託しました議案第54号から議案第66号まで、及び請願第1号から請願第3号まで並びに陳情第1号までの17案件について、各常任委員長から審査結果の報告がっておりますので、これを一括して議題とします。

ただいまから各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長、森 清孝君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（森 清孝君） おはようございます。

報告いたします。

本定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件は、条例案2件、予算案1件、請願2件の5案件でございました。現地調査も踏まえ、慎重に審議しましたので、その経過と結果について報告いたします。

まず、議案第55号、菊池市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定については、菊池市立水源小学校・迫水小学校・龍門小学校を平成25年4月1日より菊池北小学校に統合させるための条例改正であります。

質疑としまして、通学問題や保護者の要望、小学校跡地の利活用等も同時進行していくべきではないか。また、少子化になっている現状で、市全体的に検討すべきではないか等の意見が出ました。

委員会より、複式学級の現状を考え早目に解除をすべきであり、子どもの教育を最優先に考え、跡地利用については、行政と一体となり、組織を立ち上げ検討していきたいとの説明がありました。

複式学級の現状を視察し、学校長より状況を聞きました。

そして、付帯意見として、保護者からの要望である、一つ、統廃合による通学距

離・安全確保の対応として、通学バス等の必要な措置をとること。二つ、標準服変更等、保護者の負担に対して市は関与すること。三つ、新学区によるストレス等の心のケアを市の責任として行うこと。四つ、教職員の異動については、統廃合の影響に充分注意しながら慎重に行うこと。地域からの要望である統廃合後の学校施設利活用及び地域活性化における地元との話し合いを継続すること。

なお、教育は国・地方において百年の大計であり、統廃合後によるハード整備予算等、効率化された予算については、本来の目的である子どもたちの教育効果をあらわすための予算として反映させること。また、条例改正後、速やかに地域活性化対策に必要な協議会を立ち上げること。

以上の付帯意見を付して、全員異議なく可決すべきものと決定しました。

次に、議案第56号、菊池市立図書館条例の一部を改正する条例の制定については、菊池市立図書館の管理運営を指定管理者に行わせる場合の読みかえをさせるもので、さしたる意見もなく、原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第57号、平成23年度菊池市一般会計補正予算中の付託分ですが、4月1日の人事異動に伴い、人件費の組み替えと自賠責保険の料率改定が主なものでありました。さしたる意見もなく、原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、請願第1号、建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する請願については、紹介議員より説明を受けました。

建築関係は工務店しか入札に入れられないし、賃金の格差は出てくるのではないかと。また、本市には菊池市中小企業振興基本条例があり、地元業者に発注させるのが基本であるとの意見が出ました。

執行部より、県内で設置されている自治体はなく、国が率先して実施してもらいたいとの答弁がありました。

働く人の技術の差や持ち込む道具の差もあり、慎重にすべきという反対討論がありました。

採決の結果、不採択すべきものと決定しました。

次に、請願第3号、隈府小学校の中学校区割りに関する請願書は、隈府小学校は南中学校と北中学校に分かれて行っている状況であり、40年前の区割りであるため、住宅事情や人口集積が違ってきているため、いち早く取り組んでいただきたいとの要望でした。

審査の結果、討論もなく、全員異議なく原案のとおり採択すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、速やかにご賛同賜りますようお願い申し上げます。総務文教常任委員長報告といたします。



○議長（山瀬義也君） 次に、福祉厚生常任委員長、二ノ文伸元君。

[登壇]

○福祉厚生常任委員長（二ノ文伸元君） おはようございます。

福祉厚生常任委員会委員長報告をいたします。

本定例会において福祉厚生常任委員会に付託された議案は、条例1件、予算案3件であります。慎重審議を行いましたので、その経過と結果についてご報告をいたします。

議案第54号、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、国の法律改正に伴う条例の整理に関するものであります。

今回の改正で、土地占有者の責任がどうなるのか、通報を受けた行政がどう処理するのか等の質疑がありました。

責任が弱まるのではなく、菊池市まちづくり条例の中で同様の条項があり、整理したもので、責任については弱まるものではない旨の答弁がありました。また、不法投棄が減らない状況のもと、本改正による通報努力義務により不法投棄者を判明させ、責任を負わせることができる旨の答弁がありました。

議案第57号、平成23年度菊池市一般会計補正予算（第3号）は、生活保護総務費のうち、旅費、負担金補助及び交付金について、社会福祉主事資格者がどこに配属されるのか等の質疑があり、福祉課生活保護係に配属され、訪問員、ケースワーカーに従事するとのことでした。

また、民生費、児童福祉総務費の委託料の増減については、主には新年度単価改定によるものです。

衛生費、保険衛生費の需用費、役務費の増については、がん検診の推進事業のための増額であり、無料クーポンと検診手帳の印刷・郵送代に係る経費の増との答弁でありました。

議案第58号、平成23年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）と議案第64号、平成23年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）については、人事異動に伴う人件費の補正であり、質疑はありませんでした。

以上、議案第54号、議案第57号、議案第58号、議案第64号とも討論もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議員各位におかれましては、速やかにご賛同いただきますようお願い申し上げ、福祉厚生常任委員長の報告とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 次に、経済建設常任委員長、中山繁雄君。

[登壇]

○経済建設常任委員長（中山繁雄君） 経済建設常任委員会委員長報告。経済建設常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算案件7件、議決案件1件、請願1件、陳情1件です。

まず、議案第57号、平成23年度菊池市一般会計補正予算（第3号）中、付託分について申し上げます。

その主なものは、歳入の県支出金、戸別所得補償制度推進事業費補助金の862万4,000円の減額と、歳出の農林水産業費中、地域農業再生協議会補助金にも同額を減額してあるものは、当初予算では県の指導で一般会計に組んでいたが、今年度までは従来どおり県協議会から地域農業再生協議会へ補助金を直接交付するようになったため補正するものであるとの説明がありました。

また、ブランド推進費については、県の地域づくり夢チャレンジ推進補助金が決定したことによる財源の組み替え及びブランド推進協議会に補助金を交付するため、委託料を組み替えるものとの説明を受け、質疑を行いました。

ブランド推進協議会の立ち上げの考え方と構成員について質疑があり、7月13日に設立総会を予定しているが、菊池市としてのブランド推進の基本方針や戦略はその中で協議していく。構成員は、地元の各種団体や認定農家及び市内外の企業に市も含めて21名を考えているとの答弁がありました。

また、構成員については、ワンパターンにならないように個性を持った方を入れた方がいいとの意見がありました。

次に、土木費中、工事請負費1億円の増額については、経済対策事業の平成22年度からの繰越事業になっている柏木護線の舗装については、県との協議で対象外となったことにより、辺地債へ組み替えて施工するものとの説明を受け、質疑を行いました。

今年度で柏木護線の舗装工事は全部完了するののかとの質疑に対して、全体延長は900メートルあるが、今年度は300メートルであり、3年かかるとの答弁があり、柏・木護の集落は迂回路がないため孤立してしまう恐れもあり、早急に対応してもらいたい旨の要望がありました。

土木費の都市計画費中、街路事業費の1億5,818万1,000円の増額については、隈府中央線の用地買収によるもので、この財源については合併特例債の1億5,000万を充てるものと説明を受け、質疑を行いました。

隈府中央線の進捗率について質疑があり、22年度完了時点で整備区間は60%、事業用地が79%であり、用地交渉はあと2件であるとの答弁があり、期限が24

年度であり、国の財源を活用するからこそメリットがあるため、期限内に完了するよう用地交渉には努力していただきたいとの意見がありました。

また、同じく都市計画費中公園費は、前回の委員会で公園の管理については、これまでのようにシルバー人材センターにお願いするよう見直しの意見が出ていたため、6カ所の公園の一部をシルバー人材センターに委託するための予算の組み替えとの説明がありました。

次に、議案第59号、平成23年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第1号）、議案第60号、平成23年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第61号、平成23年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第62号、平成23年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第63号、平成23年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第65号、平成23年度菊池市水道事業会計補正予算（第1号）ですが、そのほとんどが人事異動に伴う人件費の予算の組み替えであるとの説明がありました。

次に、議案第66号、字の区域の変更については、花房中部地区の区画整理事業に伴うもので、大字出田及び大字森北の字の区域の一部を変更するものとの説明がありました。

次に、請願第2号、田島工業団地と林原・蘇崎工業団地に関する請願については、紹介議員からの補足説明があり、合併後の新市建設計画では田島工業団地と林原・蘇崎工業団地を結ぶ道路の整備事業があったが、平成22年からの社会資本整備総合交付金事業により富の原・桜山公園等の整備が優先され、この道路の整備が計画から外されてしまった。合併して七城と泗水の区域もなくなっているわけであり、区域を越えた道路として整備をお願いしたい。企業誘致及び地域の利便性の向上にもつながるため、ぜひとも採択していただくようお願いしたいとの説明がありました。

陳情第1号、住宅の新築・リフォームに対する助成制度の創設を求める陳情については、執行部からも聞き取りをしながら慎重に審議しました。

陳情の理由に書いてある助成制度の創設により、抜群の経済効果で自治体の財政基盤の強化につながる事がこの制度を導入した自治体の実績で明らかとありますが、そういう自治体があるのかとの質疑に対して執行部が調べた結果、その確認はできなかったとの答弁でありました。

以上、6月27日の現地調査を踏まえ、慎重審議しました結果、請願第2号及び陳情第1号を除く議案第57号、議案第59号から議案第63号及び議案第65号、議案第66号については、別段討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり

り可決すべきものと決定いたしました。

請願第2号、田島工業団地と林原・蘇崎工業団地に関する請願については、現地調査を行った後の討論では、田島工業団地と林原・蘇崎工業団地をただ単に道路をつなげれば企業誘致の促進につながるという根拠が見えない。周辺の道路事情は、それぞれの工業団地に国道等につながる大きな農道があり、それを直接つないだからといってさほど影響はない。果たして、ここに多額の予算を投入して費用対効果が望めるかということに疑問を感じるのと反対討論がありました。

賛成討論では、この請願は企業誘致を目的とした整備であり、地元はもちろん菊池市としても価値観を上げるための道路であり、必要性を感じるのとことでした。

採決の結果、賛成多数により採択すべきものと決定いたしました。

また、陳情第1号、住宅の新築・リフォームに対する助成制度の創設を求める陳情につきましては、この内容では自治体の実績については不明であるため、具体的にどこの自治体がどこまで財政基盤が強化されたのか、根拠を示して再提出してもらいたいとの反対討論がありました。

採決の結果、不採択すべきものと決定いたしました。

また、大雨による災害箇所が土木関係で69カ所と農業関係で12カ所出ており、その一部を現地調査いたしました。早急な復旧を行っていただくよう、執行部にお願いをしたいとの意見がありました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりご賛同いただきますようお願い申し上げます、経済建設常任委員長の報告にさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 以上で、委員長報告を終わります。

ただいまの各常任委員長の報告に対して質疑を行います。質疑はありませんか。  
境 和則君。

[登壇]

○22番（境 和則君） おはようございます。

経済建設委員長に質疑をいたします。

このたび、菊池市泗水町田島の2757、田島地区活性化協議会会長、松岡、これは憲重さんとおっしゃるんですかね、様ほか17名の方が田島工業団地と林原・蘇崎工業団地に関する請願が提出され、採択されたというような報告がありますが、請願の主旨にこの工業団地を、道路を通せば企業誘致が大変メリットがあるんじゃないだろうかと。1番目にそれが載りましたね。

2番目に、市道佐野平島線と市道小野崎花房線、通称グリーンロードとを結ぶ市道佐野平島線道路改良工事の早期着工と載っておりますすたいね、主旨の中には、

そうしますと、当然沿線をどこに通すのか、もしくはその道路改良をするに当た

っての財源はどの財源を充てられるのか。また、今の時代ですから、地権者の方々の協力は得られるのか。意見が出たのか出ないのかをお知らせいただきたいと思います。

また、七城町には企業連絡協議会があります。そうすると、当然有利な道路であるならば、企業連絡協議会からの申し入れ、申し込みがあったのかないのか、そういうことが質疑が出たらんかお知らせください。

そして、当然市道の拡張、企業の発展のためには道路が必要とされる方々については当然公益性、公共性、またはメリット、デメリットを考えていかなければならないと思うんですね。僕は、請願は国民に与えられた権利でありますから、非常に尊重をいたしたいと思います。しかし、一般的には請願の審査には通常、日時ですね、いろんな調査する必要があるから、やはりなお慎重に議会の議決を得ながら継続審査する場合が非常に一般的には多いと示されております。

当然、今、委員長報告の中で紹介議員さんの審査も終えてありましたから、この辺については省きますけども、この請願といいますのは願意だと思います。願意というのは、要するに実現の可能性がなければならぬ。緊急性、重要性及び財政状況などから、すぐ近い将来に、2年、3年、5年間のうちには完成するようなものを議会は慎重に審議して、そして市民の方々に安心を与えなきゃならないと。非常に厳格に解釈しなければならぬと、こううたってありますが、そういう面についての審議はあったのかないのか、お伺いをしたいと思います。

また、第1問目に、ついでにお話ししますが、当局の松岡憲重さん、また七城町では新村の廣田区長さんを当委員会に招集されて、この道路拡張の真意をお伺いされたかされないかをお聞きします。

この企業誘致とは別に、市道の拡張、新設ということであれば、当然皆さんご存じのとおり、この本庁には市道に関する審議委員会があると思います。それが年間行事といいますか、事業を審査する委員会についても打ち合わせがあったのか、お話を聞かれたのか。

また、先ほど、紹介議員さんのお話で、新市建設計画と社会資本整備に対する申し出があつとつたと。いうならば、大体財源はそこを当てにされたと思うんですね。でも、現実的には合併特例債は26年度までで、もう現況見られたならよくご案内のとおりだと思いますけども、そう簡単には地権者の要望、線形、道路の変化はないと思いますが、そういうことをわかった上での採択だったろうと思いますので、もしお話があったらお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 経済建設常任委員長、中山繁雄君。

[登壇]

○経済建設常任委員長（中山繁雄君） 境議員にお答えいたします。

質問が幾つもありましたので、全部言えるか、何かわかりませんが、財源、工事の内容につきましては議論はありませんでした。

それから、企業連絡協議会からの申し出はあっておりません。

それと、この紹介議員の招集につきましては、もう期日もないということで、議長にお伺いを立てて、まだその本人との連絡もとれないということで、招集はいたしませんでした。

それから、先ほど述べられましたように、私たちの委員会では、やっぱり合併の新市計画の中で計画してあった道路であり、これはぜひ必要だということで、やはりつくっていただきたいとの思いで請願を出したという思いであります。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東 英俊君。

[登壇]

○6番（東 英俊君） 経済建設常任委員長、中山委員長に質疑をいたします。

先ほど、境議員の質疑と内容がかぶらないような形で、重複しない形で1点だけ質疑をさせていただきます。

請願の採択に当たって法令上の基準はないというところで、願意の妥当性と実現の可能性という部分でお伺いをいたします。

請願路線の整備と企業誘致との関連性に関して質疑があったかどうか、それとその質疑に関して執行部の答弁はどうだったか、この1点だけをお聞かせください。

○議長（山瀬義也君） 経済建設常任委員長、中山繁雄君。

[登壇]

○経済建設常任委員長（中山繁雄君） お答えいたします。

先ほどから述べておりますように、新市計画で挙がっていた道路であり、執行部からの説明はなく、ただやっぱり工業団地の有利性をするためには必要だという意見が出たのみであります。

○6番（東 英俊君） 執行部から。

○経済建設常任委員長（中山繁雄君） 執行部の説明はあっておりません。

○6番（東 英俊君） 聞いていないということですね。終わります。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） おはようございます。

私は、議案第55号、菊池市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、総務文教常任委員長に質疑をします。

まず、1点目です。2009年6月議会で、子どもの声の必要性はないとの学校規模適正化審議会、教育委員会の考え方のもと、統廃合の審議が進んでいったことが明らかになりました。いよいよ小学校がなくなるかもしれない瞬間に当たり、総務文教常任委員会では該当する小学校に通う子どもたちの声を聞いたのかどうか。あるいは、そういう子どもたちの意見を参考にしたのかどうか。それから、いわゆる行政の目線、大人の目線、上から目線ではなく、学校の主役である子どもの目線での議論があったのかどうか、初めにお尋ねをします。

○議長（山瀬義也君） 総務文教常任委員長、森 清孝君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（森 清孝君） お答えします。

三つの学校を現地調査いたしまして、校長先生のお話はお聞きしました。しかし、子どもの意見というか、お話は聞いておりません。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 統廃合で一番影響を受ける子どもたちの意見は聞いてはいないということでしたので、では次にお伺いします。

6月21日の質疑で、地域の合意形成について、経過と議論の中身、結論を質疑をしました。教育委員会は、保護者の総意、地域の総意として統廃合の同意を得られている旨の答弁が教育委員会からありました。ところが、昨夜改めて現地の方に私は聞き取り調査を行いました。合意というより半強制的、PTAの会議では僅差で意見が真っ二つに分かれた。教育委員会からあきらめさせられたとの声が地域の方々、保護者の方から昨夜も寄せられました。

そこで、お尋ねします。

委員会審議の中で、統廃合が本当に保護者、地域の総意であると委員会が確認をしたのかどうか。もしされたのであれば、その議論はどうだったのか、お尋ねをします。

○議長（山瀬義也君） 総務文教常任委員長、森 清孝君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（森 清孝君） 総意ということはどういうふうに考えるかではないかと思ったわけではありますが、パーフェクトというふうにとらえますとなかなか難しいかなという議論でございます。執行部の方からも、説明会の状況等も念入りに行っていましたし、賛成される保護者の方々は何でも重複して会議をせにゃならんと、1年おくらせておるではないかというようなお話もあったと聞いております。

委員会では、そのことよりもむしろ現地調査をしまして、複式学級の現状を一時も早く解決すべきではないかと、そういう議論が多かった気がいたします。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） では、最後にお尋ねします。

付帯意見というお話がありましたが、一体それが尊重され、保証されるのかどうか、教育委員会が確約したのかどうか。そして、その付帯意見に対して教育委員会側から意見があったのかどうか、お尋ねをします。

○議長（山瀬義也君） 総務文教常任委員長、森 清孝君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（森 清孝君） お答えします。

付帯意見につきましては、執行部に対する要望というふうにとらえております。委員の中から、学校教育に関しましては教育委員会の範疇でありますけれども、当委員会は総務文教委員会であると、総務委員会も兼ねておるから、地域の振興、再生についてはしっかりやってくれというふうな意見も出まして、確約があったかと言われますと、冒頭申しましたように、要望ということで、努めますという話であります。

以上です。

○議長（山瀬義也君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから委員長報告が不採択であります請願第1号、建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する請願及び陳情第1号、住宅の新築・リフォームに対する助成制度の創設を求める陳情書を除き、討論を行います。

議案第54号から議案第66号まで及び請願第2号から請願第3号までについて討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 議案第55号、菊池市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論を行います。

まず、この統廃合の出発点が問題であります。平成20年6月から平成21年3月まで、6回にわたって開かれた学校規模適正化審議会は非公開で、議会に知らせ



ることを拒み、審議の結論さえ正副会長で覆してしまいました。その答申を踏まえた今回の条例改正に賛成できるわけがありません。

また、地域の合意形成について、まだ不十分と言わざるを得ません。半強制的、あきらめた、しょうがないなど、こういう声が、まさに採決前夜に上がるような状況で、保護者、地域の総意として、同意が得られたとは到底言えないと思います。

付帯意見で、地域活性化のための協議会というお話もありましたが、保護者、地域に上からあきらめを押しつけながら、住民本位の地域活性化の議論ができる保証はないと私は考えます。

最後に、学校規模適正化審議会の最後の閉会あいさつを改めて引用します。この閉会あいさつでは、一步も引き下がらないで決まったことを進めていただく、こういうことが言われました。地域の議論がどうであれ、議会が何を言おうが統廃合を進める、この立場で進んできた小学校統廃合問題のあり方そのものを批判をし、反対討論を終わります。

○議長（山瀬義也君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） これで討論を終わります。

ただいま討論がありました議案第55号を除き、一括採決します。

議案第54号、議案第56号、議案第57号、議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第61号、議案第62号、議案第63号、議案第64号、議案第65号、議案第66号、請願第2号、請願第3号の14案件については、各常任委員長の報告は原案のとおり可決、採択であります。各常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、以上の14案件については、各常任委員長の報告のとおり可決、採択することに決定しました。

次に、討論がありました議案第55号については起立により採決します。

お諮りします。議案第55号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。よって、議案第55号は可決することに決定しました。

次に、総務文教常任委員長報告が不採択の請願第1号、建設に働く仲間と地域経

済を救うルールづくりに関する請願及び経済建設常任委員長報告が不採択の陳情第1号、住宅の新築・リフォームに対する助成制度の創設を求める陳情書について討論を行います。討論はありませんか。

東 裕人君。

原案にまず賛成の方です。

[登壇]

○7番（東 裕人君） では、請願第1号と陳情第1号について賛成討論を行います。

まず、請願第1号、建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する請願について賛成討論を行います。

建設業に従事する労働者の賃金、生活実態や地元建設業者の経営状況については、細かく挙げるまでもなく、大変厳しい状況にあります。その中で、公共事業のあり方、新たなルールづくりが全国的に始まっています。本請願の中心である公契約条例は、千葉県野田市、神奈川県川崎市で制定され、市の公共工事等を受注した企業や下請業者等に対し、市が定める賃金以上支払うことが義務づけられるなど、発注する公的機関と受注者の間で結ばれる契約、公契約において、生活できる賃金を初め、人間らしく働くことのできる労働条件を保証するものであります。中小企業振興策、地域活性化のための経済政策として、また家庭所得減少に対する自治体の役割発揮という点からも意義があり、採択されるべきであると私は考えるので、賛成をします。

次に、陳情第1号、住宅リフォーム助成制度の陳情について賛成討論を行います。

これは住民が市内の業者に住宅リフォームを注文した場合、工事費の一定額を市が助成する制度で、建築関係の仕事おこしに大変大きな効果があります。自治体のわずかな予算で、さらに地元業者を条件とすることで、地域経済全体にも大きな波及効果を与える制度であります。

この経済効果については、国会では平成16年の参議院予算委員会でも生産誘発効果、地域経済活性化に資するとの答弁もありました。また、秋田県では経済効果15.86倍、兵庫県明石市では10.94倍などの試算もあります。

また、お隣の山鹿市では、この制度、本年度から5年間取り組みます。6月には5回の市民向け説明会を行っているとのこととあります。山鹿市は制度の目的として、市民の生活環境の向上と住宅耐震化の促進、定住促進並びに地域経済の活性化に寄与すること、このことを掲げています。

もうほかでは進んでいるこの制度を本市でも取り組んでくださいというこの陳情を、私は地域経済活性化の具体策の一つとして制度創設が必要であると考えますので、賛成をしたいと思います。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 次に、原案に反対者の発言を許します。ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） これで、討論を終わります。

これより採決します。

採決は起立によって行います。

初めに、請願第1号、建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する請願について採決します。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、可を諮る原則により原案について採決します。

お諮りします。請願第1号について、採択することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（山瀬義也君） 起立少数です。よって、請願第1号は不採択することに決定しました。

次に、陳情第1号、住宅新築リフォームに対する助成制度の創設を求める陳情書について採決します。

本案件に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、可を諮る原則により原案について採決します。

お諮りします。陳情第1号について、採択することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（山瀬義也君） 起立少数です。よって、陳情第1号は不採択することに決定しました。

---

## 日程第2 報告第9号から報告第16号まで上程・報告

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第2、報告第9号から報告第16号まで、8件について一括議題とします。

ここで、執行部から議案の説明の補足のため、資料配付の要請がっております。会議規則第150条の規定によって、資料を配付することを許可したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） それでは、資料を配付させていただきます。

(資料配付)

○議長(山瀬義也君) 提出者の報告を求めます。  
企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長(野口祐成君) おはようございます。

追加議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

報告第9号、菊池市土地開発公社経営状況報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告いたします。

3ページをお開きください。

平成22年度第37期決算報告書によりご説明をいたします。

5ページをお開きください。

事業報告書でございますが、(イ)用地の年間取得造成、(ロ)用地の年間売却金額につきましては、どちらもございませんでした。

6ページをお開きください。

貸借対照表でございます。

まず、資産の部でございますが、1の流動資産といたしまして、(1)普通預金から(8)の未成土地までの合計が25億6,014万9,739円でございます。

(8)未成土地の内訳を11ページに記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

返っていただきまして、2の固定資産合計は25万2,756円でございますので、資産合計は25億6,040万2,495円となるものです。

次に、7ページの負債の部でございます。

1の流動負債は、(3)の前受金が219万2,000円となっております。2の固定負債、(1)の長期借入金は18億8,000万円でございます。

12ページに借入金の内訳を記載しております。菊池市土地開発基金からの借入れとなっております。

7ページにお返りいただきまして、1の流動負債と2の固定負債を合計しました18億8,219万2,000円が負債合計でございます。

次に、資本の部でございます。

1の基本金は市からの出資金で100万円でございます。

2の準備金合計は、(1)前期繰越準備金に(2)当期利益を加えました6億7,721万495円となります。

したがって、負債資本合計は25億6,040万2,495円となります。

次に、8ページの損益計算書をご説明いたします。

1の事業収益につきましては、(3)の付帯等事業収益といたしまして、小畑団地を雇用促進住宅菊池宿舎の駐車場として雇用振興協会に賃借している分の収益が39万6,000円でございます。

2の事業原価はございませんでしたので、事業収益の39万6,000円がそのまま事業総利益となります。

この事業総利益に3の一般管理費118万3,092円を差し引きました78万7,092円が事業損失となります。

4の事業外収益は173万800円でございます。

したがって、事業損失に事業外収益を加えました94万2,988円が経常収益となります。

6の特別利益及び7の特別損失はございませんでしたので、当期利益は94万2,988円となります。

10ページは、当社の財産目録でございます。

13ページに監査報告書を添付いたしております。

15ページをお願いいたします。

続きまして、平成23年度菊池市土地開発公社の事業計画、予算、資金計画をご説明申し上げます。

17ページをお願いいたします。

平成23年度の事業計画でございますが、1の土地取得、造成の管理費としまして、林原工業団地で20万円、蘇崎工業団地で100万円、田島工業団地で125万円、小野崎住宅用地で15万円を計上いたしております。

2の土地売却等は、蘇崎工業団地の売却を1件で7,740万円を計上しております。

次に、18ページになりますが、平成23年度の予算でございます。

予算につきましては、第2条の収益的収入及び支出で事業収入として所有土地の売却、公有所有地に係る賃貸料、受取利息等の収入を計上しております。支出では、消耗品、草刈りの経費、支払利息等の支出を計上しております。

次に、19ページの第3条、資本的収入及び支出につきましては、長期借入金といたしまして18億1,000万円を計上いたしております。同額が収入合計となっております。

資本的支出につきましては、土地造成事業費で260万円、公有地取得事業費はございません。長期借入金償還金で18億8,000万円を計上いたしております。

また、第4条の借入金の限度額は19億1,000万円と定めております。

次に、20ページが平成23年度の資金計画となっております。

以上、菊池市土地開発公社の経営状況報告についてご報告いたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） おはようございます。

それでは、報告第10号、有限会社きくち観光物産館経営状況報告について、報告第11号、有限会社ファームきくち経営状況報告について、報告第12号、有限会社七城町特産品センター経営状況報告について、報告第13号、有限会社七城町振興公社経営状況報告について、報告第14号、有限会社七城町銘柄米センター経営状況報告について、報告第15号、有限会社旭志村ふれあいセンター経営状況報告について並びに報告第16号、有限会社有朋の里泗水の経営状況報告についての7件につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告をさせていただきます。

報告につきましては、事前に議長の許可を得ておりますので、本日配付させていただきましたA3版の補足説明資料、平成22年度第三セクター経営状況概要書により一括して報告をさせていただきます。

なお、概要書の数値につきましては1,000円でまとめておりますが、決算額につきましては円単位で報告をさせていただきますので、ご了承をお願いしたいと思います。

それでは、補足説明資料、平成22年度第三セクター経営状況概要書をごらんいただきますと思います。

最初に、報告第10号、有限会社きくち観光物産館の経営状況について報告をいたします。

平成22年度の事業報告としましては、熊本市内のアンテナショップとの取引中止により売上高が大幅に減少しましたが、新たなアンテナショップの発掘により、菊池の農産物、銘菓、米粉商品等のPRを行い、販路拡大に努力をされております。また、観光客誘致を目的としたイベントや他施設と連携した誘客に努められております。

決算状況につきましては、貸借対照表の資産合計が3,533万697円、負債合計が1,576万6,601円。資本金と利益剰余金を合わせた純資産合計が1,956万4,096円で、負債、純資産の合計が3,533万697円となっております。

また、売上総額につきましては、1億6,767万5,562円で、対前年度と比較しますと、80.4%に減額をいたしております。経常利益が383万5,2

93円で、税金等を差し引いた当期純利益が316万8,693円となっております。

下段をごらんいただきたいと思います。

平成23年度の事業計画ということで、地産物の販路拡大と誘客のために、引き続きイベントや菊池市外でも積極的に営業を展開し、物産館の知名度アップを図りますということになっております。また、開業20周年の記念イベントや独自のパンフレットを作成して、地場製品の紹介、観光情報と多彩な情報発信により、魅力ある物産館を目指すということでございます。売上総額を対前年度比108.5%の1億8,200万円とし、経常利益を284万1,000円と見込まれております。

次に、報告第11号、有限会社ファームきくちの経営状況について報告をいたします。

平成22年度の事業報告としましては、販路拡大に努めたことにより新規取引が成立しましたが、施設園芸部門につきましては価格低迷等により売上実績が伸びなかったということでございます。また、消費者や販売者等を招き、田植えや稲刈り体験が行われ、消費者と生産者との交流が図られております。

決算状況につきましては、貸借対照表の資産合計が5,290万921円、負債合計が737万3,457円。資本金と利益剰余金を合わせた純資産合計が4,552万7,464円で、負債、純資産の合計が5,290万921円となっております。

また、売上総額につきましては4,656万8,553円で、対前年度と比較しますと、91.5%に減額をいたしております。経常利益は99万7,082円で、当期純利益が78万7,081円となっております。

下段をごらんいただきたいと思います。

平成23年度の事業計画としまして、平成21年度より栽培をいたしておりますアスパラガスの産地化、消費者ニーズ等を踏まえた特産品づくりに取り組みますという。また、商品開発にも力を入れるとともに、従来の取引を継続しつつ、新たな販路拡大を目指すということで計画をされております。売上総額を対前年度比138.5%の6,450万円とし、経常利益を698万8,000円と見込まれております。

次に、報告第12号、有限会社七城町特産品センターの経営状況について報告をいたします。

平成22年度の事業報告としましては、引き続き福岡市の百貨店における販路拡大事業の継続とともに、スーパー等の新規2店のインショップを開設されております。

す。また、加工品開発の新たな展開として米麺フェアを開催をされております。

決算状況につきましては、貸借対照表の資産合計が2億5,733万9,393円、負債合計が1億3,136万7,918円。資本金と利益剰余金を合わせた純資産合計が1億2,597万1,475円で、負債、純資産の合計が2億5,733万9,393円となっております。

また、売上総額につきましては、12億4,803万4,089円で、対前年度と比較しますと、96.2%に減額をいたしております。経常利益は1,454万9,654円で、当期純利益が855万1,743円となっております。

下段をごらんいただきたいと思っております。

平成23年度の事業計画としまして、売上や経費など、収支状況を常に注視しながら経営体質の見直しを図るとともに、既存インショップの販売強化と都市圏百貨店と連携した加工品ギフトの販売強化に努めるということで計画をされております。販売総額を対前年度比101.8%の12億7,000万円とし、経常利益を1,963万6,000円ということで見込まれております。

次に、報告第13号、有限会社七城町振興公社の経営状況について報告をいたします。

平成22年度の事業報告としましては、冬の寒波や備長炭温泉蒸し風呂として新たに改修したことなどから利用者が増加し、施設全体としての入場者も大幅に増加しております。また、従業員の接客スキル研修参加等により接客マナーの徹底を図り、お客様の満足度の向上に努められております。

決算状況につきましては、貸借対照表の資産合計が1億5,074万3,466円、負債合計が5,526万895円。資本金と利益剰余金を合わせた純資産合計が9,548万2,571円で、負債、純資産の合計が1億5,074万3,466円となっております。

また、売上総額につきましては4億4,521万1,401円で、対前年度と比較しますと、103%の増額になっております。経常利益は1,285万1,873円で、当期純利益が709万1,067円となっております。

下段をごらんいただきたいと思っております。

平成23年度の事業計画としましては、15周年ということで、年間を通じてグラウンドゴルフ大会や各種イベントの充実を図り、引き続き従業員の接客スキルの向上に努めるということで計画をされております。売上総額を対前年度並みの4億4,525万3,000円とし、経常利益を816万8,000円ということで見込まれております。

次に、報告第14号、有限会社七城町銘柄米センターの経営状況について報告を



いたします。

平成22年度の事業計画としましては、種もみ温湯消毒、無人ヘリの一斉防除によって、農薬使用の減量及び効率化が図られております。また、堆肥散布機を活用した土づくりを進め、安全・安心の米づくりを推進するとともに、日本穀物検定協会主催の食味ランキングで3年連続5回目の特Aを受賞されております。

決算状況につきましては、貸借対照表の資産合計が1億1,029万6,988円、負債合計が878万6,227円。資本金と利益剰余金を合わせた純資産合計が1億151万761円で、負債、純資産の合計が1億1,029万6,988円となっております。

また、売上総額につきましては8,591万8,568円で、対前年度と比較しますと、107.3%の増額となっております。経常利益は936万7,007円で、当期純利益が771万9,607円となっております。

下段をごらんいただきたいと思っております。

平成23年度の事業計画としまして、引き続き農地・水・環境保全向上対策の営農活動によりまして、地域と一体となった安全・安心の米づくりを進め、七城の米のさらなる品質向上とブランド化に取り組むということと、販売促進、宣伝活動にも力を入れるということとであります。売上総額を対前年度比83.3%の7,160万9,000円とし、経常利益につきましては933万1,000円の損失が見込まれております。損失の要因としましては、安定・継続した販売量を確保するために価格の見直しを行うということと、そういったものが損失の要因ということで予想をされております。

次に、報告第15号、有限会社旭志村ふれあいセンターの経営状況について報告をいたします。

平成22年度の事業報告としましては、生産履歴の義務づけや徹底した栽培指導を行い、地産物の品ぞろえの強化が図られております。また、旭志牛の新規加工品開発に力を入れましたが、口蹄疫等の風評被害で精肉部門における売上は減少したということとございます。

決算状況につきましては、貸借対照表の資産合計が7,467万1,307円、負債合計が3,241万446円。資本金と利益剰余金を合わせた純資産合計が4,226万861円で、負債、純資産の合計が7,467万1,307円となっております。

また、売上総額につきましては4億4,695万9,103円で、対前年度と比較しますと、99.3%に減額をいたしております。経常利益につきましては310万5,027円で、当期純利益が209万1,918円となっております。

下段をごらんいただきたいと思います。

平成23年度の事業計画としまして、新商品、話題商品を積極的に導入し、また野菜出荷者との計画的出荷を密にするとともに品ぞろえの充実を図り、さらに精肉部門の強化と食彩館のメニューの変更に取り組むということでなっております。売上総額を対前年度比102.9%の4億6,000万円とし、経常利益を900万円ということで見込まれております。

最後に、報告第16号、有限会社有朋の里泗水の経営状況について報告をいたします。

平成22年度の事業報告としましては、販売力強化と各種管理を徹底させるために、生産計画修正システムの構築と出荷品データ蓄積を行い、売れ残り、売り逃しや出荷調整の管理体制の強化が図られております。

決算状況につきましては、貸借対照表の資産合計が8,411万1,342円、負債合計が3,483万6,327円。資本金と利益剰余金を合わせた純資産合計が4,927万5,015円で、負債、純資産の合計が8,411万1,342円となっております。

また、売上総額につきましては4億3,639万1,257円で、対前年度と比較しますと、96.5%に減額をいたしております。経常利益は723万8,251円で、当期純利益が573万751円となっております。

下段をごらんいただきたいと思います。

平成23年度の事業計画としまして、生産計画修正システムの活用による販売物のロス削減に力を入れます。また、圃場訪問に力を入れ、生産物の代行収集や生産履歴作業日誌の記帳強化など、直売所と高齢化した生産者との密接な連携を図っていくということであります。販売総額を対前年度並みの4億3,700万とし、経常利益は510万円ということで見込まれております。

以上で、早口になりましたが、報告第10号、有限会社きくち観光物産館から報告第16号、有限会社有朋の里泗水までの7件についての経営状況についての報告とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 以上で、報告を終わります。

報告第9号から報告第16号までは、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告にとどめます。



### 日程第3 議事第1号 庁舎等検討特別委員会の設置について

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第3、議事第1号、庁舎等検討特別委員会の設置についてを議題とします。

庁舎等の問題につきまして、議会としても改めて総合的に検討するため設置するものでございます。

お諮りします。庁舎等検討特別委員会の設置について、23名の委員で構成する特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中も審査を行うことができるとするほか、審査に要する経費は議会費予算の範囲内にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、庁舎等検討特別委員会の設置については、23名の委員で構成する特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中も審査を行うことができるとするほか、審査に要する経費は議会費予算の範囲内とすることに決定しました。

ここで、庁舎等検討特別委員会を開催し、正副委員長の互選のため、暫時休憩します。

---

○

休憩 午前11時16分

開議 午前11時17分

---

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員会条例第9条第2項の規定による庁舎等検討特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告します。

委員長、境 和則君。副委員長、葛原勇次郎君。

以上です。

---

○

#### 日程第4 意見書案第1号上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第4、意見書案第1号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

総務文教常任委員長、森 清孝君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（森 清孝君） 意見書案第1号、消防団活動への支援に関する意見書の提出について申し述べます。

上記の意見書案を別紙のとおり菊池市議会会議規則第14条第2項の規定によって、総務文教常任委員会より提出します。

提案理由としまして、新聞報道等にもありましたように、東日本大震災で殉職された多数の消防団員の遺族に支払われる弔慰金が、消防団福祉共済の準備金が大幅

に不足することにより、大幅に減額されるためであります。

提出先及び意見書につきましては、お手元の資料に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、意見書の主旨にご賛同いただきますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議長（山瀬義也君）　これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第1号については、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

樋口正博君。

〔登壇〕

○11番（樋口正博君）　意見書案第1号について、賛成の討論をさせていただきます。

内容は、ここに本当に書いてあるとおりでありますが、まず消防団の身分として、地方公務員法上で非常勤の消防団及び水防団員の職として、まずその職を認められているというところがまず1点であります。

また、消防組織法においても消防団の規定として消防団員で非常勤の者が公務により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または公務による負傷もしくは疾病により死亡し、もしくは障がいの状態となった場合においては、市町村は政令で定める基準に従い条例で定めるところにより云々とあります。

また、次の2項については、前項の場合においては、市町村は当該消防団員で非常勤の者またはその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならないというふうに着目しております。

しかし、今回の場合は日本消防協会の福祉共済制度ということですが、この政令に従ってこの協会を立ち上げている。一方で、地方公務員災害補償法では、総務大臣は必要に応じてその内容について命令をすることが記載をされております。

また、この消防組織法は、災害対策基本法にも関与するとはっきり明記をされております。昨日の地震もあります、消防団員、非常時に出動するわけです。その中で身分の保障がされなければ、残された遺族は、子どもや奥さんたちを残して、本当に路頭に迷うということが発生する事案になりかねません。

また、この日本消防協会においては、菊池の支部長は福村市長であります。議会として意見書を上げるとともに、福村市長におかれましては、市町村長といろいろとお話の上、速やかに国に対して、総務大臣に対してその措置を求められるようお願いしまして、賛成討論といたします。

○議長（山瀬義也君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） これで討論を終わります。

お諮りします。意見書案第1号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第1号は、原案のとおり可決することに決定しました。



#### 日程第5 議員の派遣について

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第5、議員の派遣についてを議題とします。

議員派遣については、会議規則第160条の規定により、お手元に配付しておるとおりです。議員派遣については、原案のとおり派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） ご異議なしと認めます。したがって、議員派遣については原案のとおり派遣することに決定しました。



#### 日程第6 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第6、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

##### 総務文教常任委員会

- 1 一般行財政、企画開発、地域振興、情報処理、教育等に関する諸問題の調査について

##### 福祉厚生常任委員会

- 1 国保税、福祉、環境、健康管理等に関する諸問題の調査について

##### 経済建設常任委員会

- 1 農政、林業、商工振興、観光開発、土木、都市計画、公共下水道、水道等

に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

1 議会運営等に関する諸問題の調査について

議会広報特別委員会

1 議会広報に関すること

企業誘致促進特別委員会

1 企業誘致に関すること

庁舎等検討特別委員会

1 庁舎等の問題に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から、所管事務調査事項について、議席に配付の閉会中の継続審査並びに調査申し出一覧表のとおり申し出がっております。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに決定しました。

以上をもって本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件はすべて議了しました。

これをもちまして、平成23年第2回菊池市議会定例会を閉会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

---

閉会 午前11時25分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議員 山瀬 義也

菊池市議会議員 大賀 慶一

菊池市議会議員 岡崎 俊裕

# 付 録



平成23年第2回定例会付議事件一覧および審議結果表

(6月17日・6月29日議決)

議案番号	件名	審議結果
議案第54号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決
議案第55号	菊池市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第56号	菊池市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第57号	平成23年度菊池市一般会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第58号	平成23年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第59号	平成23年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第60号	平成23年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第61号	平成23年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第62号	平成23年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第63号	平成23年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第64号	平成23年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第65号	平成23年度菊池市水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第66号	字の区域の変更について	原案可決
議案第67号	熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について	原案可決
議案第68号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意

議案番号	件名	審議結果
議案第69号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	原案同意
議案第70号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	原案同意
議案第71号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	原案同意
議案第72号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	原案同意
議案第73号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	原案同意
議案第74号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	原案同意
議案第75号	固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて	原案同意
議 事		
議事第1号	庁舎等検討特別委員会の設置について	原案可決
意 見 書 案		
意見書案第1号	消防団活動への支援に関する意見書	原案可決
請 願		
請願第1号	建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する請願	不採択
請願第2号	田島工業団地と林原・蘇崎工業団地に関する請願	採 択
請願第3号	隈府小学校の中学校区割りに関する請願書	採 択
陳 情		
陳情第1号	住宅の新築・リフォームに対する助成制度の創設を求める陳情書	不採択

議案番号	件名	審議結果
報告		
報告第5号	繰越明許費繰越計算書について	原案報告
報告第6号	事故繰越し繰越計算書について	原案報告
報告第7号	継続費繰越計算書について	原案報告
報告第8号	専決処分の報告について	原案報告
報告第9号	菊池市土地開発公社経営状況報告について	原案報告
報告第10号	有限会社きくち観光物産館経営状況報告について	原案報告
報告第11号	有限会社ファームきくち経営状況報告について	原案報告
報告第12号	有限会社七城町特産品センター経営状況報告について	原案報告
報告第13号	有限会社七城町振興公社経営状況報告について	原案報告
報告第14号	有限会社七城町銘柄米センター経営状況報告について	原案報告
報告第15号	有限会社旭志村ふれあいセンター経営状況報告について	原案報告
報告第16号	有限会社有朋の里泗水経営状況報告について	原案報告

## 消防団活動への支援に関する意見書

本年3月11日に発生した東日本大震災では、大規模な地震に加え、太平洋沿岸を中心とした大津波等により未曾有の被害をもたらした。

このような中、消防団員は、地震発生直後から地域住民の避難誘導、捜索・救助、消火、避難生活の支援等広範囲にわたり、日夜懸命の活動を続ける中で、水門閉鎖や避難誘導の際、津波に巻き込まれるなど、極めて多数の消防団員が死亡または行方不明となった。

この影響を受け、日本消防協会の福祉共済制度における殉職消防団員に対する弔慰金が大幅減額される事態となった。

全国には88万人余の消防団員が生業を持ちながら、日頃から訓練を重ね、災害等が発見した場合には、消火活動、救助活動、避難誘導を行うなど、住民の生命、身体、財産を守り、住民が安全で、安心して暮らせるよう、地域に根ざした消防団活動を行っているところである。

福祉共済制度は、消防団員が住民の安全・安心を守るという崇高な消防の使命と旺盛な郷土愛護の精神に燃え、わが身の危険をも顧みず消防の第一線に立って活動することを念頭に、消防団員及びその家族をサポートするもので、消防団員確保の面からも極めて重要なものである。

よって国におかれては、消防団活動への支援について、下記のとおり対応されるよう強く要望する。

### 記

- 1 東日本大震災をはじめ消防団活動において殉職した団員のご遺族、あるいは負傷した消防団員に対し、公務災害補償をはじめ、福祉共済制度の給付金の見直し、子弟の就学支援などの生活全般にわたりできるかぎりの支援措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月29日

熊本県菊池市議会議長 山瀬 義也

衆議院議長 横 路 孝 弘 様

参議院議長 西 岡 武 夫 様

内閣総理大臣 菅 直 人 様

総務大臣 片 山 善 博 様

財務大臣 野 田 佳 彦 様

内閣官房長官 枝 野 幸 男 様

議員派遣

番号	派遣目的	派遣場所	期 日	派遣議員
1	東京菊池会	東京都	平成23年7月2日 ～3日	坂井正次 森隆博 森清孝 二ノ文伸元 中山繁雄
2	第117回 増田例大祭	佐賀県唐津市	平成23年7月23日 ～24日	工藤圭一郎 大賀慶一 東英俊 樋口正博 坂本昭信 坂井正次 北田彰